

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
75

2018.6

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

- 1 法整備支援のその先—新時代における国際民商事法センター（ICCLC）—
公益財団法人国際民商事法センター理事長 大野恒太郎

寄稿

- 7 議事録係として法整備支援に携わって 公益財団法人国際民商事法センター研究員 長屋 寿
12 [連載] プノンペンの日(3) ～カンボジア法整備支援の日常～ JICA長期派遣専門家 内山 淳

特集

- 【ウズベキスタンにおける行政法改革】**
19 ウズベキスタンにおける法整備支援 国際協力部教官 岩井 具之
23 ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性
名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋 克哉
29 ウズベキスタン行政法における新改革：課題とその解決
ウズベキスタン大統領府附属国家管理アカデミー研究者／法学博士准教授
Nematov Jurabek（ネマトフ ジュラベック）

外国法制・実務

- 39 [カンボジア] カンボジアの司法 ～未登記土地に関する紛争～ JICA長期派遣専門家 内山 淳
44 [中国] 中国立法法の改正について(2) JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

- 【会合】**
75 第19回法整備支援連絡会 千葉地方検察庁検事（元国際協力部教官） 石田 正範

- 【国際研修・共同研究】**
150 [東ティモール] 平成29年度東ティモール共同法制研究（土地関連法、特に不動産登記制度について）
国際協力部教官 大西 宏道
157 [ラオス] シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」
国際協力部教官 福岡 文恵

【講義・講演】

- 162 主任国際協力専門官 松波 宏幸

【研修等実施履歴】

- 163 主任国際協力専門官 松波 宏幸

【活動予定】

- 166 主任国際協力専門官 松波 宏幸

専門官の眼

- 167 主任国際協力専門官 佐藤 励仁

各国プロジェクトオフィスから

- 171 ベトナム長期派遣専門家 塚部 貴子
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂

法整備支援活動年表

- 174

編集後記

- 198 主任国際協力専門官 松波 宏幸

法整備支援のその先 —新時代における国際民商事法センター（ICCLC）—

公益財団法人国際民商事法センター理事長

大野 恒太郎

（ごあいさつ）

私は、昨年6月、公益財団法人国際民商事法センター（International Civil and Commercial Law Centre, 以下ICCLC）理事長に選任された。

先の理事長である原田明夫氏が昨年4月に亡くなられたことは、ICCLCにとっても痛恨の極みであったが、そうした中、凶らずもその後任理事長のご指名を受けた。もとより浅学菲才であり、原田氏のような国際的経験も声望もないが、お引き受けした以上は、微力であっても誠心誠意理事長の職を務め、ICCLCの活動を通じ、我が国による法整備支援の発展や、民商事法の分野におけるアジア諸国等との相互理解の促進のお役に立ちたいと願っている。

今回、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）から本稿執筆の機会を与えられたので、同部とも関係の深いICCLCの歩みを簡単に振り返った上で、新しい時代の下におけるその役割等について述べることにしたい。

（ICCLCの歩み）

ICCLCは、1996年に設立され、昨年1月には財団創立20周年の記念式典を挙

行した。設立当時、森脇昭夫氏（当時名古屋大学教授）をはじめとする先覚者の方々によってベトナムに対する法整備支援が開始されていたものの、まだ法務省にもこれを担当する部署が置かれていないような状況だった。そこで、当時の国際協力事業団（JICA）が政府開発援助（ODA）の一環として行う法整備支援事業の委託を受けてこれを民間の立場から支援する組織として、多くの方々のご尽力により、ICCLCが創立されたものである。創立に関わられたの方々の中で、三ヶ月章氏（元法務大臣、東大名誉教授）、伊藤正氏（元住友商事会長、ICCLC初代会長）、前田宏氏（元検事総長、元ICCLC評議員）、原田氏（当時法務省官房長）は既にお亡くなりになっている。

現在においても、ICCLCの業務の中で最も大きな柱は、国際協力機構（JICA）の委託を受け、法務省等が行う法整備支援活動を側面から支援することである。我が国がこれまで積み重ねてきた法整備支援活動は、「寄り添い型」などと呼ばれるように、相手国の自主性を尊重する観点から、長い期間をかけて相手国の実務家と協働し、その実情に合った法制度の整備を行うとともに、法律実務家の養成や実務運用の向上にも取り組むも

のであった。

私自身は、直接法整備支援に関わったことはないものの、法務事務次官在任当時、ベトナムとカンボジアに出張し、現地における長期派遣専門家の献身的な活躍ぶりを見聞して胸を熱くしたことがある。また、ベトナムでは、司法省等に名古屋大学で学んだという幹部職員が多いことにも目を瞠る思いがした。

現在重点援助対象国とされているのは、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマーの8か国であり、ネパール、東チモールやアフリカ諸国等に対しても必要に応じて支援を行うこととされている。

I C C L C は、J I C A から委員会や作業部会の運営を受託し、これらの支援先国から関係者が研修等で来日した際には、日本側関係者との間の意見交換会を開催するなどして、相互理解の増進を図っているところである。

I C C L C の業務のもう一つの大きな柱は、研究会等を通じて、我が国と相手国との間で相互の法制や運用についての理解を深め、それらの向上を図ることである。

そうした事業の中で、日中民商事法セミナーは、中国国務院国家発展改革委員会を相手方とし、1996年以来20年間にわたり日本と中国の交互開催の下に続けられてきた。そして、その間における中国の経済や制度の発展に伴い、採り上げられるテーマも年々より専門的で高度なものになっており、直近の2016年に開催されたセミナーでは、「P F I（民間資金活用事業）及びP P P（官民パートナーシップ）」が採り上げられた。

また、日韓パートナーシップ共同研究は、日本の法務省・最高裁と韓国の大法院の間で、不動産登記、商業登記等の制度や運用について共同研究を行うもので、1999年以来相互訪問を重ね、既に18回を数えるに至っている。基本法周辺の法制度や運用の向上を図るものである点において、先駆的な取組であると評価することができるであろう。

さらに、アジア諸国の民商事法に関する調査研究の例としては、関西の学者・実務家の方々が中心になって進められているアジア・太平洋民商事比較法制研究がある。これは、主として企業法務の観点から重要なテーマを採り上げて研究を行うものであり、その成果はシンポジウムで公表するとともに、I C C L C の出版物「I C C L C NEWS」に特集して刊行している。昨年は、「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンスーベトナム・カンボジア・ミャンマー・インドネシアー」をテーマとする研究結果が発表された。

一方、地方における取組としては、国際民商事法金沢セミナーを挙げなければならない。これは、北國新聞社をはじめとする地元有力企業の並々ならぬご尽力により毎年開催されてきたもので、本年その22年目を迎える。セミナーでは、アジア経済と関係の深い企業や諸機関、学者の方に国際取引の実務やその法的課題に関する講演をお願いし、その後パネル・ディスカッションを行うなどしている。経済のグローバル化が全国各地に及び、地

方に拠点を置く企業の海外展開も通常のこととなっている現在、このセミナーは、地方におられる方々に対して法整備支援やアジア法に関する発信を行うとともに、様々な問題意識やニーズを直接受信する貴重な機会となっている。

ICCLCは、一昨年JICA理事長に表彰されたことに続き、昨年7月には外務大臣表彰を受けた。これは、これまでICCLCが積み上げてきた実績が、アジア地域を中心とする各国の民商事法とその運用の発展に寄与するとともに、より良い国際経済取引の法的枠組みを探求し、国際社会の繁栄と安定に貢献したなどとして高く評価されたものである。

20年前にICCLCの創設に関わられた方々の先見の明に改めて敬服するとともに、その後着実にICCLCの業務に取り組みされてきた幾多の関係者の方々のご尽力に心から感謝する。

(新時代におけるICCLCの役割等)

さて、ICCLCが設立された20年前と現在とを比較すると、アジアの民商事法をめぐる環境には極めて大きな変化がある。当時は、かつての社会主義経済を市場経済に転換していくための法整備の重要性が強調されたのであるが、その後、中国をはじめとするアジア経済は目覚ましい発展を遂げ、今や欧米の先進国に迫る勢いを示している。そして、急激なIT化の進展は、人々の生活や社会経済の在り方を抜本的に改めつつあり、こうした分野では、中国等の方が我が国よりもむしろ先に進んでいる様相すら呈している。

また、ベトナムのように、その成長により、これまでの法整備支援を支えてきた枠組であるODAの対象から外れることとなる国も出てこよう。

このような状況を背景に、相手国が求める法整備支援の内容も、かつてのベトナムやカンボジアにおけるような基本法の整備から、近年はインドネシアやミャンマーのように、知財制度の整備等より実務的今日的なテーマに移りつつある。

現在、法整備支援については、国際的なドナー間の競争が激しさを増している。そうした中で、我が国がその役割を果たしていくためには、これまで高く評価されてきた「寄り添い型」支援の長所を活かしながら、同時に、相手国の具体的なニーズに応じ、より柔軟で迅速な対応を行うことも必要とされるであろう。

また、我が国に求められる法整備支援の方法も、日本がかつて欧米の法制度を継受した経験に基づき相手国を指導するという方向から、急速に発展するIT分野などを中心に、新たに生じている法的問題への対処を相互に研究し、協働するという双方向的なものへと次第に変化していくように思われる。元来比較法の研究は、相手国の法制度や運用を向上させるということにとどまらず、翻って自国の法制や実務を見直してより良いものにする上でも有益な知見を得る契機を有しているのであるが、近年における急激で国境を越えた社会経済の進展は、これに対応すべき法制度やその運用について、一層共同研究作業の重

要性を高めるものであろう。

そのような中で、日中民商事法セミナーは、先程も触れた通り、取り扱うテーマが相互に関心の高い今日的で高度なものになっているのであり、各国との共同研究や国際協力の在り方について、将来の方向性を示すものと考ええる。ICCLCとしては、今後は、一般財団法人日中経済協会とも連携し、このセミナーが一層充実したものになるように努めていきたい。

もとより法整備支援は、それぞれの社会的文化的歴史的背景に由来する相違を認識して許容することがその前提をなすものであるが、その一方で、共通する法的課題に対する共同研究作業が広がれば、将来的には国際的なスタンダードの形成にも寄与することを期待し得ると思う。

ところで、ICCLCは、現在約70社に上る企業や法律事務所の会員によって支えられている。こうした会員企業等は、国際的な業務を遂行する上で、平素様々な法的な問題に直面しており、これに対処するために有益な情報や伝手を求めるとともに、相手国において安定した事業展開を可能にする基盤として、その法制度や司法システムが整備されることを期待している。

そうした中、2013年に改訂された政府の「法制度整備支援に関する基本方針」には、相手国における法の支配の確立に加え、新たに日本企業の海外展開に有効な投資環境整備という視点が盛り込まれた。また、昨年6月に発表された政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017について」や「未来投資戦略2017」は、我が国企業の国際展開を推進するための方策として「法的側面支援」等に言及している。さらに、政権与党である自民党の司法制度調査会も、「司法外交の新機軸：5つの方針と8つの戦略」の中で日本型司法制度支援の展開とともに、国際仲裁等国際紛争の司法的解決における我が国の役割の拡大や海外に進出した中小企業の国際司法対応力の強化等を提言している。これらは、現在我が国を取り巻く社会経済の実情を踏まえたもので、会員企業等の期待とも重なるところが大きい。

会員企業等が有する実務的観点からの要望や意見を法務省等に正しく伝えることにより、できる限りそれを国の「戦略的な」法整備支援プログラム等に反映させていくことは、ICCLCの重要な役割である。ICCLCとしては、これまでも、支援対象国の実務家等を我が国に招いた際には、関心を有する会員企業等に可能な限り懇談会等に参加して国内外の関係者と意見交換を行っていただけよう努めてきたところであるが、今後、一層会員企業等の問題意識に応える活動を展開していくこととしたい。

一方、この20年の間に、法整備支援やアジア諸国等の法律問題に取り組む実務家や学者の側にも大きな変化が生じている。

アジア諸国との間の法務ビジネスが急成長を遂げている状況の下で、若い法曹や学者が法整備支援等に取り組むことは、相手国の社会や文化を深く理解し、法務関係者に貴重な

知己を得る上で、誠に得難い経験となる。取り分け、相手国に長期間派遣されて法整備支援活動等に当たることは、異なる環境の下で言語をはじめ様々な苦労があることは想像に難くないが、その反面、いわば日本の法律関係者を代表するような立場で、国内にいる時とは比較にならないほど広い守備範囲を受け持ち、自らの裁量に委ねられるところも大きいことから、やりがいに富んだものであることに相違ない。

したがって、若い法律家が法整備支援をはじめとするアジア法の最前線に身を置くことは、相手国や日本の社会経済にとって有益であるというにとどまらず、本人にとっても、大きな成長の機会を提供するものであろう。そして、そのことは、将来、裁判官、検察官あるいは弁護士というような従来 of 枠に固定されることなく、国際的に活躍する法律家としてキャリアを築いていく上で有力な足がかりとなると思われる。

私は、10年ほど前、検事の採用面接を行った際、少なからぬ数の検事任官志望者が将来取り組みたい業務として法整備支援を挙げたのに驚いたことがあるが、今やそれは異とするに当たらない。ICCLCは、2010年から毎年、名古屋大学法政国際教育協力研究センターや慶應義塾大学大学院法務研究科等と連携して、主として若い世代に向けた法整備支援に関する企画を実施しているが、その導入部に当たる「法整備支援へのいざない」には毎年100名をはるかに超える若手弁護士、司法修習生、学生の方々等が参加していることから、法整備支援に対する関心の高まりを看取することができる。そして、日弁連の国際司法支援活動弁護士登録制度には、多数の弁護士が登録してその活動に参加しているとのことであり、法整備支援に関する講座を設ける大学も増えていると聞く。

そうした意味で、この分野は、人材を確保育成していく面においても、将来性に富んでいるのである。

さらに、法整備支援や、法制度・運用に関するアジア各国との相互理解を発展させていくためには、国内的には企業をはじめとする各方面の理解と支援が不可欠であり、国際的にも関係国から我が国の法整備支援の意義等について積極的な評価が与えられることが必要である。そのような観点からは、法整備支援の意義等に関し、国内外に対して積極的な発信を行うことが肝要である。

こうしたことから、本年1月に開催された法整備支援連絡会においては、「日本の法整備支援の発信力—どんなメッセージを伝えられるか—」がテーマとして採り上げられた。この会議においては、現職の閣僚として初めて出席された上川陽子法務大臣から法整備支援等の発展に向けて大変力強いご挨拶をいただいたのをはじめ、様々な立場から傾聴すべき意見が活発に開陳された。

ICCLCとしても、関係諸機関と連携し、これまでも増して積極的な広報に努めていきたい。

最後に、法の支配について触れないわけにはいかない。

国連は、2015年、国際社会が目指すべき共通の目標として、「我々の世界を変革する：

持続可能な開発のための2030アジェンダ」(いわゆるSDGs)を採択し、その中で法の支配への言及もなされている。我が国がこれまでソフトインフラの中でも取り分け法整備支援に力を入れてきたのは、法の支配の確立こそが、真に人々の生活を安定させ、経済的な発展や国際平和の基盤となるものと信じているからである。そして、ここでいう法の支配とは、社会や経済における諸活動が法というルールによって規律され、担保されるという側面と、政府による権力行使が法によって制約されることにより、市民の人権や自由が保障される側面の両面を有すると言ってよいであろう。SDGsも基本的には同様の認識に立つものと理解される。

そうした観点から見ると、現在、一部のアジア諸国には政府権力を法によってコントロールするという側面における法の支配が後退し、民主主義や人権との関係で懸念される状況がないとは言えないが、ICCLCの活動は、基本的には政治とは切り離された民間のものであることから、懸念される状況に対しては個別に慎重に対応をしていくほかはないと考えている。

以上の通り、法整備支援やICCLCを取り巻く情勢は現在大きく変化しつつあり、今や「法整備支援のその先」についての対応が求められる時代を迎えている。

そうした中で、ICCLCが引き続きその役割を果たしていくためには、民間の機関であるという身軽さを活かしながら、関係する法務省法総研国際協力部・外務省をはじめとする政府諸機関、JICA、弁護士会、大学、会員企業等を結ぶ要として、新たな状況や課題に的確に取り組んでいく必要がある。

幸いICCLCは高い見識と豊富な経験を有する役員と優秀で献身的なスタッフを擁し、長年にわたる活動で培った国内外における各方面との人的繋がりを有する。そして、ICCLCがこれまで関西の企業、大学、法律事務所等の関係者との間で法整備支援やアジア各国の民商事法制・運用の研究について育んできたネットワークは、ICDが大阪から昭島に移転した後も、大切に維持して発展させていかなければならないと考えている。

ICCLCとしては、そのような人的体制を基盤として、新しい時代の下で積極的にその役割を果たしていきたい。

皆様方に対しては、今後も、ICCLCの活動に対するご理解をいただくとともに、ICCLCと力を合わせ、法整備支援やアジア諸国等との間の法的相互理解の発展に取り組んでいかれるよう切に願います。

議事録係として法整備支援に携わって

公益財団法人国際民商事法センター研究員

長屋 寿

(ながや ひさし)

1981年岐阜県生まれ。公益財団法人国際民商事法センター研究員・議事録係。明治大学大学院在学中に議事録作成業務を開始。現在に至る。

1. はじめに

私が初めて法整備支援に携わったのは今から約9年前、カンボジアの不動産登記に関する会合に議事録係として参加した時でした。大学のゼミの先輩に紹介され、その業務を引き継ぐ形で始めたものです。議事録の作り方も知らなければ法整備支援のことさえ知らない、そんなスタートでした。それからはひたすら試行錯誤の繰り返しで、常に己の力不足を痛感してきました。それでも、多くの関係者の方々に助けられ、教えられ、何とか今日まで続けることができました。改めて振り返り、既に9年も経っていたのかと我ながら驚いています。

その間、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ネパール、インドネシア等々、様々な国や人と関わる機会を持ちました。いずれもかつては縁遠く、今では親しみを感ずる大切な存在となりました。そこで得られた経験は、この業務に携わらなければ一生触れることのできないものばかりだったと思います。

私が法整備支援に関わることができるのは議事録を依頼されたときに限られるため、知識や経験は断片的なものにすぎません。そのような拙い経験の中から、議事録のこと、法整備支援のことなどについて少し綴らせていただきたいと思います。

2. 議事録というもの

ひと口に議事録といっても、そのスタイルは一様ではありません。発言を一言一句違わず文字起こしするもの、レジュメやメモ書きのような簡潔なもの、さらには「協議の結果、議題につき全会一致で可決された」の一行で済まされるものさえあります。「議事録とはかくあるべし」といった基準もないようで、人によってそのイメージは異なります。

そのため、依頼者によって議事録の形は変わります。「発言は全部記録するように」と言われることもあれば、「なるべく短く」と言われることもあります。また、特に要望がない場合は作成者によって様々な議事録が作られることとなります。他の方が作成された議事録を見ると自分のものとは随分異なっており、それぞれに工夫が凝らされていて大いに参考になります。

私が議事録と聞いてイメージするのは『法典調査会 民法議事速記録』です。現行民法

の起草に係る資料であり、学生時代、論文を書く際に随分お世話になりました。速記録なので比較的話したまを記録しているものと思いますが、100年以上前の人々の生の声が聞こえてくるようで、読むだけでもなかなか面白いものです。これを読んでいた頃はまさか自分が議事録を作ることになるとは想像もしていませんでしたが、私にとって議事録の一つの理想形といえます。

私が議事録を作成する際には、AG会合と本邦研修とでその形式を変えています。まず、AG会合の議事録はなるべく短くまとめるようにします。依頼者が簡潔な議事録を望んでいるというのが一番の理由ですが、AG会合の場合は発言者が皆日本人であることが多く、発言内容を把握しやすいため短くまとめることが比較的容易であるという理由もあります。

一方、本邦研修の議事録は発言をそのまま文字起こしする形式に近いものにしていきます。本邦研修は基本的に通訳を介して行われるのですが、通訳された日本語が理解しづらいということが時々あります。これは彼我の言語構造の違いによるものであり致し方ないとはいえ、議事録を作成する際には頭を悩ませることになります。そのまま文字起こしすると不自然な日本語になってしまいますが、「きっこう言いたかったのだろう」と安易に修正してしまうと発言の趣旨を損ねるおそれがあります。日本側と相手国側とで理解にズレがあることは珍しくなく、実際、教官や専門家の方々が「え、そういう意味だったの!？」と驚かれる姿を今まで何度も目にしてきました。素人である私であればなおさらその危険性は高く、したがって修正は最小限に止めるようにしています。

いずれにせよ、「重要な情報を落とすまい」と慎重になると議事録は冗長なものになりがちで、その分チェックされる方々に余計な負担をおかけすることになってしまいます。他の議事録係の方々が作成されるような簡にして要を得た議事録を作れるようになりたいものですが、まだまだ精進が足りません。

議事録を依頼される場合、「こういう議事録を作ってもらいたい」という要望があれば、サンプルを見せるなどして事前に議事録係に伝えておくとよいのではないのでしょうか。

3. 法整備支援について

法整備支援はまず第一に相手国のために行われるものですが、日本側が相手国の法律のみならず文化や言語などの多様な知識を得ることのできるまたとない機会でもあると思います。それは私にとっても同様で、法整備支援に関わることで多くの貴重な経験をさせていただきました。

私は大学では民法を専攻していましたが、それ以外の法分野については大した知識を持ち合わせていません。そのような者が専門家同士の議論を記録するわけですから、今でも議論についていくのは大変です。訳も分からずメモを取り、家に帰って音声を聞きながら本やネットでひたすら調べる、毎回その繰り返しです。また、本邦研修などでは外国の方々との議論を記録することになり、飛び交う外国語に苦しめられることも少なくありません。日本語にない発音もカタカナで表記しなければならず、私一人では対応するにも限度があります。そんなとき、AGの先生方、教官や専門家の方々、そして通訳の方々にとれほど

助けていただいたか分かりません。こちらの初歩的な質問にも優しくお答えくださり、時には懇切丁寧なメールをお送りくださることもありました。そうやって得られた知識が少しずつ積み重なることで、徐々にではありますが、ある国で得られた知見を他の国にも活かすといったこともできるようになってきました。法律や言語のプロの方々の警咳に接することができる、これは法整備支援に携わることで得られる最も大きな喜びの一つです。

また、法整備支援は外国の専門家の方々と接することができるよい機会でもあります。本邦研修で来日された研修員の方々のお話はどれも興味深く、こちらの常識や固定観念が揺さぶられることが多々あります。国家体制や文化の違いが法に与える影響というのもの、日本法だけ学んでいると見過ごしてしまいがちです。例えば所有権一つとっても資本主義国と社会主義国とでは考え方が異なり、日本の先生方でさえ研修員の方の説明を聞いて「ああ、そうか」と驚かれることがあります。法の多様性を肌で感じることができるというのも法整備支援の現場ならではの思いです。

研修員の方々といえば、どなたも親切かつ個性的で、研修の度に楽しい思い出を頂いてきました。皆さんそれぞれが国家の重責を担って来日されているのですが、気取らず偉ぶらず、いつも対等な相手として接してくださることは本当にありがたく思っています。部屋の片隅で小さくなっている私にも気さくに声を掛けてくださったり、母国の食べ物を差し入れてくださったり。とある研修の初日、何年もお会いしていなかった方に「元気でしたか？」と笑顔で話しかけていただいた時は嬉しくて目頭が熱くなりました。日本側と真剣に議論を交わされる姿、休憩時間にお菓子を頬張りながら談笑される姿、マイク片手に朗々と民謡を披露される姿等々、議事録係の席から覗いた研修員の皆さんの印象的な姿は数え切れません。

そして、これは多くの方が異口同音におっしゃるのですが、日本側の支援態度、とりわけその粘り強い態度には常々感銘を受けています。話し合われる内容が高度であることに加え、文化・伝統・言語等の違いにより意思の疎通がうまくいかないことはよく起こります。何度言っても伝わらない、理解してもらえない、そんなときでも日本の先生や専門家の方々は辛抱強く説明を繰り返されます。「それはさっきも言ったじゃないか」と会議室の後方で私がやきもきしているのとは対照的に、あくまで穏やかに語られる姿にはただただ頭が下がります。外国の支援の中には「我々の制度と同じにしなさい」と一方的に押し付けるものもありません。「それでは意味がない。彼らが自ら考え、理解し、作り上げたものでなければならぬ」と日本の先生や専門家の方々はおっしゃいます。これは言うに易く行うは難しであり、そのために費やされる労力は図り知れません。本当に相手国のことを思っていなければできないことであり、それが上記のような粘り強い態度として表れているのだと思います。これは日本による支援の美点として大いに誇ってよいことではないでしょうか。

4. 法律の言葉の厳密さについて

議事録を作るようになって、日本語だけでなく言葉そのものについて関心を持つことが

多くなりました。その中で、最近特に気になっていることを一つお話ししたいと思います。

日本で法律を学んだ人であれば、「法律の言葉は厳密に用いなければならない」ということは常識になっていると思います。法律の言葉が曖昧であった場合にどのような不都合が生じるかについては説明するまでもないでしょう。日本における法律の言葉の厳密さ・難解さは素人には近寄りがたいものがありますが、正確さを期するという意味では非常に高いレベルにあると思います。

しかし、法整備支援で各国と関わると、そのような日本側の常識が通用しない場面にはしばしば遭遇します。例えばラオスなどはそうなのですが、一つの概念を表すのに複数の言い回しを用いることが常態となっています。「違う言葉を使っているが意味は同じ」というのは法学部上がりの私などには馴染みにくいもので、研修などで一つ一つ確認していく必要があります。日本の専門家の方々も「一つの概念には一つの言葉を用いるようにしてください」と長年訴えてこられたのですが、思いのほか相手国側の同意を得られません。

「それは言葉として美しくない」というのがその理由だそうです。「法律と文学は違いますから」と反論しても「言葉は文学である」と言い返されるなど、文化の違いをこれでもかと思ひ知らされます。昔、英語の授業で「同じ表現を並べた文章は頭が悪く見える」と教えられたことを思い出します。実際、ラオスの法律を読むと、全く同じ構文なのにあえて表現を変えていたりして、「同じ表現を繰り返してなるものか」という執念のようなものさえ感じることがあります。現在起草作業中のラオス民法典の草案でも、AGの先生や専門家の方々の指摘によって用語の統一が図られた部分は少なくありません。

何とかならぬものかと常々思っていたのですが、最近その考えが揺らいできました。きっかけは昨年夏。知り合いの大学教授の依頼でイタリアの論文を翻訳したのが事の発端でした。それは日本について書かれたものだったのですが、引用された日本法のイタリア語訳を読むと、日本語では同じ用語であるものがイタリア語では様々な言葉で翻訳されていたのです。一例を挙げると、日本語であれば「権限」という言葉で統一されるべきところが、「権限」「権能」「権力」「能力」「自由裁量」等々、多種多様な言葉で表現されているのです。地の文であればともかく、法規範の文章でさえそうであることに驚きを禁じ得ませんでした。ラオスでの経験が蘇り、まさに「ブルータス、お前もか」との思いでした。同教授にお尋ねしたところ、イタリアではそれが普通だそうです。弁護士の書く文章でさえ同様とのことでした。同教授も翻訳の際には難儀されているようで、「こちらが何を言っても『何も問題はない』と一顧だにされない」と嘆息されていました。

これはイタリアだけの話なのかと思い、隣国フランス法の先生にもうかがってみました。フランスも全く同じだそうです。「彼らは日常の言葉で法律を書くからね」とおっしゃっていたのが印象的でした。フランス民法典の成立過程を考えると、これは「法律は誰のためのものか」ということとも関わってくるのかもしれませんが。また、スペインでも事情は変わらないようで、山田信彦編著『スペイン語法律用語辞典』のはしがきにも同じような嘆息が綴られています。これら三国は言葉が似ているため、もしやと思ったのですが、法律の言葉遣いについても似ているようです。

当初、法律の言葉を厳密に用いないのは東南アジアに特有の現象であり、やがて法律学が発達すれば自然と厳密になるであろうと単純に考えていました。しかし、長い法の歴史を有する伊仏西でも同じであるとする、「一つの概念には一つの言葉を」というのは案外世界的常識とは言えないのではないか？ それを相手国に求めることに問題はないのか？ このような疑問を抱くようになりました。もちろん、私のごく限られた知見だけでそう判断することはできませんし、伊仏西がむしろ世界的に特殊であるという可能性も否定できません。ただ、今まで当然だと思っていたことが揺らいで不安になったことは確かであり、この点については今後も調べる必要があると思っています。

5. 最後に

最後に、今までお力添えをいただきました関係者の方々に感謝を申し上げたいと思います。AGの先生方、法務省法務総合研究所国際協力部の教官、専門官、事務官の皆様、JICAの専門家、職員の皆様、通訳の皆様、そして公益財団法人国際民商事法センターの皆様、厚く御礼申し上げます。私の拙い仕事が少しでも皆様のお役に立てていれば望外の喜びです。

プノンペンの平日（3） カンボジア法整備支援の日常

JICA長期派遣専門家

内山 淳

【目次】

- 1 平日の朝
- 2 平日の午前
- 3 平日の昼休み（以上，前々号）
- 4 平日の午後
- 5 平日の夜（以上，前号）
- 6 平日の特別行事
 - （1）プノンペンにて（以上，本号）
 - （2）プノンペンを離れて
- 7 番外編「プノンペンの休日」

前回までは、「普通の平日」をお伝えしました。今回は、「特別な平日」の様子です。法整備支援の日常には、スパイスになるような特別行事が不定期にやってきます。長期派遣専門家は、その時々に応じて、様々な役割を演じますが、それらは知られざる一面かもしれません。一人二役、…いや、三役、四役の姿を御覧ください。

6 平日の特別行事

（1）プノンペンにて

企画する

長期派遣専門家は、ときに「プロデューサー」になります。

プロジェクトでは、日常のワーキング・グループだけでなく、より多くのカンボジアの法律家に知識や経験を共有してもらうため、不定期に各種セミナー¹を開催します。プロジェクトの波及効果が期待できる特別行事です。

長期派遣専門家は、セミナーの開催時期、場所、テーマ、当日の進行などについて考え、カンボジア側と協議しながら、よりよいセミナーとなるように工夫します。

セミナーの表舞台で活躍するのは、日本から来てくれる講師陣、それを支えるのは、通訳と翻訳を担当するプロジェクト・スタッフです。

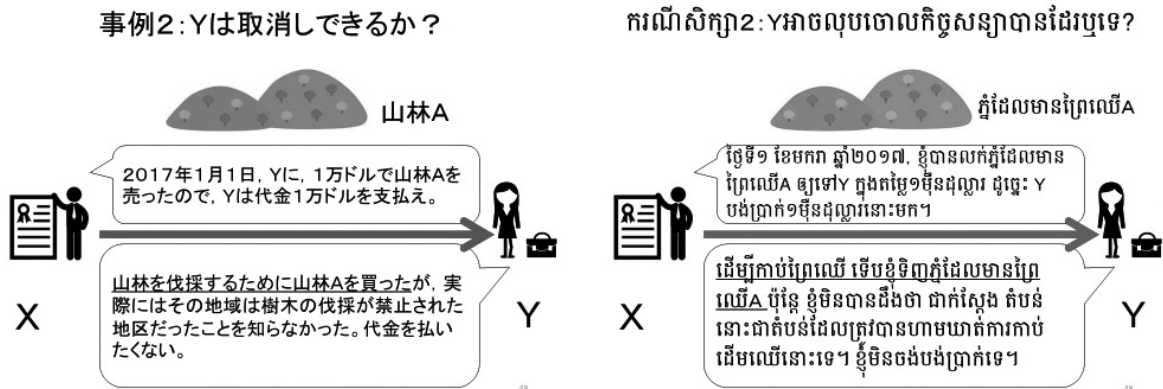
講師陣は、主にICD教官や日本の弁護士、大学教授です。講義では、カンボジアの法律を解説したり、カンボジアの実務で問題となっている事柄を取り上げて検討したりします。

¹ 過去の現地セミナー（一部）の様子は、ICDのホームページ参照。
http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html

ここで重要なのは、準備です。

まず、講義資料です。長期派遣専門家は、日本にいる講師とメール等で連絡を取りながら、当日使う講義資料を検討しますが、通常は、映写できるスライド（パワーポイント）形式の資料にしてもらいます。そうすれば、図やイラストを盛り込んで、視覚的に分かりやすくできるからです。また、日本語をクメール語に翻訳すると、性質上、文字量がかなり多くなるため、スライド1枚にどのくらいの情報量を盛り込むかなどを吟味する必要もあります。

コンサートやライブなどでは、本番のステージで観客に満足してもらうために、様々な工夫をするようですが、セミナーも同じかもしれません。講師陣の知識と経験を参加者に分かりやすく伝え、一人でも多くの参加者に満足して帰ってもらうためには、様々な工夫が必要な気がします。ちょっと過保護かもしれませんが。



【セミナーで使うスライドの例（同じページの日本語版とクメール語版）²】

準備としては、通訳も重要です。セミナーでは、カンボジア語（クメール語）の通訳が必要ですが、通訳人が理解できない言い回しは、絶対に参加者にも理解できません。ですから、事前に講師と通訳人が打合せをして、講義内容を最終確認します。ぶっつけ本番は禁物です。

ちなみに、通訳では、話し手の側がいろいろと気を付けた方がいい点があります。

例えば、日本語独特（？）の曖昧な表現は要注意です。例えば、「そのように解釈する余地がないわけではないと言えるかもしれません。」などです。セミナーでは、つい玉虫色の答えをしたくなるような質問が出ることがあります。しかし、通訳人としては、「結局、そのように解釈できるの？できないの？」とツッコミを入れたいのかもしれません。

その他にも、「急がば回れ」、「一期一会」などの慣用的な表現も気を付けないといけません。初めて聞いた通訳人の頭の中には、「どこを回る？」「苺？一語？」などの疑問

² 日本語版は、福岡文恵 ICD 教官作成。クメール語版は、プロジェクト・スタッフが翻訳。

が渦巻くかもしれません。日本語として洗練された表現は、必ずしも通訳に適しているとは言えないようです。

まだまだいろんな「通訳あるある」が存在しますが、それだけで今号の紙面を埋め尽くしてしまいそうなので、割愛したいと思います。³

さて、話を戻して、「準備」についてです。日本側は、いつも入念過ぎるほどの準備をしますが、カンボジア側とはかなりの温度差があります。ちょうど日本とカンボジアの気温差くらいでしょうか。

そもそも数か月先の予定を決める習慣がないのか、直前まで決まらないハラハラ感が好きなのか、時間の流れがメコン川のように悠長なのか、正確な理由は分かりませんが、カンボジア側との調整では、予定がなかなか確定しないことがしばしば。

ただ、逆に言うと、直前になっても柔軟に予定を変更してくれることがあるので、急遽、関係者と会えたり、施設見学ができたり、資料をもらえたりして、想定外の喜びを味わえることもあります。事前の不安が杞憂であったかのように、結果的には、うまくいったということも多いです。

確かに、「終わりよければ、全てよし。」と言いますが、やはり準備万端で臨み、「備えあれば、憂いなし。」を实践したいところです。

講義する

長期派遣専門家は、ときに「臨時講師」になります。

カンボジアの裁判所やカンボジアの弁護士による自主セミナーなどから、講師をしてほしいと頼まれることがあります。先ほどのプロデューサーとは別に、自ら主演を務めるセミナーもあるわけです。これも、プロジェクトの波及効果が期待できる特別行事です。

日本が支援したカンボジアの民法や民事訴訟法には、カンボジアであまり知られていない用語や概念が数多く盛り込まれています。また、日本と異なり、現在でも、カンボジアには法律の注釈書はほとんどありませんし、ましてや法律を初めて学ぶ人にとって分かりやすいような解説本などは皆無です。ですから、カンボジアの法律家が民法や民事訴訟法の講義を担当するのは、なかなか大変なのが現状です。

そこで、長期派遣専門家が、カンボジアの民法や民事訴訟法について、条文の内容や趣旨、実務上の問題に関する解決策などを説明するセミナーを開催する需要が生まれます。

これは、いわば「アフターサービス」に近いかもしれません。日本は、起草当時、最先端の民法や民事訴訟法という「製品」をカンボジアに提供しました。その際、条文ごとの意味を解説する「取扱説明書」も提供しました。しかし、やはりそれだけでは足りませんでした。そこで、現在では、長期派遣専門家を常駐させる「アフターサービス」

³ 通訳については、「通訳人を介して話をするときの留意点」(辻保彦、『ICDNEWS』69号)が興味深い。デジタル版は、http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00067.htmlに掲載されている。

を提供しています。

しかし、アフターサービスは、永久保証ではありません。アフターサービスがなくても、「製品」を使いこなしてもらおう。それが法整備支援の最終目標です。

ちなみに、セミナーでの資料ですが、クメール語版の講義資料は、JICAのホームページ⁴等に掲載するため、参加できなかった多くのカンボジアの法律家も入手できます。将来的には、このような資料を活用してもらい、カンボジアの法律家自身で講義をして、それを聞いた法律家が、更に講義して…というように「人材育成の輪」が広がっていくと嬉しい限りです。

ところで、カンボジアで講義をすると、必ず感じる日本との違いがありますが、何か分かりますか？

…そう、「質問」です。

セミナーの参加者からは、たくさんの質問が出ます。日本のように、参加者が会場の空気を読んで、予定の終了時刻が近づいたら質問をやめるようなことは、まずあり得ません。

日本なら、1時間の講義であれば、せいぜい5分程度の質疑応答で十分。10分あれば文句なし。それ以上の時間だと、質問する人がいなくなって司会者が困るかもしれません。

しかし、カンボジアでは、心配無用。1時間の講義であれば、30分は質疑応答になるでしょう。終了時間や会場の空気などは気にしません。誰かが止めない限り、次々に質問する人の手が挙がります。参加者のアンケートには、いつも必ず「もっと質問の時間があれば良かった。」という回答があります。質問時間を30分以上(!)確保していてもです。

他方で、実は、長期派遣専門家にとっても、質疑応答の時間は貴重です。質問を聞けば、カンボジアの法律家がどこまで理解しているか、どのようなことを考えているのか、どのような問題に直面しているのかなどが手に取るようになります。カンボジアの司法の実情を把握するための重要な機会です。

育成する

長期派遣専門家は、ときに「コーチ」になります。

プロジェクトでは、毎年、インターンシップ生を受け入れています。特に、カンボジア日本法教育研究センター(CJL)⁵の大学3年生は、毎年、定期的にインターンシップ生として、プロジェクト・オフィスに来てくれます。将来の活躍を期待する特別行事

⁴ プロジェクト(Phase 5)のホームページには、プロジェクトの概要やセミナー資料等を掲載。

日本語版 <https://www.jica.go.jp/project/cambodia/025/index.html>

英語版 <https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/025/index.html>

⁵ Research and Education Center for Japanese Law in Cambodia の略称。名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)がアジア各国に展開する研究教育拠点の1つ。詳しくは、ホームページを参照。
http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/index_eng.html

です。

C J Lの学生は、プノンペン市内にある王立法律経済大学に在籍していて、C J Lでの勉強は、その大学の通常授業（本科）とは別で、あくまでも課外の活動という位置付けになっています。

C J Lの学生は、日本語で日本法（民法等）を勉強しています。大学生になってから日本語を学び始めた人ばかりですが、わずか数年で、日常会話はもちろん、漢字が交じる文章の読み書きもできるようになり、基本的な法律用語も知っています。その語学力には目を見張るものがあります。

実は、プロジェクト・オフィスでは、優秀なC J Lの卒業生がスタッフとして働いています。いずれも、かつては、プロジェクト・オフィスのインターンシップ生でした。これまでスタッフとして採用したC J Lの卒業生は、いずれも留学試験に合格して退職し、日本の大学や大学院に留学しています。現在のスタッフのうちの1人は、日本で修士号を取得し、カンボジアに戻ってきたという経歴の持ち主です。

カンボジアの大学生の中には、英語やフランス語を学ぶ人が非常に多く、家系の影響で中国語やベトナム語を話す人もかなりいます。他方、日本語の翻訳や通訳ができる人材は少なく、法律に精通しているという条件を付けると、更に限定されます。

しかし、カンボジアの民法と民事訴訟法は、日本が支援しましたので、日本法の内容や用語が分かる人材がいると、プロジェクトにとっても、カンボジアにとっても非常にありがたいわけです。個人的には、将来、「C J Lを卒業→プロジェクト・オフィスに就職→日本へ留学→カンボジアに帰国→法律職に従事」という人材育成の流れができることを願っています。

もっとも、私たち長期派遣専門家は、インターンシップ生のために何か特別な指導をしているわけではなく、ただ単に、いつもどおりの姿を見せているだけです。

「俺の背中を見て学べ。」と職人氣質なことを言うつもりはありませんが、取り繕って良く見せようとしても、結局はボロが出るだけなので、自然体で、ありのままの「背中」を見てもらうことを心掛けています。



【インターンシップの皆さん（工作中）】



【インターンシップの皆さん（休憩中）】

広報する

長期派遣専門家は、ときに「広報官」になります。

例えば、プノンペン市内の大学の教授からの依頼で、授業の1コマを使って、法整備支援について紹介する機会がありました。プロジェクトを知ってもらうための貴重な特別行事です。

今お読みの『ICDNEWS』を始めとする「文字」による発信も大切ですが、直接会って話しかける「言葉」による発信も忘れないように心掛けています。

まだまだカンボジアでの日本の法整備支援は、一般への知名度が低いです。「日本は、橋や道路を造ってくれた。」と言って、好意的に接してくれる人々にはよく出会います。しかし、「日本は、民法や民事訴訟法を作ってくれた。」と言って、好意的に接してくれる人々にはほとんど出会いません。

法律も、橋や道路と同じで、社会の重要な基盤です。ただ、法整備支援は成果が見えにくいので、忘れられてしまわないように、大学生を始めとする次世代への広報も重要になります。



【大学での広報（業務調整専門家の川口さん）】

出席する

長期派遣専門家は、ときに「外交官」になります。

法整備支援は、国際的な情勢やカンボジアの国内情勢と無縁ではありません。ですか

ら、長期派遣専門家は、各種会合に出席して、人脈の拡大、情報の収集などに努めます。語学力やコミュニケーション能力が求められるドキドキの特別行事です。

各国の支援機関（ドナー）とカンボジアの担当省庁等が集まる会議に出席することがあります。カンボジアのドナーがどのような分野に興味があるのか、どのような活動をしているのか、カンボジア政府がどのような方針なのか、どのような支援に興味があるのかなどについて、アンテナを張り巡らせます。

他方で、公式な会合とは別に、日本への留学経験者が集まる同窓会などのイベントに参加して、親日派や知日派と知り合って、本音を聞くこともあります。お酒を飲みながら話していると、ついつい相手も饒舌になります。こんなときにも、覚えてたのクメール語が多少なりとも役に立ちます。私には、諜報員になるほどのしたたかさも語学力もありませんが、あちらこちらの会合に顔を出すと、オフィスには分からないカンボジアの実情をいろいろと知ることができます。

歓迎する

長期派遣専門家は、ときに「調整役」になります。

日本からは、不定期に、法務省や弁護士、大学教授などのプロジェクト関係者の皆さんがカンボジアを公式に訪問してくれます。数か月に1回くらいですが、少し緊張する特別行事です。

一度、現地を直接見てもらえば、何百ページもの報告書に匹敵するような情報を得ることができます。百聞は一見に如かずです（こういう慣用表現も通訳人泣かせですが）。

訪問してくれる皆さんの要望に合わせて、関係機関との会合や関連施設の訪問等を調整するのも長期派遣専門家の重要な仕事です。

近くて遠いカンボジア。間違った情報が独り歩きしないようにするためにも、多くの人に現地に来てもらい、実際に見聞してもらえるのは、長期派遣専門家にとって、とてもありがたいことです。

訪問してくれる皆さんの滞在期間の長短はそれぞれですが、来たときと帰るときとを比べると、皆さんの顔つきが違うように感じます。私には、「想像していた以上に、興味深い国だ。また来てみたいな。」と、帰路につく皆さんの顔に書いてあるように見えます。

まだカンボジアを訪れたことがない皆さん、プノンペンでお待ちしています。

さて、今回は、プノンペンでの「特別な平日」をお伝えしましたが、いかがだったでしょうか？

次回も、「特別な平日」ですが、たまにはプノンペンを離れてみようと思います。どうぞお楽しみに。

(つづく)

特集

【ウズベキスタンにおける行政法改革】

ウズベキスタンにおける法整備支援

国際協力部教官

岩井 具之

1 はじめに

2018年1月、ウズベキスタン共和国において行政手続法と行政訴訟法が成立しました。

遠い国の小さなニュースだと感じる方が多いでしょう。

しかし、日本は、2001年からウズベキスタンに対する法整備支援を行っており、2005年から2008年まで、また、2010年から2012年まで、延べ約5年間にわたって、法学研究者を中心に、行政法規の矛盾解消や、行政手続の透明化・適正化を目的とした法整備支援を行っており、行政手続法の起草支援もしてきました。

ですから、冒頭のニュースは、日本の法整備支援の一つの成果といえるものなのです。

法務総合研究所国際協力部では、このニュースを知り、名古屋大学及び公益財団法人国際民商事法センターのご協力の下、2018年3月、法務省赤れんが棟において、「ウズベキスタン行政法セミナー」を開催しました。講師には、ウズベキスタン最高裁判所からアリポフ・ディルショッド氏（最高裁判所裁判官評議会附属司法問題研究センター長）、ユルダシェフ・シェルゾッド氏（同センター国際部長）、ウズベキスタン最高検察庁からコレンコ・イヴゲニー氏（最高検察庁高等研修所長）、ネマトフ・ジュラベック氏（同研修所教官）の4名をお招きし、新法の内容や意義などについて解説していただきました。

同セミナーには、ファジーロフ駐日ウズベキスタン大使閣下をはじめ、日本からも弁護士や行政法学者の方々のほか、外務省、JICA、総務省、法務省訟務局などから多数の方にご参加いただきました。

2 ウズベキスタン共和国と日本の関係について

ウズベキスタンは、中央アジア地域の中央に位置するいわゆる二重内陸国¹ですが、かつてシルクロードの中継地として栄え、20世紀にはソビエト連邦の一部となるも、1991年のソ連解体とともに独立し、現在の国のかたちとなりました。

ウズベキスタンの面積は日本の約1.2倍の44万7,400平方キロメートル、人口は約3,190万人です²。首都タシケントや古都サマルカンドなど風光明媚な都市が多く、国家全体が多様な民族で構成されています。イスラム教スンニ派の信徒が多く、イスラム

¹ 国境を接する隣国も全て海に接しない内陸国となっている国をいう。そのため、少なくとも国境を2回通過しなければ海に到達しない。

² 外務省ウズベキスタン共和国基礎データによる。

文化の影響を強く受けつつも中東のイスラム諸国とは異なった文化を形成しています。

中央アジア地域は、石油や天然ガス、鉱物資源などの天然資源に恵まれており、今後、産業構造の変化とともに経済成長が見込まれる地域です。

その中央アジアの中でも、ウズベキスタンは親日国だと言われ、その象徴的な建築物として、ナヴォイ劇場がよく挙げられます。ナヴォイ劇場とは、1947年に完成したタシケントにある「アリシェル・ナヴォイ記念国立アカデミー大劇場」のことで、オペラ及びバレエ鑑賞のための劇場です。

この劇場建築には、第二次世界大戦で捕虜となった多くの日本兵が関わっていて、彼らの勤勉さや作業効率の高さ、装飾技術の繊細さが現地の多くの人々を驚かせたそうです。さらに完成後の1966年4月に発生し、多数の建物を倒壊させたタシケントの大地震でも、この劇場は無傷で、市民の避難場所として活躍したことから、このナヴォイ劇場を通じて日本人に対する良いイメージが定着したと言われています。

ウズベキスタンは、1991年の独立後、初代カリモフ大統領の長期政権の下で、ロシア依存からの脱却や市場経済化を推し進め、西側諸国とも積極的に関係を構築してきました。

ウズベキスタンと日本は、1992年1月の国交樹立後、相互に大統領、総理大臣、国務大臣、国会議員等が往来し、2002年には「日本とウズベキスタンとの間の友好、戦略的パートナーシップ、協力に関する共同声明」を発表し、2004年には「中央アジア＋日本」対話政策を発表するなど、着実に相互の友好関係を築いてきました³。

3 日本のウズベキスタンに対する法整備支援の歴史

冒頭でも触れましたが、日本の法整備支援の分野においても、2001年、ウズベキスタン最高経済裁判所（当時）からの要請を受け、その年から、本邦研修や現地セミナー、司法大臣招へいなどの行事を複数回実施し、今もなお、法律家同士の交流を進めています。

2005年から2007年まで実施した「JICA倒産法注釈書プロジェクト」では、日本語、ウズベク語、英語での倒産法コンメンタールを発刊するなど具体的成果を挙げてきました。

それと併行して、2005年から2008年まで、日本の法学研究者を中心として実施された「JICA企業活動の発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」及び2010年から2012年まで実施された「JICA民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」によっても、着実に法整備支援活動が行われてきました。

さらに、2008年から2013年まで、大阪を会場として「中央アジア比較法制セミナー」⁴を5回開催するなど、ウズベキスタンだけでなく広く中央アジア地域を対象にした支援も行ってきました。

³ 大統領令に基づき、2018年2月10日から、日本人の30日以内の滞在については、査証が免除されることとなった（他の査証免除対象国は、韓国、イスラエル、インドネシア、マレーシア、シンガポール、トルコの6カ国）。

⁴ ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの4カ国を対象とし、会社法制、倒産法制、担保法制などをテーマに中央アジア各国の法制を比較する日本主催のセミナー。

2000年代初頭のウズベキスタンは、市場経済化を円滑に進めることが大きな課題であり、会社法制や倒産法制といった市場経済システムの基盤となる法制度の整備を喫緊の課題としていたのは当然といえますが、その一方で、行政機関による各種の許認可手続等の不透明さや不確実さが、他国の民間セクターの参入や資本投入を阻んでいる要因であると分析されており、その改善も課題となっていました。

ウズベキスタンにとって、健全な市場経済を構築するためには、行政機関職員による汚職を防止し、行政機関の活動を適正化して、新たな民間セクターを活用することが重要であり、日本は、行政手続法の制定など、手続の適正化に焦点を当てた法整備支援活動を行ってきたわけです。

ですから、今回、行政手続法を含む新たな法律が制定されたことは、日本のウズベキスタンに対する法整備支援活動が、長い年月を経て、着実に実りを遂げたものといえるのです。

4 ウズベキスタンにおける司法・行政改革

この数年の間に、ウズベキスタンの情勢も変化してきました。2016年11月、25年間にわたって初代大統領を務めていたカリモフ大統領が逝去し、カリモフ政権下で首相や大統領代行を務めていたミルジョーエフ新大統領が就任しました。

ミルジョーエフ大統領は、2017年2月、改革のためのワークプラン⁵を発表し、その強い指導力の下で、2021年に向けて急速に改革を進めています。

そのワークプランは、憲法改正による構造改革、司法制度改革を含んでおり、ウズベキスタンがこれから大きな改革の道を進んでいくことを明らかにしています。

特に、法の支配の確立に向けた司法制度改革では、これまで、民事・刑事事件を扱う最高裁判所とは別に商事事件を扱う最高経済裁判所が設置されていましたが、その最高経済裁判所を廃止し、その機能を最高裁判所に一元的に集約したほか、下級審に行政訴訟を担当する行政裁判所が新設されるなど、裁判所組織の改変を含む大規模な改革となっています。

新しい行政訴訟法の制定も司法制度改革の一環に位置づけられており、国民と国家間の公法上の法律関係に関する訴訟（行政訴訟）を規律し、国民の人権を保障するものとして今後運用されていくはずです。

新たな行政訴訟法では、行政機関の行為や決定等に対して、違法確認訴訟を提起できるようになったこと、裁判所は違法の確認を行うのみで、救済までは図らないことなどが規定されていますが、今後も、新たな法律のいう「公法上の法律関係」がどのような意味をもつのかなど、運用状況について調査を続けていく必要があります。

また、新しい行政手続法は、多数の行政機関の活動に対する一般的手続規制を定めるものであり、行政手続の透明性確保や国民の信頼保護などの諸原則を定めるとともに、不服

⁵ “HARAKATLAR STRATEGIYASI 2017-2021”（行動戦略2017-2021）

申立て手続や強制執行に関する規定などが置かれています。

しかし、規律を受けるべき公務員全般の行政手続法に対する理解が遅れていることなどが課題となっており、この点でも運用状況などについてさらに調査を進めていく必要があります。

5 おわりに

ウズベキスタンは、まさに今、大きな行政改革、司法制度改革を進めようとしています。

日本とウズベキスタンは、歴史的にも文化的にも背景が異なりますから、日本の行政改革、司法制度改革に関する知見がウズベキスタンに全て役立つとは限りません。

しかし、今回実施したウズベキスタン行政法セミナーを通じて、ウズベキスタン側から、「日本の行政改革や司法制度改革で得た経験や知識を、是非ともウズベキスタンに共有してもらいたい。」「ウズベキスタンでは法理論研究や法解釈学が未だ十分に発展しておらず、日本の法学研究や法学教育から学ぶところは大きい。」「法曹の法解釈・法適用能力を向上させることも急務であり、日本の法曹育成プログラムも参考にしたい。」などといった具体的なメッセージがあり、今後、ウズベキスタンに対する支援のあり方を考える上で、貴重な意見を聞くことができました。

ICD NEWS今号の特集では、「ウズベキスタン行政法セミナー」の開催に多大なるご協力をいただき、ウズベキスタンにおける法整備支援プロジェクトに深く関与されるとともに、同国で法律家の人材育成にも深く関わっておられる市橋克哉教授（名古屋大学大学院法学研究科）と、今回のセミナーの講師の1人であり、通訳も兼任していただいたネマトフ・ジュラベック氏のお二人に、ウズベキスタン行政法をテーマに執筆いただきました。

ジュラベック氏は、名古屋大学大学院法学研究科で市橋教授の指導を受けながら行政法学を比較研究され、日本で法学博士号を取得されています。

ナヴォイ劇場に象徴されるような日本とウズベキスタンの深い絆に思いを馳せながらお二人の寄稿をお読みいただければ幸いです。

今回のセミナー開催に当たっては、多数の方にご協力をいただきましたことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、法務総合研究所国際協力部では、今後もウズベキスタンとの協力関係を継続させていく予定ですので、皆様にはどうかお力添えを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性

名古屋大学大学院法学研究科教授

市橋 克哉

(いちはし かつや)

1954年生まれ。名古屋大学大学院法学研究科博士課程（後期）満期退学。名古屋大学法学部助手・助教授を経て、現在同大学大学院法学研究科教授。

はじめに

ウズベキスタンでは、一昨年末に就任したミルジヨーエフ大統領のもとで、現在、急速かつラディカルな法改革が進行している。昨年2月に発表された「発展行動戦略（2017-21）」の優先的戦略課題の一つとして、「法律の支配の保障と司法・法システムの改革」が掲げられると、6月には、裁判所法の改正によって行政裁判所が設置され、今年の1月には、行政手続法および行政訴訟法典が制定されるなど、行政法の分野においても、重要な法整備が一举に行われている。

とくに、行政手続法は、2005年からJICAがその法整備を支援しており、苦節12年の歳月を経てようやく制定されたものであった。この意味では、行政手続法制定は、一連の行政法整備のなかでも、この間、司法省をカウンターパートとして行政手続法の草案作成支援に取り組んでいたわたしたち日本の法律家としては、とりわけ、感慨深いものがある。

この行政手続法の制定という法典化によって、ウズベキスタンの行政法には、どんな変化がもたらされるのだろうか。そして、これまでの行政手続法草案の作成・法典化の段階から一歩進んで、来年1月から施行される行政手続法が適切な運用とそれを支える理論を求めているとすれば、そこには、どんな課題があるのだろうか。本稿では、この二つの問題について、私見を述べることにしたい。

1 行政法の法典化から始める「行政法事始め」

(ア) 弥縫策としての行政法整備

過去から受け継いだ制度的諸要素は、人々が新たな状況のなかにももちこむものである。・・・この点で、過去の制度的諸要素は、新しい制度的諸要素へと導くプロセスにおいて、その変化の前提となる初期条件を構成している。新しい制度を創造するということは、全体にわたる体系的な変化を要求するものではない。新しい制度は、①既存の制度を純化したり、②過去から受け継いだ制度的諸要素の上に構築したり、③それらと接合したりすることによって、まずは創造される。

これは、新制度学派に属する歴史家、グライフ (Avner Greif) が、過渡期の制度変化の特徴について語った言葉である (AVNER GREIF, INSTITUTIONS AND THE PATH TO THE MODERN

ECONOMY LESSONS FROM MEDIEVAL TRADE 2009-11 (Cambridge University Press 2006).
アブナー・グライフ・岡崎哲二 / 神取道宏＝監訳『比較歴史制度分析』181頁－182頁（NTT出版，2009年）参照。

ウズベキスタンにおける法の制度変化も、かつてのカーリーモフ大統領時代（1992年－2016年）は、このグライフが語る堅固な初期条件を前提とする制度変化、行政法整備が行われていた。すなわち、中途半端な旧制度の解体と温存による弥縫策としての行政法整備が行われていたのである。

例えば、旧制度を土台にして新制度を設けた例として、検察官が違法な行政活動に対して異議（*nporet*）を申し立てるという既存の「検察官の一般監督」を維持しつつ、これを土台にして、行政機関の対応に不服がある場合、検察官が裁判所に当該行為の違法確認を求める申立てを行うという新制度を設けた改革があった（検察官による「公益訴訟」、ウズベキスタン民事訴訟法29章）。また、旧制度(A)と接合していた旧制度(B)を廃止し、この旧制度(A)と接合する新制度(C)を設ける例として、古い「客観的適法性監督制度」としての行政訴訟と接合していた古い「列記主義」を廃止し、新たに「概括主義」を設け、これを古い「客観的適法性監督制度」と接合させる改革があった（多元的な「客観的適法性監督制度」のなかにおける「行政訴訟」の役割の向上、ウズベキスタン民事訴訟法27章）。

(イ) 弥縫策からラディカルな行政法整備へ

これまでとは対照的に、ミルジヨーエフ大統領の発展戦略のもとで、ウズベキスタンでは、中途半端な旧制度の解体と温存を前提としないラディカルな行政法整備、すなわち、行政に関する一般法を設ける行政法の法典化が登場する。それは、包括的なものであれ部分的なものであれ、ウズベキスタンにとっては馴染みのない新たな行政法の一般的制度の構築をめざす試みである。

この法典化は、ウズベキスタンの行政法制度に新しい変化のモメンタムを与えるとともに、行政法の理論と実務にも、それらがイノベーションへとむかう徴候を生み出している。

(ウ) 逆立ちした法典化

行政法の法典化は、現在の日本を含む西欧諸国であれば、行政法の理論と実務（判例）の蓄積を踏まえて行われるのが通例である（例えば、日本の2004年行政事件訴訟法改正で新たに盛り込まれた原告適格に関する9条2項は、その典型である。）。しかし、ウズベキスタンにおいては、法典化は理論と実務（判例）の蓄積を前提としない、これら二つを欠いた法典化、まずは初めに法典化ありきで始まる「行政法事始め」である（逆立ちした法典化）。

この「逆立ちした法典化」の意義を考えるにあたって、次の点を確認しておくことが必要だろう。すなわち、現在のわたしたちにとっては当然のことであって、今では意識もしていないことであるが、日本・西欧諸国の行政法には、その運用、発展の前提となる行政法の一つの構造が備わっている。すなわち、それは、「理論－実務－制度」という三つの要素が分業して機能し、相互に影響を及ぼすことで、行政法の一つの構造を構

成する「トリアーデ」の存在である。そして、これら三要素の対立・補完の動的なプロセスのなかで行政法が変化・進化する「行政法の再生産構造」が存在するのである。

しかし、ウズベキスタンは、現在、この「トリアーデ」の生成を準備する本源的な段階にある。「理論—実務—制度」という三要素のどれも、なおその蓄積を欠き未熟な状況にあるとき、「行政法事始め」をまず何から始めるべきか、これは、今日のウズベキスタンだけではなく、歴史を振り返るならば、ドイツ、日本等の後進資本主義国にあっては、どこでもかつて直面した課題であった（アジア市場経済移行諸国の法治主義について、これを本源的な法治主義ととらえて分析することの有効性を指摘するものとして、拙稿「非西欧諸国における法治主義—アジア市場経済移行諸国における法治主義—」『公法研究』80号（2018年）に掲載を予定）。

例えば、19世紀末の日本で起こった旧民法をめぐる「法典化論争」、本稿の文脈に沿って言えば、理論重視の歴史（特殊）派・延期派と制度重視の自然法（普遍）派・施行派との間の「法典化論争」は、あまりに有名である。そして、行政法の分野でも、1930年代初め、行政法改革がなお試みられていたときにあつて（大正デモクラシー、最後の「ともしび」）、田中二郎は、日本の「遅れ」を克服するために法典化を目指すという問題意識をもって、行政法の法典化を語っていたのであつた。この問題意識は、ウズベキスタンにおける法典化をみるとき、改めて顧みるべき点だろう。なぜなら、「逆立ちした法典化」を今始めたウズベキスタンの問題意識と相通ずるものが、時代と空間を超えて田中の主張にはあつたからである。

田中二郎は、次のように語っていた。

「すなわち、法規の欠陥やその不存在に際しては、学説と判例にその解決の基準を求めることになるが、それが支離滅裂で適従するところを知らない場合が多いため、民法典、民事訴訟法典に相当する一般総則的行政法典編纂せんとする要求が生ずるに至る」（田中二郎「行政法に於ける法典的立法の傾向—ヴェルテンベルグ行政法典草案を中心として—」『公法と私法』308頁（有斐閣、1955年）、初出 自研9巻2・3号（1933年））。

日本でも「逆立ちした法典化」をまず行うことで、明治憲法下の低迷する行政法の理論と実務に、法典化がよい影響を及ぼし、その発展に弾みをつけるだろうと、当時の田中は期待していたのである。

2 行政法の法典化は、行政法にどんな変化をもたらすか

第一に、前述の「トリアーデ」の生成を準備する段階にあつて、行政法の法典化は、ウズベキスタンにとっては未知の世界である「トリアーデ」の創造へと向かう変化に対して、弾みをつけるものである（法典化の推進力機能）。

第二に、行政法の法典化は、日本・西欧からみれば、慣れ親しんだ共通の普遍的な基本原理、基本概念および基本制度を実定化した一般法を制定することだが、しかし、ウズベキスタンにとっては馴染みのないものを外生的に受容・実定化し、これを新たに運用し、

理論化するものである（法典化のイノベーション機能）。

第三に、法典化により生まれた行政法の一般法は、関連する多数の個別法を横断的に規律するものである。そして、汎用可能なモデルとなって、その適用範囲を超えてその他の法典化（例えば、行政手続法の制定から行政訴訟法の制定へ）を促す。この結果、体系的に「トリアーデ」の生成を準備し、方向づけるものとなる（法典化の嚮導機能）。

第四に、中途半端な旧制度の解体と温存による弥縫策としての行政法整備が行われていた時期は、ソ連崩壊後も、引き続き「母法」であるソビエト法・ロシア法とその変化を参照するが多かった（ベンチ・マークとしてのソビエト法・ロシア法）。しかし、行政法の法典化は、旧制度を廃止するのみならず、それと断絶した新制度を受容するものであるため、参照する法は西欧・日本の行政法、とくにドイツ行政法が「模範」とされている（法典化の継受機能・モデル機能とベンチ・マークの西欧、とくにドイツへのシフト）。とくに旧ソ連地域では、帝政ロシア時代、当時のドイツの法治国が継受されていた。したがって、行政法の基本概念は、19世紀後半から20世紀初めまでのドイツから入ったものが多い。その後、内容における変化は被るものの、概念それ自体は、ソ連時代も継承されるものが相当数あった。例えば、ドイツ行政法（とくにプロイセン学派）の法治国、行政の法律適合性原則、法律の支配といった基本概念がそれにあたり、この地域においては、これらドイツから入った基本概念は、なじみやすいものであったし現在なおそうである。そして、もちろん、G I Z等ドイツによる活発な行政法整備支援が、この地域に対して現在行われていることの影響も大きい。

3 行政法の法典化が有する諸機能を発揮させる行政法解釈と行政法解釈学の可能性

これまでみてきたように、行政法の法典化は、ウズベキスタンの行政法にとって画期的なパラダイム・シフトをもたらす様々な機能をもっている。もし、法典化が有するこれらの諸機能が十全に発揮されれば、行政法の運用・発展を支える「トリアーデ」の生成へと行政法が離陸することも夢ではない。しかし、ほとんどの法律家にとっては、これらの法原理や法概念の背景にある法理論もわからず、これらを用いた運用実務の経験もない法分野であり、その多くが外生的なものを実定化したものである。

そのため、この法典化が、まずは新しい行政法の一般制度を設けたという限りでの、すなわち、出発点としての「行政法事始め」の成果であることは、看過すべきではない。この法典化に引き続いて、この法典を用いた法実務（解釈）とこれを支える法理論（解釈学）の生成・発展が、当然のこととして見込めるかどうかは、また別問題である。法典化と法実務（解釈）・法理論（解釈学）との間には大きな「ギャップ」が横たわっていることに、今後の展開をみるとき、危惧を覚えるのである。

法典化によって登場した法制度を橋頭堡として、さしあたりは、これもまた本源的なものではあるが、法実証主義的解釈の普及と概念法学の生成を目標とした、次の「行政法解釈（学）事始め」にむかって、ウズベキスタンの法律家は、これから新たな挑戦をしなければならないだろう（この点に関連して、明治憲法下であって、法典の継受に加えて、そ

れを運用するための思考枠組みである法学の継受の重要性を語る内田貴の議論には、時空間を超えて今日のウズベキスタンの法典化と今後の展開をみる際に学ぶところは大きい（内田貴『法学の誕生 近代日本にとって『法』とは何であったか』349頁以下（筑摩書房，2018年）参照）。

わたしたちが長年支援してきた行政手続法をみても、行政手続法が実定化して装備した法原理、法概念および法制度について、従前の旧い行政法の理論と運用実務しか知らないウズベキスタンの法律家が自ら適切にこれらを使いこなすことは、支援または留学によって理論を修め運用実務を習わない限り、長期的にはともかく現状においてはほとんど無理だろう。

ウズベキスタンの行政手続法は、例えば、初めて「行政行為」というわたしたちには周知の法概念を盛り込み、その定義をおいている（行手3条8項）。この定義規定では、「行政行為」という一般的法概念を構成する抽象的要件として、①行政機関の権力的作用の措置、②公法関係の設定、変更および消滅に向けたもので、個別の自然人および法人等によって一定の法的結果を生む措置があげられている（この二要件の内容は、日本の行政行為が有するとされてきた諸要素とほぼ同じである。）。

そこで、この抽象的定義規範が定める二つの抽象的要件で構成される一般的な「行政行為」を「大前提」とし、そして、特定の行政活動という具体的事態を「小前提」として設定して、これが前者に論理的に包摂されるかどうか（二つの抽象的要件を満たすか否か）をみて、包摂される場合には（特定の行政活動は「行政行為」と解釈される。）、行政手続法に規定された法律効果が（例えば、行政手続法が定める諸原則に違反する行政行為は、取り消される、または、見直される（行手19条2項））、特定の行政活動に付与されることとなる。もちろん、これは、日本の法律家にとっては説明を要しない「三段論法的論理推論」の法解釈であり、これを支える法理論は、法実証主義をとる伝統的な「概念法学」である。

ただ、行政手続法は、ウズベキスタンの行政法としては初めて、法解釈の道具として用いる一般的で抽象的な法概念とその定義をおき、これを用いて、様々な法原則や法制度について、これらを体系的に結びつけて解釈する法実務と、それを支える法理論に道を開いたといえるのである。これまで、そして現在も、ウズベキスタンは、他の市場経済移行諸国と同様、裁判官および行政官による法解釈については、ソビエト法の強い影響下において、法適用としての法解釈はいわゆる文言解釈のみが認められ、法解釈学理論も、この結果、ほとんど未発達な状況にある。「三段論法的論理推論」の法解釈にしる、法実証主義をとる「概念法学」の法理論にしる、たとえ本源的なものであるとはいえ、こうした法実務と法理論の今後の展開いかに、行政手続法を受容、行政法の法典化が有する諸機能の発揮、そして、「トリアーデ」の生成の成否がかかっていることは間違いない（アジア市場経済移行諸国は、いずれもウズベキスタンと同様の法解釈と法解釈学の欠如という問題を抱えている。ベトナムにおけるこの問題に触れるものとして、安田理恵「法概念をあらわすコトバの同一化、その意味の差異性：比較法・法整備支援における行政行為概念」）

おわりに

これまで述べてきたように、「逆立ちした法典化」を終えたウズベキスタンでは、行政法、とくに、その理論と実務に、新たな課題を提起している。確かに、行政法の法典化、とくに、行政手続法によって実定化した行政法の諸原則、法概念は、いずれもウズベキスタンの行政法にとっては、これまでなじみのない外生的なものであったが、自国の新しい実定法制度のなかにどのような内容をもつものとして充てんし、自らのものとして理論化し、実務に根付かせ発展させていくかは、現在、行政法解釈と行政法解釈論の構築という問題群のなかに焦眉の課題となってあらわれている。

この課題は、ウズベキスタンの「法の学識者」（法学者および指導的法曹）が追究し、法解釈と法解釈学を欠いた法実務と法理論という「古習の惑溺」を克服することを通して解決してゆくべきものである。ウズベキスタンに、過去と現在を踏まえつつも、さらに後史（未来）を自ら語るができる「法の学識者」が現れ、かれら自身が、新しい行政法の実務と理論の構築に取り組むことで初めて、実現可能な課題である。

しかし、知識も経験もなく暗中摸索のなかで、この課題克服に取り組むウズベキスタンの「法の学識者」が、現在大きな壁にぶつかっていることも明らかである。このような状況にあって、もし日本が関与して高度な人材養成支援として、法解釈と法解釈学の生成を担う人材支援を行うなら、かれら自身による取組みをさらに先へと進めることが可能となるだろう（行政法整備支援のなかで、「法の学識者」の養成の重要性に触れるものとして、拙稿「行政法整備支援からみた法の学識者人材の養成」法時90巻3号（2018年）54頁参照）。

この点に関連して、法典自体の継受と比べると、当該法典の法解釈を可能とする法学の受容はさらに難しいと述べるのが、前述の内田である。

内田は、次のように述べている。

すなわち、「法典を運用するには、法典の背後にある法的思考様式を身につけた法律家を養成しなければならない。そのためには、法律家を自前で養成するための、自国語で表現された法学が必要であり、それを生み出せる自国の学者が必要である。自国語で法学の研究や教育に従事する法学者が誕生したとき、はじめて、法学の受容が成し遂げられたとすることができる、しかし、法学の受容は、西洋とは異質な文化的土壌においては容易なことではない。」（内田・前掲書351頁）

12年という「産みの苦しみ」の後、ようやく制定された行政手続法、これから、ウズベキスタンは、法典化の後のさらにつらい「成長の苦しみ」と向き合い、それと格闘することになる。しかし、それはまだ始まったばかりであり、この試練の道は、まだ十分認識されていない。しかし、内田が述べるように、自前の法律家の養成、自国語の法学の確立とそれを生み出す自国の学者の誕生という法典化後のより困難な諸課題は、避けて通れないものとして、ウズベキスタンの「法の学識者」の眼前にある。

ウズベキスタン行政法における新改革：課題とその解決

ウズベキスタン大統領府附属国家管理アカデミー研究者／法学博士准教授

Nematov Jurabek (ネマトフ ジュラベック)

New administrative law reforms in Uzbekistan: problems and their solutions

Researcher at the Academy of Public Administration

under the President of the Republic of Uzbekistan,

Doctor of Laws, Associate Professor

(ネマトフ ジュラベック)

1986年ウズベキスタン共和国ブハラ州生まれ。2007年タシケント国立法科大学卒業。2008年名古屋大学に留学し、2010年から同大学大学院法学研究科に在籍し、2014年同大学院博士課程を修了し、法学博士号を取得。同年からウズベキスタン共和国大統領府附属国家行政アカデミー准教授、同アカデミー講座長を務め、現在ウズベキスタン最高検察庁アカデミー准教授。

1991年のソ連崩壊後、旧ソ連諸国が独立し、それぞれ独自の法制度や法理論を構築する基盤ができた。ウズベキスタンも独立後、民法、経済法等の分野で様々な法律を制定し始め、独自に発展する道を歩み始めた。名古屋大学市橋克哉教授は、ウズベキスタンにおける行政法を分析した論文で、「ソビエト型社会＝政治体制の遺産」を強調している¹。ソ連時代には、モスクワから送られた法案を制定し、法理論もあまり発展していなかったウズベキスタンの法制度、とりわけ行政法が現在どのような変化へ向かっているのかを本稿で再検討する。そのため、ウズベキスタンが独立後、行政法分野でどのような改革をし、その特徴や性格がどんなものであるかを検討する。

独立前のウズベキスタン行政法 —行政裁判を例として—

独立前のウズベキスタンの行政は、共産党と政府のコントロールという「ソビエト型社会＝政治体制」のもとにあった。共産党と政府は、国民にとって何が「公益」にあたるかを当然知っており、行政は、共産党と政府が設定したこの「公益」をうまく実現するための厳格なヒエラルヒーをもつ装置であったと指摘されている²。

そもそも、ソ連においては、長年にわたり行政裁判等の行政法の主要な制度が否定されていた。その主要な理由としては、行政法がブルジョア国家の要素であるという考え方があったからである。例えば、行政裁判、そして行政裁判所制度は、社会主義には無縁であるという考え方が支配的であった。しかし、60年代に入ると、社会主義においても行政

¹ 市橋克哉「ウズベキスタンにおける行政法改革」法政論集225号（2008）321頁参照。

² 市橋克哉「ウズベキスタンにおける行政法改革」法政論集225号（2008）321頁参照。

は市民の権利を侵害することがあるという考え方が徐々に認識され、受け入れられるようになった。市民の不服申立てが年々増加し、行政部がそれに十分対応できていないという事実もまた明らかになった。そして、行政上の不服申立てが市民の権利自由を十分に保護できないこと、また、行政自身のコントロールだけでは社会主義的適法性（социалистическая законность）が確保できないということも明らかになった³。その結果、行政よりも公正かつ中立的で、官僚的でない裁判所による市民の権利自由の保護が行政上の不服申立制度より優れているということが広く主張され、認められるようになった⁴。

他方で、そもそも、ソ連では、行政法そのものが否定的に考えられてきた⁵。例えば、ブルジョア法においては当然のこととして、行政法と行政裁判とは接合しているが、社会主義法においては両者が結びついていなかったのである。ソ連においては、行政法自身が20年代に一旦否定され、30年代に入ると復活するが、それは、行政法の主要な制度、と

³ このようにして、ソ連時代においては、行政自身のコントロールの不十分さという問題が発生したが、このことの深刻さは、それまでのドグマを盲目的に維持しつづけることを許さず、理論的にも、立法的にも新たな展開へと導いた。

⁴ См.: П.Ф.Елисейкин. Судебный надзор за деятельностью административных органов. Проблемы государства и права на современном этапе. Владивосток, 1963 г. Стр 30.; См.: А.И.Столмаков. Административно-правовые и судебные методы охраны субъективных прав граждан СССР. Автореф. к.ю.н. Москва, 1971 г. Стр 10.; См.: П.Е.Недбайло. О юридических гарантиях правильного осуществления советских правовых норм. «Советское государство и право» 1957 г. № 6. Стр 26.; См.: В.Т.Квиткин. Судебный контроль за законностью действий органов государственного управления. Дис. ... канд.юрид.наук. Москва, 1967 г. Стр 41.; См.: В.Ф.Сиренко. Проблема интереса в государственном управлении. «НАУКОВА ДУМКА» Киев, 1980 г. Стр 114.; 市橋克哉「ソ連邦における行政に対する司法審査(1)」法政論集96号(1983年)310-311頁参照。См.: Наталья Николаевна Гук. Теоретические и прикладные проблемы реализации конституционного права советских граждан на обжалование действий (актов) государственных, общественных органов и должностных лиц. Автореф. дис. ...к.ю.н. Киев, 1991 г. Стр 2.; См.: В.И.Ремнев. Право жалобы и административная юстиция в СССР. «Советское государство и право» 1986 г. № 6. Стр 23-24.; Smith, Gordon B. The Soviet procuracy and the supervision of administration. Alphen aan den Rijn, The Netherlands: Sijthoff & Noordhoff, 1978. 37-54; Simis, Konstantin M. "The Making of the New Soviet Constitution: Conflict Over Administrative Justice." Soviet Union 2, no.6 (1979). 206頁を参照。

⁵ ネップ期には、Pashukanisによって、ソ連行政法がまだ確立しておらず、Elistratov等ソ連に残った革命前からの行政法論者のように、ブルジョア国家における行政法にならってソビエト行政法をつくることもできないと主張された(См.: Е.Б.Пашуканис. Обзор литературы по административному праву. «Революция права» 1927 г. № 3. Стр 174-177)。しかし、30年代後半になると、Vishinskiyによって、そのような考え方が間違っていることが強く批判される。ソ連における社会主義建設のために社会主義行政法が必要であり、社会主義における行政法の役割は重要であるとされた(См.: Основные задачи науки советского социалистического права. Доклад А.Я.Вышинского, прения и заключительное слово на I Совещании по вопросам науки советского государства и права, Юрид.изд НКЮ СССР. Москва, 1938 г. Стр 39, 183-185; См.: Советское государственное право: Учебник /Под ред. А.Я.Вышинского. — М.:Юрид. изд НКЮ СССР, 1938 г. Стр 59.)。

また、この点に関し、ネップ期のソビエト行政法についてさえElistratovは、ソ連行政法の特徴がソビエト管理がプロレタリアート独裁に由来していると述べていた(См.: А.И.Елистратов. Административное право. Ред. Д.Магеровского. Основы советского права. Гос.изд-во Москва, 1929 г. Стр. 92.)。マゲロウスキー編『ソヴェート法論第一巻』(山之内一郎訳)(希望閣, 昭和6年)94-128, 213頁以下参照。

また、この点に関して、市橋・前掲注(7), 186-189頁, 198-200頁参照。See, John N.Hazard. "What kind of propaganda in Administrative Law," in Law in E.E. 40 (1989). 28.

りわけ行政裁判と接合した行政法ではなかったことは、看過すべきではない重要な特徴であった。この時期、ソ連では、社会主義建設のためのソビエト行政法が必要であり、改めて、社会主義においては行政法の役割が重要であるとされた。しかし、それは行政と市民の間の関係を法的に規律し、市民の権利や利益を保護する役割を果たす行政法ではなかったのである⁶。

次に、歴史的にはブルジョア法の一制度である行政裁判等行政法の主要な制度の前提条件も、社会主義法原理をとるソ連には備わっていなかった⁷。そのようなブルジョア法の前提条件として当然備わっている（ア）法治国家、（イ）権力分立、（ウ）市民の主観的権利の法的保障といった原理が、ソ連においては否定されていたのである⁸。

このような状況の下で、法学者の研究があまり評価されず、法理論は主に立法政策に注目をしていた。すなわち、裁判例が法学者の研究対象になっておらず、法解釈自体が大いに制限されていた。

以上のような制度を受け継いだウズベキスタンが独立後どのような改革をしたのかを以下述べる。

独立後の行政法改革

ウズベキスタンは、1992年12月8日にウズベキスタン共和国憲法を制定し、三権分立を宣言した（憲法第11条）。しかし、ウズベキスタンにおいては、ソ連時代の法制度を廃止せず、徐々にそれを改革する道を選んだのである。そしてウズベキスタン大統領によってウズベクモデルという五つの原則を基本とする改革指針が発表された。その中で、国家が主要な改革者であるという原則がある。すなわち、経済や法制度等における諸改革の先頭には国家が立つものとされ、国家の役割が強調されてきたのである。このような状

⁶ なお、ソ連においては、確かに、行政と市民の間の関係を規律する行政法もあったが、それは、巨大な行政処罰に関する行政法であった。

⁷ ソ連時代において、比較法研究の一環として、以下のことを述べることは許されていた。すなわち、ブルジョア国家における行政裁判の前提条件として、法治国家、権力分立、主観的権利の法的保障があることを指摘することである。例えば、Bonnerによれば、行政裁判の理論の根底には、①法治国家論（立憲主義、法律による行政、行政機関との関係における市民の主観的権利の法的保障原則）、②立法権の優位を前提とする権力分立の原理、③行政自由裁量論があるという点である（См.: А.Т. Боннер. Применение нормативных актов в гражданском процессе. Дис. ...д.ю.н. Москва, 1980 г. Стр 164.）。

⁸ まず、ソ連においては、ブルジョア国家の抑圧の道具である法治国家が否定された（См.: Е.Б. Пашуканис. Избранные произведения по общей теории права и государства. Издательство «Наука» Москва, 1980 г. Стр 138, 141.; См.: Е.Б. Пашуканис. Общая теория права и марксизм. Издательство Коммунистической Академии. 1927 г. Стр 93-96.）。しかし、ペレストロイカ時代に入ると、社会主義における法治国家の再評価が始まる（Oda, Hiroshi. "The emergence of pravovoye gosudarstvo (Rechtsstaat) in Russia." Review of Central and East European Law 3 (1999). 412-416.）。

また、ソ連においては、権力分立も否定されており、すべての権力は、プロレタリアート独裁、そして、後の全人民国家に由来し、民主主義的中央集権制、すなわち、権力統合原則が採用されていた（См.: А.И. Елистратов., 1929 г. Указ.соч. Стр.92-94.）。

最後に、市民の主観的権利の法的保障も否定され、形式的な法的保障に代わって、物質的保障の重要性が強調されていた（См.: Е.Б. Пашуканис., 1980 г. Указ.соч. Стр 184.）。

況の下、執行権に重大な役割及び責任が負わされてきた。したがって、大統領自身が執行権の長、すなわち大臣会議の長として、様々な改革を行ってきた。

独立後の行政法改革については、以下の二点が強調される。

①. 実体行政法の発展

独立後の実体行政法を見ると、依然として、行政法に関する法律の数が少ないということを指摘できる。それは、移行期にあるウズベキスタンでは、政府の決定で様々な課題を直接的に、迅速に処理するほうが適当であったためであると説明できる。また、2005年に下記の大統領命令3665号等が出されるまで、行政を市民との関係において法的に抑制する必要があることもあまり強調されてこなかった⁹。大統領命令3665号「私企業を対象とする調査を減らし、その制度を改善する措置について」（05.10.2005年）を契機として行政機関の活動を市民との関係において法的に規制することが始まった。その後、2012年12月20日に「企業家活動における許認可手続に関する」ウズベキスタン共和国法律（2012年12月20日制定）が制定され¹⁰、企業家の許認可手続に関する法的保障が強化された¹¹。もちろん、このような諸改革が行われる前提として、行政機関が権限を濫用し、市民や私企業の権利自由を侵害しているという現実があり、そのような状況を是正するために取られた措置であったと評価できる¹²。

⁹ 大統領命令3665号「私企業を対象とする調査を減らし、その制度を改善する措置について」（05.10.2005年）、規則1650号「私企業の活動を調査し、調査登記簿作成の手続について」（29.12.2006年）、規則1573号「調査機関による法人私企業の活動の調査の調整手続について」（06.05.2006年）、規則1712号「調査機関による個人私企業の活動の調査の組織的手続について」（23.08.2007年）等。

¹⁰ Закон Республики Узбекистан «О разрешительных процедурах в сфере предпринимательской деятельности» от 20 декабря 2012 г., № ЗРУ— 341.

¹¹ 独立後のウズベキスタンにおいて、企業家の権利保護を中心として行政分野における法改革が行われていることが強調できるが（Закон Республики Узбекистан от 24.09.2012 г. № ЗРУ- 336 «О защите частной собственности и гарантиях прав собственников», Дата вступления в силу 25.09.2012; СЗ РУ, 2012 г., № 39 (446).; Закон Республики Узбекистан от 26.04.2012 г. № ЗРУ-327 «О семейном предпринимательстве», Дата вступления в силу 27.04.2012; СЗ РУ, 2012 г., № 17 (188).; Закон Республики Узбекистан от 25.05.2000 года № 69-П «О гарантиях свободы предпринимательской деятельности» Ведомости Олий Мажлиса Республики Узбекистан, 2000 г., № 5-6, ст. 140.), それ以外透明性（Закон Республики Узбекистан от 25.09.2014 г. № ЗРУ-376 «О социальном партнерстве», Дата вступления в силу 01.01.2015; СЗ РУ, 2014 г., № 39 (488).; Закон Республики Узбекистан от 05.05.2014 г. № ЗРУ-369 «Об открытости деятельности органов государственной власти и управления», Дата вступления в силу 06.05.2014; СЗ РУ, 2014 г., № 12 (209)), e-government（Закон Республики Узбекистан от 09.12.2015 г. № ЗРУ-395 «Об электронном правительстве», Дата вступления в силу 11.06.2016; СЗ РУ, 2015 г., № 49 (611)）や市民の申立て（Закон Республики Узбекистан от 03.12.2014 г. № ЗРУ-378 «Об обращениях физических и юридических лиц», Дата вступления в силу 04.12.2014; СЗ РУ, 2014 г., № 49 (578)）に関する法律等も制定されたことが指摘できる。

¹² また、この点では、独立後のウズベキスタンにおいても依然として行政分野に関する法律の数が少ないという問題があり、下位法令のほうが様々な行政法関係を規律することが多い。また最近の傾向として、以前下位法令の規則であったものがそれが安定した規則になったため、法律の中に制定されていることが指摘できる。例えば、Закон Республики Узбекистан от 02.05.2012 г. № ЗРУ-328 “О внесении изменений и дополнений в Закон Республики Узбекистан «О гарантиях свободы предпринимательской деятельности»”, Дата вступления в силу 03.05.2012; СЗ РУ, 2012 г., № 18 (201) 参照。

ウズベキスタンにおける行政法改革は、2016年12月に Mirziyoyev 大統領が選出されたことによって、新しい時代をむかえたのである。その後、新しい時代の中で、2017-2021年行動指針が採択され、新司法改革のもと行政法の発展がそれまでになかった抜本的な改革に直面する¹³。2017年2月21日4966号大統領令¹⁴、そして憲法改正¹⁵や裁判所法、民事訴訟法典、経済訴訟法典の改正¹⁶に基づいて公法上の法律関係から発生する紛争および行政処罰事件を審理する行政裁判所が2017年6月1日から導入されたのである。行政裁判所は、全国にあり、各地区行政裁判所（約200カ所）、カラカルパック共和国、各地方（公共団体）、タシケント市（14カ所）、最高裁判所行政部からなり、また、ウズベキスタンにとって新しい裁判制度は約277人の裁判官で運用されることになる。行政改革コンセプト¹⁷に基づいて行政法改革が更に積極的に行われ、2018年1月には国際基準に合致する行政手続に関する法律¹⁸と行政訴訟法典¹⁹も採択された²⁰。

ウズベキスタンの行政手続法はいわゆる第一世代の行政手続法にあたるものであり²¹、行政行為、行政上の不服申し立てや行政執行を規律した法律である。今まで行政法分野で

¹³ Указ Президента Республики Узбекистан от 07.02.2017 г. № УП-4947 «О Стратегии действий по дальнейшему развитию Республики Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 16.10.2017 г., № 06/17/5204/0114).

¹⁴ Указ Президента Республики Узбекистан от 21.02.2017 г. № УП-4966 «О мерах по коренному совершенствованию структуры и повышению эффективности деятельности судебной системы Республики Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 29.09.2017 г., № 06/17/5195/0033).

¹⁵ Закон Республики Узбекистан от 06.04.2017 г. № ЗРУ-426 «О внесении изменений и дополнения в Конституцию Республики Узбекистан» (Собрание законодательства Республики Узбекистан, 2017 г., № 14, ст. 213).

¹⁶ Закон Республики Узбекистан от 12.04.2017 г. № ЗРУ-428 «О внесении изменений и дополнений в Закон Республики Узбекистан «О судах», Гражданский процессуальный и Хозяйственный процессуальный кодексы Республики Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 30.01.2018 г., № 03/18/463/0634).

¹⁷ Указ Президента Республики Узбекистан от 08.09.2017 г. № УП-5185 «Об утверждении Концепции административной реформы в Республике Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 03.03.2018 г., № 06/18/5329/0846).

¹⁸ Закон Республики Узбекистан от 08.01.2018 г. № ЗРУ-457 «Об административных процедурах», Дата вступления в силу 10.01.2019 (Национальная база данных законодательства, 09.01.2018 г., № 03/18/457/0525).

¹⁹ Закон Республики Узбекистан от 25.01.2018 г. № ЗРУ-462 «Об утверждении Кодекса Республики Узбекистан об административном судопроизводстве», Дата вступления в силу 01.04.2018 (Национальная база данных законодательства, 26.01.2018 г., № 03/18/462/0626).

²⁰ Й. Пуделька. Право административных процедур и административно-процессуальное право в государствах Центральной Азии – краткий обзор современного состояния. Ежегодник публичного права 2015: Административный процесс. – М.: Инфотропик Медиа, 2015. Стр. 63.

²¹ See.: Javier Barnes. Towards a third generation of administrative procedure. // Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. Comparative administrative law: an introduction.// Comparative Administrative Law. Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. Edward Elgar 2010. P 342-343.

の改革がなかなか進まないウズベキスタンにおいて²²、以上のような諸改革が行われ、実現し始めたことには大きな意味がある。

②. 行政法理論の状況

独立後のウズベキスタンの行政法理論は、ソ連時代の法理論の影響が依然として強く、未だにロシアへの依存が強い²³。独立後、行政法に関する教科書はもちろん、行政法に関する本格的な研究も少ない。すなわち、今日のウズベキスタンにおける行政法学がかかえる問題として、ウズベキスタンの行政法学が、今なおソ連時代の行政法学の強い影響下にあることが指摘できる。例えば、E. Hojiyev, T. Hojiyev²⁴や X.R.Alimov, L.I. Solovyova²⁵の教科書では、行政法は「国家管理（行政） государственное управление」に関する法という定義があり²⁶、この定義は、ソビエト行政法の時代から、一貫して変わっていないものである²⁷。ウズベキスタンが行政法学をこのように定義し続けていることに関して、Khvan は、

²² See.: Shigeru Kodama. Reform of Administrative Procedure in Uzbekistan and Japanese Legal Assistance.// Administrative law reform in Uzbekistan experiences and problems from the legal viewpoint. Collection of seminar papers. Nagoya, 2008. P. 5; Katsuya Ichihashi. Japanese approach to legal assistance to administrative procedure law in Uzbekistan// Administrative law reform in Uzbekistan experiences and problems from the legal viewpoint. Collection of seminar papers. Nagoya, 2008. P 35; Hiroto Tokuda. Cooperation between Japan and Uzbekistan in the sphere of implementation of administrative procedure law// Administrative law reform in Uzbekistan experiences and problems from the legal viewpoint. Collection of seminar papers. Nagoya, 2008. P 47; Muzraf Ikramov. Administrative procedures in Japan: opportunities for implementation into the legislation of Uzbekistan// Administrative law reform in Uzbekistan experiences and problems from the legal viewpoint. Collection of seminar papers. Nagoya, 2008. P 81.

См.: Й. Пуделька. Йенс Демпе. Общее административное право в государствах Центральной Азии – краткий обзор современного состояния. Ежегодник публичного права - 2014: “Административное право: сравнительно-правовые подходы”. – М.: Инфотропик Медиа, 2014. Стр. 4; И.А.Хамедов, И.М.Цай. Институт административных процедур в свете реформирования административно-процессуального права в Узбекистане. Ежегодник публичного права - 2014: “Административное право: сравнительно-правовые подходы”. – М.: Инфотропик Медиа, 2014. Стр. 395.

²³ ロシアの本や論文を引用するのが普通である。例えば、См.: Э.Хожиев. Давлат бошқарувини модернизациялаш шароитида маъмурий ислохотларнинг максоди ва асосий йўналишлари (илмий-назарий таҳлил). Жамият ва бошқарув. 2015 йил 4-сон. 23 бет.

²⁴ Qarang:E. Hojiyev, T. Hojiyev. Ma`muriy huquq/ darslik – T.:2006 y. 13-bet.

²⁵ См.:Гл.1 Л.И. Соловьева «Административное право Республики Узбекистан» /Авт.коллектив: X.P.Алимов, Л.И.Соловьева и др./– Т.: «Адолат».1998 г. стр.3.

²⁶ なお、ドイツのGIZ（ドイツ国際協力機構）と協力して、ウズベキスタンの代表的な行政法学者である I.A.Khamedov, L.B. Khvan, I.M. Tsay. が最近出版した行政法の教科書においては、行政法とは、公行政（публичное управление）の様々な分野における公的秩序（публичный порядок）を形成し、維持することと、その際に、私人の権利および法律上の利益を然るべく、保護することにあると述べている（См.: И.А. Хамедов, Л.Б. Хван, И.М. Цай. Административное право Республики Узбекистан. Общая часть: Учебник. – Ташкент: KONSAUDITINFORM-NASHR, 2012 г. Стр 24.）。

このように、I.A.Khamedov, L.B. Khvan, I.M. Tsay の行政法の教科書においては、ソ連時代から続く伝統的な行政法の定義を変えていることが注目される。行政法の新しい定義は、①公行政という概念を導入し、②行政法を監督関係、すなわち上下関係を規律する法という定義、すなわち、監督という国が市民を一方向的に統制する法であるという定義をやめて、行政と市民が構成する公秩序という概念を導入し、市民の権利を保護することを目的とする法であると定義したことは画期的な新展開である。

²⁷ См.: Гл. 1 – Б.М. Лазарев «Советское административное право: Учебник/ Под ред. П.Т. Василенкова. – М.:Юрит.лит., 1990 г. Стр 3.

次のようにその問題性を指摘している。すなわち、ウズベキスタンの行政法学者は、「行政法は、公行政を私人との関係で規律する法」であって、「行政法の最大の目的は、公権力の行使による権限濫用から私人を保護することにある」という認識が薄く、今日でも「行政法の主要課題は、市民や法人が主な対象となる国家監督制度の改善」にあるというソ連時代以来変わらぬ認識があるため、行政法の定義についてもまた、ソビエト行政法の時代のそれを見直すことがないのである²⁸。

このように、ウズベキスタンの場合、行政法理論も旧態依然のままであるため、例えば行政裁判に関しても、他国の行政法理論に学ぶこともなく、その結果、行政裁判改革において、新しい行政法理論が反映されることもなく、停滞したままである²⁹。この点に関連して、実は、行政裁判というテーマは、ソ連時代から、ウズベキスタンでは行政法教科書に取り上げられておらず、今なお、「国家行政における適法性及び規律の確保」(обеспечение законности и дисциплины в государственном управлении) という章の中で大統領、国会、大臣会議、検察官監督等と同様に裁判所というカテゴリーで簡単に扱われていることが多い³⁰。

この点に関して、例えば Hakimov は、ウズベキスタンにおいては行政裁判が民事訴訟法学のテーマとして研究され、行政裁判を行政法学の観点から研究した論文が殆どなく、行政法学の学習・研究テーマとして「行政裁判」を導入し、その理論を構築することが重要であると述べているが³¹、この理論の欠如という問題は、今後の行政裁判の発展に深刻

²⁸ См.:Л.Б.Хван. Судебный административный контроль в Республике Узбекистан:проблемы понимания и перспективность в ее правовой системе. Административное судопроизводство-процессуального законодательства. – Сер.: Юбилей, конференции, форумы. – Вып. 7. –Воронеж: Издательство Воронежского государственного университета, 2013 г. Стр 951.

²⁹ この点に関して、См.:Л.Б.Хван., 2013 г. Указ. соч. Стр 951–952参照。

³⁰ Qarang: Hojiyev E.T. Ma'muriy huquq. Kasb-hunar kollejlari uchun darslik.qayta ishlangan va to'ldirilgan 2-nashri. T.: "ILMZIYO", 2010 y. 286-bet.; Қаранг: Э. Хожиев, Т. Хожиев. "Маъмурий ҳуқуқ" Дарслик. – Т.:2006 й. 736-бет.; Административное право Республики Узбекистан: Учебник для юрид.вузов//Авт. коллектив: Х.Р.Алимов, Л.И.Соловьева и др./ –Т.: «Адолат».1998 г. Стр 349,364.

しかし、ドイツの GIZ (ドイツ国際協力機構) と協力して、ウズベキスタンの代表的な行政法学者である I.A.Khamedov, L.B. Khvan, I.M. Tsay が最近出版した行政法の教科書において、行政裁判は、「国家行政における適法性」という節とは別の独立したものとなっており、行政手続 (過程) の次に位置づけられている (См.: И.А. Хамедов, Л.Б. Хван, И.М. Цай. Указ. соч. Стр 468.)。

³¹ Қаранг: Ғ. Ҳақимов. Ўзбекистонда маъмурий юстицияни ривожлантиришнинг муаммолари. Монография. – Т.:ТДЮИ нашриёти, 2009 й. 98–99-бетлар.

また、この点に関して、См.:Л.Б.Хван., 2013 г. Указ. соч. Стр 952–953参照。

さらに、ウズベキスタンにおいて行政裁判所の導入のために財政的基盤が足りないと言われるが、例えば Hakimov は、ウズベキスタンにおいて行政裁判所制度を導入するための十分な財政的、その他の資源があると述べている (Қаранг: Ғ. Ҳақимов. Юкорида кўрсатилган асари (Монография). 42-бет.)。

な影響を及ぼすであろう³²。

この意味では、ウズベキスタンにおける行政法改革を阻む最大の原因として行政法研究の乏しさが挙げられる。それは、行政法だけではなく、法学全体でも同様の問題があるといえる。

行政法の基本概念、外国法の研究等がほとんどなされていないのが現実である。行政法を教えている教員は、ウズベキスタンの現行法の説明をし、教育内容は主に法律に関する情報提供になっていることが多い³³。法学者は、実務上の様々な事件で生じた法律問題を道具にして、法律の解釈をしないのである。この点に関して、ソ連法研究者 Kühn が経路依存を問題の原因として取り上げている。すなわち、ソ連がそうであったように、ウズベキスタンにおいても裁判官は法令の簡単な意味を論拠として使い、その分析を法令の文言から導かれる当然のものとして取り上げる³⁴。このような状況を生み出す他の原因の一つとして、裁判官が法律に拘束され、法令にだけ従わなければならないという規則（例えば、ウズベキスタン民事訴訟法典第14条、経済訴訟法典第13条、行政訴訟法典第15条³⁵）

³² 以上、ウズベキスタンにおける行政裁判改革を阻む理論の欠如について述べてきたが、例えば、日本が行ってきた法整備支援の中で、行政法関係のものとして行政手続法の整備があり、この一環としてウズベキスタン司法省が所管し、起草した「企業家活動における許認可手続に関する」法律（2012年12月20日制定 Закон Республики Узбекистан «О разрешительных процедурах в сфере предпринимательской деятельности» от 20 декабря 2012 г., № ЗРУ—341.）の作成支援がある。この点に関して、さらに、Қаранг:Тадбиркорлар учун маъмурий тартиб-қоидалар тўғрисида брошюра/ F.Хидояттов, X.Мелиев, Ш.Саидов ва бошқ. – Т.: «Sharq», 2011 й. 23-бет.; Тадбиркорлик соҳасида маъмурий тартиб-қоидалар бўйича қўлланма/ F.Хидояттов [ва бошқ.]ЎзР Адлия вазирлиги, Япония Халқаро Ҳамкорлик агентлиги (ЈИСА). – Т.: «Sharq», 2011 й. 132-бет.; See, Japan International Cooperation Agency. *Administrative Law Reform in Uzbekistan Experiences and Problems from the Legal Viewpoint – Collection of Seminar Papers*. Tashkent State Institute of Law, 2008. 参照。

また、ドイツのGIZ（ドイツ国際協力機構）と協力して、ウズベキスタンの代表的な行政法学者である I.A.Khamedov, L.B. Khvan, I.M. Tsay は、先に述べたように、これまでのものとはまったく異なる新しい行政法の教科書を出版したり（См.: И.А. Хамедов, Л.Б. Хван, И.М. Цай. Указ. соч.），諸外国の行政裁判法制および行政手続法制を紹介する出版物を公刊したりしている。ここでは、ウズベキスタンだけではなく、CIS 諸国全体の共通言語であるロシア語でドイツ行政法の概念や制度を幅広く紹介している（Сборник законодательных актов по административной юстиции: 2-е издание – Ташкент: «NORMA », 2013 г.; Сборник законодательных актов по административным процедурам/(GIZ Германское Общество по Международному Сотрудничеству), – Ташкент: «AbuMatbuot-Konsalt», 2013 г.）。

³³ 上述のように、行政法の教科書が比較的少ないが、例えば、Накимов 行政法各論という教科書には、法律や政令がそのまま、解説なく記載されている。F. Хакимов Маъмурий ҳуқуқ (махсус қисм). – Т.: ТДЮИ, 2005. - 331 б.

³⁴ “judges employ arguments of the plain meaning of a statutory text and present their analysis as a sort of inevitable logical deduction from this text”. Kühn, Zdenek. “The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?” in *Law in Eastern Europe* 61, p 75.

³⁵ Гражданский процессуальный кодекс Республики Узбекистан (Дата вступления в силу 01. 04. 2018, Национальная база данных законодательства, 23. 01. 2018 г., № 02/ 18/ГПК/ 0612.); Экономический процессуальный кодекс Республики Узбекистан (Дата вступления в силу 01. 04. 2018, Национальная база данных законодательства, 25. 01. 2018 г., № 02/ 18/ЭПК/ 0623.); Кодекс Республики Узбекистан об административном судопроизводстве (Дата вступления в силу 01. 04. 2018, Национальная база данных законодательства, 26. 01. 2018 г., № 02/ 18/АПК/ 0627).

があることも挙げられよう³⁶。

また、このような状況には、法教育も影響している。現在のウズベキスタンの法教育は、アメリカ、ヨーロッパ及び大陸法諸国の法学部とは大きく異なっている。例えば、ウズベキスタンでは、法教育の現場においても、事例分析に基づく教育は少なく、考察力及び分析力より覚えることがより重視されてきた。また、法学部の学生には法論証が教えられず、法律の解釈が法学部の教育対象にはなっていない³⁷。この点に関して、ソ連法においても裁判官が作る法（judge-made law）や裁判官によるすべての追加解釈は有害であるか又は疑わしいものと想定されており、そのことが受け入れられてきたと Kühn が指摘している³⁸。

裁判官に法律の解釈が許されないと考えられるのは何故だろうか。Kühn の結論からすると、旧ソ連諸国では、法のコンセプトが欧米と異なっているということになる。すなわち、旧ソ連諸国において法というのは、国会及び権限ある行政機関が制定した法令を意味しており、法律から抽出できる法理・原則や裁判官による法が法規範にはなれないとされている。従って、裁判官が法論証や法令の解釈をしなくてよいということになっている³⁹。そのため、ソ連時代以来、特定の分野において、法令が不十分又は矛盾する場合、その必要性に応じて立法機関や行政機関が法令の改正をするから、法解釈による裁判官による法が要らないとされる⁴⁰。

このような textual positivism の問題の背景には二つの理由がある。まずは、法曹に行政法の知識が十分ではないことが挙げられる。すなわち、法学部において行政法に関する包括的、基礎研究が不十分であり、行政法の教科書や判例集が少ない。また、裁判実務（判例）へのアクセスが限られており、その結果、法学部における行政法の授業が不十分なものとなっているのである。次に、上述の textual positivism の理由として、行政法のみの問題ではないが、法研究において、特定の法律問題に関する国内の裁判実務を継続・制度的に分析した研究が少なく⁴¹、同時に、最高裁判所をはじめとする裁判所も、判決・決定を出すにあたり、法令のみを重視し、行政法学者や有識者の論文や教科書を参考にしていな

³⁶ Kühn, Zdenek. “The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?” in *Law in Eastern Europe* 61, p 118.

³⁷ Kühn, Zdenek. “The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?” in *Law in Eastern Europe* 61, p 130- 135.

³⁸ Kühn, Zdenek. “ Worlds Apart: Western and Central European Judicial Culture at the Onset of the European Enlargement,” in *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 52.No. 3 (2004). p 542- 543.

<http://www.jstor.org/stable/4144478> (accessed 12. 03. 2014).

³⁹ Kühn, Zdenek. “The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?” in *Law in Eastern Europe* 61, p 132-134.

⁴⁰ Kühn, Zdenek. “The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?” in *Law in Eastern Europe* 61, p 142-143.

⁴¹ См: Хамедов И. Концептуальные вопросы имплементации конституционных принципов в государственном управлении. Жамият ва бошқарув. 2015 йил 4-сон. 28 бет. (тезис шаклида).

いことが挙げられる⁴²。

最後に、行政法の研究が魅力的ではないのも、問題の原因となっている。すなわち、行政法教育や研究が実務とは離れており、行政関連法にも貢献していない⁴³。その結果、権威や重要性が低くなり、行政法分野に関する法律や実務が研究者ではなく、他のプレイヤー（例えば、各省庁や国際機関等）によって構築されている。逆に、最近では、他のプレイヤーが行政法の理論も構築し始めているのである⁴⁴。

行政改革が積極的に行われているウズベキスタンにおいては、今まで理論的基礎が構築されてこなかった行政手続や行政訴訟法の諸課題が行政法理論に依存せざるをえない。従って、上述の問題を解決するためには、ウズベキスタンにおいて、行政法学に関する理論を構築する研究及びそれらを修得した研究者が必要とされているのであり、理論的背景を十分に有した大学教育及び法曹教育が行われなければならない。こうした法曹人材養成がなければ、行政法の様々な制度の確立も、運用も、その進化も考えられないだろう。

結論

ウズベキスタンが Mirziyoyev 大統領のもとで、2017-2021年行動指針を宣伝し、その一つの指針として司法改革、とりわけ行政法改革が指摘されている。国家が市場経済を積極的に導入し、企業活動を発展させるため、また市民の権利自由を適切にはかるため、行政法の整備が必要不可欠になる。行政法の整備は、もちろん行政機関によっても蓄積されることがあるが、行政法研究者がより重要な役割を果たすべきである。行政法研究者が比較研究をし、国内外における判例の分析をし、行政法理論の立場から、学問および実務を誘導しないと、実務で様々な権利自由侵害が発生しても、その救済すらできないものになる危険がある。行政法研究者が上述の問題を意識しながら、実務でも使えるウズベキスタンにおける行政法理論を構築し、若手の研究者の教育、指導、そして新行政法改革を反映した新しい研究や教科書の執筆にも十分に注目しなければならない。そうすることによって、ウズベキスタンの行政法も旧ソ連型行政法から市場経済に基づいた独立後の新行政法に転化していくのである。

⁴² Kühn, Zdenek. "The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?" in *Law in Eastern Europe* 61, p 144-145.

Also see, А. Н. Верещагин, А.Г.Карапетов, Ю.В. Тай. Пути совершенствования правотворческой деятельности Высшего Арбитражного Суда РФ. Вестник ВАС РФ. 6 (247) июнь 2013 г. Стр 42-43.

この点に関して、ロシアでは、行政法研究や教育では、判例分析が行われている。例えば、*Административное право: практикум/ под ред. Ю.Н.Старилова; Изд ВГУ, 2011 г.* 参照。

⁴³ 例えば、未だに、ウズベキスタン行政法理論では、行政行為論、行政訴訟論等が十分できていない。

⁴⁴ 本来なら、理論的なベースがあって、制度ができるが、ウズベキスタン行政法では、それもまた問題がある。例えば、現在、ウズベキスタンにおいて行政手続に関する法律が採択されており、JICA や GIZ（ドイツ国際協力機関）の支援の下、司法省がその草案を作成したのである。この法律が採択されたことによって、ウズベキスタン行政法で今まで理論的に構築されていない行政行為論（行政行為の定義、その効力、取り消し、撤回等）や理由附記、聴聞等行政手続の主要な制度が初めて登場するのである。

カンボジアの司法 ～未登記土地に関する紛争～

J I C A長期派遣専門家

内 山 淳

1 はじめに

これまで、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実に問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。また、始審裁判所に関する実務的な基礎データを紹介しながら、裁判所について概観した。

今号のテーマは、「未登記土地に関する紛争」である。日本でも、近時、いわゆる「所有者不明土地」¹として、相続登記がなされていない未登記土地が問題となっているが、カンボジアでは、日本と異なり、同じ未登記でも、そもそも所有権保存登記（初期登記）がなされていない未登記土地が問題となっている。このような問題は、カンボジアの司法の特徴を知る上で、非常に興味深いと考えたので、取り上げる次第である。

2 未登記土地に関する紛争について

(1) 背景事情

カンボジアでは、ポル・ポト政権時代から内戦時代にかけて、登記簿等が散逸するなどの歴史的事情から、未登記土地が数多く存在しており、現在、国土管理・都市計画・建設省（以下「国土省」という。）を中心に、順次、全国の未登記土地についての初期登記を進めている。

具体的には、各州知事に裁量があるものの、主として、各州内の人口の多い地域から順に、システムティック登記²を実施しており、国土省によると、国土（約18万k㎡、日本の約半分）の約66.4%の初期登記が完了した（2017年12月現在）とのことである³。

もっとも、開発業者等が開発対象地が未登記であることを悪用し、自ら初期登記の手続を完了させて、実際に当該土地上に居住している住民を排除しようとする事例等もあるとのことであり、未登記土地を巡る紛争は、関係者の利害関係が複雑に絡み合

¹ 『法律のひろば』2017年8月号では、「土地所有を取り巻く現状と課題」と題した特集が生まれ、「土地の『所有者不明化』と制度の課題」（吉原祥子）などが掲載されている。

² 「地籍索引図及び土地登記簿の制定手続（システムティック登記）に関する政令」を参照。

カンボジア法令については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

³ カンボジアの不動産登記制度については、以下を参照。いずれも、デジタル版はICDのホームページに掲載されている。

「カンボジアの不動産登記について」（磯井美葉、『ICDNEWS』60号）

「カンボジア王国における不動産登記制度と実情」（金武絵美子、『ICDNEWS』73号）

「カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）」（内山淳、『ICDNEWS』64号）

っていることが多い。

(2) 管轄

未登記土地に関する紛争としては、例えば、未登記土地の所有権確認、売買契約に基づく未登記土地の引渡請求、未登記土地に対する差押えや保全処分等が挙げられる。

未登記土地、すなわち地籍行政機関によって発行された何らかの種類の権利証書がない土地についての紛争は、「土地紛争についての裁判所と地籍委員会の管轄の決定に関する共同省令」⁴(以下「管轄共同省令」という。以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア法を意味する。)において管轄が規定されている。

この管轄共同省令によると、基本的には、未登記土地についての紛争は、地籍委員会の管轄となり、登記済土地についての紛争は、裁判所の管轄となる(管轄共同省令1条)。そのため、管轄共同省令の署名日以降、裁判所は、未登記土地の紛争に関する申立ての受理を中止することになる(管轄共同省令2条)。ただし、管轄共同省令の発令以前に裁判所で受理した未登記土地の紛争に関する申立てについては、最終的な手続まで、裁判所によって処理される(管轄共同省令3条)。

他方、未登記土地であっても、未登記土地についての相続、売買契約、賃貸借契約、抵当権等の契約に関する紛争は、裁判所の管轄となる(管轄共同省令4条)。

したがって、これらの規定によれば、基本的には、未登記土地の所有権確認については、地籍委員会の管轄となり、売買契約に基づく未登記土地の引渡請求については、裁判所の管轄となる。ただし、後掲のとおり、管轄については、実務上、若干の問題がある。

地籍委員会については、「地籍委員会の組織及び権能に関する政令」⁵(以下「地籍委員会政令」という。)において権限等が規定されている。

この地籍委員会政令によると、国家地籍委員会は、未登記土地について、合法的な占有者又は所有者の承認に関する決定を行う完全な管轄権を有している(地籍委員会政令20条1項)。紛争当事者は、国家地籍委員会の裁定に異論がある場合、裁判所に不服を申し立てる権利を有する(同条2項)。不服申立ての期間は、紛争当事者が裁定を受領してから30日以内であり、その期間を徒過すると、国家地籍委員会の裁定が最終的なものとみなされる(地籍委員会政令23条1項、4項)。

未登記土地の差押え等については、「未登記の不動産に対する差押え及び保全処分に関する登記手続についての共同省令」⁶(以下「差押え等共同省令」という。)において手続等が規定されている。

この差押え等共同省令によると、地籍管理所(登記所)は、裁判所から登記嘱託書

⁴ 司法省と国土省による共同省令、2003年発令。

⁵ 政令47号、2002年発令。

⁶ 司法省と国土省による共同省令、2014年発令。なお、登記済土地の差押え等については、「民事訴訟法関連の不動産登記手続に関する共同省令」(司法省と国土省による共同省令、2011年発令。「民事訴訟法に関する不動産登記共同省令」という訳語もある。)に従う。

を受領したときは、裁判所による未登記土地に対する強制売却開始決定等に基づき、新規登記（初期登記）手続に関する諸法令に従って、遅滞なく登記手続を開始しなければならない（差押え等共同省令7条1項）。このような規定からすると、裁判所は、本来の管轄があることを前提に、未登記土地に対する差押えや保全処分をすることができると考えられる。

3 実務上の問題点

(1) 強制執行

前述のとおり、未登記土地に対する差押えや保全処分ができるものの、強制執行等においては、実務上、次のような問題点がある。

例えば、未登記土地に対する差押えをするためには、当該土地の新規登記をしなければならず（差押え等共同省令6条、7条）、差押債権者には、新規登記に必要な費用の前払義務がある（差押え等共同省令9条）。

しかし、差押債権者にとっては、権利関係が不安定な他人の土地の登記費用を支払うことになるため、前払いを渋る差押債権者が多い。

また、未登記土地の場合、当該土地を特定する情報は、主に権利証に記載されているが、通常、権利証は、債務者の手元にあるため、差押債権者や地籍管理所にとっては、当該土地を特定するための情報が不足し、新規登記に支障が出ることがある。

さらに、未登記土地の強制売却では、実務上、新規登記せず、未登記のまま売却することがあり、その後、買受人が新規登記するかどうかは、買受人次第ということもある。シェアリアップなどの都市部では、土地の資産価値が比較的高いため、未登記のままでも土地を買い受ける者がいる。そのため、新規登記に伴う煩瑣を避けるべく、そのような運用がなされることがある。

このような問題点は、強制売却手続にとって大きな支障となり、裁判所の事件処理を停滞させる要因となる。

(2) 管轄

前述のように、未登記土地に関する紛争は、地籍委員会に管轄があり、地籍委員会の裁定に異論があれば、裁判所に不服申立てができることになっているが、以下で述べるとおり、条文上、第一次的判断権が地籍委員会の専属管轄なのか否かについては、判然としない。

管轄共同省令の発令後、2006年に民事訴訟法が成立（2007年適用）し、民事訴訟法に抵触する規定は、その抵触する限度で効力を有しないとされた（民事訴訟法588条2項）。

他方、日本の法制執務を前提にすれば、省令の制定権者である大臣が当該省令を廃止しない限り、たとえ法律で無効と規定しても直ちに省令が廃止されるわけではないと解される（本稿執筆現在、管轄共同省令を廃止又は変更する旨の省令が発令された

との情報には接していない。)

そのため、もしこの管轄共同省令が有効だとすると、民事訴訟法が、民事訴訟を全て裁判所で扱うことにしている（民事訴訟法2条2項参照）にもかかわらず、下位法規である管轄共同省令では、民事訴訟の一部について裁判所に管轄がないかのように規定していることになる。

そこで、両者は矛盾するのではないかという問題が生じる。

この点、管轄共同省令については、地籍委員会に管轄はあるが専属管轄ではないと解すると、民事訴訟法に抵触するとまでは言えず、地籍委員会で第一次的な判断をすることも可能であると解する余地がある。

もっとも、法規範相互の関係性については、あまり深い議論がなされていないため、管轄共同省令の効力については、決着が付いていない。

実際には、各地の始審裁判所で聞き取った際、第一次的判断権は、裁判所ではなく、地籍委員会（土地紛争解決委員会と呼ぶところもあった。）にあると考える裁判所が多かった。そのため、当事者が未登記土地の所有権確認請求等の訴えを裁判所に提起しても、裁判所は、当該事案を地籍委員会に移送しているとのことである⁷。

このような運用のため、カンボジアで、社会問題としてニュース等で話題になる未登記土地の所有権を巡る土地紛争事案は、契約に基づくものなどの場合を除き、裁判所には係属しないことになり、地籍委員会で扱われることになる。つまり、そのような社会問題への対応は、司法省ではなく、国土省の所管ということになる。

（3）法の階層性

カンボジアでは、未登記土地だけでなく、登記済土地についても、登記手続を定める共同省令が存在する⁸が、本稿執筆現在、法律レベルでの規定（不動産登記法）は存在しない。つまり、不動産登記法はないが、不動産登記に関する各種政令や省令があるということである。

このように、「法律はないが、下位法規が存在する」という例は少なくない。例えば、戸籍法はないが、戸籍に関する政令（身分に関する政令）がある。執行官法や公証人法はないが、特例的に執行官や公証人を任命する政令がある。この他にも、このような法の階層性の逆転現象が散見される。

このような現象が起こる背景として、カンボジアの社会情勢が考えられる。カンボジアは、今なお外国からの投資に起因する経済発展が著しいため、変化のスピードも速く、機を失すると様々な面での損失も懸念される。この点、もし立法手続を踏むと、与野党のみならず、各省庁間の利害関係も調整しなければならず、時にはマスコミや

⁷ 民事訴訟法18条1項では、「管轄裁判所に移送する」とあるだけで、始審裁判所から地籍委員会への移送を定める規定はないが、当事者の便宜を考え、各地の始審裁判所では、受理自体を拒否せず、受理した上で、各地の地籍委員会に移送するという運用をしているとのことである。

⁸ 「民法関連の不動産登記手続に関する共同省令」（司法省と国土省による共同省令、2013年発令）。

NGOなどからの批判にもさらされるため、制定までに時間を要する。それを避けるため、省令（各省限りで発令可能）、共同省令（関係省庁限りで発令可能）、政令・首相令（首相限りで発令可能）などが多用されているように思われる。

しかし、これを突き詰めていくと、法律の委任なくして、国民の権利や利益を制約する法規範を制定できることになり、法の支配、民主主義及び立憲主義等の観点から見ても問題が残ると言わざるを得ない。

4 おわりに

以上のように、「未登記不動産に関する紛争」に焦点を当てて、カンボジアの司法の実情を見てきた。その中でも、法規範相互の関係性や法の階層性についての現象は、非常に興味深い。クメール語では、「子どもが父親よりも先に生まれる。」⁹と言って、法の階層性の逆転現象を揶揄するそうである。法整備支援では、個々の法規範の内容についての理解が重要であることは言うまでもないが、それだけにとどまらず、法体系全体についての理解も促進していく必要があることを示唆しているように感じる。

⁹ កូនកើតមុនឪ (コーン カウト モン アウ)

中国立法法の改正について（２）

J I C A長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

第２章 新立法法の主な内容

第４ 『第２章 法律 第３節 全国人民代表大会常務委員会の立法手続』

【委員長会議及びその他の関連機構による法律案提出】

第２６条 委員長会議は、常務委員会に対して法律案を提出することができ、常務委員会会議において審議を行う。

２ 国务院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院、全国人民代表大会の各専門委員会は常務委員会に対して法律案を提出することができ、委員長会議は、常務委員会会議に上程することを決定することができ、又は先に関連専門委員会の審議にかけて報告を提出させた上で常務委員会会議に上程することを決定することができる。委員長会議が法律案に重大な問題があり更なる検討が必要であると認める場合、提案者に対して修正して完全なものとした上で常務委員会に提出するよう建議することができる。

【常務委員会の構成員による法律案提出】

第２７条 常務委員会の構成員１０名以上の連名によって、常務委員会に対して法律案を提出することができる。委員長会議は、常務委員会会議に上程するか否かを決定し、又は先ず関連専門委員会の審議にかけて会議に上程するか否かについて意見を提出させた上で常務委員会会議に上程するか否かを決定する。常務委員会会議に上程しない場合、常務委員会会議に対して報告し、又は提案者に対して説明を行わなければならない。

２ 専門委員会は審議の際、提案者に会議に列席するよう招請し、意見発表を求めることができる。

本章第三節は、全国人大常務委員会における立法手続に関する規定であり、その第１段階である法律案提出に関し、第２６条、第２７条では法律案の提出権者及び提出手続を定める。

※決定八 第２６条を第２８条とし、一項を追加して第２項とする。

【法律草案の事前配布と全国人大代表への会議列席招請】

第２８条 常務委員会会議に上程された法律案は、特別な場合を除き、会議開催の７日前に法律草案を常務委員会構成員に対して配布しなければならない。

２ 常務委員会が法律案を会議で審議する場合、関係する全国人民代表大会代表に

会議に列席するよう招請しなければならない。

本条は、法律草案の事前配布と全国人大代表に対する会議列席招請に関する規定である（一部改正）。

1 法律草案の事前配布（本条1項）

立法の質及び法律案の審議レベルを向上させるため、常務委員会委員は会議の開催前に、会議で審議が行われる法律草案について検討し、事前に十分な審議準備を行う時間を確保しなければならない。そこで本条1項は常務委員会会議を開催する「7日前」までに常務委員会委員に法律草案を配布しなければならないと定めるが、これは実際の操作において有用である。本条所定の「7日」は最短期間にすぎず、客観的条件が許す範囲内で、できる限り事前に法律草案を常務委員会委員に配布しなければならない。

2 全国人大代表の会議列席を招請（本条2項・新設規定）

本条2項の趣旨は、立法業務における人民代表大会代表の役割を十分に発揮させ、法律草案の起草及び審議の質を向上させる点にある。

党の第18期4中全会決定では、「法律・行政法規・規章の起草における人民代表大会代表の意見募集に関する制度を整備し、人民代表大会常務委員会会議に列席する人民代表大会代表の人数を増やし、法律の起草及び改正における人民代表大会代表の役割を更に発揮させる」ことが提起されており、これに対応して常務委員会委員の意見と数年来の実践に基づき、本改正では常務委員会会議が法律案審議を行う場合、関係する全国人大代表に会議に列席するよう招請しなければならないとする本条項が追加された。

人民代表大会代表は人民により選出された国家権力を行使する代表であり、立法における人民代表大会代表の役割を十分に発揮させることは、立法に人民の意思を反映し、体現するという制度上の要求であると共に、科学立法、民主立法を促進し、立法の質を向上させる点においても有用である。

【参考文献】¹ 前掲①111～112頁、②122～124頁、③93～95頁、④139～140頁参照。

¹ 引用参考文献は、①全国人大法工委国家法室編著『立法法積義』（法律出版社・2015）、②全国人大法工委国家法室主任武增主編『立法法解讀』（中国法制出版社・2015）、③鄭淑娜主編、郭林茂副主編『立法法積義』（中国民主法制出版社・2015）、④喬曉陽主編『立法法の読み方と積義』（中国民主法制出版社・2015）である。

【三審制】

第29条 常務委員会会議に上程された法律案は、通常は常務委員会会議における3回の審議を経た後に表決に付さなければならない。

2 常務委員会会議による法律案第1次審議は、全体会議において提案者の説明を聴取し、グループ別会議において初歩的審議を行う。

3 常務委員会会議による法律案第二次審議は、全体会議において法律委員会による法律草案の修正状況及び主要問題に関する報告を聴取し、グループ別会議において更に審議を行う。

4 常務委員会会議による法律案第三次審議は、全体会議において法律委員会による法律草案の審議結果に関する報告を聴取し、グループ別会議で法律草案修正稿に対して審議を行う。

5 常務委員会は、法律を審議するとき、必要に応じてグループ合同会議又は全体会議を招集して法律草案中の主要問題について討論することができる。

※決定九 第28条を第30条とし、次のように改める。

【三審制の例外】

第30条 常務委員会会議に上程された法律案につき各方面の意見が比較的一致している場合、常務委員会会議における二度の審議を経た後に表決に付すことができる。調整事項が比較的単一的又は一部改正の法律案につき、各方面の意見が比較的一致している場合は、常務委員会会議の審議を一度経た後直ちに表決に付すことができる。

第29条は全国人大常務委員会における法律案審議につき三審制を原則とし、同時に常務委員会の法律案審議の具体的会議形式に関する規定、第30条は上記三審制の例外に関する規定である（一部改正）。

1 三審制の原則（29条）と例外（30条）

1) 法律案の審議手続は、立法手続の最も重要な段階であるところ、法律案は常務委員会構成員による十分な審議を経てこそ初めて科学立法、民主立法が実現でき、立法の質を保証することが可能となる。全国人大の立法に関する実践及び業務上の必要性に基づいて、本法では全国人大常務委員会による法律案審議の三審制原則を定めると共に（29条）、常務委員会の立法手続について変通規定（状況に応じて弾力的運用が可能な規定）を定めて立法の質と効率を共に重視しており、立法業務を展開する上で有用である。

2) 第30条によれば、①内容が比較的単一的で、更に各方面の意見の相違が大きい法律案については、2度の審議で可決することもでき、全国人大常務委員会による立法実務においても2度の審議を経て可決されている法律や関連法律に関する

決定が存在している²。②一部改正を行う法律案につき、意見の相違が大きくなり、各方面の意見が比較的一致している場合、常務委員会会議による1度の審議を経て表決に進むことができる³。更に実務では、調整事項が比較的単一的で、各方面の意見が比較的一致している法律案についても常務委員会会議による1度の審議を経て表決されている⁴。

上述の実践経験を総括し、審議の質を確保した上で、審議効率を向上させ、速やかに経済・社会の発展の必要性に適應することができることに鑑み、本改正では調整事項が比較的単一的で各方面の意見が比較的一致している場合においても、常務委員会会議による1度の審議を経て表決できる旨が追加されている。

【参考文献】前掲①116～117頁，②131～132頁，③100頁，④145～146頁参照。

【常務委員会グループ別会議】

第31条 常務委員会グループ別会議が法律案を審議するとき、提案者は人を派遣して意見を聴取し、質問に回答しなければならない。

2 常務委員会グループ別会議が法律案を審議するとき、グループの要求に基づき、関連機関及び組織は人を派遣して状況を説明しなければならない。

【専門委員会による法律案の審議】

第32条 常務委員会会議に上程された法律案は、関連専門委員会が審議を行った上で審議意見を提出し、常務委員会会議に対して書面を配布する。

2 関連専門委員会は法律案を審議するとき、その他の専門委員会の構成員を招請して会議に列席させ、意見の発表を求めることができる。

第31条は常務委員会グループ別会議による法律案審議、第32条は専門委員会による法律案審議に関する規定である。

※決定十 第31条を第33条とし、次のように改める。

【法律委員会による法律案の統一審議】

第33条 常務委員会会議に上程された法律案は、法律委員会が常務委員会の構成

² 2度の審議を経て可決された例としては公益事業寄付法（1999年6月）、経済工作の監督強化に関する全国人大常務委員会決定（2000年3月）、最近では反家庭暴力法（2015年12月）がある。

³ 治安管理処罰法改正に関する決定（2012年10月）は、改正後の刑事訴訟法の規定に基づき、治安管理処罰法の個別の条文について相応の修正が行われて各方面の意見が比較的一致していたこと等から、常務委員会会議による1度の審議を経て直ちに可決されている。

⁴ インターネット情報の保護強化に関する決定（2012年12月）は、調整事項が比較的単一的で、各方面の意見が比較的一致していたこと等から、常務委員会会議による1度の審議を経て直ちに法案が可決されている。

員、関連専門委員会の審議意見及び各方面から提出された意見に基づいて法律案に対して統一審議を行い、修正状況の報告又は審議結果報告と法律草案修正稿を提出し、重要な意見の不一致については報告又は審議結果報告上に説明を加えなければならない。関連専門委員会による審議意見を採用しなかった場合、関連専門委員会に報告しなければならない。

2 法律委員会は法律案の審議の際、関連専門委員会の構成員を招請して会議に列席させ、意見の発表を求めなければならない。

本条は法律委員会による法律案の統一審議に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

この点、全国人民代表大会組織法が「法律委員会は、全国人大又はその常務委員会に提出した法律草案を統一的に審議し、その他専門委員会は関連の法律草案について法律委員会に意見を提起し、かつ意見書を会議で配布する」と規定し、全国人大及びその常務委員会による法律の制定が、法律委員会の統一審議を通じてなされることを法律上明確にしている。立法実務が証明するように、立法に関する総合部門が法律案の統一審議を行うことは、制定する法律を憲法と一致させて関連法律との連続性を維持し、法制統一を維持すること、立法の質を保証すること、及び立法を加速すること等に積極的作用を有するところ、本法ではこれを改めて明確に規定している。

2 法律委員会による統一審議と関連専門委員会による法律案審議との関係

全国人大は1つの有機的な機構であり、相互間で業務を分担し、協力する関係にあり、目標は一致している。すなわち、各専門委員会、法制工作委員会は、全国人大常務委員会による指導の下、各自が自らの職務を担当し、自ら責任を負い、足並みを揃えて一致共同して立法業務を円滑に進めなければならない⁵。

本法では、全国人大及びその常務委員会による法律案審議に関する経験を総括し、法律委員会による統一審議と関連専門委員会による法律案審議との関係を明確にしておき、これは立法業務における各専門委員会の役割を十分に発揮させることにとって重要な意義がある。すなわち、本法規定によれば、法律委員会による統一審議及び関連専門委員会による審議手続について具体的に規定しており、法律案は関連専門委員会が審議を行い、審議意見書を提出し、常務委員会会議に配布する。そして法律委員会は、常務委員会委員、関連専門委員会の審議意見書及び各方面から提起された意見に基づいて、法律案の統一審議を行う。

⁵ 統一審議を担当する法律委員会が、いわば立法に関する総合部門であるのに対して、法制工作委員会は、全国人大常務委員会の業務機構であり、その事務機構は法律委員会の事務機構でもある。法案の統一審議過程において、法律委員会は法制工作委員会と共に業務を行う。法律委員会と法制工作委員会は、その他の専門委員会と緊密に協力し、法案に関する重要問題について、主体的に関連専門委員会と連絡を取り、共同で調査研究を行い、問題を検討し、解決しなければならない（参考文献② 140頁参照）。

3 法律委員会による統一審議に関する具体的手続

1) 法律委員会による法律案の統一審議は、全国人大常務委員会の長年にわたる立法経験を総括したものであり、法制統一を保障するための重要な手段である。

通常の場合、常務委員会による法律案の初回審議の後、法律委員会、法制工作委員会は次の業務を行う。すなわち、①法律草案の初回審議に対する常務委員会委員の意見を整理し、常務委員会による当該法律草案の第二次審議時に会議で配布する準備を行う。②立法の必要性に基づき関連の地方、部門、人民団体、専門家、関連の基層及び集団の代表、全国人大代表及び社会の関連分野が参加する座談会、論証会、公聴会等を開催し、各方面の法律草案に対する意見を聴取する。③法案を各地及び関係部門に配布し、各方面から意見を広く募集して、期日どおりに意見を提起することを求め、それらをまとめて整理する。④社会全体に法案を公表し（但し委員長会議で非公表決定されたものを除く）、パブリックコメントを整理分析する。⑤常務委員会委員、関連専門委員会及び各方面の意見に基づき、法制工作委員会が法律草案の修正を行い、法律草案修正稿を提出する。その後に法律委員会が会議を開催し、各方面から提起された意見に基づき、法律草案の各条項について更に検討した上で修正を行い、修正時には各方面の意見、特に常務委員会委員及び関連専門委員会が当該法律案について提出した審議意見書の内容を採り入れることに注意しなければならない。重要な異なる意見について、採用することができる内容は、速やかに法律案修正稿の中に取り入れるようにし、採用することができない内容も、真摯に検討し、説明・解釈を適切に行わなければならない。

立法業務を更に深く、確実に進め、常務委員会委員が各方面から提起された重要な異なる意見を理解できるようにするため、本法は、重要な異なる意見については、それが採用されたか否かに関わらず、法律委員会は修正意見に関する報告書又は審議結果報告書の中で説明しなければならない旨を定める。同時に、速やかに関連専門委員会と意思疎通を行うために、本条では関連専門委員会の審議意見が採用されなかった場合、関連専門委員会にフィードバックを行わなければならない旨を明記している（この点、旧31条1項は「関連専門委員会の重要な審議意見が採用されなかった場合」と定めていたのに対し、本改正では「重要な」を削除している）。

2) 法律委員会は法律案審議を行う場合、全体会議を開催しなければならない。会議の多くは常務委員会の閉会期間に開催されるが、法案について表決に進む予定の常務委員会会議の期間中に会議を開催しなければならない。なぜなら、法律委員会は常務委員会委員が法律案修正稿について提起した意見に基づき、修正稿に更なる修正を加えた法律案表決稿を提出し、その回の常務委員会で表決を行わなければならないからである。法律委員会が会議を開催する場合、各委員に事前に通知し、委員が審議のために十分な準備ができるようにしなければならない。法律委員会委員は法律案に関する問題につき調査研究を行い、各方面の意見を聴取した上で法律案各

条項の審議を行い⁶、具体的な修正意見は法制工作委員会が記録し整理する。

- 3) 法律委員会は、常務委員会による法律案審議の各段階に応じて、異なる書類資料を提供する。すなわち、①常務委員会による初回審議後に、法律委員会は常務委員会に法律草案の二次審議稿、法律草案の修正状況及び主要な問題に関する報告書を提出する。②常務委員会による第二次審議後に、法律委員会は常務委員会に法律草案の三次審議稿及び法律草案審議結果に関する報告書を提出する。③常務委員会の第三次審議期間に、法律委員会は常務委員会に法律草案表決稿及び修正意見に関する報告書を提出する。
- 4) 本条2項に基づき、法律委員会は法律案審議時に、関連専門委員会委員を招請して会議に列席させ、意見を発表させなければならない（この点、旧31条2項は「招請して会議に列席させ、意見の発表を求めることができる」と定めていたが、本改正では「求めなければならない」に改めている）。これは法律委員会とその他関連専門委員会が法案審議に関する状況について意思疎通を行いやすくするための規定である。なぜなら、法律委員会が法律案審議を行っている際に、関連専門委員会も同じ法律案について審議を行っている場合が多く、法律委員会と関連専門委員会との間に審議過程で一部問題に対する見解の相違が生じ、ときには比較的大きな意見の相違が生じることもあり、その場合は、速やかに意思疎通を行う必要があるからである。実務では、法律委員会は必要に応じて関連専門委員会委員を招き会議に列席させ、意見を発表させ、重要な異なる意見について検討を進め、問題解決に努めている。本法ではかかる有益な経験を総括し、本条に相応する規定を置いて、全国人大の各専門委員会が法律案審議について交流及び意思疎通を行えるようにしているが、これは法律案の重要問題を解決するのに役立つ、全国人大及びその常務委員会の立法業務にとっても有益である。

【参考文献】前掲①121～124頁、②139～143頁、③105～109頁、④151～155頁参照。

【専門委員会による法律案審議と関連責任者による状況説明】

第34条 専門委員会は法律案の審議のとき、全体会議を招集して審議しなければならず、必要に応じて関連機関及び組織に対して関連責任者を派遣して状況を説

⁶ 統一審議を担当する法律委員会は、その業務量は多く、責任も重大である。法律委員会は1988年に「法律委員会工作規則」を制定して法案審議にあたり遵守すべき原則を定めている。すなわち、①憲法を根拠にして、1つの中心、2つの基本点を指針とする。②実情から出発して、改革、開放、建設に関する新状況、新問題、新経験について研究検討を進め、法律規定の必要性及び執行可能性について注意深く検討する。③外国の関連法制度を研究し、その中の優れた有益な内容を参考、手本とする。④関連の法学理論を注意深く研究する。⑤法律間の協調、統一に注意し、相互矛盾、抵触を避ける。⑥法律の規範化に注意し、用語、概念が明確で、正しく、科学的で、内容が簡明で要点をつかみ、明確でわかりやすくするように努める。⑦各地方及び中央の関係部門、専門家及び実際の業務担当者等各方面から意見を広く募集し、特に異なる意見を重視することである（参考文献②143頁参照）。

明するよう求めることができる。

【重要問題に関する意見不一致の場合の処理】

第35条 専門委員会の間において法律草案の重要問題につき意見が不一致の場合、委員長会議に報告しなければならない。

第34条は、専門委員会の法律案審議と関連責任者による状況説明に関する規定、第35条は重要問題に関する専門委員会の意見不一致の場合の処理に関する規定である。

※決定十一 第34条を第36条とし、二項を追加して第2項、第3項とする。第2項を第4項とし、次のように改める。

【法律案に対する意見聴取】

第36条 常務委員会会議に上程された法律案について、法律委員会、関連専門委員会及び常務委員会工作機構は、各方面の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、座談会、論証会、公聴会等、多種の形式を採用することができる。

2 法律案の関連問題が、比較的強い専門性を有し、執行可能性の評価をする必要がある場合、論証会を行い、関連する専門家、部門と全国人民代表大会代表等の意見を聴取しなければならない。論証状況は常務委員会に対して報告しなければならない。

3 法律案の関連問題に、重大な見解の対立、又は利益関係の重大な調整が存在し、聴取を行う必要がある場合、公聴会を行い、関連する基層とグループの代表、部門、人民団体、専門家、全国人民代表大会代表と社会の関連する方面の意見を聴取しなければならない。聴取状況は常務委員会に対して報告しなければならない。

4 常務委員会工作機構は、法律草案を関連分野の全国人民代表大会代表、地方人民代表大会常務委員会及び関連部門、組織及び専門家に送付し、意見を徴求しなければならない。

本条は各専門委員会及び常務委員会工作機構が採用できる各種の意見聴取に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

科学立法、民主立法を推進することは、立法の質を向上させるための根本的手段である。党の第18期3中全会、4中全会では科学立法、民主立法を更に推進することに関する一連の要求として「立法機関が主導し、社会の各方面が秩序正しく立法に参加するための手段及び方式を整備すること」等が提起され、立法法改正の審議及び意見の聴取過程でも、常務委員会委員、代表、専門家、社会の公衆から多くの優れた意見・提言が提起された。

本改正では、実務の方法・経験を総括し、党の上記決定による手配を真摯に実施し、常務委員会が立法過程で各方面の意見を広く聴取するという規定について、更なる充

実化を図り、主に立法に関する論証会、公聴会及び法案を配布して意見を募集する範囲について充実化、細分化が行われ、本条では座談会、論証会、公聴会及び書面での意見募集という意見聴取に関する4種類の形式について規範化を行っている。

2 座談会

座談会は、関連の法案起草組織、審議機関、審議機関の工作機構が必要に応じて、当該法案に関係がある機関、団体、企業・事業単位及び関係分野の専門家を招き、法案の内容について意見交換及び討論を行い、意見を発表する活動である。その特徴は、簡便で実施しやすく、問題について踏み込んだ討論を行うのに便利な点である。座談会での発言順序、発言時間、発言回数等に一般的制限はなく、相互に討論することができ、主宰者は法律草案の内容に対する各方面の異なる意見を座談会の参加者に紹介し、参加者と共に様々な角度から問題を検討し、また主宰者自身も意見を発表し、そこから討論を展開させ、深めることもでき、特に難しい問題、焦点となる問題について、討論を通じて共通認識を形成するのに便利である。座談会は、必要に応じて常務委員会会議の初回審議、第二次審議の後のいずれにおいても開催可能である。また業務効率を向上させるために、座談会は法律委員会、関連専門委員会、常務委員会工作機構が共同で開催することもできる。参加者には関連の機関・組織、地方、有識者及び利害関係者等が含まれ、一般に複数の座談会に分類した上で開催される。

3 論証会

論証会は、必要に応じて開催され、主に法律案中の技術性が比較的高い問題について、関連の専門家を招いてその合理性・執行可能性に関する検討・論証を行い、権威のある意見を得て、常務委員会の審議時の参考とするものである。この点、座談会、公聴会の2つの制度が主に立法の民主性に関する問題を解決する制度であるのに対して、論証会は主に立法の科学的合理性に関する問題を解決するための制度である。論証会での検討が必要な問題は、法案中の専門性、技術性が比較的高い問題であり、一般的な問題ではない。論証会参加者は法案に関する専門的、技術的問題について比較的造詣の深い専門家であり、発表される意見は主に法案に関する専門的、技術的問題に関する内容で、科学性、執行可能性の角度から論証が行われる。論証会の参加者は、いずれも特定分野の専門家であるところ、専門家が発表する意見には十分な論拠があることから、論証会の意見は非常に高い権威性・専門性を有しており、立法に対する重要な影響、ひいては決定的な影響を及ぼす。そこで、論証会の意見の客観性、公正性を保証するため、開催組織は論証会の参加者を招く際、様々な異なる意見を持つ専門家を代表として参加させ、意見を発表させなければならない。

4 中全会決定において、立法の重大な利益調整に関わる内容に対する関連の国家機関、社会団体、有識者等による論証、諮問メカニズムの構築を模索することが提起されたことを受けて、本改正では論証会に関する規定が追加されている（36条2項）。すなわち、法案に関する問題の専門性が比較的高く、実施可能性に関する評価を行う必要がある場合には、論証会を開催しなければならない、論証に関する状況は常務委員

会に報告しなければならない。

4 公聴会

この点、旧34条1項では、常務委員会会議の議事日程に加えられた法案について、各方面の意見を聴取しなければならない、意見聴取する場合、座談会、論証会、公聴会等、多種の形式を採用することができる旨を規定し、これにより公聴会〔听证会〕制度が正式に採用されていた（新36条1項も同内容）。そして本改正では、公聴会について更なる充実化、細分化が行われている（36条3項）。

公聴会は、一般に行われてきた座談会に比べて優位性があり、透明性が更に高く、問題に対してより深く、十分な調査を行うことができる。すなわち、①公聴会では利害関係者・専門家が直接の陳述、弁論、立証を行うことより、立法機関が新資料を得るのに便利であり、状況を更に理解し、新事実を発見するのに有用である。②民意を十分に反映するのに役立つ。公聴会は通常は利害関係者、利益共同体及び関連の専門家を招くことによって矛盾対立を明らかにすることができ、立法が盲目的に進むことを抑え、立法を更に適切で実施可能なものにできる。④公聴会では法案に対する審査及び討論を十分に行い、弁論を行う中で異なる意見を次第に減少できる。これは矛盾を解決し、法律を更に多くの者が受け入れやすいものにして、法律制定及び今後の法執行業務の基礎を築くのに役立つ。⑤通常の場合、公聴会は公開で開催しなければならない、参加者は公聴会に参加すると共に、民主的法制に関する教育を十分に受けることになり、これは法制の普及に有益である。

本改正では、実務経験を総括し、公聴会に関する規定を整備している。まず、①公聴会を開催すべき状況が明確にされている。すなわち「法律案の関連問題に、重大な見解の対立、又は利益関係の重大な調整が存在し、聴取を行う必要がある場合」である。②陳述者が十分な代表性を有することを保証するために、公聴会では「関連する基層とグループの代表、部門、人民団体、専門家、全国人民代表大会代表と社会の関連する方面」から陳述者を選出しなければならない。③公聴会の開催後に、作成した公聴報告書を常務委員会に提出しなければならない。

5 書面での意見募集

書面での意見募集としては、しばしば常務委員会会議での初回審議が終了後、直ちに常務委員会工作機構が関連の地方及び部門から法案に対する意見を募集しており、常務委員会工作機構が各方面の意見を整理する。

この点、党の4中全会決定では、「人民代表大会による立法業務の実施・調整を強化し、立法における起草、論証、協調、審議に関するメカニズムを整備し、下級人民代表大会から立法に関する意見を募集するメカニズムを整備する」、「法律、法規、規章の起草のために人民代表大会代表から意見を募集する制度を構築し、人民代表大会常務委員会会議に列席する人民代表大会代表の人数を増加し、法律の起草及び改正における人民代表大会代表の役割を更に発揮させる」ことが提起されている。そして、本改正では、党の上記要求及び実務経験に基づいて意見募集の範囲を整備し、「関連

分野の全国人民代表大会代表」「地方の人民代表大会常務委員会」を意見募集の範囲に加えることが明確にされている。

【参考文献】前掲①127～133頁，②147～153頁，③111～116頁，④157～162頁参照。

※決定十二 第35条を第37条とし，次のように改める。

【法律草案のパブリックコメント募集】

第37条 常務委員会会議に上程された法律案については，常務委員会会議の後に法律草案及びその起草，改正の説明等を社会に公表し，意見募集を行わなければならない。但し，委員長会議で非公表決定したものを除く。社会に公表し，意見募集を行う期間は一般に30日を下回らない。意見募集の状況は社会に向けて通知しなければならない。

本条は法律草案に対するパブリックコメント募集に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

法律の制定過程は，民主を十分に発揚し，民主の基礎の上で科学的に人民の意思を結集させる過程である。立法の公開化は立法の民主化及び科学化を保障するものである。立法を公開する過程で，人民・大衆及び社会の各方面は状況を理解し，大いに意見を発表することができ，立法機関は広く意見を聴き，衆知を集め，有益な内容を吸収し，採用することができる。そこで本改正では，総則中に立法公開原則が追加されているが（5条参照），法律案を社会に公表して意見を募集することは，まさに立法公開原則の体现である。

通常の場合，常務委員会会議の議事日程に加えられた法律案について，法律委員会，関連専門委員会及び常務委員会工作機構は各種形式を通じて各方面の意見を聴取しなければならないが（36条参照），法律案を社会に公表して意見を募集することも意見聴取の重要な形式である。党の第18期4中全会決定では「法律，法規，規章の草案のパブリックコメント実施及びその採用状況のフィードバックメカニズムを整備し，社会の共通認識を広く形成する」ことが提起されており，同決定の要求に基づき，全国人大常務委員会による法案のパブリックコメントに関する経験を総括した基礎の上に，本改正では，法律草案案のパブリックコメントに関する規定が充実化，細分化されている。

2 法律草案のパブリックコメント

- 1) 新中国成立当初から第10期全国人大常務委員会任期終了までの間，法律草案のパブリックコメント募集に関する業務は多くの実践を経て非常に良好な成果を上げてきたが，そこでは比較的重要な法律草案のみが公開され意見募集が行われていた。2008年4月，第11期全国人大常務委員会委員長会議第2回会議において科学立法，民主立法を更に推進するために，今後の全国人大常務委員会で審議される法

法律草案は一般に公開し、社会から広く意見を募集することが決定された。全国人大は『全国人民代表機関が法律草案を社会に公表する工作手続』及び『法律草案の社会へのパブリックコメントの着実な実施に関する実施意見』を相次いで可決し、法律草案をインターネット上で公表し意見募集を行う手続について詳細な規定を置いている。

2008年4月以降、全国人大常務委員会会議で審議が行われる法律草案は一般に全国人民代表大会ウェブサイト[中国人大網]上でパブコメ募集が行われている。現在、法律草案は常務委員会会議で審議が行われた後は、法制工作委员会が法律草案及びその説明を提出し、常務委員会秘書長の承認後に弁公庁情報センターに送付されて[中国人大網]上で公表され、意見募集期間は通常1か月である。また第12期全国人大以降、第二次審議後の法律草案にもパブコメ募集が行われ、その期間は通常20日である。

立法工作機構はネット上の意見募集を非常に重視している。すなわち、①専門担当者を配置して全過程の追跡を行い、毎日意見の内容を確認し、重要な意見及び動向について随時報告を行う。②意見募集期間が終了後、真摯に取りまとめを行い、総合的に整理し、社会のパブリックコメントに関する報告書を作成し、かつ立法参考資料として常務委員会会議に配布する。③検討を進め、合理的な意見を採用している⁷。

2) 法律草案がインターネット上で広く公開される方法は、各方面から大きな注目を集め、世間から大いに支持を受け、非常に良好な社会的効果を上げている。社会公衆とメディアにおいては、インターネット上で法案を公表して意見募集を行う方式は全国人大常務委員会が科学立法、民主立法を積極的推進する重要な措置であると広く認識されている。特に人民大衆の意見・願望を十分に反映すること、衆知を集めて有益な内容を吸収し、共通認識を形成し、立法業務を円滑に進めること、法律の常識の宣伝・普及を進め、社会全体の法律に関する知識を高めること、及び国家机关、裁判機関、検察機関等が法律の実施・執行を更に徹底することのいずれの点においても重要な意義がある。

3) 常務委員会会議の議事日程に加えられた法律案は、委員長会議が非公表決定を下さない限り、通常は全て社会に公表し、公衆から意見を募集する(本条前段)。社会に公表する内容は、法律草案だけでなく、起草、改正に関する説明等を含めなければならない。これにより、社会公衆が、法律草案の背景、解決すべき主な問題、起草時に考慮された内容等を把握し、そこから速やかに法律草案を理解して、更に

⁷ 例えば人民大衆の注目を広く集めた自動車・船舶税法については、草案全文の公開後1か月で約10万件の意見が集まり、法制工作委员会は真摯に整理の上分析を行い、かつ速やかに社会にフィードバックを行った。中国における乗用車保有量の87%前後が中小排気量であり、かつ主に会社員層に広く使用されている実情を踏まえ、大多数の意見に基づいて、草案について重要な修正が加えられ、その結果多くの大衆の税負担は増加せず、更に省エネ・排出削減にも役立った例である(参考文献①135頁参照)。

的確な意見の提出が可能となるからである。また社会に公表して意見募集を行う期間は一般に30日を下回ってはならないとして、公衆に意見を発表するための時間が十分に確保されており（本条中段）、意見募集に関する状況は社会に通知しなければならない（本条後段）⁸。

【参考文献】前掲①133～136頁，②153～155頁，③116～118頁，④162～164頁参照。

【常務委員会工作機構による各方面意見の整理】

第38条 常務委員会会議に上程された法律案について、常務委員会工作機構はグループ別審議による意見、各方面から提出された意見及びその他関連資料を収集して整理しなければならず、法律委員会、関連専門委員会に対してそれぞれ送付し、更に必要に応じて常務委員会会議に対して書面を配布する。

本条は常務委員会工作機構による各方面意見の整理等に関する規定である。

※決定十三 一条を追加し、第39条とする。

【法律案の可決前評価】

第39条 常務委員会会議の審議において採決予定の法律案につき、法律委員会が審議結果報告を提出する前に、常務委員会工作機構は法律草案中の主要制度規範の執行可能性、法律公布の時機、法律実施の社会的効果と発生可能性のある問題等について評価を行う。評価に関する状況は法律委員会が審議結果報告中で説明を行う。

本条は法律案の可決前評価〔法律案通過前評価〕制度に関する規定である（新設規定）。

1 本条の趣旨

第12期全国人大常務委員会以来、常務委員会の指導者は立法の質の向上、法律の執行可能性・運用性の強化という要求を提起している。常務委員会指導者の要求と手配に基づき、全国人大常務委員会法制工作委员会（以下「法工委」という。）は法律案の可決前評価の実施を開始した。2013年4月、法工委は観光法〔旅游法〕について初めて可決前評価を実施し、その後、法工委は多くの法律案について可決前評価を実施して可決前評価の質を向上させ、真の意味で可決前評価の目的を実現するために経験を蓄積している。

法律案の可決前評価は、民主立法、科学立法のための革新的措置として、立法の質の向上、法律の操作性等の面で、非常に良好な作用を発揮しており、多くの支持を得

⁸ 全国人大HPの〔法律草案征求意见〕の頁では（下記URL参照）、2005年・物権法草案から現在に至るまでのパブコメ実施状況が公開されており、最も多くの意見が提出された例は2012年7月実施の労働契約法改正草案（55万7243件）である。 http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/node_8195.htm

ている。この方法は次第に全国人大常務委員会による法律案可決前の「正規手続」として定着し、地方政府でも同時期に地方性法規の可決前評価を実施して良好な効果を上げてきた。

本改正の意見の聴取及び調査研究の過程では、一部の常務委員会委員等から立法に関する実践経験を総括して、この方法を立法法の中で明確にすべしとの意見が提起されており、法工委は実践経験に基づき、法律案可決前評価の対象、評価の実施時期、評価内容、評価主体及び評価に関する状況の応用等を、本条に反映させている。

2 可決前評価の内容

- 1) 可決前評価の対象は、常務委員会会議に上程される予定の法律案である。
- 2) 可決前評価の実施時期は、法律委員会が審議結果報告書を提出する前である。本法33条によれば、常務委員会会議の議事日程に加えられた法律案につき、法律委員会は法律案の統一審議を行い、かつ表決が行われる法律案に関する審議結果報告書及び法律案修正稿を提出する。よって、法律案の可決前評価の実施時期は、この法律委員会全体会議の前でなければならない。
- 3) 可決前評価の内容は、主に法律草案中の主要制度及び規定の執行可能性、法律の公布時期、法律が実施された場合の社会的効果及び発生する可能性がある問題についてである（本条前段）。法律草案について検討、論証を重ね、何度も意見の聴取及び修正を行い、内容が既に十分に検討され上程される時点で、再度評価会を開催し、主に制度及び規定の執行可能性、法律の公布時期、法律が実施された場合の社会的効果及び発生する可能性がある問題につき各方面の評価意見を聴取し、表面的な意見聴取にはしない。
- 4) 評価に関する状況は、法案が十分に検討され実施可能であるか否か、常務委員会会議に上程するのに適切であるか否かを判断するための重要な参考意見として、法律委員会の審議結果報告書の中に反映しなければならない（本条後段）。

【参考文献】前掲①137～139頁，②157～159頁，③119～120頁，④165～166頁参照。

【常務委員会会議に上程された法律案撤回】

第40条 常務委員会会議に上程された法律案が表決に付される前において、提案者が撤回を請求する場合、理由を説明し、委員長会議の同意を経た上で常務委員会に報告しなければならない。当該法律案に対する審議は直ちに終了する。

本条は常務委員会会議に上程された法律案撤回に関する規定である。

※決定十五 第40条を第41条とし、二項を追加して第2項、第3項とする。

【表決可決と単独表決】

第41条 法律草案修正稿は、常務委員会会議による審議を経た後、法律委員会が常務委員会構成員の審議意見に基づき修正を行った上で法律草案表決稿を提出し、委員長会議が常務委員会全体会議に提出して表決を求め、常務委員会全体会議の構成員の過半数をもって可決される。

2 法律草案表決稿が常務委員会会議による表決に付す前に、委員長会議は常務委員会会議による審議の状況を根拠として、意見の相違が比較的大きい重要な条項について常務委員会会議に単独表決の申立てを決定することができる。

3 単独表決の条項が常務委員会会議の表決を経た後、委員長会議は単独表決の状況を根拠として、法律草案表決稿を表決に付することを決定でき、また暫時表決に付さずに法律委員会と関連専門委員会で更に審議することも決定できる。

本条は表決可決と単独表決等に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

1) 党の第18期4中全会決定では、法案の表決手続を整備し、重要な条項について単独表決を行うことができるようにする旨を提起する。この精神に基づき、本改正では表決手続につき相応の修正が行われ、単独表決に関する本条2項、3項が追加されている。

2) 法律案の表決手続は、全体表決及び単独表決に分けられる。全国人民代表大会組織法、全国人大議事規則、全国人大常務委員会議事規則及び旧立法法では、いずれも単独表決制度について明確に規定しておらず、全国人大及びその常務委員会による表決は一貫して全体表決手続が採用されてきた。

「全体表決」とは、人民代表大会常務委員会会議で1本の法案全体について表決を行うことである。この場合、委員は法案全体について賛成、反対又は棄権票を投じることしかできず、その中の特定の章・節・条項について単独で賛成・反対・棄権の意思表示をすることができない。一般的には、審議中、草案中の多くの条項について、常務委員会委員意見は一致しており、意見の相違が比較的大きいものは少数の章・節・個別条項だけである場合が多い。もともと、全体表決では、常務委員会委員は全体に対して賛成・反対・棄権の意思表示をすることしかできず、自己の意思を具体的に表現することができないことより、次の2つの状況が発生し得る。すなわち①ある常務委員会委員は個別条項に賛成ではないが、法案全体が可決されることを保障するために、賛成票を投じることしかできない状況。②常務委員会委員の個別条項に対する反対が法案全体に対する反対にまで拡大し、これにより法律全体の公布が遅れる状況、である。

3) 現在、中国では、中国の特色のある社会主義法体系が既に形成され、ややゆとりのある社会〔小康社会〕の全面的構築、改革の全面的深化、法による国家統治の全

面的推進という新たな段階に入っている。新たな情勢の下、立法の民主性を更に向上させ、法律的確性及び執行可能性を強化し、立法の科学性を向上させなければならない。法律案の表決は立法の最終段階であり、それまでの立法手続の延長であり、法案が法律になり、法的強制力を有するための重要な段階である。よって、更に綿密な表決制度を実施して、重要な条項について単独表決を行うことは、立法の民主性・科学性を更に向上させるのに有用であり、また新たな情勢下で立法の質を向上させるための効果的手段でもある。

ここに「単独表決」とは、表決者（全国人大常務委員会委員）が法律草案中で意見の相違が比較的大きい重要な条項について先に単独で表決を行い、その後に草案全体について表決を行う方式である。重要な条項について単独表決を行うことにより、立法中の問題を更に明確にして審議の焦点を更に集中させて、個別条項に関する意見の相違を原因とする法律草案に関する決定の遅れや公布できない事態を回避することが可能となり、立法の質及び効率を向上させるのに有益である。また全国人大はこれまでの立法活動で、意見の相違が比較的大きい条項について単独表決を行った経験があり⁹、また党の第18期4中全会の後に、地方でも制度・実践の両面から単独表決の試行も開始されていた。

2 表決制度について

- 1) 常務委員会は十分に法律案審議を行った後、全体会議に提出して表決を仰がなければならない。表決で可決されて初めて正式な法律として成立する。よって、法律案の表決は立法手続中に不可欠の重要な段階である。常務委員会では集団で職権を行使し、「多数決」原則が適用され、表決を通じてのみ常務委員会委員の法案に対する賛成と反対のどちらか多いかを判断することができ、これにより当該法律案が可決されたことが確認されて、法的効力を具える。
- 2) 法律の表決方法につき、各国では異なる規定を設けているが、中国では、全国人大常務委員会議事規則に基づいて、常務委員会が議案の表決を行う場合、無記名方式、挙手方式及びその他方式が採用される。もっとも、全国人大常務委員会の立法実践から見ると、1986年3月以前は一貫して挙手による表決方式が採用され、1986年3月の第6期全国人大常務委員会第15回会議からは電子表決器による表決方式が採用されている。電子表決器は無記名であり、常務委員会委員は電子表決器のボタンを押すことを通じて、法律案に対する自身の意見を表明し、賛成・反対・棄権のいずれかを選ぶことができ、常務委員会委員全体の過半数の賛成をもって可決される。
- 3) 表決による可決に必要な法定人数及び計算基準について、各国の規定は必ずしも同じではなく、一般に、可決に必要な法定人数は、主に法案の重要度によって決まる（例えば憲法に関する表決では、通常の場合、3分の2の絶対多数をもって可決

⁹ 1980年9月、第5期全国人大第3回会議での婚姻法表決時に、結婚年齢の問題について単独表決を行っている（参考文献①145頁参照）。

されなければならないが、一般的法律では、過半数をもって可決される。中国の法律でもこのように規定されている)。表決は法定の票数をもって可決されなければならないが、計算基準に関する各国の規定は異なり、各国の表決は一般的に3種類の計算基準がある。すなわち、①表決出席比例制：出席し表決に参加した人数を計算基準とする方式で、出席したが表決に参加しない者（棄権，無記入）は含まれない。②会議出席比例制：出席者の人数全体を計算基準とする方式で、表決に参加したか否かは関係ない。③全体構成員比例制：議員の人数全体を計算基準とする方式で、出席したか否か又は表決に参加したか否かを問わない。この方式は立法機関の構成員ができる限り会議に出席し、かつ表決に参加しなければならないことが強調されている。

中国の全国人大常務委員会では第3の計算方式及び絶対多数原則が採用されており、常務委員会委員全体の過半数が可決の基準である。それゆえ、全国人大常務委員会議事規則では、常務委員会会議を開催する場合、常務委員会委員全体の過半数が出席しなければならない旨を規定しており、これは常務委員会の表決方式に対応する内容である。なぜなら、一定の出席人数を法案表決による可決のための必須条件としなければ、出席人数が過半数に満たない場合、たとえ出席者全体が賛成票を投じたとしても、表決事項が可決されず、会議の開催を続ける必要性がなくなるからである。

3 単独表決の適用要件

- 1) 時的要件：単独表決を適用する場合の時的要件は、法律草案表決稿が常務委員会会議に提出され表決が行われる前である。この理由は、表決が行われる前には、法律草案は十分に審議され、常務委員会委員の意見も十分に表明され、その中の矛盾や焦点も十分に明確にされているからである。この時点で委員長会議は、重要な条項について意見の相違が比較的大きい状況が存在するか否かを正しく判断することができ、更にその判断に基づきそれらの条項を抜き出して常務委員会会議に提出して単独表決を仰ぐかどうかを決定できる。
- 2) 実体要件：単独表決を適用する場合の実体要件は、意見の相違が比較的大きい個別の重要な条項が存在することであり、次の3つ原則が導かれる。すなわち、
 - ①個別条項であるという原則。意見の相違が比較的大きい条項が多い場合、法律案全体の内容がまだ十分に煮詰まっておらず、各方面の意見が合意に達していないことから、早急に表決に進むのは望ましくないことを示しており、委員長会議が暫定的に表決を行わないことを決定し、更なる修正・改善を行った上で、以降の常務委員会会議に上程することができる。
 - ②意見の相違が比較的大きいという原則。「相違が比較的大きい」の判断方法については決まった基準がなく、実務では、委員長会議が法案の全体の状況、個別の条

項の重要度及び審議に関する状況に基づいて具体的に分析の上で判定する¹⁰。

③重要な条項であるという原則。意見の相違が比較的大きい条項は、1本の法律案又はその重要な章節の中で核になり、支えになる条項でなければならない。

3) 手続要件：単独表決を適用する場合の手続要件は、委員長会議が決定し、常務委員会会議に表決を提議することである。本法規定によれば、法律草案表決稿は委員長会議が常務委員会全体会議に表決を提議するのであり、同様に、個別条項についても、委員長会議が表決を行うか否かを決定する。

4 単独表決後の処理手続

個別条項について委員長会議が常務委員会会議に単独表決を提議した場合、2種類の状況が発生し得る。すなわち、①当該条項が常務委員会委員全体の過半数の同意をもって可決される状況、又は②過半数の同意を得ることができず否決される状況である。一般的には、個別条項が単独表決で可決された後、委員長会議は法律草案表決稿を常務委員会会議に表決を提議することを決定することができるが、個別条項が単独表決で可決されなかった場合、委員長会議は暫定的に法案を提出しないことを決定でき、法律委員会及び関連専門委員会が更に審議を行い、修正・改善を行った後に、再度以降の常務委員会会議に上程できる。また状況に応じて、単独表決で可決されなかった個別条項を削除し、法案を表決に付すこともできる。

5 単独表決と立法修正案制度

この点、全国人大常務委員会議事規則第33条は「表決を行う議案について、修正案がある場合、先に修正案について表決を行う」と規定するが、これは本条が定める単独表決制度とは異なるものである。修正案は法律修正案及び立法修正案に分けられる。

1) 法律修正案は更に2種類に分けられる。

第1に提案者が既に公布・施行されているある法律の一部を改正するため、立法機関に提出した議案について、立法機関が審議を行った後に、一般的に「××法の改正〔修改〕に関する決定」をなす場合である。このような修正案は中国の立法活動において広く運用されており、例えば本改正では、全国人大常務委員会が全国人大に立法法修正案（草案）を上程し、大会が審議の上で可決し、「『中華人民共和國立法法』の改正〔修改〕に関する全国人大の決定」をしている。

第2に、立法機関が一つの法律案を通じて憲法又は基本法律の一部条文について改正〔修改〕を行う立法形式であり、主に法典化の程度、安定性が高い憲法と基本法律の改正に使用されており、例えば現行憲法に5本、現行刑法には10本の修正案がある。

¹⁰ 例えば非常に専門的な問題に関する条項があり、大多数の常務委員会委員が、専門性について限界があることからの確かな審議意見を提出することができず賛同する姿勢をとったとする。それに対して専門分野の委員は、人数の割合は低いですが、その意見は非常に重みがある。このとき専門分野の委員らが異なる意見を提出した場合、この専門的内容を含む条項も意見の「相違が比較的大きい」条項と見なすことができる（参考文献①146頁参照）。

2) 立法修正案は既に立法手続に入り、現在審議が行われている法案に対して提出される。

その中の一部条項を改正〔修改〕するための議案であり、一種の審議手続及び審議方式である。上記の全国人大常務委員会議事規則第33条の定める修正案とは、この立法修正案を指す。立法修正案は欧米議会では不可欠の議事手続及び議事方式であり、1本の法案についてしばしば多くの修正案に対する弁論及び表決が行われ、最終的に法案自身に対する表決が行われる。しかし中国の各級人民代表大会及び常務委員会会議の中で使用されることは非常に少ない。

3) 重要な条項に関する単独表決制度と立法修正案制度は、いずれも立法過程においてできる限り意見を集約し、立法の民主性・科学性を向上させるための制度であるが、両者には以下の差異がある。①性質面から見ると、単独表決は表決制度であるのに対し、立法修正案は審議過程の中で原案の条項に対して修正を提起するものであり、その本質は審議制度である。②手続面から見ると、単独表決は現行の審議及び表決制度を補う内容であるのに対して、立法修正案はまだ明確に制度として規範化されておらず、人民代表大会制度及び立法制度を更に発展させた上で充実させる必要がある。③法律効果面から見ると、単独表決は、その結果内容に関わらず、原案の修正とは直接関わりがなく、委員長会議が状況に応じてその後の立法手続を決定するのに対し、立法修正案は、それが可決されれば、原案の関連条項は修正案の内容に基づいて改正しなければならない。

【参考文献】前掲①141～147頁、②161～169頁、③122～128頁、④168～175頁参照。

【法律案審議の終了】

第42条 常務委員会会議の審議に付された法律案について、各方面に当該法律制定の必要性及び執行可能性等の重大問題について比較的大きな意見の不一致があったために審議が中断されて2年が経過した場合、又は一時的に表決を停止した後の2年間に改めて常務委員会会議による審議に付されなかった場合には、委員長会議は常務委員会に報告し、当該法律案は審議を終了する。

本条は法律案審議の終了に関する規定である。

※決定十六 一条を追加し、第43条とする。

【包括表決と個別表決】

第43条 複数の法律の中で同類の事項が関連する個別条項について修正を行い、同時に法律案を提出する場合、委員長会議の決定を経て、一括表決を行うことができ、又は個別表決を行うこともできる。

本条は包括表決と個別表決に関する規定である（新設規定）。

1 本条の趣旨

党の第18期4中全会では、法案の表決手続を整備することが提起されたが、この要求は、重要な条項の単独表決（41条）に反映されているだけでなく、本条の個別表決〔分別表決〕にも反映されている。単独表決と同様に、個別表決も立法の科学化・民主化を推進するための重要な手段として新設されたものである。

2 包括的立法形式による法律の整理と改正

個別表決の前提条件は、複数の法律中で同類の事項が関わっている個別条項について修正を行い、提案者が同時に法案を提出することである。このように複数の法律の改正について同時に法案を提出する改正方式は、そのイメージから包括的立法〔打包立法〕と称される。そして数年来の立法実践によれば、この形式の立法は、包括的整理〔打包清理〕と包括的改正〔打包修改〕の2種類に分けられる。

1) まず「包括的整理」である。改革開放から30年以上にわたる中国の法整備の歴史を遡ってみると、その立法活動は一貫して熾烈な体制の変革及び社会の変遷と共に行われてきたため、必然的に立法と現実との間の緊張関係が激化し、立法の「価値の減少」が比較的速い速度で進んでいる。かかる原因により、改革開放初期に制定された法律の一部規定は、経済・社会の発展、特に社会主義市場経済の要求には明らかに適応していない。同時に、部門法が進歩したことにより、法律間で明らかな不一致、調和が取れない等の顕著な問題を生じている。また、操作性が不十分で、国家強制力により実施を保障することが困難になっている法律規定もある。法律に存在するこれらの難題を解決し、中国的特色のある社会主義法体系における論理的関係を整理するため、現実の要求に明らかに適応せず、既にほぼ適用されていない法律を廃止し、社会主義市場経済及び経済・社会の発展要求に明らかに適応していない法律規定、及び法律間で前後が不一致で連続性がなく、かつ本法で規定している法律適用原則を適用しても解決が困難である規定を改正する必要がある。もっとも、このような整理式の法改正では、対象となる法律は比較的多いが、各法律の中で対象となる条項は非常に少なく、かつ改正目的は法律の整理であることから、1本の法律に1本の法案という標準的立法モデルを適用し続けることは、立法効率向上や立法資源節約に悪影響を及ぼすことは明らかである。

かかる背景のもとで誕生したのが「包括的立法」であり、それは1つの全体的な立法目的を実現するために、立法機関が1本の法律性文書において複数の法律に分散している関連規定に対し、一括して「包括的」な修正を行うことである。2009年6月、全国人大常務委員会で初めて「包括的立法」が採用され、59本の改正予定の法律が、一括の「包括的」方式により、1つの議案として提出され、最終的に1本の「改正に関する決定」の形式で公布された。同方式の運用は、その後広く

注目と賛同を集め、法律の整理における最大の注目点となっている¹¹。

2) 次に「包括的改正」である。党の第18全大会の後、中国的特色のある社会主義法治体系を構築するために、立法を先に行い、立法の牽引及び推進的役割を發揮させる姿勢を堅持すべきことが提起された。これは、まず立法の面で改革及び経済・社会の発展における必要性に主体的に適應して、立法によって改革を牽引、推進しなければならないことを、また改革の面では立法を先に行うことを堅持し、改革措置が法律の制定・改正・廃止に関わる場合、速やかに立法手続を開始しなければならないことを意味する。そして、実践を通じて実効性が証明された場合、速やかに法律に格上げすべきであり、実践のための条件が未だ整っておらず、先に試行実施が必要である場合には、法定手続に基づき授權を行い、改革の要求に適應していない法律は、速やかに改正廃止を行わなければならない。

現在、中国は既に改革の全面的深化という歴史的な新時代に入っている。政府について言えば、行政審査承認制度の改革及び政府の職能轉換を法に基づいて推進し、市場、社会の創造的活力を更に活性化し、基層に近いところにいるという地方政府の優位性を發揮させ、政府の管理を事前の審査承認から事中・事後の監督管理へと更に轉換することを促進、保障しなければならない、そのためには、まず関連の法律によるサポートが必要である。こうして、2013年以降2014年末までの間に、国務院は全国人大常務委員会に一部法律に関する「包括的」改正を3度提議しており¹²、これらの改正は、法律の整理と同様に、いずれも一括での「包括的」方式が採用され、1つの議案として提出されて最終的に1本の「改正に関する決定」形式で公布されており、一定程度立法効率が向上し、立法資源の節約が認められた。

3) 以上のように包括的立法形式による法律の整理・改正には積極的作用が認められる反面で、一部常務委員会委員等から、一部の「包括的改正」は特定又は複数の特定の法律中の重要な制度の改正に関わる可能性があるため、一括表決は望ましくなく、かかる状況の場合には個別表決方式を採用すべしとの提言がなされていた。そこで本条では「包括的」に法律を改正するために同時に法律案を提出した場合、委員長会議の決定を経て、一括表決又は個別表決のいずれも可能である旨を規定しており、一括表決・個別表決のいずれを採用するかは、委員長会議が法律草案の内容と審議状況に基づいて決定する。

【参考文献】前掲①148～151頁、②171～175頁、③130～132頁、④

¹¹ 2012年10月、全国人大常務委員会は更に刑事訴訟法改正を契機として、監獄法、弁護士法、未成年者保護法、未成年者犯罪予防法、治安管理处罰法、国家賠償法、人民警察法の7本の法律のうち新たに改正された刑事訴訟法関連規定と一致せず、連続性がない個別条項について包括的修正を行い、改正後の刑事訴訟法との不一致、連続性がない等の問題を解決している（参考文献①149～150頁参照）。

¹² 具体的には、2013年6月の文物保護法等の12本の法律改正、2013年12月の海洋環境保護法等の7本の法律改正、2014年8月の保険法等の5本の法律改正である（参考文献①150頁参照）。

176～179頁参照。

【常務委員会で可決された法律の公布】

第44条 常務委員会で可決された法律は、国家主席が署名して主席令として公布する。

本条は常務委員会で可決された法律の公布に関する規定である。

第5 『第2章 法律 第4節 法律解釈』

【法律解釈権と法律解釈の範囲】

第45条 法律の解釈権は、全国人民代表大会常務委員会に属する。

2 法律に以下の状況のいずれかがある場合、全国人民代表大会常務委員会が解釈を行う。

(一) 法律規定につきその具体的意味を更に明確にする必要があるとき

(二) 法律制定後に新たな状況が生じ法律の適用根拠を明確にする必要があるとき

【法律解釈の請求機関】

第46条 国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院と全国人民代表大会の各専門委員会及び省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会に対して法律解釈の請求を提出することができる。

【法律解釈草案の検討起草・上程】

第47条 常務委員会工作機構は、法律解釈の草案を検討して起草し、委員長会議が常務委員会会議に対して上程することを決定する。

【法律解釈草案の審議手続】

第48条 法律解釈草案が常務委員会会議による審議を経た後、法律委員会は常務委員会構成員の審議意見に基づき審議、修正を行った上で、法律解釈草案の表決稿を提出する。

【法律解釈草案の表決と公布の手続】

第49条 法律解釈草案の表決稿は、常務委員会構成員全員の過半数によって可決され、常務委員会が公告を發布して公布する。

【法律解釈の効力】

第50条 全国人民代表大会常務委員会による解釈は、法律と同等の効力を有する。

本章第4節「法律解釈」は全6条からなり、全国人大常務委員会の法律解釈権と法律解釈権の範囲（45条）、法律解釈の請求機関（46条）、法律解釈草案の検討・起草・上程の担当機関（47条）、法律解釈草案の審議手続（48条）、法律解釈草案の表決と公布の手続（49条）、法律解釈の効力（50条）について規定する（旧42条～47条と同内容である）。

第6 『第2章 法律 第5節 その他の規定』

※決定十七 一条を追加し，第51条とする。

【立法業務における人民代表大会の主導的役割の発揮】

第51条 全国人民代表大会及びその常務委員会は，憲法と法律の規定に基づき，立法作業の組織・協調を強化し，立法における主導的役割を發揮させなければならない。

本条は立法業務における人民代表大会及びその常務委員会の主導的役割の發揮に関する規定である（新設規定）。

1 本条の趣旨

憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法治体系を整備するには，科学立法，民主立法を堅持し，立法体制を整備し，立法の質を向上させることが重要である。現在，多くの法律案について政府関係部門が起草し，部門が立法を主導するという問題が恒常的に存在しており，関係部門間で利益相反が生じて，責任を互いに押し付け合い，他人に転嫁することにより責任を逃れようとして，法律制定が遅々として進まない状況，又は部門が主導することにより部門利益の法律化を招く事態が発生している。かかる状況について，党の4中全会決定では，「立法権を有する人民代表大会が立法業務を主導する体制・メカニズムを整備し，立法業務における人民代表大会及びその常務委員会の主導的役割を發揮させる」ことが提起され，これを受けて本条が新設されたものである。

2 人民代表大会の立法業務における組織・協調を強化する

立法業務は多くの部門に関わり，影響を及ぼす範囲が広く，手続きが複雑で，利益が集中し，社会全体から広く注目を集めることから，人民代表大会の立法業務に対する組織・協調を強化しなければならない。全国人大と「一府両院」（人民政府，人民法院，人民検察院を指す）等の関係機関との意思疎通・協調に関する体制，立法規画及び立法業務計画の実施を促すメカニズムを構築し，立法規画，立法業務計画の実施効果を向上させなければならない。

3 立法業務における主導的役割を發揮させる

立法は総合性が高い業務であり，人民代表大会及びその常務委員会の主導的役割は，法律法規の立法項目の確定，起草，審議，修正，表決等の各段階において体現されなければならない。

1) 立法項目確定における人民代表大会及び常務委員会の主導的役割を發揮させる

人民代表大会代表及びその常務委員会は任期毎の立法規画，年度立法計画を通じて，立法業務の全体的検討及び統一的手配を強化し，改革の発展を安定させると共に，立法資源を最も有効に使用する。人民代表大会常務委員会が立法規画及び立法業務計画を制定する場合，党及び国の業務の大局に沿って，立法を通じて党中央の重大な意思決定及び手配の実施を推進することに注力し，経済・社会の発展の大局

に関わる重点分野の立法を強化し、広く意見を募集し、科学的に論証・評価を行い、各方面から提出された立法に関する要求について全体的に検討し、総体的に設計し、立法の的確性、適時性及び系統性を強化しなければならない。

2) 立法の進捗を主導すること

党の4中全会決定の要求に基づいて、法律起草に関する体制の強化及び改善を図り、総合的、大局的、基礎的な法律草案の起草については、全国人大の関連専門委員会、全国人大常務委員会法制工作委员会が関係部門を組織して起草に参加し、常態化した制度を形成しなければならない。

3) 立法に関する意思決定を主導すること

4) 立法における人民代表大会の役割を発揮させるため、人民代表大会常務委員会の役割だけでなく、人民代表大会代表の役割を発揮させる

人民代表大会の立法に関する職能を十分に発揮させるには、各級人民代表大会代表による立法業務への参加に関する体制の刷新及び整備を進め、立法における人民代表大会代表の役割を十分に発揮させる必要がある。人民代表大会代表は国家権力機関の構成員であり、立法における人民代表大会代表の主体としての地位を堅持しなければならない。中国には260万人以上の各級人民代表大会代表が存在し、その殆どが基層で業務を行っており、人民・大衆の考え、要求、要望を最も理解し、制度を構築する必要性を最も明確に把握している。そこで、人民代表大会代表による議案、提言書と立法規画、立法計画との結合に関するメカニズムを構築し、代表の議案における立法提言を真摯に検討し採用する必要がある。代表が立法に参加する手段とルートを拡大し、更に多くの人民代表大会代表が立法に関する調査研究及び審議等の立法活動に参加できるようにする。また下級人民代表大会から意見を募集する体制を整備し、人民代表大会代表が等級を超えて、多層的に立法業務に参加することの制度化を模索すべきである。

【参考文献】前掲①160～164頁、②190～194頁、③143～145頁、④190～193頁参照。

※決定十八 一条を追加し、第52条とする。

【全国人大常務委員会の立法規画、年度立法計画】

第52条 全国人民代表大会常務委員会は任期ごとの立法規画、年度立法計画等の形式を通じて、立法作業の統一調整計画を強化する。立法規画と年度立法計画の編成に際して、代表の議案と建議を真摯に検討し、広く意見徴求を行い、科学的な論証評価を行い、国家の経済社会発展と民主法治建設の必要性に基づいて立法項目を確定し、立法の適時性、的確性と体系性を高める。立法規画と年度立法計画は委員長会議によって可決され、社会に向けて公表する。

2 全国人民代表大会常務委員会工作機構は、立法規画と年度立法計画の編成を担当すると共に全国人民代表大会常務委員会に協力して、立法規画と年度立法計画の着実な実施を促す。

本条は全国人大常務委員会の立法規画、年度立法計画に関する規定である（新設規定）。

1 本条の趣旨

- 1) 立法規画〔立法规划〕は、立法権を有する人民代表大会常務委員会が職権の範囲内で、任期内の一定目標を実現するために、一定の原則と手続に基づいて制定する、立法業務に関する構想及び手配である。年度立法計画〔年度立法计划〕は当年度の立法業務に関する具体的手配である。立法規画及び年度立法計画は中国における独特の立法制度で、立法の科学化、系統化のための重要な方式であり、法律による供給と社会の需要との間の良好なバランスを構築し、科学的、民主的で秩序正しく効率的な立法を実現する上で有用である。現在全国人大常務委員会だけでなく、多くの省、自治区、直轄市及び立法権を有する設区市の人民代表大会常務委員会も年度立法計画を制定し、地方によっては更に立法規画を制定しているところもある。
- 2) この点、旧立法法には、立法規画及び年度立法計画に関する規定はなかったが、本改正時の事前調査において、地方人民代表大会代表から「立法規画・立法計画の制定は実践の中で避けては通れない立法業務の段階であり、立法の予見性を強化する上で役立つ、民主立法、科学立法のための重要な措置であり、立法手続に組み入れることにより、立法の予見性及び秩序性を強化し、人民代表大会の立法における主導的役割を保障すべきである」との意見があった。他方で「立法規画・立法計画は立法法の調整範囲に加えるべきではない」の意見や、立法規画と立法計画は区別して取り扱い、立法計画のみを規定し、その制定手続を明確にすべしとの意見も提出されていた。

もっとも、立法における慣例として、全国人大常務委員会は既に1980年代から立法規画制定を開始して立法業務の規範化、制度化を大いに推進し、また1993年第8期全国人大からは年度立法計画の制定業務を開始しており、2015年現在までに22の年度立法計画を制定していた。年度立法計画は主に5か年立法規画の原則的要求を徹底し、立法規画で確定した立法項目の審議及び手配を実施するものである。同時に、経済・社会の発展の必要性に基づき、年度立法計画は立法規画に対して必要な追加及び調整を行うことができる。実施状況から見ると、年度立法計画は、立法業務における全国人大及びその常務委員会の主導的役割を発揮させ、立法業務が秩序正しく行われることを保障し、立法項目を科学的に確定し、立法の盲目性を最大限に減少させ、立法の質を向上させる上で、積極的役割を果たしている。立法実践で裏付けられているように、本改正では立法規画と年度立法計画を本法の調整範囲に加えることが決定されている。

2 立法規画及び年度立法計画の項目の源泉

- 1) 全国人大常務委員会の立法規画及び年度立法計画を制定する場合、第1に、立法業務における全国人大代表の役割を發揮させることを重視して、代表の議案・提言を真摯に検討しなければならない。代表の議案及び提言は、立法規画の項目の主要な源泉といえることができる。第2に、広く意見を募集しなければならない。第18期4中全会決定では、立法項目募集制度を整備する必要性が提起されていたが、これは科学立法、民主立法を體現する重要な内容である。第3に科学的に論証・評価を行わなければならない。4中全会決定では、立法項目論証制度を整備する必要性が提起されていたが、立法機関が立法項目の論証を主導することで、部門の主導下における立法の部門利益化傾向を効果的に回避し、立法の任意性及び盲目性を克服し、立法資源の最適な配置を実現し、立法の実効性を向上させることができる。また中国の特色のある社会主義法体系の形成・整備を進め、社会主義法制の統一を保障することに役立つ。更に公衆が秩序正しく立法に参加するルートを拡大し、社会の共通認識を形成するのに有用である。
- 2) 立法規画を制定する場合、経済社会の発展及び民主法治構築の必要性に基づいて立法項目を確定し、党及び国の業務の大局に沿って、立法を通じて中国共産党中央委員会の重大な意思決定及び手配の実施を推進することに注力し、経済社会の発展の大局に関わる重点分野の立法を強化し、各方面から提起された立法に関する要求を全体的に検討し、総体的に設計し、立法の的確性、適時性、体系性を強化しなければならない。

3 立法規画及び年度立法計画の制定

- 1) 全国人大常務委員会の立法規画は、全国人大常務委員会法制工作委员会が制定し¹³、委員長会議で討論を経て可決され、更に党中央委員会の承認を得た後に公布され社会に公開される。立法規画を党中央委員会に報告して承認を得ることは、党の立法業務に対する指導が體現されており、憲法で規定されている党の指導的・核心的地位に関する趣旨に合致し、30年以上の実践を経て、立法規画の制定につき実効性ある制度・メカニズムが形成されている。
- 2) 年度立法計画の制定手続は一般的には次のとおりである。まず前年度の下半期に全国人大常務委員会法制工作委员会が次年度の立法業務計画の制定に着手し、通常の場合、前年度12月の委員長会議で原則的に可決され、次年度の立法業務に関する仮手配を行う。次年度3月の全国人大開催後、会議の趣旨及び全国人大代表の審議における意見、提言に基づき、仮手配の内容に対する調整・整備が行われ、委員長会議による討論を経て可決された後に正式に印刷配布・執行され、社会に公表さ

¹³ 2007年に立法規画の業務体制について調整が行われた後、法工委が立法規画室を設置しており、第11期全国人大常務委員会の立法規画制定から法工委が担当している。また法工委は同時に年度立法計画の制定業務をも担当するようになり、具体的業務は立法規画室が行っている（参考文献②198頁参照）。

れる¹⁴。

立法計画は一般的に次の三つの部分を含む。第一部分は一般に立法業務に関する総体的要求であり、それ以降1年間の立法業務において遵守しなければならない指針となる考え方・原則・要求である。第二部分は具体的立法項目に関する任務である。第三部分は一般に立法業務を適切に行うための具体的措置で、立法業務の強化と改善、立法の質の着実な向上、科学立法、民主立法の推進等に関する配置・手配である。

4 立法項目の分類

- 1) 全国人大常務委員会の立法規画に加えられる立法項目は、3種類に分けられる。第一類は条件が比較的整っており、任期内に上程される予定の法案、第二類は早急に制定する必要がある、条件が整い次第上程される法案、第三類は立法に関する条件が整っておらず、引き続き検討・論証が必要な立法項目である。第8期から第11期までの全国人大常務委員会の立法規画は第一、二類の項目のみであったが、第12期全国人大常務委員会の立法規画で初めて第三類の立法項目が明確にされている。
- 2) 年度立法計画に加えられる立法項目は、3種類に分けられる。すなわち、①継続審議が手配された法案（前年度審議で可決されず、次年度に持ち越された法案）、②初回審議の法案（初回審議が行われる月度を具体的に列記）及び③いくつかの予備項目（条件が整えば上程され初回審議が行われる）である。

5 立法規画、年度立法計画の実施に対する督促

本条2項後段では、全国人大常務委員会工作機構が立法規画及び年度立法計画の実施を促す旨を定める。法制工作委員会は一一般的に「任務、組織、時間、責任」の4つの面から立法規画、年度立法計画の具体的立法項目の実施を促し、法律草案起草を担当する各組織に起草業務を確実に推進し、起草グループを組織し、スケジュールを定め、任務・責任を明確にすることを要求する。立法規画、年度立法業務計画で規定されている期限どおりに法律草案を提出できない場合は、起草の職責を負う関連組織は全国人大常務委員会に完了していない原因又は関連の状況を報告しなければならない。立法規画、年度立法計画の実施を促すことにより全国人大常務委員会による立法業務の主体性を強化でき、各部門間の協調を図り、準備が整った状態で立法活動に参加し、立法の質及び業務効率を向上させるのに役立つ。また全国人大常務委員会による任期内での立法に関する任務完了及び立法目標の実現を保障する上でも有用である。

【参考文献】前掲①165～169頁、②194～199頁、③146～150頁、④

¹⁴ 全国人大常務委員会2018年度立法計画について言えば、2017年12月14日の第12期全国人大常務委員会会議の委員長会議で原則的に可決され、2018年4月17日の第13期全国人大常務委員会会議での修正を経て確定された内容が社会に公開されている。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-04/27/content_2053820.htm

※決定十九 一条を追加し、第53条とする。

【専門委員会、常務委員会工作機構による法律草案の起草】

第53条 全国人民代表大会の関連専門委員会、常務委員会工作機構は、関連する方面の法律草案の起草作業に前もって参与することができる。総合的、全面的な事項に関わる法律案に関しては、関連専門委員会又は常務委員会工作機構により、起草することができる。

2 専門性の比較的強い法律草案は、関連分野の専門家が起草作業に参加することができ、又は専門家、科学研究単位、社会組織に委託して起草することができる。

本条は専門委員会、常務委員会工作機構による草案起草に関する規定である（新設規定）。

1 全国人大関連専門委員会、常務委員会工作機構による起草等（本条1項）

本法規定によれば、全国人大の各専門委員会は全国人大に法案を提出することができ、委員長会議は常務委員会に法案を提出することができ、各専門委員会は常務委員会に法案を提出できる。実務において、委員長会議が提出する法案は一般に全国人大常務委員会工作機構が具体的起草業務を担当する。この点、旧立法法では法案提出主体についてのみ規定し、専門委員会、常務委員会工作機構がどのようにして法案の起草業務を行うのかについて規定を欠いたが、本改正ではこの点に関する規定が新設されている。

1) 事前の参与（本条1項前段）：国务院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院等が起草する法律草案につき、全国人大の関連専門委員会、常務委員会工作機構は関連法案の起草業務に事前に参与しなければならない。全国人大の各専門委員会、常務委員会工作機構は各自が起草する法律草案につき、相互に参与しなければならない。これにより、調査研究及び起草業務に事前に関与して、各方面の主張及び意見の相違を速やかに把握し、重大な意見の相違を速やかに調整した上で処理し、各部門、各段階間の関係を整理し、起草の事前の意思疎通不足を避けることができ、また全国人大又はその常務委員会に上程した後の各業務を円滑に進める上でも有益である。

2) 起草の実施（本条1項後段）：党の第18期4中全会決定では、部門利益の法制化を防止するために、全国人大の関連専門委員会、全国人大常委法制工作委員会が関係部門を組織して総合的、大局的、基礎的な重要法案の起草に参加する制度を構築することが提起された。科学立法、民主立法を推進するには、立法業務における人民代表大会の主導的役割を十分に発揮させ、体制・メカニズム及び業務手続の面から部門利益の法制化を効果的に防止しなければならない。そこで、本条1項後段では、総合的、大局的、基礎的な重要な法案につき、関連専門委員会又は常務委

員会工作機構が起草することができる旨の規定が置かれている。注意すべきは、同規定が全国人大の専門委員会、常務委員会工作機構の起草範囲を制限するものではない点である。逆に、同規定はまさに全国人大の専門委員会、常務委員会工作機構が総合的、大局的、基礎的な重要法案を特に重視しなければならないことを強調している。さらにその他法案についても、全国人大の専門委員会、常務委員会工作機構が起草を手配できる。現在、刑事、民事、国家機構等に関する法律は、通常、全国人大常務委員会法制工作委員会が起草している。

専門委員会は法律草案の起草後、一般に当該委員会が法律案を提出して審議を提議し、当該委員会責任者が草案の説明を行う。全国人大の専門委員会は憲法、法律で規定されている議案提出主体であり、法律草案を起草できるだけでなく、全国人大又はその常務委員会に法律草案を直接提出して審議を提議できる。常務委員会工作機構は法律草案の起草後に、委員長会議が法案を提出して審議を提議し、工作機構責任者が委員長会議の委任を受けて説明を行う。常務委員会工作機構も常務委員会の委託を受けて法律草案を起草でき、常務委員会が大会に法案を提出して、委員長会議委員が説明を行う。

2 専門家による起草への参与等（本条2項）

1) 4中全会決定では、法律法規の草案起草について第三者への委託を模索することが提起された。現在の立法関連実務において、法律草案の起草業務では一般的に専門家による顧問グループが設置され、関連分野において影響力、権威を持つ有識者を招聘し起草中の法案内容について意見を募集し、又は専門の論証会を開催する。実践でも裏付けられているように、専門家が立法に参加することは、科学的立法推進の効果的な手段である。上記4中全会決定の趣旨を徹底し、かつ専門家が立法に参加することの優位性を継続的に活かすため、本改正では専門家による立法への参加について定めると共に、参加に関する内容を強化し、起草委託について規定している。

2) 本条2項によれば、専門家による起草への参加には以下の形式がある。第1に人民代表大会の関連委員会及び工作機構が専門家を招聘し起草業務に参与させる形式である。実践においては、専門委員会、常務委員会工作機構のいずれにも、立法担当者とグループを組織して具体的起草業務を行っている専門家もいる。第2に関連の有識者、教育・科学研究機関及び社会組織に起草を委託する形式である。起草業務を担当する機構は当該立法項目の具体的状況に基づいて委託対象を確定することができる。1名か複数の有識者に委託し、又は専門家の起草グループを設置できる。

【参考文献】前掲①169～171頁、②199～202頁、③150～152頁、④196～198頁参照。

※決定二十 第48条を第54条とし、次のように改める。

【法律案附属文件資料の提出】

第54条 法律案を提出する場合、法律草案本文及びその説明を同時に提出し、かつ必要な参考資料を提供しなければならない。法律改正の場合、改正前後の対照文書も提出しなければならない。法律草案の説明には、当該法律の制定又は改正の必要性、執行可能性と主要内容、及び起草過程において重要問題に対して意見対立がある場合には、協調の状況について、説明しなければならない。

本条は、法律案附属文件資料の提出に関する規定である（一部改正）。

- 1) 法律の修正改善の基本的形式は、一部改正〔修正〕と全部改正〔修订〕である。修正案（草案）の基本形式は比較的シンプルであり、法改正を行う条項の改正前後の異同を体現するのが難しい。全部改正〔修订〕は、法律全体に対する改正であり、審議対象も全ての草案本文とされ、その中で新旧本文の区別を比較することも難しく、立法機関構成員の審議に不便を生じる。この問題を解決するため、法制工作部門の業務から生み出されたのが改正前後の条文対照文書であり、かつ立法実務においては提案時のいわば「標準装備」とされていることが、本条第二文新設の背景にある。
- 2) 党の第18期4中全会決定における説明では、立法の質と量を更に高めることが必要であり、いくつかの法律では実際の問題を解決する有効性が不足し、目的に焦点をあわせた操作可能性が弱い点が指摘されており、4中全会決定では、立法の精緻化を推進することが提起されている。第12期全国人大以降、常務委員会指導者は法律の執行可能性の強化と法律規範について「具体化できるものは極力具体化し、明確にできるものは極力明確にする」旨が提起されていた。それゆえ本条第三文前段では、提案者に対して、提案時において法律成立後の執行可能性に関する説明を特に要求している。
- 3) 4中全会決定における説明では、更に立法業務における部門化傾向、権限を争い、責任を免れる現象が際立っていること、実際にはいくつかの法律で一種の利益ゲーム化が見られること、長く引き延ばして決定しないか、役に立たない法律を制定するかのどちらかであること等が指摘されており、4中全会決定では、部門間の争いが比較的大きな重要な立法事項については、第三者評価を導入した政策決定を通じ、各方面の意見を十分に聴取し、調整して決定を行うことによって決定の引き延ばしを許さない。また、提案者が提案を行う場合には、これらの協調・調整状況について説明しなければならない。これらの状況に鑑みて、本条第三文後段が追加されている。

【参考文献】前掲①172～176頁、②202～207頁、③152～155頁、④198～202頁参照。

【法律案の撤回】

第55条 全国人民代表大会及びその常務委員会に対して提出された法律案は、会議に上程される前において、提案者が撤回する権限を有する。

【表決により可決されない場合の処理】

第56条 全国人民代表大会及びその常務委員会全体会議の表決に付されたが可決されなかった法律案につき、提案者が当該法律制定が必須であると認める場合、法律で規定される手続に従って改めて提出することができ、主席団及び委員長会議が会議に上程するか否かを決定する。このうち、全国人民代表大会において可決されなかった法律案は、全国人民代表大会に対して提出し審議の上決定するよう求めなければならない。

【法律の施行日】

第57条 法律は施行日を明確に規定しなければならない。

第55条は法律案の撤回に関する規定、第56条は表決により可決されない場合の処理に関する規定、第57条は法律の施行日に関する規定である。 (つづく)

活動報告

【会 合】

第19回法整備支援連絡会

千葉地方検察庁検事（元国際協力部教官）

石 田 正 範

法務総合研究所は、法制度整備支援の関係者間の意見交換等を目的として、平成30年1月19日（金）、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、国際法務総合センター国際棟国際会議場Aを東京会場と、大阪中之島合同庁舎国際会議室を大阪会場（東京会場とTV電話会議システムで接続）とし、第19回法整備支援連絡会（以下「本連絡会」といいます。）を開催いたしました。

本連絡会のプログラム、講演者・登壇者の経歴、会場での講演・発言の内容等は後掲のとおりですが、紙面の都合上、講演・発言の内容について、そのすべてを掲載しておらず、また全体の意味を損なわない範囲で一部表現を変えさせていただきました点、ご理解いただけますと幸いです。

法務省は、1994年にベトナムを対象とした法制度整備支援を開始し、1996年から同国への同支援がJICAプロジェクトとして実施されるようになり、その後現在に至る20余年の間、多くの関係者のご支援、ご協力を受け、その支援対象国及び支援分野を急速に拡大させながら、多くの成果を挙げてきました。

他方、法制度整備支援は、法令、法制度といった一般の人々には必ずしも馴染みがないものを対象とし、また、道路や建物を作るといった物的支援と比べますと成果が見えにくいことなどから、その活動や成果が、その重要性の割には、我が国及び支援対象国の国民並びに国際社会において、必ずしも認知度は高くないという面がありました。

そのため、我が国の法制度整備支援の活動を、より積極的に国内外に発信していくべきではないかという機運は、最近の法整備支援連絡会でもそのような意見が出されるなど、関係者間でも高まってきたように思います。

ただ、法制度整備支援における「発信」とは何かということは、まだまだ議論の余地があると思われました。すなわち、発信とは、一義的には、法制度整備支援の活動、成果を対外的に知らせるということであるとは思われますが、20年以上にわたり、我が国特有のアプローチで綿々と実施されてきた法制度整備支援には、具体的な活動や、各活動で設定された個別の目標を達成することを超えて、何か大きなアピール力や積極的なメッセージを内包しており、それこそが、法制度整備支援の関係者が臆せずに対外的に発信していくべきものではないかとも考えました。

そこで、本連絡会では、「日本の法制度整備支援の発信力～どんな「メッセージ」を伝えられるか～」を全体テーマとし、第1部では、JICA副理事長の越川和彦氏及び国際連合（UN）事務総長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス氏にそれぞれ基



【第1部 越川和彦氏による講演】



【第1部 アレハンドロ・アルバレス氏による講演】



【第2部 アナ・パトリシア・グラッサ氏によるプレゼンテーション】



【第2部 船木成記氏によるプレゼンテーション】

調講演をしていただき、第2部では、国連開発計画（UNDP）政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行のアナ・パトリシア・グラッサ氏及び株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与の船木成記氏からプレゼンテーションをしていただきました。そして、第3部では、グラッサ氏、船木氏、外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官岡垣さとみ氏に加え、法制度整備支援に長年深くかかわっている関係者の皆様にパネリストとして登壇いただき、法制度整備支援は、支援対象国、我が国国内、あるいは国際社会に向けて何らかのメッセージを持ちうるのか、持ちうるであればそれはどのようなものであり、どのように伝えていけばよいのかという点を掘り下げて議論いただきました。

また、上川陽子法務大臣も本連絡会に出席し、法制度整備支援の意義と今後の発展等についてスピーチをしました。

本連絡会を通じて、上記メインテーマ等について、会場にご参加いただいた皆様も交えて、活発かつ忌憚のない議論がなされ、法制度整備支援のあり方についてこれまでとはやや異なる視点から考察する良い機会となったものと考えます。

なお、次回の第20回法整備支援連絡会は、平成31年2月1日（金）に本年度と同会場で開催予定です。



【第3部パネルディスカッション（前半）】



【第3部パネルディスカッション（後半）】



【大阪会場の様子】

第19回
MOJ 法整備支援連絡会 JICA

The 19th Annual Conference on
Technical Assistance in the Legal Field

日本の法制度整備支援の発信力

—どんな「メッセージ」を伝えられるか

Japan's Legal Technical Assistance

—What "message" can it carry?

東京会場(メイン会場) Tokyo Venue (Main Venue):
法務省国際法務総合センター 「国際会議場A」
International Conference Hall A, International Justice Center,
Ministry of Justice (MOJ)

大阪会場(東京会場とTV会議システムで接続)
Osaka Venue(to be connected to the Tokyo venue via TV-conference system):
大阪中之島合同庁舎 「国際会議室」
International Conference Hall, Osaka Nakanoshima National Government Building

平成30年1月19日(金)

Friday, 19 January 2018

10:00~17:25

主催者 Organizers

法務省法務総合研究所
Research and Training Institute (RTI), MOJ
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
Japan International Cooperation Agency (JICA)

後援 Supported by

最高裁判所
Supreme Court
日本弁護士連合会
Japan Federation of Bar Associations
独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所
Institute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (JETRO)
公益財団法人国際民事法センター (ICCLC)
International Civil and Commercial Law Centre Foundation (ICCLC)

プログラム Program ※敬称略 Honorific titles are omitted

開会挨拶 Opening Address 10:00-10:05

法務省法務総合研究所長
President, RTI, MOJ

佐久間 達哉
Tatsuya Sakuma

開催趣旨説明 Introductory Remarks of the Purpose of the Conference 10:05-10:20

法務省法務総合研究所国際協力部長
Director, International Cooperation Department (ICD), RTI, MOJ

森永 太郎
Taro Morinaga

第1部 基調講演 Session 1: Keynote Speeches 10:20-11:35

JICA副理事長
Executive Senior Vice President, JICA
「日本の法整備支援の経験と情報発信」
"Sharing Experiences of Japan's Legal Technical Assistance"

越川 和彦
Kazuhiko Koshikawa

国際連合 (UN) 事務総長室法の支配ユニット長
Director, Rule of Law Unit, Executive Office of the Secretary-General, United Nations
「国際社会における『法の支配』を巡る議論の潮流」
"Trend of Discussions on the Promotion of the Rule of Law in the Global Community"

アレハンドロ・アルバレス
Alejandro Alvarez

昼食休憩 Lunch Break 11:35-13:00

第2部 プレゼンテーション Session 2: Presentations 13:00-13:45

国連開発計画 (UNDP) 政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行
Team Leader a.i., Rule of Law, Justice, Security and Human Rights, Governance and Peace Building Cluster, Bureau for Policy and Programme Support, United Nations Development Programme (UNDP)
「UNDPにおける活動発信の狙いと取組み」
"Sharing Information and Experiences – the UNDP perspective"

アナ・パトリシア・グラッサ
Ana Patricia Graca

株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター, 長野県参与
Director, Public Affairs Division, Thematic Business Development Department, Hakuodo Incorporated; Advisor to Nagano Prefecture
「日本の法制度整備支援を発信するに当たっての視座」
"Visions in Promoting Japan's Legal Technical Assistance"

船木 成記
Shigenori Funaki

第3部 パネルディスカッション Session 3: Panel Discussions

前半 「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」 13:45-15:15 Part I “What is the ‘message’ of Japan’s Legal Technical Assistance?”

モデレーター Moderator

法務省法務総合研究所国際協力部長
Director, ICD, RTI, MOJ

森永 太郎
Taro Morinaga

パネリスト Panelists

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
Professor, Keio University, Law School

松尾 弘
Hiroshi Matsuo

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
Director, Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University

小畑 郁
Kaoru Obata

JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム課長
Director, Law and Justice Team, Governance Group, Industrial Development and Public Policy Department, JICA

大久保 晶光
Akimitsu Okubo

東京地方検察庁検事（前国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）犯罪防止・刑事司法担当官）
Public Prosecutor, Tokyo District Public Prosecutors Office (Former Crime Prevention and Criminal Justice Officer, United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC))

柴田 紀子
Noriko Shibata

休憩 Break 15:15-15:30

後半 「日本の法制度整備支援を、誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきか」 Part II “Sharing the ‘message’ of Japan’s Legal Technical Assistance – To Whom, Why, What and How” 15:30-17:00

モデレーター Moderator

国連アジア極東犯罪防止研修所教官
Professor, United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI)

渡部 亜由子
Ayuko Watanabe

パネリスト Panelists

国連開発計画（UNDP）政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行
Team Leader a.i., Rule of Law, Justice, Security and Human Rights, Governance and Peace Building Cluster, Bureau for Policy and Programme Support, United Nations Development Programme (UNDP)

アナ・パトリシア・グラッサ
Ana Patricia Graca

外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官
Senior Deputy Director, Global Issues Cooperation Division, International Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs

岡垣 さとみ
Satomi Okagaki

株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与
Director, Public Affairs Division, Thematic Business Development Department, Hakuodo Incorporated; Advisor to Nagano Prefecture

船木 成記
Shigenori Funaki

JICA法整備支援アドバイザー
Legal Advisor to JICA

佐藤 直史
Naoshi Sato

法務省法務総合研究所国際協力部副部長
Deputy Director, ICD, RTI, MOJ

伊藤 浩之
Hiroyuki Ito

総括 Conclusion 17:00-17:10

JICA理事
Senior Vice President, JICA

前田 秀
Shigeru Maeda

挨拶 Address 17:10-17:15

法務大臣
Minister of Justice

上川 陽子
Yoko Kamikawa

閉会挨拶 Closing Address 17:15-17:25

ICCLC理事長
President, ICCLC

大野 恒太郎
Kotaro Ohno

レセプション Reception 18:00-

※東京会場のみ Only the Tokyo venue

プロフィール Profile

※敬称略 Honorific titles are omitted



1980年に一橋大学法学部卒業後、外務省入省。2016年5月より現職。これまで、在イラン日本国大使館、在ニューヨーク総領事館、森内閣副広報官、財務省副財務官、駐アンゴラ特命全権大使、外務省国際協力局長、大臣官房長、駐スペイン特命全権大使を歴任。

JICA副理事長
越川 和彦



新リスボン大学で修士号取得。民間事務所で弁護士として勤務する傍ら、国際NGOの法律顧問に。数か国のUNDP事務所で司法制度構築プログラムに関与し、UNDPアジア太平洋地域センターでは危機にある国家の法の支配等に関するプログラム策定等を担当。現チーム副リーダーを経て、2017年4月から現職。

UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ
法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行
アナ・パトリシア・グラッサ

パリ第I大学で修士号取得。司法分野改革プログラムディレクター、アフリカ等数か国で欧州委員会等の独立コンサルタント、グアテマラの国連平和構築ミッションで和平合意実施検証担当を務める。2002年以降、UNDPにおいて、法の支配、司法及びセキュリティチームリーダー等を務め、2017年から現職。



UN事務総長室法の支配ユニット長
アレハンドロ・アルバレス

東京都出身。1989年慶應義塾大学文学部卒業、同年株式会社博報堂入社。現在、同社ディレクターとして主にソーシャルマーケティング手法によるビジネス開発業務に従事しながら、様々な公的機関において要職を歴任。

2007年～ 2009年 内閣府男女共同参画局政策企画調査官
2012年～ 兵庫県尼崎市顧問、高知大学客員教授
2017年～ 長野県参与（信州総合ブランディング担当）

(株)博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与
船木 成記



1994年検事任官、新潟、東京、横浜、宇都宮等の各地検で勤務後、法務総合研究所国際協力部教官、佐賀地検次席検事、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長を経て、2017年10月から現職。2004年から約3年間JICA長期派遣専門家としてベトナム社会主義共和国司法省に派遣され、同国において法制度整備支援に携わった経験を有する。

法務省法務総合研究所国際協力部長
森永 太郎

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。同大学院法学研究科修士課程修了。一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。横浜市立大学助教授、横浜国立大学教授を歴任し、現在は、慶應義塾大学法務研究科教授・グローバル法研究所長として、ラオス、ネパール、カンボジア、ベトナム等への法整備支援に携わっている。



慶應義塾大学大学院法務研究科教授・グローバル法研究所長
松尾 弘

京都大学法学部卒業，同大学大学院法学研究科修士課程修了，同博士後期課程研究指導認定退学，神戸商船大学助教授，金沢大学助教授等を歴任し，現在，名古屋大学大学院法学研究科教授。2014年4月から名古屋法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長を務め，アジア諸国の法整備支援研究とともに人材育成に寄与している。



名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
小畑 郁

放送局勤務等を経て，1998年JICA入構。入構直後に勤務した名古屋では，ラオス法整備支援研修を立ち上げた他，中国事務所勤務時代（2006-2010）は民訴法プロジェクトを担当したり，最高人民法院のための研修を企画する等，法整備支援に従事。2014年より，本部で法整備支援を担当する法・司法チーム課長。



JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ
法・司法チーム課長 大久保 晶光



1998年検事任官，東京，横浜，千葉，高知等の各地検，法務総合研究所国際協力部勤務を経て，2006年から約2年間JICA長期派遣専門家としてカンボジア王国立裁判官・検察官養成校に派遣され，同国において法制度整備支援に携わり，その後，同部副部長等を経て，2015年から2年間国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東南アジア太平洋地域事務所に派遣され，国連機関における国際支援に携わった経歴を有する。2017年12月から現職。

東京地方検察庁検事（前UNODC犯罪防止・刑事司法担当官）
柴田 紀子



2000年検事任官，東京，福岡，静岡，千葉の各地検で勤務後，法務省矯正局付，同省大臣官房付検事として法務行政に携わる。2015年4月から現職に就き，国連アジア極東犯罪防止研修所において実施される刑事司法分野の研修業務に従事している。

国連アジア極東犯罪防止研修所教官
渡部 亜由子

カナダ・クイーンズ大学大学院（社会学科修士課程）修了。

外務省では，国際連合日本政府代表部，在カナダ日本国大使館，国際協力局気候変動課，伊勢志摩サミット・広島外相会合準備事務局等を経て，現職。国際協力におけるジェンダー平等・女性のエンパワメント，防災，持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）等に従事。



外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官
岡垣 さとみ

1996年弁護士登録，2004年ロンドン大学School of Oriental and African Studies 法学修士（LL.M. in Law and Development），2004年～06年JICA長期専門家（ベトナム），2006年～15年JICA国際協力専門員（法整備支援の企画・立案，実施，モニタリング，評価等を担当），2007年～中央大学法科大学院兼任講師（法整備支援論），2015年～JICA法整備支援アドバイザー



JICA法整備支援アドバイザー
佐藤 直史



2000年検事任官，東京，神戸，奈良，大阪，名古屋等の各地検で勤務後，法務総合研究所国際協力部教官，大阪地検検事を経て，2016年1月から現職。2011年から3年間JICA長期派遣専門家としてラオス人民民主共和国へ派遣され，同国において法制度整備支援に携わった経験を有する。

法務省法務総合研究所国際協力部副部長
伊藤 浩之

第19回法整備支援連絡会発言録

【司会（梅本）】 ご来場の皆様、大変長らくお待ちいたしました。

ただ今より第19回法整備支援連絡会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の梅本友美と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

法整備支援連絡会は今年で19回目を迎えます。今回は当部が大阪からこの昭島の国際法務総合センターへ移転後、初めて開催する連絡会となります。本日はこの会場と大阪会場をテレビ会議システムでつなぎ、大阪からも質問やコメントをいただく予定にしております。それでは、ここで大阪会場につないでみたいと思います。大阪会場は聞こえておりますでしょうか。

【司会（東尾）】 はい、大阪会場です。私はこちらの進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の東尾和幸と申します。本日、大阪にも多くの方にお越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（梅本）】 大阪会場にも沢山の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。

それでは、まず初めに本連絡会の主催者であります法務省法務総合研究所所長、佐久間達哉より開会のご挨拶を申し上げます。

佐久間達哉法務総合研究所長 挨拶

【佐久間】 皆様、おはようございます。法務総合研究所の佐久間でございます。

本日は大変皆様お忙しい中、大勢の皆様が法整備支援連絡会にご参加をいただき、誠にありがとうございます。

特にこの後、講演等をお願いしております国連事務総長室のアレハンドロ・アルバレス様、UNDPのアナ・パトリシア・グラッサ様には、はるばるニューヨークからお越しをいただきました。大変ありがとうございます。心から御礼を申し上げます。また、同じく講演等をお願いしておりますJICA

副理事長の越川様、株式会社博報堂の船木様、パネリストをお願いしております多くの皆様にも心から御礼を申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

また、私どもの法制度整備支援にかかわる活動に日ごろ皆様から多大なご支援とご協力をいただいておりますことに、この場を借りて心から御礼を申し上げます。

さて、冒頭、司会からもご紹介がありましたように、この法整備支援連絡会もおかげさまで今年で19回目を数えることになりました。これも冒頭ご案内申し上げたところですが、私どもで法制度整備支援を担当しております国際協力部が昨年10月にこの昭島の国際法務総合センターに移ってまいりました。私どもでやはり運営をしておりますアジア研、国連アジア極東犯罪防止研修所と一緒にこの昭島の地に移ってまいったわけであります。そして、今年の法整備支援連絡会がこの昭島の国際会議場をメイン会場にして行う初めての連絡会ということになりました。大阪のこれまでメイン会場として使っておりました中之島合同庁舎の国際会議室とも、ご覧いただきましたようにテレビ会議システムでつないで一日進めてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、今年の法整備支援連絡会では、法制度整備支援の発信力ということをとらえ、取り上げました。ちょっと聞いてはっとどんなことをやるのかということがわかりづらいかもかもしれません。法制度整備支援を通じて、あるいは法制度整備支援に関連をして、支援する側、つまり日本の国民や企業、さらには支援対象国の国民、法曹関係者、更には政策立案者、国際社会といった様々なステークホルダーに対してどのようなメッセージを伝えていくべきなのか、あるいは伝えていけるのか、またどうやって伝えていくのか、こういったことを問題として捉えたものでございます。詳しくはこの後、私どもの国際協力部長からご説明申し上げますが、いずれにし

まして、幅広く議論していただくことができるテーマではないかと思っております。色々な視点からそれぞれのご経験やご専門に即して有益なお話をいただけるのではないかと楽しみにしておりますので、どうか今日一日、自由闊達な議論をお願いしたいというふうに思います。

誠に簡単ではございますが、皆様のますますのご健勝と法制度整備支援の更なる前進を祈念して私のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今日一日よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

【司会(梅本)】続きまして、法務省法務総合研究所国際協力部部長、森永太郎より開催趣旨のご説明を申し上げます。

森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部長 開催趣旨説明

【森永】皆様、おはようございます。法務総合研究所国際協力部の部長を務めております森永と申します。

第19回の法整備支援連絡会によるこそお集まりいただきました。ことに海外から遠路はるばるお越しいただきましたアレハンドロ・アルバレスさんと、それからアナ・グラッサさんには改めて厚くお礼申し上げます。後でお話を伺えるのを大変楽しみにいたしております。

さて、今年の法整備支援連絡会では既にご案内のとおり、日本の法制度整備支援の発信力というちょっと変わったテーマを設定させていただきました。法務省が今現在、法制度整備支援と名がついておりますこの事業を開始いたしましたのが、ご承知のとおり1994年のことで、既に20年以上にわたりまして主としてアジアの開発途上国を対象として、法案の起草や司法制度の整備、あるいは人材育成などについて支援活動を展開してきました。

1996年には法制度整備支援が国際協力機構JICAのプロジェクトとして行われるようになりまして、その後、急速に対象国も支援分野も広がってきまして、これに関わりました人たちは、それぞれ懸命に仕事をしてきたわけです。しかし、多くの関係

者には自分たちの活動が国内外の人々に全く知られていないというジレンマと申しますか、ある種の焦燥感を感じていたと思います。

法制度整備支援という国際支援活動と申しますのは、そもそもが、法律というただでさえ小難しいような事柄を扱う活動であります上、別に道路ができるわけでもなく、新しい建物が建つわけでもないために、支援が一体どんな効果をもたらしたのか、その測定もかなりしにくいものであります。そのため、どうしても一般の人々には理解されにくいという面があるのではないかと思っております。メディアの方もそれほど取り上げてはくれません。ですから、そのような事業に取り組んでいる関係者の間では、こんな大事なことをやっているのになぜ理解されないんだらうとか、もっと我々のやっていることを知ってほしいと、もっと積極的に国内外にアピールをすべきではないかというような声が上がってくるのも、これは無理からぬことではございましょう。

今回の「日本の法制度整備支援の発信力」というテーマも、このような、私もその一人ですけれども、極めて素朴な関係者の感情から出発しております。しかし、私たちはこんなこともやりました、あんなこともしました、見てくださいと、すごいでしょと、ただ言ってみるところで何になるでしょう。法制度整備支援に直接かかわっている人たちの自尊心は多少満足させられるかもしれませんが、ただそれだけのことです。法制度整備支援が本当に重要な、極めて大きな意義のある活動であるならば、そうであるならばそこにはおのずから単に関係者の自己満足には終わらない、もっとはるかに大きなアピール力があって、積極的なメッセージが内包されているのではないかと、それこそが私たち法制度整備支援の関係者が臆せずに発信していくべきものではないかと思っております。

そこで、今回の法整備支援連絡会では、皆様はこの点についてご議論いただきたいのです。つまり、法制度整備支援は個別的な助言や研修とかそういった規模の小さいものから、プロジェクトあるいはプログラムといった形をとる大規模なものまで、様々

ありますけれども、法制度整備支援の活動自体がそれぞれ設定された個別の目標を達成することを超えまして、支援対象国、支援国、あるいは国際社会に向けた何らかのメッセージを持ち得るのか、持つとすればそれはどのようなものかということでありませぬ。無論、一言でメッセージといいますが、大小様々なものが考えられると思います。大きなところでは、価値観の共存、基本的人権の尊重、法の支配の確立などが、開発という視点からは持続可能な開発といったキーワードがすぐに思い浮かびますし、また、開発途上国による自助努力の側面支援だと、こういう考え方とか、あるいはインクルーシブな開発支援などといった支援手法に、支援のやり方に注目したのも考えられます。また、より技術的な面に焦点を当てますと、過去の支援活動から得られた経験や知恵や技術を体系的に整理して、法制度整備支援でやっていいこととやってはいけないこと、Do's and Do nots ですね、などといった形の情報提供というのもある種のメッセージになるのではないかと思います。これらのメッセージは無論、誰に対して発信するものなのかということによって、当然内容は異なったものとなるでしょう。大きな視点からのメッセージは、主として政治的、政策的決断を下す人々、さらには支援国、あるいは被支援国の一般国民に向けたもの、あるいは国際社会や国際機関に向けたものとなるでしょうし、技術的視点からのメッセージは、法制度整備支援に様々な立場で関わる法律や開発の実務家に向けたものとなると思います。これまで国際機関や日本を含めた各国が行ってきました法制度整備支援には、これら大小様々なメッセージが、あるときには意識的に、またあるときには無意識的に込められていたというふうに思います。

さて、ここからは個人的な、しかも若干こじつけになるような意見になるかもしれませんが、またあいつ変なこと言っているなと思われるかもしれませんが、私自身は無意識に、あるいは意図せずに込められていたメッセージというものは、実は大変重要なものだと思っております。突然歴史の話に

なつて恐縮ですけれども、日本は19世紀の末から20世紀の初めにかけて、それまでの封建体制を改めて近代資本主義国に生まれ変わり、その際、法制度整備の面では西欧諸国の多大な支援を受け、西欧式の法制度を基本とした現在の日本法を築きました。そして、その法制度はそれが発祥した土地、場所とは著しく異なる社会環境の中で、それにもかかわらず比較的上手に受け入れられ定着していったのです。この西欧諸国からの支援が今日の法制度整備支援と同じようなものであったとは、無論断定できません。しかし、これも法制度整備支援の一種であったことは否定できないものじゃないかと思いません。そして、それが西欧からの専門家と日本側の関係者との共同の努力により実を結び、日本法として発展していったわけです。実はこのこと、つまり、支援する側と支援される側の努力により法制度整備が行われ、まがりなりにも成功したのだと、こういうことがはるか後に非常に大きなメッセージとして、それはどういうメッセージだったかといいますが、合理的で公正な法制度はアジアにおいてもその地域や国の特性と両立させながら十分機能するのだというメッセージとして効果を発揮したのではないかと思います。

私は、自分自身、ベトナムに対する法制度整備支援にかかわりまして、ベトナムにもほぼ3年間滞在したことがございますけれども、ベトナム側の複数の関係者から何度となく、もちろんそのプロジェクトの目標を達成するための活動というのは重要であつて、そのために日本側から様々な法制度や法律実務の知識を得たいと、それはもちろんそうだと、そう思うけれども、更に知りたいのは、日本が過去になぜあれほど巧妙に法制度をとり入れ適正に運用することができたのか、その秘密が知りたいんだという話を何度か聞きました。明治時代、西欧の学者が日本政府に西歐法の手ほどきをした際に、まさか百数十年も後になってベトナムがそのことに興味を持つなんてことは夢にも思わなかつただろうとは思いますが、しかし西欧諸国による日本への法制度整備支援、日本側から見れば日本による西歐法

を学び取り入れるという、その努力がアジアでもできるんだという大きなメッセージを残したということとは間違いのないのではないのでしょうか。我々が日常的に従事しております法制度整備支援活動は、日本が明治時代に経験したほど大規模なものではないかもしれませんが、しかし、今日におきましても、支援国と被支援国が協力し合い、より公正で実効的な法制度とその運用実務を確立していく共同作業、これこそが現在の法制度整備支援にほかならないわけですけれども、これが他の支援国や被支援国に、あなたたちにもできますよというメッセージを持つことというのは、それはあるんじゃないかというふうに思います。

今申し上げたところは、また私が勝手に思いつまままにこじつけたお話でございまして、考えられる一つの例にすぎません。しかし、こんなことも考えられる、あんなこともできるかもしれないという想像力をたくましくしてあれこれ考え、議論することは決して無益なことではないと思います。

そして、本日の活発な議論がきっとまた新たなメッセージになるはずなのです。そんな心持ちで今日はぜひ闊達な議論をしていただけることを期待し、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 それでは、第1部に入ります。

これから基調講演として、まず独立行政法人国際協力機構 JICA 副理事長の越川和彦様から「日本の法制度整備支援の経験と情報発信」と題し、ご講演いただきます。そして、引き続き、国際連合事務総長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス様から「国際社会における『法の支配』を巡る議論の潮流 国連における情報発信の狙いと取り組み」と題し、ご講演いただきます。その後、会場の皆様からお二方のご講演についてご質問、コメントを頂戴する時間を設けさせていただきます。第1部はただいまから11時35分頃までを予定しております。

それでは、越川様、演台へお願いいたします。

ここで、越川様のご経歴をご紹介します。越

川様は1980年、外務省に入省され、内閣副広報官、駐アンゴラ特命全権大使、外務省国際協力局長、駐スペイン特命全権大使などを歴任され、2016年5月より現職である JICA 副理事長を務めておられます。

【第1部 基調講演】

越川和彦 JICA 副理事長 講演

【越川】 皆様、おはようございます。それから大阪の会場の皆様、おはようございます。ただいまご紹介にあずかりました JICA の副理事長の越川でございます。本日は第19回を迎えられました法整備支援連絡会に、このように沢山お集まりいただきましたことに、法務省とともに主催しております JICA を代表しまして、心よりお礼を申し上げたいと思います。ここ昭島の国際法務総合センターは、先ほどご紹介ありましたけれども、昨年10月に開所をして、法務省法務総合研究所の国際協力部と国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAF E I の両方がここに移転し、法務省における法制度整備支援の拠点として開所したということで、これに対し心からお祝いを申し上げます。このような新たな意義を持つ場所で初めて開催される連絡会に、お話をする機会をいただきまして大変光栄に存じます。

さて、本日は「日本の法制度整備支援の経験と情報発信」について簡単にお話しさせていただければと思います。先ほど、森永部長のほうからもお話があつて、重なる部分が多いかと思いますが、お話をさせていただきます。

国際社会の目標といたしまして、2015年に国連で採択されました SDGs, この中に人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描くと、民主主義、グッドガバナンス、法の支配、この重要性をうたっているのもこのような表れと言えると思います。しかし、法の支配といいますが政治体制の発展状況が各国で異なるという現状を見ますと、その実現する現実の姿は容易ではございません。それぞれの国でしっかりと法の支配が根づくため

に、工夫と長い時間が必要だと思います。

少し私、飛ばして話をしてしまいました。その前にちょっと日本を取り巻く全体の話をしようと思っておりました。2018年を迎えまして周辺を見回しますと、残念ながら余り良いニュースがございません。アジアだけ見ましても北朝鮮の核ミサイルの問題、あるいは漁船による領海の侵犯、あるいは海洋における中国の進出、そして不透明な中東情勢に起因するテロの脅威など、様々な不安定要因が見てとれます。JICAも残念ながら昨年ダッカで支援のJICAの専門家が殺害されるテロ事件に遭遇してございます。また、今、ICTを初めとする科学技術の劇的な発展によりまして、国境を超えての経済的・政治的な個々人相互の結びつきが大変強固になっております。そして、その結果、皮肉なことに世界各国の様々なリスクが日本を含む世界全体の平和や安定、そして繁栄に直接的な影響を及ぼす状況になっております。

私もちょうど2001年8月にニューヨークの総領事館に赴任しまして、1カ月後にセプテンバーイレブンが起きました。その後起こった世界的な動きは皆さんよくご承知のとおりだと思います。これもICTの科学技術の発展に伴った一つの側面あるいは現象だというふうに見ることもできるかと思いません。

この国際社会の不安定さを乗り越えるにはどうすべきなのか、正直申し上げて大変難しい問題であり明確な回答はないように思います。しかし、その構成員であるそれぞれの国において平和、安定、民主化といった開発の基盤を確固とすることが、国際社会全体の安定に確実につながっていくものだという事は確かだと思います。その中で、私どもJICAとしましては特に法の支配の確立がその鍵になると考えております。

先ほど申し上げた2015年のSDGsの話に戻りますが、SDGsにおいても法の支配、あるいは民主主義、グッドガバナンスの重要性がうたわれているということでございます。

そうは言っても、先ほど申し上げましたけれども、

いろいろ国によって状況は異なるということで、JICAとしまして途上国の法整備の支援をこれまで約20年間行ってまいりました。その際、常に大切にしてきましたことは、非常に重要なことなのですが、相手国と日本との間には政治、社会、文化、歴史の違いがあるということを正面から認め、その違いを尊重した上で、公正なルールの設定、適用、司法アクセスの充実といった日本と相手国が合意できる分野をまず入り口として、少しずつ法の支配に近づくという現実的なアプローチをとることだと思います。先ほど森永部長からもあったお話かというふうに思います。

相手国にとって新しい法律がいかにより良いものであっても、急激に導入しようとする方法では結局は多くの場合うまくいかないと思います。法令や制度がいくらできて、人々の中に納得が生まれて、受け入れ、根づいていかなければ、紙の上の文字だ、法律だということだと思います。法制度整備支援といいますが、中には日本の法律をそのまま相手国に移植するようなイメージを持つ方がいるかもしれませんが、ここにおられる方は専門家ですのでそういうことはないと思いますが、一般の方はそうだと思います。しかし、それではうまくいかないということをしてJICAとしてこれまで20年の経験を通じて学んでございます。

私どもJICAの開発途上国における法制度整備支援が始まりましたのは、1996年にベトナムで開始しましたプロジェクトからです。しかし、その4年前に、会場におられるかと思いますが、1992年に当時の名古屋大学法学部長でいらっしゃいました森嶋先生がベトナムに現地調査に行かれたとき、当時のグエンディンロック司法大臣から民法起草の支援要請を受けたことが、日本による法制度整備支援の契機となったと多くの方々にご存じのことでございます。ベトナムはかつてフランスの植民地でございました。第二次世界大戦後、ベトナム戦争と1976年の南北統一を経て社会主義国になりました。1986年に市場経済システム導入を決めた後、経済発展の道を歩むようになりました。

れども、次第に活発化する経済取引に法整備が追いつかない、そういう状況でロック大臣から森嶋先生に民法起草の支援の要請があったということでございます。しかし、社会主義国であるベトナムにとりまして、当時法案は国家機密として扱われ、1993年に初めてベトナムで森嶋先生が民法について講義をされた際は、司法省は助言を受けたいはずの民法草案を外国人であるという理由で見せてくれなかったと伺っております。ところが、それでもベトナム側の事情をじっくりと聞き取って、その背後にある問題を探り、アドバイスしようという森嶋先生の真摯な姿勢にベトナム側が信頼を寄せ、先生が4回目の渡航を自費でなされた際には、事前にハノイからの国際郵便で民法草案が数々の質問リストとともに先生のもとに送られるまでになったと私も伺っております。このように、相手方に寄り添って信頼を得て法制度整備支援を行うと、いわば森嶋スピリット、これをその後民法改正支援から協力したJICAも受け継いでおります。

また、カンボジアを例にとりますと、カンボジアもやはりフランスの植民地でありました。第二次世界大戦後は1970年からの長い内戦、また1975年以降はポル・ポト政権の虐殺といった激動の時間を経て、1992年からUNTAC国連カンボジア暫定機構による統治、それから国づくりが始まりました。私はちょうど1989年から3年間、ワシントン日本大使館で勤務しておりましたが、その際、カンボジア問題和平を担当しておりましたことを今思い出します。今日、酒井邦彦元法務総合研究所長も来られておりますけれども、一緒に机を脇で仕事をしていて、そういう時代を懐かしく思い出します。当時、虐殺、知識人のジェノサイドということで、長年にわたるそういう内戦の傷跡が非常に深く、カンボジアに残っていた法律家は6名にすぎないと言われております。復興の一環として、JICAに民法、民訴法という経済活動の根幹をなす法令について起草することの要請がなされました。1999年、これに基づいてプロジェクトが開始されております。その際、森嶋先生、また一橋大学名

誉教授でいらっしゃる竹下先生を初めとすご高名な先生方が作業部会を日本で構成し、民法、民事訴訟法に関し草案作成支援が開始されました。本来であれば、相手国の自助努力、これを支える観点から、まず相手国が起草して、これに対して日本側がアドバイスをするというのが通常の見え方かと存じますが、先ほど申し上げたように、当時、長い間の内戦、知識人の殺害、虐殺、ジェノサイド、生き残った知識人の数が非常に少なかったカンボジアに対しては、日本側がリードして起草するという柔軟な対応をとった事例でございます。そして、このときも日本側が草案を作成して終わりではなく、ワークショップを何十回と重ねて、カンボジア側のワーキンググループメンバーとともに一条一条検討を進め、2つの大法典を完成させました。

さて、少し地域を変えまして、JICAの法支援、アジアが多いのですけれども、それ以外の地域でもございます。民事商事法分野中心ではありますが、法制度整備支援という言葉すらなかった1960年代から、国連アジア極東犯罪防止研修所UNAFEIの研修事業を通じた刑事司法分野の協力も行っております。最近のUNAFEIとの協力による取組みとしましては、コートジボワールを初めとするフランス語圏アフリカ8カ国に対する刑事司法研修でございます。これまで4回実施し、来月にもコートジボワールで2週間の予定で開催する予定でございます。西アフリカにおきましては、テロや組織犯罪の不安が大きな問題となっている地域でございますが、多くの国がやはりフランスの旧植民地であるためにフランスの影響を受けた法制度が根づいております。その意味ではベトナムあるいはカンボジアと異なりまして、法案、法律の起草や改正を支援するものではなくて、逮捕、起訴から判決、矯正、更生といった一連の刑事手続が公正に行われるように人材を育成すると、こういうことでこの地域の平和と安定に貢献することを目指してございます。

このようにJICAとしては法制度整備支援に様々な国で取り組んでおりますが、確立したスタイルはあくまでも日本の法制を押しつけることではな

く、失敗も含めた日本の長い経験を共有して相手を尊重する共創、英語でコ・クリエーションの法制度整備支援を行うことであると考えております。これは日本自身が、先ほども森永部長からお話ありましたが、アジアに位置する国でありながら、明治時代の近代化の過程で西欧の法制度を苦心して取り入れ、そして戦後はアメリカの法制度も取り入れて、試行錯誤しながら法制度を発展させたと、こういう歴史あるいは経験を有するからできることであると考えております。

法制度整備支援を求める国、社会主義体制からの改革を目指している国の場合もあれば、紛争後の復興国の場合もございます。また、アフリカのように既に旧宗主国の法体系が機能している場合もございます。様々な相手の事情に合わせた柔軟な対応をとること、これが日本スタイルあるいはJICAのやっているスタイルかと思えます。また、法律をつくるだけでは支援は十分でございません。JICAはネパール、バングラデシュ等で法律を適用執行する機関である裁判所の業務の効率化、そしてベトナム、カンボジアでは弁護士会への支援を、コートジボワールでは市民からの法律問題に関する相談に応じる法律センターの設置の支援を行っており、作った法律が現実の司法の場で活用され、一般市民の司法アクセスを向上させるための支援を目指しております。

このように、JICAあるいは日本は起草、法運用機関の能力向上、司法アクセスの向上という3つの柱を立てて、いずれに対しても人材の育成、これを通じて貢献をしてきましたし、これからもしていきたいと考えております。

そして、このような手厚い支援を可能にするのは法務省、最高裁、日弁連、大学を初めとする様々な法律関係、日本の機関の献身的なご尽力があるからだというふうに思っております。このような強固なネットワークを今後も維持し更に発展させていただければというふうに思います。今後は更に、今日おいでの国連の関係機関の皆様とも更に協力を深めて、厚くして、多様なニーズに応えられればと考え

ております。

加えまして、皆様にご紹介したいものは、日本の法制度整備支援がこれまで各国の言語、日本語以外の言語における法律用語の確定に貢献したことでございます。日本も明治の時代、様々な法律あるいは概念を日本にとり入れるときに日本語でどういう言葉を使うか、それに非常に苦労して工夫をしたという経験がございますが、法制度整備支援は言葉の支援であり法律用語はその意味の確定が大変重要でございます。JICAのプロジェクトでは、相手国の言語を用いた法令起草を支援し、時に相手国が目指す改革の方向に沿って新しい概念も紹介しながら法律用語を確定していくという地道な作業を重ねてまいりました。その作業を通じて、起草、制度の普及に関わる相手国の人材育成にもつながったと考えております。法を根づかせるためには法律整備とともにそれを活用、適用する人材の育成、これを重視することが大切であるとJICAとして考えており、経験を通じてJICAの学んだ点でもございます。そのような作業のためには両国の言葉に通じた、また法律にも通じた通訳の方々の下支えが不可欠でございます。多くの国のプロジェクトで表舞台には立たない通訳の方々の並々ならぬ努力があることも、ここに併せてご紹介させていただければと存じます。

今日ご紹介しましたように、日本の法制度整備支援は20年以上の経験を開発途上国の現場で積み重ねてまいりました。責任ある主要国である日本は法の支配という国際社会の安定の鍵となるテーマに取り組む国として、取組みだけに終わらせるのではなく、日本が試行錯誤しながらも途上国における法の支配の進展に貢献してきた実績を積極的に情報発信し、国際社会とともに果敢に挑む、こういうことにつなげていくことが重要だと思います。どのように発信するか、知ってもらおうかということは、先ほど森永部長からありましたけれども、非常に重要なことだと思いますので、今日は活発なご意見、ご議論をいただければというふうに思います。このような高い目標の実現のためには、単に理念を唱えるだけではなく、相手国とともに、相手国の言語で法律用語を

一つ一つ確定していくような、地に足の着いた現場での取組みを忘れてはならないと思います。日本はその困難さとともに試行錯誤しながら得てきた教訓と成果も示すことができる立場にあると考えております。

少し前になりますが、私がよく存じ上げている元検察官の多谷千香子教授は2001年から2004年まで旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の訴訟裁判官をお務めになり、日本で初めて女性国際裁判官としてご活躍されております。また、昨年末には元法務省法務総合研究所長でいらっしゃいました赤根国際司法協力担当大使が、ハーグにある国際刑事裁判所の判事を選考する選挙でトップ当選を果たされております。これらは日本が法の支配の担い手となることへの国際社会からの期待の表れではないかと思っております。

最後になりますが、上川法務大臣に心からお礼を申し上げたいと思います。大臣は、昨年はベトナム、ミャンマー、インドネシアを訪問されてJICAプロジェクトの専門家を直接激励していただきました。また、大臣は今日本が法律の分野に、より国際的な取組みを推進するべきだとして、「司法外交」ということを打ち出されております。先日、JICA理事長の北岡が上川大臣を表敬させていただく機会を得ました。上川大臣からは法制度整備支援の分野を含め果敢に日本の取組みを国際的に情報発信する必要性について言及がございました。JICAとしましても積極的に取組んでいくということで、北岡との間で意見の一致を見た次第でございます。

また、JICAでも今北岡のもとで、戦後70年、明治維新以来150年ということ踏まえ、開発協力大学院構想として、途上国から大学院レベルの行政官中心に日本に更に千人規模で来ていただいて、大学修士博士課程で勉強していただき、その過程で日本の戦後70年の開発の歴史、明治150年の歴史を学んでいただく、そういうことで日本の理解を進めたいと思っておりますので、そういう意味で法制度整備支援、日本の法制度整備支援の歴史というものも学んでいただく機会が増すのではないかと思います。

ております。

今日は先ほど申し上げましたけれども、日本の法制度整備支援の取組みに加えまして国連、あるいはUNDPの事例も聞きながら、一日法制度整備支援と情報発信についてご議論いただければと思います。現場の姿、成果を踏まえた上でどのような価値をどのような方法で情報発信することがよいのか、議論を深めていただければと存じます。我々もJICAにおきまして、現場でやっている援助に対しては、途上国の方から非常に高い評価を得ており、首脳会談あるいは大臣の外相会談があればまずそれを評価されるわけですけれども、なかなか国内に知ってもらえないということで、これをいかに知ってもらうか、広報するかということ、大きな課題としてJICA内部でも常々言っております。一般の方から知ってもらう、非常に大切なことと思っておりますので、ぜひ積極的な活発なご議論を頂戴できればというふうに思います。

少し長くなりましたが、これでお話を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】続きまして、アレハンドロ・アルバレス様からご講演いただきます。

ここで、アルバレス様のご経歴をご紹介します。アルバレス様はNGOの司法分野改革プログラムディレクター、欧州委員会等のコンサルタントなどとしてご活躍され、グアテマラの国連平和構築ミッションでは和平合意実施検証担当を務められました。2002年以降、UNDPにおいて、法の支配、司法セキュリティチームリーダー等を務められ、2017年から現職である国際連合事務総長室法の支配ユニット長を務めておられます。

それでは、アルバレス様、どうぞよろしくお願いたします。

アレハンドロ・アルバレス国際連合 (UN) 事務総長室法の支配ユニット長 講演

【アルバレス】おはようございます。

本当にここに来てうれしく、また光栄に思いま

す。法務省に心より御礼申し上げます。また、JICAに、招待して下さったことに対して、アナと私を招いて下さってありがとうございます。国連の代表者として話すことができうれしいです。初めての会議出席ではなくて、16回連絡会においても話しましたので、ちょっと慣れてきました。22回目ぐらいにまた呼んでいただければと思っております。

今日は、現在、国際社会において、法の支配面での支援について何が機能しているか、機能していないか、うまくいっている分野、欠如している分野、正しくできているところとできていないところ、そういったことについて皆様と共有していきたいと思っております。

法の支配に関する支援は、世界中におきまして35年から40年ぐらい行われてきた経験があり、地域のプロジェクトも含めると、20カ国以上の多くの国々において、既にかなり積極的に法の支配分野での支援プロジェクトを実施してきました。そして、関係者間におきまして、お互いに学んできた教訓を共有したり、どんなことをやっているか、あるいは法の支配の強化にどのくらい貢献したかということについて非公式な議論は時々行われておりますので、そういったことについて皆様にお話ししたいと思っております。

JICAのプログラムが規模もどんどん大きくなってきているし、法務省も本当にこの分野で大きな貢献をなされています。日本と国連の様々な分野での様々な形態の協力も強化しています。2020年にSDGsが関係する kongress が京都で開催されます。ですから、法の支配に関する支援について、何が機能していて、もうちょっと改善できるのはどこかということについて話すことは、タイミングとしてふさわしいと思っております。

今までにわかってきたこととしましては、法の支配は平和を構築し、開発を後押し、そして人権を守ってくれます。国連には平和、開発、人権という三本柱があり、この三本柱を突き刺しているのが法の支配であります。ですから、国連の関係者は与えられ

た負託の中で何らかの形で法の支配に貢献しているわけです。なぜならば、法の支配はそれぞれの与えられた任務に貢献するからです。でも、グテーレス事務総長が国連総会に対して発信した最新の報告書の中で、「法の支配というのは達成して終わりということではなく、常に変化し、進化する。社会には新たな課題が常に出てくるから、制度を調整していかなくてはならないし、アプローチの手法も調整していかなくてはならない。だから、一国たりともこの地球上において法の支配はうちは完璧だと言えるところはなく、常に課題に直面している。」旨を述べました。法の支配に関する支援という、これは途上国の受入国だけにとって課題になっているわけではなく、全ての社会にとって大きな挑戦となっております。SDGs そのものは途上国だけのものではなく、世界のあらゆる国のためでありまして、みんなが約束した開発を進めるということ、そして法の支配を強化するというにみんながコミットしたわけです。30年、35年にわたって支援を提供してきた中で、結果はまちまちであり、努力はしたけれども満足していない結果もあります。しかし、支援を効果的に行わなくてはならないということはわかっておりますので、それを皆様と話していきたいと思っております。

では、まずもう少し、法の支配が何に貢献しているかということの話、次に、国連がどんな活動をやっているか、何を学んできたかということについて話し、その後、将来についてどういう法の支配の支援があり得るかということについてアイデアを共有していきたいと思っております。既に申し上げましたとおり、法の支配は平和構築、そして紛争防止に極めて重要だと思っております。実際、世界は今その2つの目的に向かってあまりよい成績を出しておらず、平和構築という面では、進捗が遂げられていないどころか、むしろ後退していると言えるわけです。ですから、法の支配の努力は続けなくてはならないわけです。

法の支配に関する支援がいかにか平和構築で重要かという事例をいくつか紹介したいと思います。日本

も深く関わっているアフガニスタンという国があります。アフガニスタンという国は破壊され、それを復興させるのはとても難しいですが、我々国際社会は一緒になって警察を復活させようとなりました。警察は警察官を約10万人抱えています、その15～20パーセントの者しか読み書きができないのです。つまり、警察という大きな組織をつくらうとしているのに、警察官に基礎的な能力が担保されていません。教育という根幹的な制度が整備されていないのです。

もう一つは中央アフリカ共和国であります。この国は1960年代に独立を勝ち取りましたが、普通に国家にあるべき制度をつくることができず、通常の意味での国家となったことが一度もありません。国民は、問題があっても、裁判所がないということがあるかもしれないが、問題を裁判所が解決してくれないため、裁判所には行かず問題解決のために他人に頼ります。最低限の制度を構築して国家とならしめることが極めて重要であり、もしこの制度づくりをやらないと、中央アフリカ共和国には未来永劫平和なんて望めません。ですから、そういった制度作りに向けた沢山の努力をやっています。

また、ティモールレステでは、独立時に、法律家は0人であり、それを一からつくらなくてはならなかったですし、リベリアは、2世代の間学校に一人も行かなかった国民によって国が構成されており、制度を一からつくらなくてはならなかった。

これらが最も劇的なチャレンジの幾つかの事例です。でも、法の支配なくしてこれらの国で平和を望むことはできません。だからこそ我々がやっていることは非常に重要なのです。これらの国々の未来の世代のために。また、法の支配が存在しませんが開発も進まないということもよくわかっております。

越川副理事長がSDGsに触れられましたけれども、これは非常に重要である法の支配を進めるためにすばらしいツールであり、アジェンダ全部、環境、所有権、男女平等、地球を守る、繁栄を担保することなど、あらゆる分野に深く関わっています。残念ながらこういうすばらしいSDGsという道具が

あって、全ての国が約束して目標達成しようということを確認したのにまだちゃんと使っていませんので、それをもっと使いましょう。ただ、人権を守るということも法の支配の一環であります。昨今、ますます法の支配は、説明責任という意味でも重要性が増してきております。多くの国におきまして過去に人権侵害を伴う大規模な犯罪が犯されたことがあります、そういったようなトラウマに対応しない限り、結局地域社会を復活させるなんていうことはできないし、民主主義的で寛容のある社会を取り戻すなんていうことはできないわけです。

例えば、人権理事会が発出している勧告を読んでも、大半の勧告はデュープロセスや司法制度や警察に関連しています。だから法の支配は、今まさに国連活動の中核的要素であり、国連の政治の中核的要素であります。つまり、我々が触れる全ての側面に関連していて、つくらうとしている全ての制度に関連しています。だから、やっていることは正しいということは少なくとも確認できました。

では、もうちょっと今までどういうことをこの35年、40年学んできたか、法の支配支援において特に国連がやってきたことを事例に上げて、そしてそれ以外にも少しほかの重要なパートナーがやってきたことについても検討していきたいと思えます。アメリカ、英国、オランダ、北欧諸国あるいは大ドナー国などがやってきたことについても考えてみたいと思えます。

今、国連は100カ国以上で活動し、各国政府からの要請を受けて法の支配関連のプロジェクトをやっています。今、部分、部分に分けると年間10億ドルぐらいをこの分野で費やしていると言っていると思えます。納税者のお金としては多額の資金です。予算が高ければ高くなるほどそれだけ説明責任が重くなりますので、我々としては真剣に学習しようとしております。

では、この35年、40年で何をやってきたか。かなりの時間と資源を投入して制度づくりをしようとしてきました。我々は、司法制度なくして法の支配なんてありえないし、法の支配が欲しいのであれ

ば、責任ある判事、検察官、法律家がいなくてはならないし、法の支配が欲しいのであれば堅牢なる法的な枠組みがなければならぬと思ってきました。もうそれが前提条件であり、必須条件だということに関しては、異論の余地がないと思います。これまでもそういうところに投資をしてきました。また、地理的、言語的、あるいは文化的な障壁でもって司法にアクセスできない人がいるわけであり、そのような人たちもアクセスできるようにするために投資をしてきました。言い換えれば、人々が権利を主張して権利を實踐できるようにすることに力を入れてきました。

でも、皆様にあることを伝えなくてはなりません。1つ例を挙げましょう。ある西アフリカの国の事例でありまして、かなり時間とリソースを費やしてきた国です。良いプロジェクトを立ち上げ、人材研修で制度づくりをやったり、建物もつくったり、法的支援クリニックなども立ち上げるなどいろんなことをやっていました。しかし我々がプロジェクトを実行している最中に2回クーデターが発生しました。クーデターの結果、前より判事的能力は上がったかもしれませんが、人々が行ける裁判所もできましたし、弁護士も増えました。でもそれで良いかというところ、クーデター後に大統領が最高裁判事を選んじまうわけであり、そうすると判事の構成が変わってしまいます。追放されてしまった最高裁判事が何人もいました。その国では、慣行として政治家が影響を行使して、判事の選定に影響を行使するというような慣行が蔓延していたんです。ですから、我々はその国の司法の改善や専門職の人たちをまじめることや、仕事の効率化貢献はしていたのですが、その国の大局的な図式を見逃していたんです。

もう一つ違うことを語ります。私の国（アルゼンチン）も含めて多くの国において、トラブルに直面するなどした人々が何かを成し遂げたいとき、警察署に行き、あるいは警察官と道端で話をしますが、警察官に何かをしてほしいときは賄賂を与える必要があります。そういった行為が起こっていない日本は本当に恵まれているのです。でも、世界のほとん

どの国において、公務員にほんの小さなことであっても何かをしてもらうためには賄賂を渡すということが毎日起きております。私たちが今まだわからないのは、どうやってそういった問題に対応すればよいかということです。

司法制度、あるいは法の支配といった部分のものは、技術的な局面のものであり、もちろんそれらは重要なわけですが、皆さんとここで共有したいのは、私たちが振り返ったときに、この政治的あるいは文化的な局面というのは、法制度整備支援でまだ対応していないことです。私が仕事をしてきた様々な国において、法律違反をするということが悪いことと思われていないことが多いのです。法律違反をするということは賢い、あるいは上手だと思われる国もあります。例えば信号が赤のときにそれを通ったとき、その方が家に早く帰れるから賢いというふうに思われているわけです。そういった考え方で生活されているのです。なので、多くのことがあるわけです。例えば中央アフリカ、あるいは北部においては、人口に相対的に考えて、戦争地帯で殺されている人がイラクより多いということです。全てなすべきことは私たちはやってきましたが、最終的には文化に全て拠るのです。あるいは人々がどうやって人間の関係を構築しているかということに左右されます。ここで言いたいのは、制度をつくり上げる、そして人的資源に対応していくということは重要で、不足してはならないのですが、今ここで私たちは、政治的あるいは文化的局面にどう対応できるかということを考えなければいけません。今まではまだ十分に行われていない部分です。

そのため国連の文書にも書かれていますが、日本という国が関心をもたれているのが、法遵守の文化という概念です。法遵守の文化って何かと思って混乱してしまうときもあるかもしれません。しかし、こういった賄賂を渡すという文化の局面、あるいは政治介入の局面というのは、今までやってきた方法では対応し切れないことであり、違った方法を探し、考えなければいけないわけであり、そのようなときに私たちは法遵守の文化に関心を持つのです。ここ

の部分において、もちろんこの部分だけではないのですけれども、国連と日本が協力そしてパートナーシップを結ぶということが非常に重要になってくると考えております。

また、更に申し上げたいのは、今回の連絡会のトピックというのはコミュニケーションがあります。そして、国連においてはこの言葉の重要性を伝えるのをまだ上手くやれていません。

私たちは非常に特別な時期にあります。テロの脅威という話もしました。グテーレス事務総長が時々核の脅威もあると言っています。この核の脅威というのは、冷戦後はなかったものが今あるわけです。こういった要素全てが、私たちの民主主義が存続することを、繁栄していくことを難しくしています。声を大にしてメディアに対して司法制度がこうやるべきだ、あるいはこうなるべきだ、あるいは発言の自由を非難する、あるいはメディアでされていることを非難しているリーダーがいます。けれども、私はそういったものを見て非常に心配するわけです。というのは、これも法遵守の文化に関わるわけです。リーダーがどうやって行動するかということです。リーダーというのは人々から見られている、そして人々に物事を教えるべき、そしてそれを見た人々が、何が容認できるかできないかということを学ぶわけです。そして、人種差別をするようなリーダーを見ていれば、それがいいのだと思うかもしれません。例えば最高裁の裁判長が例えばメディアに出て何かそういった悪いことをすれば、あれは最高裁の裁判長がそう言っているんだからいいんだというふうに思われてしまう。賄賂も教育も法遵守の文化の一部です。世界中の各国のリーダーが、何が正しくて何が正しくないか、何が法の支配で何がそうではないか、ということを見据えるのが責任であります。私たちはこれにどう対応していくかということを考えなければいけません。皆様、そして日本に対しても、どうやってこの重要なトピックに対応していくかということの話し合いに参加していただきたいと思っております。

では、法の支配の将来、未来に関してお話をした

と思います。私たちは、制度構築、人材能力開発、法の支配に関するインフラの整備に取り組まなければいけないことはわかっているわけです。さらに向上していく必要もありますし、より焦点を人に当てていくべきです。司法制度という観点では、制度の問題は何かということを見がちですが、どういった問題を解決すべきかということにも焦点を当てていく必要があります。

私たちの努力、取組みというのはそれに対応できるようにはなっています。でも、もう一つ対応しなければいけないのが、法の支配の文化的局面にどう対応するかということです。日本は独自の歴史を持っています。つまり法の支配をきちっと運営できるようになったわけです。日本というのはルールに則って生活されている社会であり、世界の多くの国では見られない状況です。なぜそういった状況が生まれたのでしょうか。なぜ日本人々は、法律違反は正しいことではないと思うのでしょうか。私の国では全ての人は必ずしもそのようには思わないわけです。日本において、規則、法則に従う、あるいは法の支配に従うというようになった要素は何だったのでしょうか。もちろん法律に忠実な人々をつくり上げるというのが重要なわけですが、どうすればそれができるかという正しい答えはありません。私たちがこういった振り返りをし、法遵守の文化という見方、あるいはそういったものに焦点を当てていけば、正しい方向を示してくれるということを願っております。制度の取組みあるいは政治的な局面にも取り組んでいくことも重要です。そして、SDGsがツールになるわけです。これは一世一代の機会だと思うので、それを活用できるということを含め、各国の皆がSDGsに関して報告をしようと合意したわけです。

この2019年には政治的なフォーラムが開催され、SDGs 16に関する報告を行います。そして2020年には京都において、刑事司法とSDGsに関する kongress が開催されます。こうした機会は活用を逃してはいけないと思います。

そして、15年間のうち3分の1が過ぎたわけで

すので、我々は準備を整え、このSDGsというものをまさに私たちの計画に取り込んでいくべきわけです。SDGsは、例えば人権を促進する、あるいは男女平等を促進するのに役立つわけです。あるいは、私たちの独自の法制度整備支援、人材、宣言の重要性というのを見る必要があります。

最後に申し上げたいのは、皆様もSDGsを活用した様々な取組みは、私たちの支援を受ける国だけではなく、私たち自体も、国際社会もできるわけです。私たちが取組まなければいけない課題はまだ多くあります。国に法の支配が貫かれていない国がまだ多くあります。私たちが支援を提供している国の中には、法の支配というのは欲しくないという人たちがいる国もあります。例えば賄賂でお金をもうけている人たちは、法の支配が欲しくないと思っているのです。私たちがやっているのは戦いなのです。多くの人たちがその戦いをしているわけですが、法の支配のための戦いというものを誇りに思う必要があるわけです。私自身もこれらのここにいる人々の一員であることを誇りに思っております。つまりは、ここにいる皆様が法の支配を支援する、提供することによって、その相手国がそれを受け入れることによってより良い世界をつくり上げているわけです。ここにいる私たちは次の世代を構築するためにいるわけです。これは私たちのためにもより良い世界、そして次の世代にとってもより良い世代をつくるのが私たちの使命です。それこそがまさに法の支配の取組みです。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

質疑応答

【司会(梅本)】 それでは、ここで会場の皆様からお二方のご講演につきましてコメントやご質問をいただきたいと思っております。まず、大阪会場からお願いいたします。

【司会(東尾)】 大阪会場でコメントやご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。では、大川先生、お願いします。

【大川】 大阪会場にいます摂南大学の大川と申し

ます。私は東京にもおられる松尾弘先生とも一緒にラオスに関する民法典の作成支援等にも携わらせていただいております。

先ほどのアルバレス先生の話で一つだけ伺いたいことがあります。国連としては法の技術的な支援といいたいでしょうか、知識の伝達や法の作成の話という形ではかなりの活動ができているということ伺いましたが、政治的、文化的な面でまだまだ取組まなければいけない点が多いということであり、例えば赤信号の話が少し出てきました。が例えば文化的な面といえますと、とりわけ私の関心にも近いかもしれませんが、女性の問題というのは法律においても規定がありますけれども、文化的な関係でいうと世界的にですが、なかなか男女間でいうと女性の方が不利益をこうむっている面が多いと。それは宗教や文化に起因するところが多いかと思うのですが、まだまだ世界的に女性の地位というのは問題となっている点が多いかと思いますが、徐々に改善しつつあるのかなと、もしくは意識が広がってきたのかなと思う点はございます。そういった面では、私の感想でもありますが、不利益をこうむる側、すなわちこの話でいうと女性側が意識を高めること、教育とっていいのかわかりませんが、女性の方が意識を高めることによって、ある一定の文化的な面の改善、改善といいたいでしょうか意識を高めていくことはできるのかなと。

もちろん課題は多く、楽観視している点も多いのですが、それに対して、私は政治家ではありませんので、お聞きしたいところは、政治的な面というところですね。とりわけ賄賂の話なんかも出てきたと思います。国連としても、日本としてもそうだと思いますが、法の支配というものを非常に重要視して支援に入ったりしていると思うのですが、相手国側が法整備に関する支援を求めているとしても、手続的であり政治的な面で賄賂であったりとか不公正な面を持っているとすると、ちょっと抽象的な質問にはなりますが、具体的にどのような対応ができるのかなということですね。もしくは現場でこういった支援とかしている者としては、どういっ

たことを意識してやるべきなのかなとか、例えば国連もしくはアルバレスさんの方で何かしら意見を伺えたら幸いかなと思いました。少し長くなりましたが以上です。

【司会（梅本）】 それでは、今の質問に対してアレハンドロ様、いかがでしょうか。そのままお座りのままお答えください。

【アルバレス】 ありがとうございます。質問に感謝します。

極めて重要なテーマですので、もうちょっと男女平等について話すべきでありました。明らかにやらなくてはならないことは沢山まだ残っているところでありまして、法の支配と密接に関連性がありますし、確実にそれは文化的な側面もはらんでいます。女性の地位がそれぞれの文化圏でどうかということについて、私の考えを二、三披露したいと思います。一部の本当に宗教を重んじる社会におきまして、女性の地位を確立することは大きな挑戦であるかもしれません。ただ、宗教の教えが何を意味するかということについて意見が一致しているわけではなくて、リベラル、急進的な解釈をする人もいれば、聖典に関して違う人もいるわけです。そうすると、宗教的な理由ではなく、実は政治的な理由でもって女性の地位の確立を求める声に耳を貸していないのかもしれない。だから、そういう宗教議論の中で異なる解釈がある、つまり聖典の中でも女性の扱いに関して解釈の違いがあるのだということを示すことが重要です。それが1点目です。

2点目に、法の支配という観点から我々に課せられている責任の一つとして、女性の割合を司法制度において上げるということであり、判事も検事も増やさなくてはならないということです。特にそういう女性の地位が問題になっている国で増やさなくてはならないのです。国連が活動している多くの国において具体的にそのためのプログラムを実施しておりまして、最も優秀な女性を司法分野の職員、プロにしようとしており、かなりの成功もおさめています。

法の支配を通して、差別するということがいけな

いのだ、あるいは暴力をふるうということは良くないんだということを示すことが重要です。シエラレオネは2008年にプロジェクトを開始したときに、性的ジェンダーベースのバイアスがひどい国として知られておりまして、そのときに裁判所が強姦やそのほか性的暴力に関して下した有罪判決の数はゼロでした。そして、司法制度がそれによって訴求しているメッセージは何だったのか。つまり、強姦や性犯罪が蔓延しているとわかっているのに、好き勝手にやっていいんだよ、誰も裁かないから心配せずにどうぞというメッセージでしょう。ですから、ジェンダーバイアスを捜査し、訴追するというのが一つの優先事項となりました。そして、今シエラレオネは性的犯罪に対する訴追、有罪判決実績を積んできたことにより状況が改善しました。そのことは我々は国際社会として誇りに思っております。これはやらなくてはならないことの一例です。また、贈収賄に関しては、国際社会として確実にメッセージを伝え続けることが大切だと考えています。つまり、判事、聖職者、大臣は特定のふるまいをしなくてはならない。判事が飲み屋に行つて勝手なふるまいをしたり、高級車でオフィスに乗りつけたりしていいわけではないでしょう。ほかの人が得られない特権を見せびらかすのは正しくないわけです。国連のプロジェクトは、まず大前提として、こういう恩恵を奨励することはやめなくてはならない。2点目に、声高に言うべきことを言うということです。これは倫理について教えるとか、我々の法分野の専門家は特定のふるまいをしなければならぬのだということを教えることです。また、やはり警察の贈収賄では深刻な問題があつて、これは解決しなくてはならない。これはやはり俎上にのせる必要があり、もっと頻繁に取り上げなくてはならないものです。ただ、これは極めて政治的な問題なのでなかなか議題にできないため、ひるんでしまう。日本だけ、国連だけ、あるいはEUだけでできる問題ではなくて、みんなが団結して、そういったような会話をまず始めさせるということが大切だと思います。もっと具体的な回答ができればよかったですけれどもごめ

んなさい。

【司会（梅本）】 はい。それでは、東京会場の皆様、ご質問やコメントなどありましたら。

【横田】 法務省特別顧問の横田洋三といいます。

私は1990年代に国連の人権委員会で任命されたミャンマーの人権の特別報告者を務めた経験がございます。ミャンマーという国の民主化、そして経済発展にそれ以来ずっと関心を持ってきております。

今日、お二方、越川副理事長、それからアルバレスさん、お二人とも国際的な基準という点では人権、それから法の支配、あるいは正義、こういったことが非常に重要だと強調されると同時に、それぞれの国や地域の事情というものも考慮して、ある程度具体的にフレキシブルに対応する必要があるというふうなことを話されたと思います。この国際標準の高い水準と、それから現地の実情に基づくそれに合わせた国際標準のある程度修正といいますか、そういったことのジレンマというものに援助機関も国連もぶつかっていると思うのですね。

それで、今その問題に一番正面から直面しているのはアウンサンスーチーさんだと思うのです。彼女はかつて民主化運動をやっているときには自宅軟禁状態に置かれていて、そのときに国際社会、国連が中心になって、国際社会が一貫した強い立場で国際標準をミャンマーに適用して、毎年厳しい決議を下した。それが時間かかりましたけれども、アウンサンスーチーさんのもとで民主化の動きが少しずつ進んでいる。完全に民主化しているとは言えませんが、90年代に比べるとかなりの前進をしている。

その中で起こっている一つの大きな出来事が、イスラム系少数民族であるロヒンギャに対する現在のミャンマー政府の対応ですね。アウンサンスーチーさんもこの点に関しては必ずしも明確な立場を示さないでいるように私は理解していますが、私の質問は、これを前提に考えたときに、例えばアルバレスさんのルール・オブ・ローユニットの中で、当然この問題は議論されているとは思いますが、どういうふうに立場を決めてミャンマーにアプローチしよ

うとしているのか、もしその中での議論で私どもに参考になる点があったら教えていただきたいと思います。

それから、越川副理事長には、こういう難しい中でJICAは政治問題には関わらないと思うんですけども、依然としてロヒンギャの扱いについて全く無関心ではいけないと思いますし、スーチーさんの立場に対する配慮も必要なんだろうと思いますが、もしJICAが何らかの形でミャンマーへの取組みに、この問題との関係で一定の立場を示しているのであれば、それを教えていただきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

【アルバレス】 ご質問ありがとうございます。非常に難しいご質問です。私たちみんながこの国際基準と現場の実情のチャレンジを抱えていると思います。これは、毎日我々の仕事で直面をする問題です。ですので、私の方からこういう方法でやっているという一つの方法を示すことはできません。しかし、私たちは頑張って努力をして、私たちの地元のアクター、つまり政府と市民社会がそれらの国際基準に近づけるように支援をしています。私たちはその基準が達成できるように努力をするということです。ご存じだと思いますけれども、我々の人権報告書の中で私たちが示そうとしているのは、例えば政府がまだ達成できない状況であったとしても、基準を達成できなかったとしても、正しい方向に進み、変化を加えてその基準に向かっているということを担保しようとして努力をしています。ですから、政府がまだ準備ができていないときに、その基準を満たす準備ができていないときでも、私たちはその政府と協力をして、支援をしなければいけないわけです。基準を達成できるように支援をすることが私たちの仕事です。法の支配の問題がなければその仕事をしているわけではないわけなので、必ずそのために支援をしています。技術的な支援というのは厄介な仕事です。といいますのも、政府と協力しなければいけないため、問題を抱えている政府とも協力をしなければいけないんです。政府と協力をする際には、その政府というのは、政府の一部がうまく機能していな

いから支援するわけです。もしかしたらその政府が人権に反する行為をしているかもしれない状況です。ですから、難しいのですけれども、こういうような仕事を対話を通じてしなければいけないのです。

ミャンマーの場合は、ご存じだと思いますけれども、我々が取り扱っている中で最も課題が大きい状況でありますアウンサンスーチーさんに対する期待は大きかったです。私としては、彼女に対して判断は下したくない、そういう立場にはないわけです。ただ、国連としてやりたいと思っていることは、まず人道的なアクセスを求めています、それが無いのです。何で人道的なアクセスがないのか、人の命を救うということで誰もそれに障壁を立てるべきではありません。それを得ることができないのであれば、もっと上流の改革を起こすことが難しくなってしまう。ですから、正直に申し上げますと、私たちは期待が高かっただけに、ちょっと失望しています。でも、まだミャンマーで協力をしなければいけない、見捨てるわけにはいかないわけです、人々が苦しんでいるからです。

バングラデシュも、ロヒンギャ問題に対し、非常に寛大にも沢山のロヒンギャの人たちを受け入れてくれているなど、多大な協力しているわけですから。これからも私たちは協力を続けます。アウンサンスーチーさんと国連事務総長は何でも話をしています。国連事務次長もミャンマーを訪問し、人道部隊も行っておりますので、国連としてエンゲージは続けておりますし、これからも関与は続けています。事務総長もこの状況については発言をしています。

【司会（梅本）】 続いて越川様、よろしくお願いたします。

【越川】 ワシントンでもミャンマーの担当をして、ベトナムを当時担当していてやっていたんですけれども、ミャンマーについては2012年12月、日本政府が援助方針をそれまで非常に限定的なものだったのを全面的支援に変えた当時、担当局長をしておりました。民主党政権のときでしたけれども。

ミャンマーについては、日本が援助政策を非常に限定的な人道分野から全面的な支援に切りかえたと

きにも、諸外国からは時期尚早だという意見がございました。しかしながら、日本としてはアジアの国としてミャンマーの歴史的な関係を踏まえて、世界の中でもリーディングロールといいますか、指導的な役割を果たす、ミャンマーの民主化に向けて指導的な役割を果たすということで、当時まだ軍政下でしたけれども、テインセインが民主化のロードマップを示したということで、これが後戻りしないように日本として、アジアの主翼として最大限支援するという、そういう方針で援助政策を全面的にかえた経験があります。

その後、選挙が行われて今の民主体制が誕生したわけですが、不幸にしてバングラの国境のラカイン州で、ロヒンギャ問題が非常に大きな人道問題、人権問題に発展したということで、国際社会からは今のアウンサンスーチー政権に対する失望あるいは批判等が今かなり強くなってきて、こんな昨今になってきているという状況の中でどうすべきかと。私、JICAの副理事長ですので、余り政府の立場でどうこうは申し上げられないんですけれども、個人的な意見も含めて申し上げれば、この民主化の流れを後戻りさせてはいかんといいと思います。今のミャンマー政権がどういう権力支配構造になっているかをよく見ながら、民主化が決して後戻りしないように、これを日本としてできる外交的なもの、あるいは援助の面を通じて支援、支えていくというのが大きな柱ではないのかなと。

そういう面でも、人道面でいいますと、この間、河野外務大臣も訪問されて、アウンサンスーチーさんを始め政府の要人、それから軍の関係者にもお会いして、日本としてのメッセージを伝えてございます。日本として民主化の方向に全面的に支援していくということと、ロヒンギャ、ラカイン州におけるやはり国際的な懸念を十分受けとめて、そこへの国連機関を始め機関のアクセスを認める、透明性を高める、そういうことをやはりミャンマー政府に強く働きかけているということだと思います。孤立させる、非難するということは世界、国連安保理事会を含めて起こっているわけですが、それが不幸

な結果にならないようにしっかりと正しい方向に向かうようにするためには、日本、アジアの主翼としての日本の重要な役割があるんだということかと思えます。

JICAについて申し上げます、JICAバン格拉デシュ事務所も非常に強い援助関係がございます。そういうことで、JICAバングラの事務所長あるいは担当の幹部をバングラから国境沿いに送りまして、現地の受入コミュニティの状況、これを受けてどういう援助ができるかを検討して、既に一部始めております。やはり受入コミュニティがしっかり受け入れをしないと、また大きな人道問題になりますので、バングラ側に対する支援を強化しています。

あわせて、ミャンマー側、ラカイン州においては帰還する状況、環境を整えるということで早急な援助が必要ですので、新たなこのプロジェクトという、人道分野は外務省、政府がやっておりますけれども、JICAとしてできるものとして、今大きな幾つかの円借款のプロジェクトを実施していますけれども、余裕がある資金を使ってラカイン州の道路ですとか電力ですとか水ですとか、帰還したときにスムーズに帰還できるようなインフラ整備、そういう整備をしていると。

もう一つはやはり、警察という話がありましたけれども、これもミャンマー政府、アウンサンスーチーさんの要請を総理補佐官がミャンマーを訪問したときに受けて、警察官の研修を緊急に警察庁にもお願いをして、12月に何人か受け入れました。ラカイン州だけではなくありませんけれども、そこを中心にするミャンマーの警察官の日本での研修を組み立てておりますが、今年度中にあと2コースぐらいつくって、ミャンマーの警察官のトレーニングを行います。ただ、ミャンマー側からいうと日本の警察制度と考え方と違うという意見も第1回の研修の後、出ておるようですけれども、警察の役割の重要性ということとは共通ですので、そういう面でも今、JICAとしては対応しています。

大きなフレームワークといいますか、今、長い間

の軍政がようやく終わって民主化になったと、それで今の体制、官僚構造の中でアウンサンスーチー政権ができること、できないことってやっぱりあるんだと思うんです。そういうのを踏まえながら、決して過去の軍事政権体制のようなものに戻らないように、なおかつ一番被害を受けているロヒンギヤの皆様や、地域の安定を図るために、JICAとしての早急、緊急のインフラ支援をしております。

あとは、日本政府として国際社会、国連、その間に立って何をできるか、イニシアチブをとっていかれるかということかと思えます。やはり長い歴史がありますし、今、ミャンマー政府の中で中堅テクノクラート、あるいは副大臣、大臣クラスでやはり人材の育成、ストックに貢献したのは日本ですね、日本で勉強されて帰った人が多いと、欧米はほとんどいないと思いますので、そういう歴史も踏まえながら、一番被害を受けている方々のそういう苦悩や困難を早く除くべく、日本として、あるいはJICAとしてやっていきたいと思っております。

【森嶋】先ほど越川副理事長からご紹介いただきました、日本の法制度整備支援を始めましたといいたまいますか、きっかけをつくりました森嶋でございます。先ほどから「法制度整備支援」という言葉が出ておりますので、まず、法制度整備支援というところの「法整備」とは何だ、「支援」とは何だということについて、簡単に、日本がどういう考え方で始めたかコメントしたい。先ほど越川副理事長からご紹介ございましたけれども、その場合の法整備という言葉と、それから先ほどアルバレスさんから法の支配という言葉もありましたけれども、これも抽象的にでなくて、それぞれの国で法の支配のあり方というのは違いますので、考え方も違いますので、これも簡単にコメントという形でさせていただきたいと思えます。

まず、法整備ですけれども、法というのはそれぞれの社会、政治、社会と全く関係のないところに法があるわけではありません。元々それぞれの国でそれぞれの社会、政治の上に、マルクスは上部構造と言ったんですけれども、その上にそれぞれの国の法

律があったわけです。ところが、グローバリゼーションの中で、あるいはベトナムやカンボジアの場合は社会主義国から市場経済に移る過程で資本主義の法を入れてくるという過程の中で、自分たちの法律を新しい社会に合うように整備をすると、つまり、一般的な立派な法律をぽんとつくるのではなくて、その国の社会の法、現状の法を将来に向けてのグローバリゼーションの中に整備をしていくということですから、国ごとに目的、方法等も違います。しかし、目的は一緒ですから、それぞれのところで支援していくJICAや法総研としては、それぞれの個別の方法を立てて、ゴールは同じにしても、全体的に日本という国としてやっていくわけですから、国の方針と整合させながらやっていくことが必要です。前から言っているんですけども、ちゃんと司令塔を立てて、全体の戦略と個々の戦略とを持って、かなりやらなければならないという意味では、我々にとっても非常に難しいことをやっております。日本がやってきたのは、ほかの国に支援とありますけれども、ほかの国の知恵を借りながら主体的にやってきたからなんです。そういうことを、人材育成というのもそういうことができるように、それもその国々によって違うわけですから、そういう方法論を考えながらやっていく必要があります。しかし、現在のJICAでまだまだできていませんので、そこをきちんとやっていただきたいと思います。

それから、法の支配ですけども、実はヨーロッパと、コモン・ローとでは法の支配という考え方は違います。裁判所に行くのがルール・オブ・ローというのはコモン・ローの考え方ですし、それから役人が法によって行政を行うというのがもともとヨーロッパの考え方です。その両方が必要なんですけれども、いずれにしても先ほどお話がありましたように、賄賂で裁判が動くようなところに、裁判所に行けと行ったって、裁判所もちゃんとできていないところ、それでルール・オブ・ローということだけ唱えたのでは法制度整備支援にならないわけですから、我々が法制度整備支援をするというときには、どういう裁判所なのか、どこまでどういうふうに改

革していかなきゃならないかということも頭に入れながらやらなければなりません。それから役人がどう法律を運用していくのか、賄賂取って勝手にやっていくようではいけませんから、その全体のガバナンス構造も考えていかなきゃならないので、単に法律を技術的にだけ動かしていたのでは、その国に対する法制度整備支援にはなりません。

それから、最後に申しますと、先ほどから横田さんのお話にかかわるんですけども、私も学者としてほかの国とやるときには、いろんなことを言いますけれども、やはり政府の代表として相手国とやるときには、できることとできないことがあるんです、やはり政府の代表としてやるときには、ここまではできるけれども、現時点で、例えばベトナムの場合、社会主義ですから所有権を国が全人民的にいろんな所有権をつくったらおかしいじゃないかと思っても、今はそういう状況だったらそれでもいいではないかとか、少しでも進んでいけば今の状況ではいいということで、最初の民法をつくりました。次つくって、次つくってということで、一歩でも二歩でもゴールに向かって近づいていくのならば、国と国の援助、国が国に対する援助としては、私はそれでいいと思うんです。理想的に学者として見たら、そんな程度であつた民法学者として恥じないかと思われるかもしれませんが、私はやっぱりそれぞれの立場でそれぞれのやり方で、どこで一歩でも最後のゴールに向かって進んでいくやり方でベストの方向に向かっていく、それは法律を尺度にするのではなくて、最終的なSDGsでもいいですけども、貧困の解決とか人間の平等とか男女の平等とか、そういうモラルに向けてどういうふうに法制度が少しでも変わっていくかということをやっていくことが、私は法制度整備支援だし最終的な法の支配じゃないかと思うんです。単に形の上でコンセプトを打ち出すということでは、私はないというふうに思ってここ20年間続けて、日本が少しでも信頼を得てきたとすれば、そういう点が被援助国から信頼を得てきたのだと私は信じております。

【司会（梅本）】 大阪会場、東京会場から沢山のコ

メント、ご質問ありがとうございました。

お時間となりましたので、以上で第1部の基調講演を終了します。越川様、アルバレス様にいま一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

(休憩)

【司会(梅本)】お時間になりましたので、ただいまから午後の部を始めさせていただきます。

午後は、まず、国連開発計画(UNDP)政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行、アナ・パトリシア・グラッサ様から「UNDPにおける活動発信の狙いと取組み」と題し、お話しいただきます。そして、引き続き、株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与の船木成記様から「日本の法制度整備支援を発信するに当たっての視座」と題し、お話しいただきます。お二方は第3部のパネルディスカッションにパネリストとしてご参加されます。お二方を含め、パネリストへの質問のお時間は第3部のパネルディスカッションにて設けております。

ここで、グラッサ様のご経歴を紹介いたします。グラッサ様はポルトガルで弁護士として勤務する傍ら、国際NGOの法律顧問として活動され、その後、UNDP事務所では司法制度構築プログラムに携わられ、アジア太平洋地域センターでは、法の支配に関するプログラム策定を担当されました。2017年4月より、UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行を務めておられます。それでは、グラッサ様、よろしく申し上げます。

【第2部 プレゼンテーション】

アナ・パトリシア・グラッサ 国連開発計画(UNDP)政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行

【グラッサ】まず最初に、心から感謝を申し上げたいと思います。まず、日本の法務省、そしてJ I

CAの方々におかれましては、お招きをいただきましたことに感謝いたします。この重要な会議に参加できてうれしく思います。日本に来るのは今回が初めてでございますけれども、これ以上よい機会はなかったと思っています。ここに参りまして、アイデアの共有を、美しい東京でできればと思っております。ここ、研修場でお話しができることをうれしく思いますので、UNDPをお招きいただきましたことを感謝申し上げます。

また、日本とJICAにおかれましてはいつもサポートをいただいていることに感謝いたします。UNDPが行っているプロジェクトにサポートをいつもしてくださっています。法の支配やその他の分野の我々の活動を日本によって支持を、そして支援をいただいております。これらのプロジェクトというのは、我々のプロジェクトでありながら、同時に日本のプロジェクトでもあると思っておりますので、この機会をとらえまして、少しお話ができればと思っています。いかに日本がこのサポート、つまり法制度整備支援のプロフィールを高めることができることの役に立てればと思っています。

我々UNDPの法の支配の支援及び、どのような方法で、そして、どういうアプローチでこのメッセージを伝えているかということについてお話をするようにと言われておりますけれども、まず最初に、私どもの作業、我々の法の支配の分野でのアプローチというのはかなり変わってまいりました。進化を遂げてきたのです。といいますのも、今の世界の文脈の中で複雑性が増しているからです。課題というのはどんどんより多面的になってきています。ですので、その中で私たちのアプローチは変えていかねばなりません。私たちのストーリーも、我々のメッセージも、それに合わせて変わってまいりました。

ここ10年間、私は様々な国で仕事をしてまいりました。現場で仕事をしてまいりました。また、最近、私の前のボスでありますアレハンドロの立場にかわったわけですから、同じファミリーにいるわけなんですけれども、一つ気がついてまいりましたの

は、この分野におきましては、すぐに、急場しのぎに手を打てるものというのではないということです。つまり、法の支配の作業というのは長期の開発のアプローチが必要だということです。

そして、これは偶然ではないと思います。例えば世界の最も恐ろしい紛争が起きている国々というのはどういった国かと見た場合には、貧困であったり、格差というのが高まっている国々であるわけです。ガバナンスがちゃんと全ての人たちに届かない、全ての社会に届いていない国で紛争が起きているのです。法の支配が弱くて、そして、人権の原則が守られていない、そういった国で紛争が起きてしまっています。そこで、気がついたのは、こういった政府の機能不足、もしくは財政赤字というのを是正していかなければいけない。そのためには投資とコミットメントが必要になるわけです。我々がサポートを提供して貢献をしていかなければいけない。この文脈の中で変化ができるような貢献をしなければいけないということです。

よくする質問、今日もその質問を繰り返しておりますけれども、課題と結果というのがまだまだ私たちが達成できるレベルまで届いておりません。ですので、何で法の支配というのがこんなに大事なのか、何で皆様方がやる、検察官であったり、弁護士であったりする人たちの我々の技術的な、実務家がやる仕事は何でこんなに重要なのかという質問です。我々が支援を提供しようとする国にとって、なぜこれが重要になってくるのか、これこそがUNDPが伝えようと思っているメッセージの中心にあります。

つまり、なぜ大事なのかといいますと、平和のために大事なのです、どのような種類の平和であれ。例えば国々によっては脆弱国もあるでしょう。もしくは紛争影響国もあるでしょう。平和構築のためにも重要ですが、その他の社会においても、平和的な抵抗のために重要なのです。法律を起草して、そして、判事、弁護士、検察官のトレーニングをする、研修をすることは重要ですが、それ単独では意味のある変化にはつながっていきません。UNDPにおきまして、我々が信じているのは、司法

制度が存在するのは人々の生活、個人個人の生活を改善することにつながるからであります。そして、また同時に人々と社会の暮らしが高まるためです。つまり、市民が国と関与する上で重要であります。つまり、社会と国との関係のつながりをつくるのが法の支配であります。信頼とか説明責任をつくる基盤となるわけですし、社会契約がそれによってつくられるわけです。市民と社会との社会契約です。ですから、正当性をもたらすために法の支配が必要です。あらゆる形態のガバナンスのために必要なのです。法の支配が強ければ強いほど、社会は包摂的になる可能性が高まり、平和になる可能性が高まり、人々としてはより自由を持って、選択の自由があって、繁栄をすることが可能になるわけです。これが、まず一つ目のメッセージです。これがUNDPの法の支配のシステムの中で、平和にとって重要だから法の支配が重要だというのが一つ目のメッセージです。

具体的にこれが意味するところというのは、法の支配というのは、それがもたらすチャンスと同じ重要性を持っています。人々が成長するのは平和と安全保障があったときに人々は伸びることができるわけですし、人々が暮らしを営み、子供たちを育てる、そして、次の世代を育てるような環境をつくるために重要なのです。我々が信じているのは、まさにそこであるわけです。我々が仕事をするその文脈の中で、危機があったり、体制移行国もしくは紛争後の国々がありますけれども、法の支配を確立して、より公正な制度づくりをする、より包摂的な制度づくりをするという中で、私たちは実際に貢献ができるわけです。また、暴動が発生すること、暴力が発生して紛争がまた戻ってくることを防ぐことができるわけです。これが一つ目のメッセージです。これが私たちがしているUNDPの仕事の中心にある部分です。

私たちがこの仕事をするやり方ですが、UNDP・法の支配のチームのチームリーダーとして、私たちはグローバルプログラムというものを持っています。このグローバルプログラムの中で技術支援

も見ますけれども、同時にシードファンディング、シード資金を提供しています。法の支配のプロジェクトに対しての資金をつけています。特に危機影響国もしくは紛争国においては投資が必要なのです。もっと国連もしくは国連の開発計画が集中的に投資をしていかなければいけないと考えています。ですから、我々が提供する支援、プロジェクトというのは、7つの主要な分野にフォーカスを当てています。この7つの分野が鍵となると考えているからです。まず、1つ目は、アカウントビリティの側面です。政治の環境づくりです。技術的な仕事ができるような環境づくりです。また、司法、セキュリティへのアクセス、それから、暴力のレガシーの対応です。移行、司法制度もしくは女性の司法へのアクセス、もしくは性とジェンダーに基づく暴力への対応です。といいますのも、これらは指標になるわけです。どれぐらいその社会が健全性があるかという指標になるわけです。社会が女性の権利をどれぐらい守っているか、促進をしているかというのは、その社会の健全性の指標になります。また同時に、人権の分野、人権を守る国の、もしくは国の制度、もしくは市民社会が人権を守るため活躍できるようにしていくという分野にフォーカスを絞っております。

幾つかの例を申し上げました。こういうような分野で我々が平和のための仕事をしています。平和のための法の支配をつくっているのです。皆様方なじみのある国々もあります。例えばミャンマー、先ほど話に出ました。日本が行っている仕事、UNDPがやっている仕事というのは、人々を一つにまとめて、社会をまとめて、そして法のステークホルダー、法の支配のトレーニングセンターで研修を積むというものですが、これは象徴的だと思います。この社会というのはプラットフォームを、場を必要としているからです。コミュニティの人たちが集まって、お互いに意見の交換ができるような場を必要としているわけです。司法や法のステークホルダーと話ができるような法の支配のセンターによって、多くの意識が高まりました。トレーニングも提供されてきたわけです。社会のコミュニティーリー

ダーやそのコミュニティー全体が意識を高めることができてきました。

その他の国々としては、例えばキルギスタンにおきましては、人口の3分の2が非常に遠隔地に住んでいます。農村に住んでいるため、なかなか街に来て自分たちの民事的な紛争を解決することができないし、家族上の紛争を解決することができないということで、司法省がUNDPやその他のパートナーと一緒に始めて始めたことは、農村部に移動オフィスを車に乗せて開設をしました。法律扶助を遠隔地のコミュニティーに小さな車で提供を始めたわけです。ソリダリティーバスと呼ばれているバスによってこれらの農村地を回ることによりまして、様々なアドバイスや情報を農村地に住む人たちが得ることができました。例えば相続とか、家族とか、このような問題というのは一般の人たちのニーズに応える問題であります。

幾つかの事例を申し上げましたけれども、これらからもわかるように、メッセージの中心はどこにあるかといいますと、これらによって、私たちは法の支配というのは、ただ単に裁判所の中でやるだけのものでも、正式な制度の中で行うものだけではないということです。つまり、市民とのやりとりであるということです。人と制度と、それからそれを可能にするような政治の環境づくりです。そうやって進展が図られるものと考えています。

今申し上げてまいりましたのは、ありとあらゆる我々が使えるツールを活用して促進をしていると申し上げました。人権を促進して改革を人々が行うことができるようにしていこうということです。本日午前中の議論もまさにそれであったと思います。森脇さんのほうからご経験の話がございました。ベトナムにおいて民法の起草が行われたと。委員会を集めて、法の専門職の人たちと市民と一緒にして話をして関与をしたという、そして、それによって判断が下され、そういうようなプロセスを経ることによって、成功を達成できる確率が高まるわけです。小さなステップを積んでいくことがより強い社会と国とのつながりづくりにつながって、法の支

配が反映する、そして、徐々に反映をする環境づくりにつながるものと考えます。

我々のアプローチのもう一つの側面ですけれども、この分野で我々が作業する中で、私たちが学んできたのは、これは別にロケット科学というわけではありませんけれども、私たちは学ぶことによって変わってきました。つまり、私たちは単独ではできることは限られているということです。我々の仕事、我々の支援、私たちが受入国、加盟国と一緒にやるその内容というのは、強いパートナーシップに依存しているわけです。国連ファミリーの中でのパートナーシップ、私たちは国連の中でも開発側にあります。でも、国々によっては、例えば中央アフリカ共和国とかコンゴ民主共和国などの国々では、民族の危機や暴力というのが日常的に起きております。ですから、そういった国々で活動するためには、国連の中の平和と安全保障と人権の側と一緒に協力をしなければ、そして、加盟国と一緒に協力をしなければ我々が何か達成できる確率は大きく下がってしまうということがわかっています。政治的な関与が必要、政治のリーダーの賛同が必要なんです。国のレベルだけでなく、国連レベルでも同じことが言えます。

です。私たちが例えば幾つかの例を申し上げます、このパートナーシップの。前の事務総長がアレンジメントをつくってくださいました。その中でUNDPと、それから平和維持活動局が主導する形でサポートの最初の機構先となるわけです。つまり、先ほど申し上げました幾つかの国々、それに加えてソマリアとカリビア、これらの国々におきましては、平和維持活動のミッションがその文脈の中であるわけですが、我々国連としては、一緒に法の支配を合同のプログラムで展開する必要があります。そうやってよりよい結果を上げていかなければいけない。もっと一貫性を持った形で作業しなければいけないし、また加盟国の中にもいろんな優先課題があるわけで、いろんな複雑な問題に対応しているわけですから、できるだけ受け入れやすいような環境をつくってあげなければいけないわけで

す。一つの国連という形でアプローチをしなければいけないわけです。ばらばらにアプローチをしてしまったら、様々なマンデートがあったり、いろんなアプローチをとってしまったら混乱が起きてしまいます。これがパートナーシップの例です。国連の中でもパートナーシップを組んでいくということです。平和と安全保障、そして政治側と、それから開発のサポートを一緒にする。それから、人権のサポートを一緒に提供することによって、何か達成できる確率が高まるということです。我々が支援を提供する加盟国にとってです。

それから、もう一つの例ですけれども、これも国連のシステムの中ですけれども、今の文脈の中で、例えばシリアの危機が発生をしています。そして、その中で何百万人の難民がヨルダン、レバノンへ流入をしています。それから先ほどミャンマーの状況の話もありましたが、ロヒンギヤの危機が起きております。その中で我々としては、担当している機関、例えば難民を担当しているUNHCRと一緒に協力をすることによって、最初の段階からこれらの文脈の中でどういう状況をつくって受け入れすることができるかということを見ていきます。難民の受け入れです。これらの国々の当局と話をして計画をつくっていきます。基本的なサービスへのアクセスづくりです。例えば司法とか警察のサービスの提供です。そして、人々はどういうニーズを持っていて、どういう認識を持っているのか。まず、最初のニーズは当然ながら保健でしょう。そして、暮らしでしょう。水でありましょう。それから、衛生でありましょう。しかし、安全な環境があるということが認識できなければ、例えば女性とか少女とか、男の子においても、日常の暮らしを安全にできるという認識がなければいけません。ですから、長期的な、法的な解決策も提供していくわけです。

今の話がありましたように、私たちが、合同ミッションがUNDPの法的な専門家と一緒にあって、UNHCRの保護の専門家と一緒に合同のミッションがバングラデシュで展開されています。バングラデシュの当局と一緒に、どうやって難民の暮らしを

改善することができるか。そして、当然ながら、機関の環境づくりもミャンマーで進めています。これも一つの例でありましょう。このパートナーシップは我々にとっても非常に重要です。

ほかにもあります。私たちは加盟国とも市民社会とも民間セクターとも、そしてSDGsのアジェンダの中でも、これらのステークホルダーと協力をしています。16番目の目標では、加盟国に対しても新しい手法を模索しているところがありましょう。新しい測定方法、モニタリングの方法、報告の方法、SDGsの16番に対して模索をしているところがありましょう。ですから、私たちは民間部門とのパートナーシップというのも重要視をしています。これも私たちの新しいアプローチの一つであります。

申し上げようとしてまいりましたのは、まず一番最初に、私たちのサポートは時間を経て変わってきたと申し上げました。何年も私は東ティモールにおりました。あの選挙があった後、国民投票があった後、チーフジャスティスや検察官や司法省、裁判長などが基盤づくりをしていました。裁判所や法律づくりをしていました。これは制度づくりにかかわるものであります。これは本当にすばらしい経験でありましたし、確かに成果をもたらしました。それによって機能する司法制度が生まれて、司法が生まれて、最低限の要求が満たされることになりました、東ティモールで。しかしながら、2014年、東ティモールに戻ったときに、裁判長とお昼を食べながら話をしていたんですけれども、あのときのことを振り返ったときに、多分彼はもっと違ったやり方をとっただろうなと言っていました。今であったらということです。といいますのも、制度づくりに関してはかなり頑張ったけれども、十分やらなかった分野があると。それは人、コミュニティー、地域社会、文化的な、社会的な側面は十分手をつけなかったなと。これは本当であれば、制度づくりと一緒にやるべきであったという学習がありました。いつもこのような試行錯誤を続けています。それをやりながら学習をしていくわけです。

我々が学んだのは、コミュニティーと法的な意識

の向上に努めなければいけないのだと。実際の私たちの通常のシステムでの仕事をする相手以外のところにリーチアウトをしていかなければ、人々の姿勢とか行動を変えていくことはできないのだという学習を積んでまいりました。過去、学習をしてきました。これが根本的な部分だと思います。法の支配のより良い成果を上げたいというのであれば、制度づくりだけではなくて、人々にリーチアウトしなければいけないということです。

最後にまとめますけれども、我々の伝達のメッセージの中心にあるのは持続可能な開発をするのであれば平和が必要だと。平和というのは持続可能な開発がなければ得られないと。しかし、どちらとも、この2つとも必要としているのは法の支配であると。人々に基づいた法の支配、人権に基づいた法の支配、基本的な選択の自由、こういうようなメッセージを今まで伝達してきました、我々が支援をする中で。コミュニケーションという意味では、コミュニケーションとエンゲージメント、国のレベルでも必要ですし、受入国の市民のレベルでも必要です。私たちが奉仕をする人たちに対してコミュニケーションをするというのは根本的に必要です。よく私たちは包摂性という話をします。プロジェクトや法律などを最初から一緒にやるのが重要だと言っていますけれども、まだまだ本当に意味のある形でコミュニケーションはできておらず、意味のあるエンゲージメントはまだ十分ではないと思っています。このような相互のやりとりができるためには、もっと意味のあるコミュニケーションが必要だと考えています。

それから、国際的なレベルのコミュニケーションで申し上げますと、私たちはパートナーに依存しています、我々のメッセージを増幅する上では。私たちが声を合わせるということが必要です。加盟国とドナーと民間と市民社会と声を合わせていったほうが、インパクトが大きくなります。私たちだけで話をする、私たちだけでメッセージを伝達するよりも声が大きくなります。それから、専門性や学習してきた教訓をいろんなパートナーと共有をするという

ことも非常に重要です。こうやってメッセージを伝えながら学習をすることが可能になります。

また、何よりもコミットメントを維持していかなければいけません。私たちがやる仕事に対してのコミットメントです。投資をして、そこの人たちと一緒に仕事をして、時間をかけながらやっていく。もちろん何世代もかかりますけれども、しかし、貢献ができるわけです。何か意味のあるものに対して貢献ができると確信をしています。これが私たちの根幹にあります。

法遵守の文化というのは、日本が本当にすばらしく体現をしていると思います。このような法の支配を醸成するためには、これは紙の上であるだけではだめでありまして、人々の社会の営み方に存在していなければいけないのです。このアイデア、このような考え方、経験の共有、UNDPが法の支配に関して、どのようなアプローチをしてきたかということが皆様方の議論のお役に立てればと思っています。

私の持ち時間はもう終わったと思いますけれども、最後にお見せしたいものがあります。ビデオです。このビデオは2013年につくられたビデオなんですけれども、この中でメッセージが明確に伝えられていると思います。私が申し上げようと、ここ15分間かけて伝えようとしてきたメッセージが簡潔にまとまっておりますので見ていただければと思います。皆様方と共有したいコミュニケーションの一つの例ですので、ごらんいただければと思います。

－UNDP広報動画上映－

法の支配が破綻しますと、社会が壊れてしまいます。2008年、UNDPはその努力を倍増して40以上の危機影響国に支援をし、法の支配の強化を進めました。2013年、その努力によってパートナー国は、例えばグアテマラにおきましては不処罰と闘うことができました。エルサルバドルでは武装暴力を減らしました。コンゴ、ブルンジにおきましては性及びジェンダーに基づく暴力を減らし、そしてチュニジアでは国民の和解を進め、パキスタンでは司法へのアクセス改善が図られました。平和維

持活動局と協力をすることによって、UNDPはメンバー国に対して重要な支援を提供してきました。法の支配のためのグローバルフォーカルポイントを通してです。そして、治安、正義、平和、そして安定を強化してきました。多くのことが達成されてきました。しかし、まだまだやらなければいけないことがあります。グローバルプログラム及びグローバルフォーカルポイントを通して、UNDPはこれからも各国の取組みをサポートし、法の支配を通して平和と持続可能な開発を挑戦していきます。

ご清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 グラッサ様、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き船木成記様からお話しいたきたいと思っています。

船木様、前方へお願いいたします。

ここで、船木様のご経歴を紹介いたします。船木様は1989年、株式会社博報堂に入社され、ディレクターとしてビジネス開発業務に従事されながら、2007年から2009年まで内閣府男女共同参画局政策企画調査官、2012年から兵庫県尼崎市顧問、高知大学客員教授、2017年から長野県参与(信州総合ブランディング担当)と様々な公的機関において要職を歴任されています。

それでは、船木様、よろしくお願ひいたします。

船木成記 株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与

【船木】 ありがとうございます。ご紹介いただきありがとうございます。

めちゃめちゃアウエー感が漂っておりまして、どうしたもんかなと思っています。3カ月前わざわざ長野県庁まで皆さんで来ていただいてお話をし、一回、僕、お断りしたんですよ。余りにちょっとテーマが違い過ぎるんで、ちょっと僕に向いていないなというふうに思っていたんですけども、一回断ったにもかかわらず、もう一回来られてしまって、お話をするというので、わかりましたと。二度目来られたんだったらもう断れない。わざわざ税金使っ

て、長野まで新幹線で3人ぐらい来られちゃったんで、いや、そんなことはないんですけども。

今回、このような場で鈍感力を発揮してお話をしようと思います。本当に僕は文学部出身でありまして、法のことは全く触れないまま、人生、今五十三、四ぐらいになりましたけれども、過ごしてきました。ただ内閣府で2年間、それから尼崎市で5年間、今、長野県で1年目なんですけれども、実は行政の中にいるもんですから、実は法律とか条例も含めて、ある種ルールに基づいて暮らしが営まれているということは肌ですごく実感をしています。ただ、その僕にしても、ルール・オブ・ロー、法の支配という言葉が山のように、今日、飛び交っているんですけども、ぴんどこないですよ、やっぱり。「支配」という言葉が持っている語感というのを皆さん、認識されていますかということなんです。

それと、あともう一つ、僕、グローバルのことは余りわからないので、日本社会のことを前提としてお話をします。

どうしても「支配」と言われると、何かどちらかという、縛られるもんだという感覚になります。実は今回、僕、今日、こうやってお話をする機会の前に、実は自民党の司法制度調査会で1回お話をする機会があって、多分そこで話したおかげで、今日、ここに連れてこられちゃったんだろうと思っているんですけども。僕の友人含め、全部で35人ぐらいにメールをして、法学部以外の人間にです、法の支配と言われたらどう感じるかということを知いたら、自分の暮らしがほぼ縛られるもんだと答えるんですね。6人ぐらい、僕の知り合いで法学部出身のやつがいて、法の意味は何とメールで知ったら、法は人々の暮らしを支えて自由を保障するものだ。でも、世の中はそういうふうにどうも捉えていないんだよねというふうに、法学部出身の人間が返してくれたというのは、僕の一つの発見でありました。こんなにこの集団の中でルール・オブ・ロー、法の意味みたいなことがこんなに共有されて語られているにもかかわらず、このコミュニティの外にその

メッセージが、そもそも日本社会の中で伝わっていないという前提があるということが、僕が指摘したいことの1点であります。というか、それしかも言いようがないんですけども。

その上で、法とは何かということの問いが立った上で、初めて法制度整備支援が成り立つんですね。法がそもそもどういうものか、パーセプション（認識）が社会の中でどうあるかが前提にあった上で、それに述語がついたりする法制度整備支援。何のために法制度整備支援をするのかというのが今日の一つのポイントだろうというふうに思うんですが、そのことにおける意味が曖昧なまま、法制度整備支援という述語ないしは一つのユニットの言葉が議論されていくと、ここの中ではいいと思いますよ。発信というのは今日のテーマになっているとすると、伝えるべき相手に対してどう伝わりますかという話が、問いの2つ目というか、問いになります。

僕らコミュニケーションの仕事をしている人間としては、相手のコンテキスト——今日、文化とかいろんな話が出ている。ああ、そうか、そういう言葉が使われるんだと思って、ちょっと安心をして聞いていました。法というある種無味乾燥で仕組みのようなもの、システムのようなもの。僕、内閣府にいたとき、言われたんですよ、船木さん——男女共同参画局にいたんで、すごい、今日の接点とも近いと思うんですけども、「霞が関文学は身につけなくてくださいね。」と僕、言われたんですよ。「船木さんは自分の思いでやっていただいて結構です。」と。僕、課長職だったんですけども、議会答弁とかやらなくていいですと当時の局長さんが言ってくれて、よかったと思いましたがけれども。法律用語も多分そうだと思うんですけども、誰が読んでもわかるように書いている言葉は、誰にも伝わらないということにちゃんと気づいてくださいねということなんです。法はでも、そもいかないかもかもしれません。やっぱり市民、社会に伝わるような言葉であるということがコミュニケーションの基本原則になります。

そうなったときに——すみません、ちょっと余談

を言ってしまいました。言いたかったことはそうではなくて、伝えるべき相手ないしは伝えたい相手の持っている文脈、コンテキスト、文化を把握した上で、こちらの伝えたいメッセージを考えなければいけない。それこそがまさにコミュニケーションだということです。行政のやること、ないしはパブリックがやる場所のコミュニケーションは、実はインフォメーションでしかないということを本当に肝に銘じていただきたいというふうに思うんですね。言いたいことを言う、言うべきことを言う、伝えるべきことを誤解なく伝えると言っていけば言うほど、やればやるほど伝わらない言葉になるというパラドックスになっていくというのが、コミュニケーションというか、そういうことの構造かなというふうに思います。ですので、今日、実はもう一つ言いたいことは、しっかりメッセージ、発信という言葉がここで使われていますけれども、これ英語になると、僕、どうなるんだろうと思って見たら、プロモーション、プロモティブという言葉なんですけれども、多分発信という言葉でここで使っている言葉とプロモティブであるということは若干、多分ニュアンスが違うと思うんですね。僕はあえてコミュニケーションとインフォメーション、明確に違うというふうにお伝えをしようと思っています。

今日、僕が皆さんのお手元に渡したメモで、1つ目には、芥川賞がつい昨日か一昨日出ましたけれども、その前の芥川賞作家の方の言葉があります。作家さんの書くものは音楽でいえば楽譜だと、音符だと。読んでくれる読者が演奏してくれて初めてアート、作品になるんだと言っているんですね。本来、芸術作品なんていうのは作り手のものであって、受け手はそれを鑑賞してくれればいいというものかもしれないけれども、実はそうではないんだという、インタラクティブな関係のものだというふうに言っているわけでありませう。

それともう1点、ハーバーマスという社会学者がいます。彼の長い文章、読んでいただければわかるように、コミュニケーションとインフォメーションの違いを明確に言っています。伝えるべきことはど

ういう状況でしょうかというのが、言いたかったことの一つであります。

それから、今日、いろいろお話が出ていて、僕も自分のメモに準じてしゃべるのは時間の関係上いかなないのでお話をすると、アカウントビリティーという言葉が出ていました。これも実はコミュニケーションを設計する上で非常に重要なポイントであります。説明責任となっていますけれども、なぜやるのか、何をやるのか、どんなふうにやるのかということで、どうしてもこれをやっているというメッセージになりがちなんですけれども、なぜそれをやっているのかと。なぜの部分をしっかり共有できないと、多分次のステップに行かないんですよ。実はアナさんが言っていましたけれども、エンゲージメントという概念があります。これ今日、ここで聞いている人たちは、エンゲージメントという言葉がコミュニケーションの領域で使われている言葉だというふう聞いたことある人たちはいらっしやいますか。エンゲージメントって何だ、それみたいな。婚約かみたいな、片仮名でいうと、ここで言う必要はないですよ。皆さんは英語が得意なので、そんなことはないですけども、つながりをつくって関係性ができるということでもあります。自分が何につながっているのか、何とコミットメントしているのかということでもありますね。ああ、そうかと僕ちょっと、今日、うれしくなりました。法の話で余りに関係のない話でどうするんだろうと思っていたんですけども、非常にコミュニケーションの分野で言っている話とすごく近い話なんです。これはどうということかという、法があることによって何をなそうとしているのかという、もう一つ先の世界ですよ。

平和というキーワードが出てきました。平和を実現する。ガバナンスにのっとって、ある種何かを信じて、そのもとにそれぞれの暮らしが営まれていくという状態をつくり出すために、ないしはそういうような信じる世界をつくり出すために、実は法というものが機能するんだという話であって、当初僕はこの話を聞いて、法の支配という言葉は本当つらい

言葉だなど。これを社会化していくにはしんどいな
と
思っていたんですけれども、そうか、法の支配と
いう言葉を使いながら、今日ここで語られているこ
との実は本質的な意味は法の意味なんだと。法の役
割なんだと。法があることによって、どういう社会
を実現したいのかというメッセージなんだなという
ふうに解釈すべきなんだろうなというのをちょっと
思って、僕はそのメモを書いたときは、もう少し
辛口で言葉の意味をというふうなことを思って設計
をして、皆さんのお手元には書いていますけれども、
今日、ちょっとお話全体をお聞きして、若干僕のお
話も修正をしたというようなことになります。

もう一つ、オタワ憲章って皆さん、ご存じですか。

1986年にWHOが出したオタワ憲章ってあるん
ですけれども、これは僕、JICAのホームページ
で読んだりしているんですけれどもね。健康の基盤
にあるものは何かと、冒頭に平和とやっぱり出てく
るんですよ。多分ほとんど同じこと言っていたな、
今日のお話はほとんど同じなんじゃないかというふ
うに思うわけでありませぬ。

これは公衆衛生分野の話は、実は僕の専門のソー
シャルマーケティングという領域と非常に近いんで
すね。行動変容、態度変容をいかになすかというこ
とになるので、健康活動なんていうのはほぼそうな
んですけれども、フィジカルな健康の前提として、
安全保障、社会的な基盤があってこそ初めて個人の
健康が成り立つというようなことが当時語られてい
る話なんですけれども、ヘルスプロモーションとい
う概念ですけれども、非常に基盤になるところを見
ている、やっぱりグローバルな世界で語られている
ことというのは非常に同じようなことなんだなとい
うふうに改めて感じながらお聞きをしていました。

最後、言葉は丁寧にぜひ扱っていただきたいとい
うふうに思っています。これは日本語の上での話で
す。支配という言葉がどういう言葉かわかりますか
ということなんです。支配というのは支配する側が
いますよね。それから、もう一つ、支援という言葉。
支援も支援する側がいますよね。若干上から目線
じゃないですか、全体がというのがあります。寄り

添うのが日本の法制度整備支援だというふうに沢山
聞きました。大事なんだなと思います。でも、使っ
ている言葉が若干上から目線ですよなという話は、
素人が思ったら感じますということだけ、一応申し
上げたいなというふうに思います。英語で見ると、
そうか、assistant でしたなということ、もうちょっ
と若干上から目線感はない言葉なのか、僕、語学は
全然得意じゃないんであれですけれども、そういう
言葉のニュアンスとか、語感というのが実はメッ
セージをつくっていくとき、すごく重要になってく
るので、たたずまいをどう整えるかという話は丁寧
にぜひ考えていくということの領域の一つかなと
思っています。

最後に、日本の法制度整備支援ということが日本
社会のオリジナリティーというか、独特のものとい
うことがあるんだという話との接続を是非してほし
いなというふうに思います。一般の方に伝えていく
ためには、やっぱりそこがすごく重要ななと思いま
す。法制度整備支援とか法のことはよくわかんない
けれども、でも、そういうつもりで、日本らしさが
出ながら、ほかの世界に対して貢献ができてい
るんだという、そういうシンプルなストーリーでなるほ
どというふうに思ってもらえるようなところがある
といいなと。自慢話じゃないですよ、そうではなく
てという形であります。

人間は物語を生きる動物であります。どんな物語
をあなたは生きているんですか。そうなんだよ、僕、
そういうふうに日本に生まれて、日本社会でこうい
うふうで、だからなんだと。だから、暮らしぶり、
生き方そのものが世界に貢献できるんだ、そういう
ような物語が共有できるようなことがあるとうれし
いなというふうに思うわけでありませぬ。多分、恐ら
くこの中にはそういう物語と、涙だらけの話だった
り、実際にはすごくうれしい話、ハッピーな話が沢
山あると思います。それは当然、僕も信じています。
ただそれが伝わってこない、メッセージにならない、
ないしは気づかれていない。自分たちもそれを言語
化できていない、多分そういうことがあるんじゃない
かなというふうに思います。そんなようなことを

ちょっと短い時間で、法の支配とか日本人の法意識とは何かとか、何か新書ばかり5冊ぐらい読みましたけれども、本当に申しわけないですけれども、素人が何かたわ言でしゃべっているなというふうに思ってお聞きいただいて、この後の議論に一助になれば使っていただきたいです。そうでなければ無視していただいて結構なので、私の話を終えたいというふうに思います。すみません、どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 船木様、どうもありがとうございました。

この後の第3部において、会場の皆様とパネリストとの質疑応答の時間を設けております。グラッサ様、船木様へのご質問はそれの際にお願いいたします。

【第3部 パネルディスカッション】

【司会(梅本)】 続きまして、第3部に入ります。

第3部では前半と後半に分けて、パネルディスカッションを行います。

まず、これより90分間、「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」をテーマに前半のパネルディスカッションを行います。

前半のパネリストとモデレーターを紹介いたします。

パネリストは、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、グローバル法研究所長の松尾弘様、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の小畑郁様、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム課長の久保晶光様、東京地方検察庁検事、前国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)犯罪防止・刑事司法担当官の柴田紀子様です。モデレーターは、法務省法務総合研究所国際協力部長の森永太郎が務めます。

パネリストとモデレーターのご経歴については、席上配付の資料をご参照ください。

それでは、森永部長、お願いいたします。

前半「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」

【森永】 よろしくお祈いします。

グラッサさん、船木様、ありがとうございました。非常に示唆に富むお話を両者の方からいただきましたので、それにつながるような形でディスカッションを進めていきたいというふうに思っております。

とはいいまして、ご存じない方には申しわけないんですけども、どう見回しても知っている人ばかりで、いつものメンバーでやっていますという感じが満載なんですけれども、松尾先生、小畑先生、それから大久保課長、それから柴田さん、よろしくお祈いします。

実はパネルディスカッション第3部が、要するにどんなメッセージを持つのかという話になっているんですけども、プログラムを見ていただいても、一体前半と後半どう違うのみたいな話にどうしてもなってしまう。ただ、前半は主に、メッセージの内容が何かということを中心にしまして、そして、後半は、それを誰にどういう形で伝えるべきなのかということに軸足を置いた議論にすれば、実体法と手続法ではないですけども、そういう少しの色分けはできるんじゃないかと思って、始めたいと思います。

本当に対話みたいな形で始めたいと思うんですけども、一応ここに、すみません、松尾先生、いつもトップバッターなんです。名前の順で行かせてもらいたいと思いますので、まずは日本の法制度整備支援あるいは法制度整備支援ですね、これが一体どういうメッセージを持ってきたのか、あるいは持ち得るのかというようなことについて、松尾先生のご見解を伺いたいと、そこから始めたいと思います。

【松尾】 森永さん、どうもありがとうございます。

本日は法制度整備支援にかかわる国内外の皆様のお集まりの中で、いつかは論じなきゃいけないテーマを今日論じることになったという気がいたします。

私からトップバッターということで、どういう話をしようかと非常に難しいんですけども、今後の議論のたたき台として、3つほどメッセージの、何を語るかということを一つつたたき台として提示したいと思います。

発信ということを考えたときには、本来は目的とか相手方、それから、何をどのようにどこで発信すべきなんだということを本来ならばきちっとやっていく必要があると思うんですが、今、森永さんから特に何をというお題がありましたので、単刀直入にその問題に入りたいと思います。

1つは、法制度整備支援の目的として、今日、共通テーマになっている法の支配について、我々はどういう発信ができるかという点であります。法の支配は、ご承知のように、ミレニアム宣言あるいはミレニアム開発目標以来、法制度整備支援の目標に掲げられ、15年の期間が過ぎてしまった後も、2015年のSDGsで再び国際的な開発目標の中に承継されたということなんです。正直言って、法の支配が法制度整備支援の目標だと言われて、これが具体的内容ですというふうにわかる人っているんだろうかと。余りに抽象的で本当に一体何をすればいいのかということがよくわからないというのが本当のところだと思うんですね。

それは恐らく理由があるんだと思うんですね。既にこれは午前中、森嶋先生、ご指摘されましたけれども、法の支配というのは特定の文脈の中で出てきた言葉で、まさに今、船木さんが法の支配って何か縛られるというニュアンスがするというお話をされて、本当に鋭いなと思ったんですけども、まさにそうなんですよ。法の支配というのは縛るという意味をあえて強調した言葉なんですよ。まさにそれは法の支配、ザ・ルール・オブ・ローが出てきたイギリスの王権が確立し、その確立した王権を議会がどうやって縛ろうかという文脈の中で、それは王様だって法によって支配されるんだぞという王様に対する強烈なメッセージだったわけですね。だから、縛るという意味がまさにストレートに出ているんです。

ところが、それをアジアの文脈で法の支配と言われても、多分ぴんときないですね。つまり、どうしてかという、アジアの国、特にこれから国づくりをしようという国にとっては、まさに縛られる対象になる権力をつくっている最中ですから、権力を

どうやってこれから集権化して行って、そして、それを法に従ったものにしていくかという長いプロセスの最初のほうにある段階で、いきなり法の支配というふうに言われて、ぴんときないのは当然のことだと思うんですね。今日、話を聞いていて、なるほどというふうに思いました。

それで、その点について、じゃ、日本が、どういふことを語れるかということなんですけれども、日本では法の支配は果たして確立したのでしょうか。あるいはしたとすれば、いつ、どういふふうにしたのでしょうか。あるいはまだそのプロセスにあるのでしょうか。まさにそのプロセスそのものを語ることができるのではないのでしょうか。

現在の政権がいつ集権化したかということについては、どこまでさかのぼればいいのかわかりませんが、日本ができたのは7世紀と言われていますが、なかなかそこまでたどって話をするのは時間がないので、明治維新から出発するとしますと、明治維新のときにできた政権というのはまずは非常に脆弱な政権で、とても集権化なんていふふうなことは言えないわけですよ。そのときに、じゃ、どうやって中央集権化したか。2つ方法があったかと思います。1つは、まず憲法をつくって、権力を集権化する、確立する基盤となる憲法をつくって、そして、法律をつくって集権化していこうというルート。あるいはもう一つは、権力の集権化を徐々に徐々に進めて行って、そして、中央集権化がほぼ達成されたところで、それをさらに確保するために、強化するために憲法をつくるというルート。日本はどちらをとったかという、恐らく後者の立場をとったと思うんですね。明治維新があって、憲法をつくったのは明治22年ですから、22年間かけて憲法を、秩序をつくっていったわけですね、少なくとも憲法までに至るまでに。その間、じゃ、何にもルールがなかったかという、そうではないですよ。太政官という立法府に当たる場所をつくり、大審院をつくり、そして、内閣をつくり、徐々に徐々に権力の集権化を進めていったわけですね。その間には戊辰戦争もあり、西南戦争もあり、いわゆる内戦

があり、そういう血で血を洗うような闘争を経て集権化をしていった、非常に困難な時期があったわけですよ。これを忘れてはならないのではないかと。このプロセスがあって法整備が行われてきましたという、これはやっぱり率直に語るべき、しかも隠すことのできないメッセージではないかというふうに思っています。

その間にはやはりいろいろな混乱も生じました。例えば裁判所をつくってみただけでも、重大事件についてどう裁けばいいかわからない。死刑にしていかどうかかわからないというときには、明治初年には裁判所は司法省にお伺いを立てていますね。今の感覚からすると、三権分立に反することになっているわけですけども、しかしながら、そういうふうにしなないと適正な裁判ができないという、そういう現場の要請があったと思うんですね。司法省の回答が1日遅れたために死刑が下されてしまったという、そういう事件もあったわけです。

あるいは、私、不動産登記法の制定過程を調べていきますと、明治23年に初めて帝国議会ができて、そして民法等の法律の審議が始まっていますけれども、帝国議会で作った法案を天皇が公布する前に内閣が書きかえていたりするわけです。プロセスを追っていくと、どこで誰がどういうふうに変えたかわからない条文というのもあるんですね。つまり、そういうふうにしなないと三権分立なんていうのを最初からつくるということはまず不可能で、憲法をつくった後も不可能で、それは徐々に徐々につくっていくしかないんだという、こういうメッセージをやっぱり出すことはできるんじゃないか。常にそれが正しいとは限りませんが、しかしながら、例えば先ほど申しました2つのルートの前者のほうですね、政権をつくって、すぐ憲法をつくって、国民投票にかけて、そして議会選挙するというルートをとった国がなかなか政治的に安定しないというケースは沢山あります。2011年にムバラク政権が崩壊したエジプトでは、2年間の間に3回憲法をつくりました。憲法をつくって、素案をつくって、国民投票にかけてはクーデターで停止され、また素

案をつくって国民投票にかけては停止されと3回繰り返すということが起こりました。あるいは近い国ですけれども、タイでは1932年に最初の憲法ができて、そして、昨年4月に新憲法が公布されましたけれども、これは20回目の憲法ということでもあります。それはタイにはタイなりの憲法地図の作り方があって、どちらが正しいというわけではありませんけれども、しかし、一つのパターンとして、これを示すということは大いに意味があるのではないかとこのように思っています。

そのときに、やはり法の支配をいきなり突きつけるのではなく、時間がかかるんですよ。法律を整備するには、その前提として、やっぱり権力の集権化ということがある程度なされていないと、なかなか法律をつくってもうまく機能しないんですよ。だから、そこはじっくりやりましょうねというメッセージをまずは出す必要があるし、そこはそうやって長い時間をかけて粘り強くつき合うという態度が必要なんじゃないかと。これが第1のメッセージです。

それとの関係で、第2に申し上げたいメッセージは、やっぱり法秩序の作り方とか、法の整備の仕方には唯一じゃないけれども一つの手順というか、順序があって、やっぱり基礎的なものから時間をかけて徐々に徐々につくっていくことは必要で。ところが、最近の法制度整備支援の状況を見ると、やっぱり要請主義ということとの兼ね合いもあるんでしょうけれども、非常にアドバンスな、あるいは小さくある程度まとまった法分野について整備協力をする一方で、ベースになっているところがしっかりしていないにもかかわらず、アドバンスな分野を支援すると。支援の意味自体は私は非常にあると思うんですけども、やっぱり順序は大事ですよということに常にそれは伝える必要があるし、共有する必要がありますし、どういう分野についてどういう支援をするかということを決める前に、もっとじっくり時間をかけて、相手国も一緒になって順序を考える時間が欲しいというのが第2のメッセージです。

実は第3のメッセージとして、日本の法整備で一つ、今度は、何ていうんでしょうか、教訓になった問題として、土地制度の問題というのがあって、地券制度の問題について語りたんですが、ちょっと私だけ時間をとってしまったでも申しわけないので、後に時間があれば、それについてお話ししたいと思います。ありがとうございました。

【森永】 松尾先生、ありがとうございます。

第1点、第2点というのは、これは私も前から非常に松尾先生と割と似た考えをしたのかなと自分自身では思っているんですけども、第1点は国づくりのパターンといいますか、とにかくまずは憲法つくればいいやとやっていると、ごちゃごちゃしているうちに憲法自体が倒れてしまうというようなパターンを私もあちこちで見ている部分がありますし、松尾先生の見方では、日本というのはそうではなくて、基礎固めをして、そして最終的に集大成みたいな形で憲法をつくっているという形になるのかなというふうに思っていて、それは非常に興味深く聞かせていただきました。

それから、順序、ありますよね。これは私もそう思います。何か細かいところから手をつけちゃってどうにもならなくなるというのはよくあるパターンなんじゃないかなとは思っていますけれども、ありがとうございます。

そうしましたら、小畑先生、何か、何を伝えられるのか、あるいは何を既に伝えているのかというようなことでご意見を伺いたいと思います。

【小畑】 今、松尾先生の話に、中身的には非常に私も賛同するところが大きいんですけども、ちょっと切り口として、かなり違う角度から切り込んでいきたいというふうに思っています。

今日、午前中からのスピーカーの方々の言っておられること、森嶋先生のご発言も含めて、私自身も大変共感するところが多かったんですけども、実は先ほどお話しされた船木さんのお話には、私として、これから話すことと共通部分が多いんじゃないかというふうに思いました。ちょっと長い話を短目に話すためにあらかじめ宣伝しておきますと、実

は「法律時報」という雑誌に近々小特集というのを組みまして、名古屋大学が展開してきた日本法教育研究センターの取組みを中心としたアジアを対象とする法教育は、法学に何をもちたらし得るかという趣旨の小特集を組みますので、そちらをぜひごらんいただければというふうに思います。

今日、お話ししたいのは、実は私は松尾先生、非常に民法学、開発法学のご専門家からということでお話をされましたけれども、私は同じ大学の教員ではありますけれども、この場にはむしろ法政国際教育協力研究センターのセンター長として、名古屋大学のアジアを対象とする法教育に実際取りまための役割として関わってきたという立場でお話をしたいと思います。

そういうことから申しますと、実はちょっと先ほど、かなり破壊的になるので、これを言うべきかどうかというのを迷っていたんですけども、先ほどの話の船木さんの話で勇気づけられて話をしたいんですけども、私にとっては、少なくとも私にとっては、あるいは名古屋大学の多くの留学生教育に当たってきた教員にとっては、法制度整備支援という言葉、とりわけ支援という言葉にこだわる必要性は私はずっと感じてこなかったのです。むしろ、アジアの学生に教えるというのは大学の法学教育の本務ではないかというふうに考えてやってきた。それが結果的には法制度整備支援の重要な柱である人材育成に貢献しているということになってきたという、そういう関係ではないかというふうに思います。

実はこういう形でアジアの学生に教えるということをやってきたわけですけども、とりわけアジアで日本語による日本法教育というものを展開してきておりまして、日本の法学の側にも非常に重要な気づきがあるということがわかりました。例えばちょっとカンボジアで日本語教育を担当してきた方から聞いたエピソードを紹介したいのですが、カンボジアの日本語による日本法教育をやっているセンターの学生が、卒業してからも法学の講義やセミナー等の通訳を任されることが多いわけです。そのときに日本の法学の先生が話された後で、通訳を務

めているセンターの学生から、これはXとYとどちらの意味で先生は言いたいんですかと。先生はXだというふうに言いたいんだと思うんですけども、そのまま伝えるとカンボジアの人たちにはYと伝わってしまいますよ。Xという意味でカンボジアの人たちに伝えたいならば、まず、Zについての説明をししないと、Xについての理解ができないというふうに思いますよというふうに言ってくれたと、私も間接的に聞きました。つまり、こういう学生たちをつくるということが非常に大事なんじゃないか。つまり、日本法といわゆる法制度整備支援対象国の法の双方をその文脈とともに理解できなければ、実は日本法を参考にした法整備というのはできないのではないかというふうに考えるわけです。

こういうことは法学の側の気づきではありますけれども、つまり法学研究、日本法の法学を勉強してきた者の気づきではあるわけですけども、いわゆる法制度整備支援にかかわる法実務家の方々にとっても、実は同じではないかというふうに私は思っております。つまり、アジアの法の改革に取り組むということが、日本の法実務をどのようによりよいものにしていくか、ということについての気づきを含んでいると思います。もし、そういうふうに言えるのであれば、これはちょっと激しく言いますと、法実務家の方々にとっては法制度整備支援は、ごく一部の方を除いて、一生の中でごく一定期間だけかかわるようなそういうお仕事だというふうに思います。それはそれでいいのですけれども、法制度整備支援論とかアジア法とかというのは、むしろ法実務教育にとって必須科目のようなものとして考えたほうがよいのではないかと。つまり、我々はこの法制度整備支援という言葉ではなくて、例えばですけども、グローバル化とアジアにおける地域協力が進展する世界における日本発の法務サービス提供というのを日本の法実務家の本来的な役割の一部だというふうに考えれば、これは法制度整備支援という言葉にこだわることなく、我々として本務として、この問題に取り組むということができないのではないかと思います。

最後に、メッセージという言葉でいいますと、私は常に強調しているのは、なぜ日本の法律家がアジアにおいて、こういう活動をやるのかということなんです。これはミャンマーでも言ったんですけども、ミャンマーの人たちが本当に平和で本当の意味で豊かであるということが、日本の社会が平和で豊かであるという前提条件にもなっている。両者は分かちがたく結びついているというふうに私は認識しているからだというふうに申し上げたことがあります。そういうふうに私は考えてこの問題に取り組んできたということで、個々の人間の話ですけども、これは多くの人たちが共通して考えている、これは実は余り、皆さん、かなりハンプルな方が多いので大声ではおっしゃらないですけども、そういういわば志を持ってやってこられたのではないかというふうに私は理解しております。

【森永】 小畑先生、ありがとうございました。

小畑先生はどちらかという、法教育の面からの切り口でお話をいただきましたけれども、そうですね、私も法制度整備支援をやっていた実務家の一人でありますけれども、若干そういう、今おっしゃったような感覚といいますか、を持つことがあるのと、それから、今ちょっと小畑先生が爆弾的とおっしゃりながら、少し抑え目におっしゃったんじゃないかと思うんですけども、実は法制度整備支援というのは、これはどこに向けたメッセージになるのかで言い方が相当違うんでしょうけれども、日本のためでもある。要するに回り回って、これを余りにも極端過ぎると思われれば、むしろとめていただきたいんですけども、情けは人のためならず的なそういう感じのものとして捉えるべきんじゃないかというメッセージが。つまり、だから、自分のことなんだぞと日本国内に向けて、よそのことじゃないんだと、自分のことなんだぞというようなメッセージもあり得るというふうにお聞きいたしました、間違っていなければですけども。これについてはいろいろ考え方があるかと思いますが、総元締め立場から、JICAの大久保課長、お願いいたします。

【大久保】 J I C Aで法制度整備支援の担当課長をしております大久保と申します。総元締めと言われて、ちょっと今緊張が背中に走っているんですけども、それだけでもなくて、ここまでの話で私も非常にいづらいというか、アウエー感を感じているんですけども、私は法律家でもないですし、学術的に法制度整備支援の持つ価値は何かと考えたこともないですが、援助機関、実施機関の職員の立場として、法制度整備支援が持っているメッセージは何かとか、どうやって伝えるのかということについても少し考えることがあるので述べさせていただきます。

法制度整備支援が持つ価値というのは、仕事の価値というのは、多分朝から晩々述べられていて、日本が有している法の継受の歴史自体が途上国にとって価値があるとか、あるいは今、小畑先生がおっしゃったように、日本側も学ぶことがあるとか、そういうことは色々あると思うんですけども、私は博報堂の船木さんのお話にちょっと戻って、法の支配という言葉を使ったときの戸惑いというか、日本社会において反応として来る「何だ、それ感」みたいなのがあって、そこのところからやっぱりちょっと考え直したほうがいいのかと最近も思っていました。

というのも、今 J I C Aで動画をつくっておまして、インターネットで載せられるように、法制度整備支援とは何かというのを30分ぐらいの動画、さっきアナさんが見せてくれた、ああいうあそこまで洗練されてはいないと思うんですけども、それでも頑張って今動画をつくっている最中なんですけれども、「法の支配って何ですか。」という質問を私がプロダクションのディレクターの方から受けたんですね。私は事前に準備していたんですけども、法の支配というのは要するに社会が暴力ではなくて言葉だけで平和及び安定をつくる、そういう社会のことだというふうに自分は考えていますと申し上げたんですね。正確に言えば、最終的には国家という国家権力を使うわけなので、国家という暴力装置を使って制御を実現するという意味においては、暴力

という概念は介在するんですけども、それでも要するに自分が借金を返してくれない人がいたら自分で取りに行くとか、あるいは誰かに暴力を振るわれたら自分がみずからやり返すとかそういうことではなくて、決められたルールに基づいて社会が動かされていくという社会、その理念を法の支配だというふうに自分は理解していますというふうに言ったところ、そのディレクターの方が非常に納得されたような顔を見せてくれたんですね。そのとき私思ったのは、やっぱり法の支配という言葉が相当、一般的には余りぴんとこない言葉なんだろうと、そのとき改めて感じた次第でございます。私も大昔、法学部で勉強して、佐藤幸治先生の憲法とかの教科書で勉強して、法の支配というのは実質的意味と形式的意味があるんだと試験のために覚えた記憶がございますけれども、多分そういう経験をしたことがある人は社会の中ではごく少数派なので、一方で、ニュースで法の支配という言葉が出てくる中で、一体法の支配とは何なんだろうというふうに思っている人は結構いるんじゃないかなというふうにそのとき思った次第です。

なので、さっき船木さんは、法の支配というのは要するに法の機能とか法の役割ということだと解釈できるというふうにおっしゃったと思いますけれども、法があって何で役に立つのというところをやっぱりわかりやすく説明する必要があるのかなというふうに基本に立ち返って思っている次第です。

というのも、J I C Aの職員としては何をしなくてはいけないかといいますと、ミャンマーで新しい法制度整備支援のプロジェクトをつくりたいとか、バングラデシュで新しい研修をつくりたいとかそういう話になったときに、まず、J I C Aの中でなぜこの仕事が必要なのかということの説明をしないわけではいけません。J I C Aは援助機関ではありませんが、みんながみんな、この法制度整備支援のことを知っているわけではありません。知らない人のほうが多いです。なので、法制度整備支援って何だよと思っている職員が多分マジョリティーだと思います。なので、そういう方々をまず説得して、いやいや

や、この法制度整備支援というのは大事なんだというふうに説得して、仕事の案件を実現させるためには、まず法の持つ意味というのをやっぱりわかりやすく説明しなくてはいけないのかなというふうに思っています。

私、今の仕事、この部署で3年ぐらいいますけれども、振り返ってみたら、結構広報に力を入れたつもりです。そのときにJICAで持っている広報誌がございませうけれども、そこで法制度整備支援の特集をやってもらったりとか、さっきちょっとお話しした動画をつくったりとか、あるいはこの20年の法制度整備支援の歴史をまとめて、今本をつくっている最中ございませうもうすぐでき上がります。知らず知らずに、やっぱり国内の中で法制度整備支援というのをわかってほしいなという思いが我々JICAの中で潜在的にあったので、そういう行動をしてきたんだと思うんですけれども、その中でもやっぱり法律がなぜ生活に役に立つのかということを知りやすく表現するというところに知らず知らずに注力していたように思います。

JICAの広報誌の中では、見開き2ページを使って、イラストをつくって、法律がどういうふうに日常生活で役に立っているのか、例えばお金を貸したけれども返してくれないときに返してくれと請求するとか、あるいは交通事故に遭ったらば加害者側に対して損害賠償請求をするとか、あるいは離婚することになったらば子供をどちらが親権持つのかという場面が発するとか、そういうところで法律というのは問題の解決のために役に立っていますということをイラストを使って広報誌の中のページに入れました。

そういうことをやっているわけですが、JICAの職員としては、まず、法の役割というものを日本の国内で説明して、その次の段階で日本の中ではこういうふうにルールが通用している社会ですよなと。ところが、世界においては、そんなにうまくいっている国は多くありませんというところに話を展開させる必要があると思っています。

なので、メッセージというところとちょっとずれ

ているかもしれないんですけども、法制度整備支援がなぜ必要かということの説明するためには、法の役割とか法の機能というのをやっぱりわかりやすく説明するという作業が、まず伝える内容として必要なのではないかと思います。JICAとしては、JICAの中でももちろん説明しなくてはけませんし、場合によっては外務省を初めとする政府の方々、また場合によっては国会議員の方々は何でこの法制度整備支援をやっているの、なぜ必要なのということの説明しなくてはいけないので、その原点に立った説明をする努力というのは続けていきたいと思っています。

【森永】 大久保課長、ありがとうございます。

そこはまさに私、午前中に申し上げた、現場でやっている人たちは何で知られていないんだろう、何で理解してもらえないんだろうというこのジレンマ、その部分がそのまま恐らくJICAの中でも、大久保課長あたりには存在していて、日々苦勞しておられるだろうというふうに拝察申し上げました。

【大久保】 内緒なんですけれども、昔、ある海外の部署で勤務したときに、私のボスは全然法制度整備支援の必要性を理解してくれなくて悲しい思いをしたことがあります。昔の話ですけども。

【森永】 これ、ビデオでインターネットで流れるかもしれないんですけども。

【大久保】 もう言っちゃいました。

【森永】 ありがとうございます。

今ちょっと話が少し広がってきましたけれども、松尾先生は開発法学のお立場から、それから、小畑先生は法教育の立場から、大久保課長は我々一番身につまされる組織内人間の立場からお話をしていたいただきましたけれども、日本で最も自由奔放な女性検事と言われております柴田検事のご意見を伺いたいと思います。

【柴田】 ありがとうございます。

私は実務家として法制度整備支援にかかわってきたという立場、それから、最近UNODCというところでプロジェクトにかかわって、国連のプロジェクトについてもかかわった経験がありますので、こ

れを踏まえて、私が考えたこと、思ったことについてお話ししたいと思います。

今日のテーマ、メッセージというものは日本国内に対するメッセージ、相手国に対するメッセージ、それから国際社会に対するメッセージ、それぞれありまして、それぞれまた意味が違って来るんだと思いますが、今は支援の相手国に対するメッセージということを前提として考えてみたいと思います。

相手国に対するメッセージということを考えたときに、正直、私自身の個人的な日本での法制度整備支援の経験からすると違和感を覚えました。これまで相手国と一緒に共通の向かうべき目的はありましたけれども、何かこちらから相手国へのメッセージがあるというふうに意識はしてこなかったわけなのです。ところが、一方、UNODCの勤務で思ったことはそこがまた逆で、UNODCなど国連機関等には国際標準、基準あるいはマンデートがまずあって、そこから現地の事情をどこまで考慮して修正していくかと、合わせていくかということを考えるのかなと思っています。

日本の法制度整備支援もそういう国際機関の法制度整備支援も、結論として向かっていく道は一緒なのかなとは思いますが、アプローチが、今私が申し上げたように、国際基準、標準から出発して、あるいはそこに比重を置いて、現地の事情を酌むところなのか、あるいは日本の法制度整備支援のように、現地というのが先にあって、そこからインターナショナルスタンダードの方向等に向かっていくという何かベクトルが違うのかな、比重が違うのかなというふうに一つ思いました。

また、方法論としても違いを感じました。UNODCでワークショップ等をやるときには、基本的に英語を使うことのほうが多かったです。ただ、英語を使うと、国によっては英語ができる人しかそのワークショップに参加できなくて、いつも同じ英語ができる人が参加しているなんていうこともよくあって、専門分野についての専門性や権限を持っている人が必ずしも参加できないということがあるかと思っています。この点、日本の法制度整備支援は相手

国の言語ということを非常に大事にしているのかなというふうに思います。

また、もう一つ、3点目に大きな違いがあるなど思ったのは体制なのですが、日本の法制度整備支援では、例えばJICAのスキームでは、現地に長期専門家を置いたり、日本国内に作業部会をつくらして、非常に厚い体制を組んでいるなどというふうに思っています。

こうした違いから、日本の法制度整備支援は必ずしも意図していないメッセージ、つまりプロジェクトの目的の範囲内におさまらない意図していないメッセージを持つことがあるのではないかと考えています。これが一つ、冒頭に森永部長が紹介されたベトナムの事例のようなことを念頭に置いて言っています。ベトナムで先方のカウンターパートから森永部長がそのプロジェクトの内容もわかるけれども、それ以外に日本がどのようにして西洋諸国から学んだのか興味があるんだと言われたと、そういうインパクトというか、そういったメッセージを日本の法制度整備支援は持っているのではないかと考えています。

ここで、私がカンボジアで個人的に長期専門家として活動したときの例をご紹介します。私は2006年から2008年の間、カンボジアの王立裁判官・検察官養成校というところの運営の支援に当たっていました。この学校は2003年に設立されて、2005年に開校したのですけれども、教官が十分にいない、それから教材がない、カリキュラムがないという問題がありました。もちろん、プロジェクトの中では教官らに対するトレーニングとか、教材やカリキュラムをつくらしたりということはもちろんやるんですけども、やはりその根本にある問題は、カンボジアの悲しい歴史から出てくる人材不足というところにあるように思われました。

当時、カンボジアでこの学校の教官として活動してくれていた人たちは大変優秀な方々なのですが、大変多忙でした。それぞれが裁判官あるいは司法省の要職を持っていて、あるいはECCC、クメール・ルージュ法廷の裁判官を務めていたり、あるいは当

時まだ作業途中であった民法、民事訴訟法等の起草の作業にかかわっている重要なワーキンググループメンバーであったり、あるいは大学、弁護士会で教えたりと、とてもとても忙しい。とても優秀な方々なのですが、そこだけに頼っている学校は運営できない。講義のキャンセルが相次ぐような状況でした。どう考えても人を増やすしかないということで、この学校を卒業したばかりの1期生を何とか教官の補助等として使っていくべきではないだろうかということ、専門家として、当時、学校の関係者に提案しました。私からすると、当時それはもう当然のことではないだろうかと思っていたのですが、先方からは非常に強い反対、抵抗を受けました。その背景の一つに年功序列文化というものもあるのかもしれませんが、もしくは何かそういう新しいことに対してはしたくないという気持ちもあるのかもわかりません。どうしても受け入れてもらえませんでした。その中で妥協として、教官候補生ワーキンググループとあって、養成校の卒業生1期生の中から10人ぐらいを選抜し、暫定的にパイロット的にワーキンググループをつくって、教官候補生ワーキンググループと勝手に名づけて、彼らに何らかのインプットをするということの許可を学校から得ました。私の中では将来的にこの人たちが教官、学校の助けに、学校の教官として仕事ができるようになればいいなとは思っていたものの、その確証、確約はないまま活動を始めました。

そうこうしているうちに、ワーキンググループのメンバーが各種のワークショップでとてもいい発言をし、あるいはそれぞれが所属する裁判所でとてもすばらしい仕事をする。それがだんだん評価されていきまして、私が何かを言ったからというわけではなく、彼らの実績が学校関係者あるいは実務家、裁判官らに強いインパクトを与えるようになりました。そして、そうこうしているうちに、1年後ぐらいだったかと思いますが、学校から教官候補生ワーキンググループを教官候補として使っていきたい、将来的にはこれをやっていきたいというふうに向こうから申し出てくれることができました。今は彼ら

は一部教官として、もう壇上に立っています。それは学校がそういった教官候補生を採用することを認めてくれたというだけではなく、学校がこうやって若い人を育てていくことは中長期的にとっても大事なんだということに気づいてくれて、それで、こういった活動をこの1年だけではなく、その後も継続していきたいと学校のほうが言うてくるようになりました。

カンボジアの中で当時、こういった集中的なインプットを受けた若い人というのは少なかったので、彼らの存在というのは大変カンボジアの中で目立ったわけなんですけれども、そのことが学校だけじゃなくて、カンボジアのほかの裁判所とか司法省とか、そういったところからも評価を得て、例えば司法大臣などがあるイベントのスピーチで人材育成というのは大事なんだよと言ってくれるようになりました。私は必ずしもそこまで現地に2年間いて、プロジェクトに携わる中で、そこまでのインパクトとかメッセージというものは正直考えていなかったものの、意図していなかったんですけれども、そうやって人を育てていくことの大切さということがカンボジア側に伝わったというか、一緒に見出したというか、そういったことがありました。これが私は日本の法制度整備支援の必ずしも意図はしていないんだけど、与えるメッセージというか、インパクトなのかなというふうに思いました。

【森永】 ありがとうございます、柴田検事。

まさに現場で仕事をされている、柴田検事はカンボジアで、私はベトナムなんですけれども、現場で仕事をしていると、プロジェクトなんかやりますとそのプロジェクトのマネジメントといいますか、プロジェクトの目標があって、これを達成しなければいけないというのがあって、それに向かって活動が計画されて、そして、その指標というものができ上がって、それでそれが達成されたかされないかということを毎日気に病みながらやっているわけなんですけれども、そういう実は私も同じ経験をしたことがあります。実はベトナム側は、もちろんそれはプロジェクト活動をしていますからそれなりの結果が出る

んですけども、どうも何か、本体部分ではなくて、例えばそのときの現地専門家の対応だとか、それから、JICAオフィスがこういう点で面倒見てもらえたとか、それから、本邦研修で日本に来てみたら、何かみんな時間に正確だったとか、それから、日本の大学へ行ってみたら図書が沢山あったとか、そういうところで何かものすごく多くのものを吸収しているといいますか、それが何か相手に大きなインパクトを与えているということが随分あるような気がいたします。

我々のプロジェクトの中でも、おもしろいのは、それが必ずしも直接に伝わるわけではありませんで、プロジェクトで例えば雇用している現地のスタッフが一つの媒介になって、相手に色々なことが伝わるということがあるみたいなんです。そこが正しく伝わっていると、ある意味、非常にそういうポジティブな日本側の情報が先方に伝わることによって、そのプロジェクトの内容がさらに相乗効果を持って強化されるというような効果はあったように思うんです。ですから、そういうところがやはり柴田さんの言っていたような、我々自身も意図していなかったようなメッセージがそこに含まれていたんじゃないかと考えることは十分に可能なのかなというふうに思って、今お聞きしました。

若干まだ時間がございますし、沢山質問の時間、それからフロアからのご意見の時間は沢山とりたいと思うんですけども、でも、せっかくですから、松尾先生、何か3つ目を途中でとめちゃったのはずるいですよという話で、3つ目のお話をお願いしたいと思います。

【松尾】 ありがとうございます、特別時間をいただきまして。

3つ目の話といいますのは、法制度整備支援の法とは何かという中身の一つとして、やはり重要な、非常に基礎的なインフラ部分の法制度として土地法というものがあると思うんです。国家の発展の基盤となる土地法をどうやってつくっていくかというのは、それぞれの国家にとっては非常に重要な選択の問題だということで、それについて、日本はどう

いうメッセージを出せるだろうかということなんです。

日本では土地制度を改革したときには、明治初年の土地制度改革、これは皆さん、よくご存じのことだと思いますけれども、地租改正法が明治6年にできて、それに基づいて土地の所有者を決めて、その地価の一定比率に税金を納めさせてということで私的所有権制度を導入し、それが国家の財政基盤の重要な部分を形成したと。当初8割あるいは9割近くが地租収入だったというストーリーはよくご存じだと思うんですね。

ただ、地租制度を導入するときに、地券の制度ですよね、導入するときにどういうふうに導入されたのかと。これは明治4年、5年に実験的に東京でやってみて、うまくいきそうだから全国にということまで広まっていったわけですけども、従来は米で納めていた税を金納にすることによって、政府の財政収入が安定して予算を組めるようになるということが目的だった。そのために土地私的所有権を認めて、そして、つまりその土地に価格をつけて、価格をつけるためには自由に流通させるという必要があって、いわば地券の発行というのは土地を商品化するという意味を持ったわけですよ。そのときにはその土地が基本的にはどういう土地であるかと、様々な土地が、もちろん耕地が中心ですけども、あったと思うわけですけども、とにかく価格をつけて自由に取引して、なるべく取引コストを安くして、そして金融の基盤にしよう。その結果、日本の企業金融の中心は、そういう不動産を担保にして銀行からお金を借りるという間接金融が主流になって、日本の経済発展の最初の起点になったと。これはやっぱり非常に重要なことだったわけですね。

ところが、まさに土地の価格をベースにした経済のシステムというのは、結局土地の商品化ということはある意味では当初考えてもいなかったぐらいに進展させてしまったと。実はその後、第二次大戦後の全国総合開発計画以降も、そういう土地をいわば一番重要な資産と考えて、それを基盤に企業金融を図っていくというシステムがやっぱりどんどん発展

していった末が、バブル経済を引き起こしたと。その崩壊後、我々は今度は誰も商品価値を、初めて地価が下落して商品価値を感じなくなった土地をどうするんだと。土地を放棄できるかどうかということについてはルールがないんですね。民法のどこにも書いてありません。ほかの法律のどこにも書いてありません。無主の不動産は国庫に帰属すると書いてあるんですが、そもそも土地が放棄できるのかどうかと。どういう条件だったら放棄できるのかということとを全く予想もせず、とにかく土地の商品化をしていくということで、地券制度を導入してやってきた。ここにそうなのは非常にうまくいった面と、しかしながら、余りにも性急に様々な土地を一遍に商品化し過ぎはしなかったかと。その土地の取引のときに、場合によっては幾つか条件をつける土地であるとか、特別扱いをする土地であるとか、様々な計画規制だとか、環境に関する規制だとか、これは当初はそんなことはわかりっこない。ないものねだりなわけですけども、しかし、メッセージとして語るときには、それは率直にプラス面はありました。しかし、予期せぬマイナス面も副作用もありましたということは語っていけないのではないかと。

最近、所有者不明土地問題に直面していてどうするんだろうかということ考えたときに、所有者が誰かわからないんですね。崖地になっていて、それで木が植わっていますと。その木が私の家に倒れかかってきているんですけども、所有者がわからないから、どうにも手が打てないんですね。これはおかしくないかということなんですね。やっぱり一つのそこは首尾一貫して土地法ということで、そういう場合には一旦所有者をどういうふうに見つけて、そして責任を負ってもらってと。公的な管理ですよ。放棄はどのような条件のもとで認めますというルールはやっぱりつくる必要があると思うんですが、実はこのストーリーは、今我々が直面している一番非常に重要な所有者不明土地問題という問題は、もとをたどっていくと、地券制度の導入のときにさかのぼるような問題だという認識で、制度づくりの難しさというんでしょうか、それといろいろな

ことを考慮することが大切だということも一つのメッセージとしては語り得る問題ではないかというふうに思っています。ありがとうございました。

【森永】 ありがとうございました。

非常に難しい問題まで踏み込む話ではあるんですけども、確かに例えば日本側がある開発途上国に支援をするときに、私はよくベトナムなんかに行っているときに、「必ずしも日本側が完璧だと思うなよ。」というような話はしょっちゅうしています。それから、日本が言っているようなことを本当にちゃんと入れたときに、どこにも変な副作用が起きないかどうかは、これは日本側ではわからないので、あなた方がきちっと検証してから、非常に慎重にそういうものは導入してくださいねという話によくすることがあります。ですから、やはりよく言われるのは、「One fits all」というのはないんだというのは一つのメッセージだろうと思うんですね。要するに常にカスタマイズされてなきゃいけない。法制度整備支援というのは要するに同じ法制度整備支援というのではないんだという、僕は一つのメッセージになり得るのかなと思います。

それはなぜかという、もちろん目指すところはみんな同じのはずなんですね。国民の幸せで、地域の幸せで、みんなの世界の幸せのはずなんです。要するに平和だってそうですよね。その平和の上には幸せがあるはずなんです。そこまで行くとみんな人間は同じなんですけれども、そこからブレイクダウンしていくと、いろんな違いが出てきてしまうという、その部分を常に意識しなきゃいけないのかなという話ではないかなと思います。今、表面上は土地法制の問題で、私もよくわからない問題ではありましたが、恐らくそこに含まれるメッセージというのはそういうものなんだろうというふうに思われます。

さて、知り合いのパネリスト同士で好きなことを言っておりますけれども、少しフロアあるいは大阪からのご意見も伺いたいなというふうに思っています。

【司会（東尾）】 では、市橋先生、お願いいたしま

す。

【市橋】 大阪会場にいます名古屋大学,市橋です。

今日は午前中のお話,それから午後のお話と,パネリストの皆さんの議論を聞いていて,私としてもこの間,法整備の仕事に取り組んできた者としてとても興味深く,また改めて考えさせられる論点が幾つかありましたので,少し簡単に意見を述べたいと思います。

1つ目は,森永さんが最初のご挨拶でお話しになっていた日本の明治以降の法の支配の歴史,あるいは松尾先生が第1点として同じ問題を取り上げておられましたので,これについて少し考えていることを述べたいと思います。

この点に関しては,午前中,UNあるいはUNDP等々,いわゆるグローバルなスタンダードとしてのルール・オブ・ローの話がありまして,それとは随分異なる,現在私たちが法整備に取り組んでいるベトナムであれ,ウズベキスタンであれ,モンゴルであれ,そういう国々の私はアルカイックなタイプとかプリミティブなタイプとか言っている,そういう,これもルール・オブ・ローに入れていいかどうかというのはあるんですけども,その2つが実はありまして,そのギャップが大きくて,トップダウン,グローバルをトップとすればトップダウンで考えるのか,ボトムアップで考えるのか,究極的な狙いは一緒なんだけれども,随分手法が違うというのは最後の柴田さんのお話にもあったと思います。

これはちょっと明治以降の日本の公法学の話に切りかえて考えると,大久保さんがいみじくも言われていました,形式的法治主義と実質的法治主義を勉強したんだという話がありましたが,まさにこれでして,明治憲法下の法治主義というのは形式的な意味での法治主義,ルール・オブ・ローだったわけで,ここに込められた意味はもちろん君主,行政部を支配する,拘束する,あるいは大統領を拘束する,あるいは共産党権力を拘束するという,こういう意味での支配という積極的な意味もあったわけなんです,同時に授権と拘束という2つがセットになっていました。権限,権力を与えた上で合理的にこれを

行使するように拘束するという意味がありましたから,そこには強大な官僚制を正当化して,この官僚制によって経済発展をする,開発をする。19世紀末の遅れた資本主義国であった日本やドイツ,プロイセンにふさわしいルール・オブ・ローだったというふうに考えています。したがって,松尾先生が言われたように,官僚制,権力あつてのルール・オブ・ローだというのは,歴史的にも私もそうだろうというふうに思っています。

そういうプリミティブ,アルカイックなルール・オブ・ローから,ギャップのあるスタンダード,現在のルール・オブ・ロー,あるいは日本は実質的法治主義といいますが,サブスタンティブなルール・オブ・ローへどういうふうに変化していくか,日本もこれに苦しんで戦後70年やっていると思うんですが,そこがポイントかなと思っていて,この点では法典化が私はルール・オブ・ローの準備をするための出発点というか,ルール・オブ・ロー事始めだと考えています。私たちが取り組んでいたウズベキスタンの行政手続法も行政法の法典化なんです,ようやく今年の1月8日に制定されまして,JICAが7年ぐらいやってできないのでやめたんですけれども,苦節12年でようやくできましたので,これを前提に理論をつくったり,実務をつくったりしていこうというふうに考えたりしています。

法典化で始めるということと,それから,小畑さんの話にあったように,大学,アカデミアの世界としては,とても大事なやはり理論化というか,その国に即して理論をつくるということがとても大事だと思っていて,明治憲法下,ドイツに学んだ公法学者が日本で当時の形式的法治主義を超える,例えば憲法に法律留保があれば法律留保があるだけの,法律の留保ではない侵害留保だとか,行政裁判所が非常に限定された事件しかやれないところに取消無効の理論を持ってきて,無効であれば通常裁判所も紛争判断できるとか,こういう理論があったと思うんですが,これがその後の未来を準備したというふうに考えると,こういう人たちを,実務家を養成することも大事なんです,理論を学者とし

てつくっていくというのはこれは大学の大きい仕事かなと思っています。そういう意味では、ベトナムにしる、ウズベキスタンにしる、美濃部先生や田中二郎先生が成し遂げたことをつくっていくことも課題かなと思っています。

それから、最後にそういう私たちにとっては、表面的に見ると形式的法治主義というのは既に克服した問題、過去のものだというふうに思いがちなんです。実は何か大きな改革があつて議論が白熱すると、実はこれが今でも頭を出してくる。例えば行政事件訴訟法の改正をすると、抗告訴訟中心でやっぱり制度設計するのか、あるいは当事者訴訟と言っていますが、パブリック・ロー・リレー・トゥ・アクションというんですが、こちらで考えた、こちらで考えれば、これは民事訴訟とほぼ同じなんです。そういう議論がやっぱり鋭く対立して、現在もどっちもどっちつかずみたいところがありまして、結局過去が現在を捉えているというのが結構あります。そういう点では丸山眞男じゃないんですが、バツ・オスティナートというか、執拗に古いものは問題が起こると登場すると。そういう点では温故知新で古きに返って、もう一回新しく考え直してみるということも大事で、そういうときに同時代的にベトナムやウズベキスタンやモンゴルが抱えている問題というのは、実は自分たちの視野であるとか関心を広げたり、もう一度考え直したりするときにとっても役に立つのではないかと。そういう点ではアカデミアの世界でも、発信あるいは、さらには交信というか、コミュニケーションが成り立つのではないかと感じたりしています。

【森永】 市橋先生、ありがとうございます。

ウズベキスタンの行政法の支援に苦節12年間携わっておられた市橋先生ですので、今回のウズベキスタンの行政手続法及び行政措置法の成立はまことに本当に喜ばしいことだと思いますし、私のほうからもお祝いの言葉を申し述べたいと思います。少しアカデミックな専門的などところに入ってきましたけれども、確かに今、例えば日本や西洋やアメリカが当たり前のことのようにして使っている法律だと

か、当たり前のことのようにしてやっている実務というのは、実はそこに至るまでの間に物すごい紆余曲折があり、そういったことを皆さんもこれから経験することになるんですよと、そういうメッセージになるのかなと思っています。

それから、逆に今、市橋先生が最後のほうにおっしゃられたウズベキスタンやベトナムでそういった現象が起きているのを、再度、日本側にこれをリフレクトしてくるといいますか、反射光的にそれが返ってくると、さらにそれがまたアカデミアの発展につながるんじゃないか、そういう効果すらあるんじゃないかというような話として伺いました。

【森永】 それでは満を持して、森嶋先生、お願いします。

【森嶋】 今、大阪の市橋さんのお話も伺いましたけれども、市橋さんの行政法でして、ルール・オブ・ローということになると、訴訟、例えば行政訴訟もありますし、民事訴訟もあるんですが、これは日本でも例えば公害訴訟なんかありますが、これは日本で行政訴訟は抗告訴訟であれ、当事者訴訟であれ、なかなか認められなかった、ごく最近までですね。ごく最近でも余り認めてくれませんけれども。そこで、そのかわりに民事訴訟を使ったわけですが、それまで言い出しますと、日本で経験したことをそれぞれの国の国情に合わせて議論をしながら、そこで日本の学者がそういう経験を踏まえて議論をすると、それはいいんですけども、余り持ち込みますと向こうでも嫌がられますから。ウズベキスタンでは市橋さんしかいなかったから我慢してくれたのかもしれないけれども、逆に言うと、だから7年もかかったのかもしれないけれども、それはともかくとしてですね。

それから、もう一つ、先ほどの松尾さんの話ですけども、地券制度なんです。それと現在の土地所有権を放棄できないかの話とは、これは直接には関係ありません、土地所有権とは。これもこの話なので、松尾さんのうんちくが傾けられなかったのかもしれないけれども、余り100年ぐらいの話を、3番目の、森永さんに促されて、余り要約して

しまうと、先ほどのルール・オブ・ローではありませんけれども、皆さん誤解されるので、余り簡単に要約されないほうが私はいいと思うんです。

土地所有権の話というのは、それぞれの国でそれぞれのバックグラウンドを持っていますし、例えばベトナムですと、これは社会主義国ですから、土地所有権、結果的には使用権という形で認めて土地所有権があれですし、イギリスですえもフィーシブルという形で所有権そのものではないけれども、所有権と同じようなことはあれですけれども、いろんな構造が法律的には価値としては取引の需要、土地の所有的な使用、収益、処分は実際は認めているんですけども、それを所有権という形で法律的に認めるかどうかというのはそれぞれの国で違いますので、余りシンプリファイすると誤解を招くので、先ほどの松尾さんは、同じ民法学者として、しかも少し古い民法学者として申し上げるけれども、ほかの方は大変松尾さんが勉強しておられるということは評価しても、さっきの話を全部そのまま本当だと思ったら、少し途中が省略されているところがありますので、先輩としては松尾さんが大変勉強家だということだけは評価して、そのほかは、3番目の話は余り聞かないほうにしたほうがよろしいということを民法学者としては申し上げます。

もう一つ申し上げたいのは、基本的には日本の法制度整備支援というのは、午前中にも申しましたけれども、柴田さんがおっしゃったような方法です。つまり、結果的にそれぞれの国に基づいて、ゴールとしては人権の、あるいは平和の達成であっても、どこからやっていけばそっちに向いていくかということで、現状を踏まえてできるところからやっていって、それが結果的にある程度結びついていくというやり方をしているので、私は、誰に対して発信をするのかというときに、日本の国民に対する発信であれ、その国に対する、政府に対する発信は必要ありませんけれども、もしも被援助国の国民に対して発信するんだったら、私どもは余計なことをしているんじゃないかと、あなたの国のこういう現状があるので、こういう考え方でやっておりますと。決し

て、支援というのは上から目線だと先ほどお話がありましたけれども、余計なことをやっているのではなくて、こういうことを考えてお手伝いをしているんですという発信をしていくと。やっぱり最終的には、日本の国民、被援助国の国民に理解していただくという、コミュニケーションをして理解をしていただくということが私はこういうプロジェクトを続けていくためのサスティナビリティといいたしましうか、必須条件だと思いますので、ぜひ。

それから、ルール・オブ・ローというの、ルール・オブ・ローというので法が支配をするという、誰を支配するのか、人を支配するんじゃないかと、実はさっきから出ているように、君主を支配したり、裁判官を支配したり、行政官を支配したりとそういうことなので、これも法の支配というか、ルール・オブ・ローと。法がというので全体がルールになっている。アービトラリーなものがルールしているんじゃないかと、ローがルールしているんだと、そういうニュアンスのできる言葉に、日本語にするとか、その辺はコミュニケーションの上で考えたほうがいいので、大久保さん、動画をつくるんでしたら、ぜひそういうのでおつくりになって、余り法律家の古めかしいわかんない言葉を使わないほうがいいと思いますので。誰に対して、何を言いたいのかということに応じて、言葉も私は変えていいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【森永】 森島先生、ありがとうございました。

まさに日本の法制度整備支援のやり方、森島先生がおっしゃっていた、また、一部柴田検事がおっしゃっていたような、ある意味、現状に応じて細かい——細かいといったらまた語弊がありますね、現状に応じて目の前のことからやっていって、最終的にそれが積み重なっていった大きな、ルール・オブ・ローでもいいですし、カルチャー・オブ・ローフルネスでもいいですし、それから、最終的にはハピネスなんだろうから、そっちの方向に行けばいいというふうなやり方、あるいは国連みたいいきちっとスタンダードが、ここの世界共通の達成目標みたい

なものをびしっと設定してあって、それに向かって少しずつステップ・バイ・ステップでやっていこうじゃないかというやり方、最終的な目標は一緒でしょうけれども、やり方が若干違うというようなところがあつたと思います。

ですから、それは日本の法制度整備支援の持つメッセージとしてはこういうオルタナティブもあるんだよということはかなり大きなメッセージになるんだろうなという感じがします。要するに、法整備の支援のやり方というのは何も固定しているわけではない。いろんなやり方があっていいし、あなたに合ったやり方をよく協議して、それを使ってやりましょうやというのが、少なくとも日本はそういうスタンスをとっていますというようなことが一つの、これもある種のメッセージになるのかなというふうには思います。

【司会（東尾）】 市橋先生からコメントがあるようですので、先生、お願いいたします。

【市橋】 大阪の市橋です。

いつものように森嶋先生の厳しいご批評を受けて勉強させていただきたいと思います。

ただ、1点だけちょっとお話しておかないと誤解かなと思ったのは、最後にお話しした当事者訴訟の活性化でいくのか、抗告訴訟を市民化していくのかみたいな、そういう議論をしたのは、これはアジア諸国が行政訴訟、行政手続をつくる中でどう行政権を授權しつつ拘束するかで苦闘しているわけですし、この苦闘の中から、私たちは克服したとと思っている問題をもう一回考えてみようという趣旨でお話ししましたので、私たちのほうから4条を持ち込むとか、抗告訴訟を市民化しろといったようなことを現地でやっていたわけではありません。現地も当事者訴訟はモンゴルが確認訴訟をこの間の改正で入れたのが初めてでして、ベトナムは入っていませんし、ウズベキスタンも入ってなくて、専ら抗告訴訟中心の行政訴訟法になっていまして、ここに勧告を中心に行政裁判を考えるという発想があつて、これを即否定することはできないので、その勧告の仕組みを使いながら、どう権利救済、レメディーを内容と

して盛り込んでいくかみたいなところで実はやっています。

さらに、日本のガラス細工のように精緻な原告適格論とか、処分性論とかそういうものを持っていても、日本のそういうパスディペンデンスというか、歴史の中でできているもので、これはあり得ないというふうに私も考えていますので、現地に寄り添いながら、私たちも一応踏まえた上でやっているつもりでおります。

【森永】 市橋先生、ありがとうございます。それじゃ、どうぞお願いします。

【上原】 現在、明治大学におります民事訴訟法専攻の上原と申します。

カンボジアの法制度整備支援、1999年以来、今に至るまでかかわっておりますし、その間、中国の法制度支援にも多少かかわらせていただきました。その経験で今日のパネリストの方のお話で大変共感を覚えるところが2つほどありましたので、ちょっと感想だけですが申し上げたいと思います。

一つは、何人かの方が言ってらっしゃった法制度整備支援事業にかかわるといことが、もちろん対象国の方々のためにアシスタントといひますか、お助けをするという意義はもちろんですけれども、それだけではなくて、日本の研究者なり実務家の立場からも大いに意味があるんだと、逆に日本に対しても貢献することなんだとそういうお話があつたかと思ひます。まさにそのとおりで、一つはやはり、こういうことをやることによって、我々が日本の法律家、研究者にしる、実務家にしる、当然のことと思ひているような制度であるとか、その運用、あるいはそれを支えている方々というもの、その前提が国によって全然違うんだということがわかるわけで、そういうことで日本の制度とか運営というものを相対化してみるという立場が、視点が得られるということは非常に重要なことではないかと思ひております。

もう一つは、特に中国との関係で感じたことなんですが、先ほどどなたかがXかYかということをは伝えるのにZということも説明しないと誤つて伝わ

てしまうというお話があったんですが、まさに中国との関係でそういうことも何度か感じました。一つは、中国と日本とは同じ漢字文化圏で場合によって同じ漢字が使われていると。しかし、概念としては本来それぞれ違ふと。ところが、それが同じ漢字であるために誤解されやすいというようなことがしばしばありました。もう一つは、やはり中国との関係で感じたのは、我々は法制度の法律の条文等のことを中心に事業を行っているわけですが、やはりそれを支える実務家の体制であるとか、あるいはメンタリティーとかそういうものが現在の中国と日本ではかなり違ふというようなことを感じたわけで、そういうこともあって、同じことを日本でいえば、XかYかといえはすぐ伝わるものが、その前提になるような、あるいは背景になるような事柄を伝えないと正しくこちらの意見が伝わらないということも感じたものですから、今日のお話は大変参考になりました。

【森永】 先生、ありがとうございました。

パネリストからほかに何かありますか。大久保課長、何か、どうぞ。

【大久保】 一つだけ申し上げたいんですけれども、メッセージを伝えるときに、伝えるに値する価値があるということが前提だと思うんです。今日は私も、ほとんど日本人が集まって、日本の法制度整備支援が持っている価値というのを議論したんだと思うんですけれども、柴田検事、それから森永部長、上原先生のコメントに共通すると思うんですが、自分たちが思ってもいないようなことを相手方が価値を見出している場合があると思うんですね。価値を見出す主体は誰かという点もちょっと注意したほうがいいのかなというふうに考えていて、場合によっては、カウンターパート側あるいは相手国の国民が日本人が気づいていない価値に気づくのであれば、相手側に宣伝というか、情報発信してもらおうということも考えられるのかなというふうに思っています。JICAの中では、法制度整備支援と全然関係ないんですけれども、マダガスカルというアフリカに国がありまして、その事務所ではマダガスカル

人にマダガスカルの言葉でJICAのプロジェクトを宣伝してもらったら非常に広まったという事例があるそうなので、そういうJICAの中でのほかの事例というのも参考に、法制度整備支援プロジェクトの情報発信についても今後検討していきたいというふうに考えます。

【森永】 ありがとうございます。

【松尾】 2点ほど補足させていただきます。

1つは、先ほど森永先生からいただきましたコメントで、短い言葉の中で余りはしょって説明するということで誤解を招くんじゃないかと、本当にそこは反省しております。

ただ一つ申し上げたかった点は、日本で土地を授権、導入するとき、一旦王政復古で版籍奉還して、天皇に戻った土地について、私人に所有権を設定するとき、どこまで国家が私人に所有権、責任を与え、国家がどこまで責任を負うのかということについては非常に曖昧なまま地券の発行をして、当時は所有権が天皇にあるのか、それとも私人にあるのかということについて、非常に曖昧なまま地券の発行が進められたという事情があったという点です。結局、先ほど紹介しました所有者不明地、所有権を放棄したいという問題も、結局は土地所有について国家はどこまで責任を持ち、個人はどこまで責任を持つのかという問題はやはりそこは詰められなければならない問題ではないかということがお伝えしたかったことです。

それから、もう一点、今日の午前中の講演の中で再三指摘された、カルチャー・オブ・ローフルネスというのが法の支配の実現のためにどれだけ重要かという点については、やはり今後議論を詰めるべき点なのかなというふうに思っています。特に、カルチャー・オブ・ローフルネスについて、日本の特色をどういうふうに我々は解釈し、消化し、発信するのかという点は非常に重要な論点であるというふうに思いました。

そのときに、今日、アレハンドロさんのご指摘にもありましたけれども、それは一体何の問題なのか、文化の問題なのか、民族的気質の問題なのか、教育

の問題なのか、あるいは政府の、ガバナンスの問題なのかということについては、さらに様々な切り口から議論する余地があって、それは一つではないかもしれませんがけれども、今後詰めていくに値する問題だと。この後のディスカッションにつなげるべき問題ではないかというふうに思いました。

【森永】 松尾先生、ありがとうございました。

こういったちょっと難しい方向に一部行ってしまったところと、それから、私なんかのほうはどちらかという雑駁な話になってしまった部分もあって玉石混交だったかもしれませんが、日本の法制度整備支援というのはある程度のメッセージ性は持つだろうなという期待はしたいんですけども、最後に、どうでしょう、せっかく来ていただいていますので、アルバレスさん、日本の法制度整備支援活動というのは多少メッセージ性を持っていますかね、少なくともUNにとっては。多少ポジティブなメッセージは伝えられていますか、United Nations に対しては。

【アルバレス】 突然、私にスポットライトを当てていただいてありがとうございます。ポジティブなメッセージがあると思います。当初期待していなかった結果が言葉にあるということは非常に興味深いと思います。それぞれがAを達成しようと思ったけれども、Bになったというストーリーを抱えていると思います。多くの場合、ほとんどの場合良いことになったと。でも、時には悲劇的になる場合もありますが、日本の場合ポジティブなメッセージがあると思います。

多くのもととなった要素というのは、こういった議論からです。この法制度整備支援というのは技術的な課題ではなく、どのように私たちが私たちの生活を生きていく価値があるものにしていくかということです。遺産、離婚、土地、雇用、仕事、様々な課題があるわけなんです、それに対応するというのはポジティブなメッセージだと思います。多くの人がこういったことを話しています。法の支配というのは、結局は希望の要素を持ったメッセージだと思っています。ありがとうございました。

【森永】 それではそろそろ時間も参ったと思いますので、前半の、パートワンのパネルディスカッションはこれでおしまいにさせていただきたいというふうに思います。皆さん、どうもご清聴ありがとうございました。

休憩を挟みまして後半になるようですけれども、休憩はただいまから15時30分まで休憩ということだそうですので、適宜、私はたばこを吸いに行きますが、おつき合いくださる方はどうぞ一緒に来てください。それではどうもありがとうございました。(拍手)

(休憩)

【司会(梅本)】 これより90分間はパネルディスカッションの後半として、「日本の法制度整備支援を、誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきか」をテーマに行います。

パネリストをご紹介します。外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官の岡垣さとみ様、JICA法制度整備支援アドバイザーの佐藤直史様、第2部から引き続き、株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与の船木成記様、こちら第2部に引き続き、UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行のアナ・パトリシア・グラッサ様、法務総合研究所国際協力部副部長の伊藤浩之です。後半のモデレーターは、国連アジア極東犯罪防止研修所の渡部亜由子教官が務めます。

パネリスト、モデレーターのご経歴の詳細については、席上配付の資料をご参照ください。

それでは、渡部教官、よろしくお願いいたします。

後半「日本の法制度整備支援を、誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきか」

【渡部】 ありがとうございます。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNA FE I)の教官をしております渡部亜由子と申します。長い一日の最後の90分となりましたが、しばらくおつき合いいただければと思っています。

まず初めに、今、名前と所属については司会のほうからご紹介ありましたけれども、簡単にこのパネルからご参加いただいた皆様について、一言ずつ顔と名前が一致するように自己紹介を簡単にお願ひできればと思います。伊藤副部長、お願ひいたします。

【伊藤】 ありがとうございます。

皆様、改めまして、本日はお越しいただきましてありがとうございます。国際協力部の伊藤でございます。

経歴につきましては、皆様のお手元にお配りさせていただいておりますのでごく簡単に申し上げますけれども、もともとは検事でございます。2011年から2014年までの3年間、ラオス法制度整備支援プロジェクトの長期専門家として、ビエンチャンで業務をしておりました。その後、一旦検察の現場に戻りましたが、2016年の1月から再びICDに戻りまして、こちら法制度整備支援の業務にかかわっております。

今回、私、このパネルに参加をさせていただくということで、冒頭ちょっとご説明を兼ねて少しだけ述べさせていただきますけれども、今回のテーマとの関連です。ラオスの長期専門家として現地で活動をしておりましたときに、現地でもその活動についての宣伝というのは多少はしておりました。ですが、やはり中心となるのはプロジェクトとしての活動に取り組むことですので、今回、このテーマで法整備支援連絡会を行うことで、現地での発信というのは一体何だろうというところから改めて考える機会になったと思っております。こういった点、皆さんとも意見交換をできればと思っております。

また、2016年にICDに戻りましたけれども、以前、最初にいたときは2010年なんですけど、ICDにいたときに比べて、法制度整備支援に関する日本国内での認知度も上がってきているというふうには感じております。しかし、先ほどから出ておりますように、まだまだご存じない方、なじみのない方が多く、今ICDにおりまして、法制度整備支援というものについて対外的にご説明をさせていただく機会というのが非常に多くございます。ですので、

私どもICDとしてもこの発信というものを意識してきております。

ただ、こういったことをテーマとして、発信をテーマとして正面から取り上げるに当たって、既にWhatという、何を日本はメッセージとして発信できるかということは先ほどのパネルでも話がありましたので、このパネルでは特になぜ発信するのかと、Whyというところ、これが非常に重要ではないかというふうに思っております。これを考える上で、誰に対して向けられたものかということも当然かかわってくると思ひます。そして、それによって、どうやって発信するかも議論しやすくなるのではないかと思っております。

今はこの程度にしておきまして、この後、現状と課題について少し改めてお話をさせていただきます。

【渡部】 ありがとうございます。

アナさんについては、午前中のパネルでご紹介ありましたとおり、現在、UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行として活躍されていらっしゃる方でございます。

さらに船木様については、また午前中、プレゼンを非常に……

【船木】 1点だけいいですか。

【渡部】 ぜひお願いします。

【船木】 さっき時間が気になって、自分のことを僕ほとんどしゃべっていなかったんで、改めてこのような場にお招きいただいて、機会をいただいてありがとうございますということと、あと、JICAの皆さんには長野県参与としての立場として、実はJICAの研修所が長野県内にございまして、駒ヶ根のほうに、いろいろお世話にもなっておりますので、そこも含めて御礼を申し上げたいというふうに思っています。

本業のほうはコミュニケーションといいますか、ソーシャルマーケティングというジャンルでありまして、社会課題をいかに社会化するかということが私の仕事といいますか、翻訳をする係という領域かなど。専門家と専門家、ないしは専門家と社会をど

うつながかというコンテキストのギャップなりをどう埋めていくのかと。かつ、その先にあるビジョン、未来に対してどういうふうな状態をつくり出していくのかということ全体のデザインというか、マネジメントが必要で、キャンペーンをつくる時もあれば、それよりもっと手前の運動体をつくるであつたりとか、もしくはもっと政治的な観点も含めてアドボカシー的な領域をやるというようなこともあります。あるどんな状態をつくり出すのか、そのビジョンなり、ゴールイメージをどういうふうに描けるかということが勝負になるかなというふうなことで、問いを立てるのが僕の仕事といいますか、どういう思いで何をしたいのかと。それは個人の思い込みないしは組織のエゴなのか、パブリックの願いになっているのかと、そういうことが私自身の仕事かなというバックグラウンドがありながら、今日、ちょっと少し乱暴な話を先ほど申し上げたんですけれどもというのが、行って帰ってきてのお話でございます。

【渡部】 ありがとうございます。

続いて、佐藤様、お願いいたします。

【佐藤】 ご紹介、ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。JICAで法整備支援アドバイザーを務めております佐藤直史です。

経歴につきましては、お手元の資料に詳しく記載いただいておりますので詳細は省きますが、実務家として法制度整備支援に携わりまして、今年で15年目になります。その間、担当させていただいた国は二十数カ国に及びます。現在はJICAの仕事をしつつ、バンコクにおきまして、当地の法制度整備支援にかかわる関係機関あるいは研究者の方々などの意見交換をしながら、情報収集や発信に努めております。発信という意味では、来週も実はこの会議の結果をバンコクのUNDPの地域事務所の方々と一緒にシェアをしつつ、今後の様々な連携などについても話すという予定になっております。過去の経験を踏まえまして、いろいろ今日も皆様とディスカッションをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【渡部】 ありがとうございます。

続いて、岡垣様、お願いいたします。

【岡垣】 ただいまご紹介にあずかりました外務省の岡垣と申します。

私、外務省で国際協力局というところの地球規模課題総括課というところにおります。本日、参加されている皆様、法律の専門家であつたり、法制度整備支援を現場で経験なさつたり、やってらっしゃつたり、そういう方がいらっしゃる中で若干異質というか、異色な肩書だと思われた方もいらっしゃると思います。

私が今所属しております地球規模課題総括課というところは、英語でいいますと International Global Issues Cooperation Division といひまして、およそグローバルな課題というのは全て扱うと。例えば教育ですとか、水・衛生問題、ジェンダー、保健、その中にはこの法制度整備支援というの含まれます。こういった課題の特に政策の立案、そういった部分を主に担当している課でございます。

本日、こちらに私が参加させていただいた理由というのは、法制度整備支援と共通するところがあると思うんですが、今私たち外務省ではSDGs、2015年に国連のサミットで採択されました持続可能な開発目標というのがございます。こちらを政府の中で取りまとめをしている、そういった課でございます。こちらの課でSDGsという、まずこれは何なのか、国連という遠いところで首脳同士あるいは外交官が交渉して決めて採択されたもの、これが実際に自分たちにどうかかわってくるのか、そういったことを皆様にわかりやすく説明するためにこういった広報戦略を立てたらいいか、そういった考えのもとでいろいろと取組みをしております。今日はそういったことを少しご紹介させていただいて、皆様が今日、法制度整備支援の発信について考えていく中で少しでも参考になることをお伝えできればと思っております。

【渡部】 ありがとうございます。

ただいまお話しいただきましたように、朝からSDGsと何度聞いたことでしょう。SDGsと我々

わかったように話しておりますけれども、今、岡垣様に紹介いただきましたように、日本政府としても取組みをしているところでございます。それについて岡垣様から簡単にご紹介をいただき、ここで皆の共通認識をつくりたいと思います。

【岡垣】 ありがとうございます。

お手元に資料もお配りしておりますが、今日、もう何度も耳にされたと思いますが、SDGsという——Sustainable Development Goals、これは2015年に国連のサミットで、国連に参加する国々の首脳の間で採択された国際的な開発分野の目標になります。こちら実は2001年にこの前身となるミレニアム開発目標というのがございました。この期限は既に終わってしまいましたが、まだ幾つか課題が残っていると、幾つかというか、また新たな課題も発生していると、そういったことで17の新しい目標ができています。真ん中にありますロゴマーク、これは国連が作成したSDGsのロゴマークになります。外務省ではこの17のゴールから成るSDGs、これが私たち一人一人の生活に身近な課題であると、こういったことを理解していただくことが非常に重要だと考えておまして、そういった考えのもとでSDGsの普及、啓発に取り組んでおります。

こちらはSDGsに関する政府の取組みをイメージで表した図になります。3つの層に分けてみたのですが、まず、一番下の政府、ガバメントのところですが、こちら政府の役割は基盤を整備すること、つまり縁の下での力持ち。私たちがやっていることというのは、例えば政府全体の方針を打ち出して、あるいは関連の予算を確保する、そしてSDGsとは何ぞやというこのSDGsをあらゆる局面で主流化して、そして啓発していく、こういったことを行うのが政府の役割だと考えております。

そして、上のほうに上がっていきます。まず、政府が啓発活動をすることによって、2番目の行動を促していくと。そして、この行動というのは例えば民間企業であったり、あるいは自治体や市民社会であったり、こういったあらゆるステークホルダー、こういう方たちの行動を促していく。こういったこ

とをSDGsに関する啓発の目的としてやっております。

例えば民間企業の、経済界の動きとしましては、SDGsを従来の社会貢献活動、いわゆるCSRとして捉えるのではなくて、最近ではこれを新たなビジネス展開の契機と認識して、まさにSDGsを推進することによって本業を通じた貢献を追求する、こういった動きが経済界の中で出てきています。例えば昨年、7年ぶりに経団連が改定した企業行動憲章というものがございます。こちらはSDGsへの対応というのを経団連として基本理念という位置づけで掲げています。

そして、自治体でもいろいろな取組みというのが行われています。自治体ではSDGsというのを原動力にして、例えば地方創生、そして地域の活性化、こういったことにつなげていこうと。持続可能な環境、そして暮らしやすい生活、そういったものを実現するための取組みを自治体が自主的に、積極的に進めています。

そして、市民社会でも、例えば65以上の団体が構成するSDGs市民社会ネットワークというのがあります。こちらは非常に活発な活動をしていまして、政策の提言をしたり、広報や普及啓発活動、こういったことをやっています。

右側を見ていただくと、Awareness Raising、まず啓発をして、その上にLocal、これは地に足をつけたいろいろなアクターによる行動があります。そして、こういった地に足をつけたいろいろな行動、こういった一人一人が取り組む、あるいは一つ一つの団体、業界が取り組む、こういったことが積み重なってグローバルな取組みにつながっていく、こういうふうに考えております。ローカルな取組みをSDGsとひもづける、こういったことによってグローバルな取組みを押し上げていく、こういったことを政府として目標としています。

そして、次になりますが、簡単に外務省のSDGsの広報の取組みをご紹介します。昨年の7月にニューヨークにおいて、ニューヨークの国連本部で国連ハイレベル政治フォーラムというの

が開催されました。これはSDG s が採択された後に各国がSDG s の取組みについて紹介をするハイレベルの会合となっています。

こちらの会合とは別ですが、日本政府がこちらの機会を利用して、主催のレセプションを開催しています。こちらが左下の写真と右下の写真でございますが、こちらに映っている黄色の服を着た方、この方がP P A Pのキーワードを掲げて活動しているピコ太郎氏です。このピコ太郎氏に対して、外務省はSDG s の親善大使という名称を付与しまして、今SDG s を民間レベルで啓発していくために様々な活動にご協力いただいております。そして、ピコ太郎氏のP P A Pなんですけど、これはPen, Pineapple, Apple and Pen なんです、それでP P A P。ただし国連の場合では、こちらのスライドの上にありますけど、Public のP、あと、Private のP、そしてPartnership, プラス Action ということで官民連携の行動、このP P A Pというキーワードを宣言してもらっています。

こちらの国連で開催したレセプションには非常に多くの国の外交官であったり、あるいは各国政府の閣僚レベル、そういったいろいろな方が参加をさせていただきました、非常に効果的な発信ができたと思っております。日本のマスコミにも多数広報していただいております。

続きまして、簡単にまたご紹介したいのですが、外務省のまた別の取組みとしまして、お笑いの世界とも連携しています。例えば左上の写真ですが、これは吉本興業と連携した取組みの写真です。そして、右側にイラストがございます。こちらは吉本興業に所属する芸人、この方たちに17の目標、ゴールの一つ一つに芸人を割り当てて、そしてわかりやすくゴールを説明しています。例えばゴールの17というのはパートナーシップになります。パートナーシップ、ここのキャラクターは芸人さんでとにかく明るい安村さんなんです。この方がいつもネタで言われている「安心してください」という言葉があります。ここに書かれているのは、「安心してください、みんな仲よくできますから」、これがパート

ナーシップ、ゴール17のキャッチフレーズになっています。

それでは、司法分野のゴールである16、これは何かというと、これはケンドーコバヤンさん。この芸人さんがキャラクターとなっていて、「平和を願わないなんて正気ですか!」、彼の通常のネタをこういう形で用いて、17の目標全てをこういう形でわかりやすく説明しています。賛否両論ございますが、少なくとも小学生、中学生に説明をしますとかなりウケます。

それ以外に、例えば日本で最大の国際協力のイベントというのを最近では年に1回、秋にお台場で開催しています。これはグローバルフェスタ JAPAN というものになります。昨年はSDG s、これをメインテーマにしまして、吉本の芸人のオリエンタルラジオとのトークショーを開催したり、あるいはピコ太郎さん、ピコ太郎さんは吉本ではなくてエイベックスさんなんですけれども、エイベックスのピコ太郎さんに来ていただいてトークをしていただく。こういったこともマスコミ業界、エンタメ業界とも連携して推進しているところであります。

そして、こちら第1回ジャパンSDG s アワードというものを昨年の12月26日、総理官邸で開催いたしました。そのときの写真なんですけど、こちらでは安倍総理からの挨拶、あるいは国連のグテーレス事務総長からもメッセージをいただいております。これは何をしたかといいますと、SDG s 達成に向けてオールジャパンの取組みをますます推進していきましょう、こういった目的を持ちまして、SDG s の達成に資するすぐれた取組みを行っている企業や団体を表彰する、こういったことを初めて行いました。昨年9月から11月の2か月間にわたって公募をかけまして、それに対して282の企業及び団体から応募がありました。これを公正、厳正な審査を経て、12の企業と団体を表彰したところです。

次に、既にごらんいただいている方もいらっしゃると思いますが、官民パートナーに立脚して、ピコ太郎さんを活用して、私どもがつくっている映像資

料というのをここでご紹介したいと思います。お願いします。

－SDGs 広報動画の上映－

こちら賛否両論ございまして、非常に厳しいコメントも頂戴したりはしておりますが、少なくとも印象に残ると。これもものすごく多い再生回数いただいております。

そして、次、今見ていただいているスライドですが、外務省ではソーシャルメディアも活用しまして、例えばピコ太郎ですとか、今申し上げたオリエンタルラジオ、あともう一つ、外務省のやわらかツイートというのを使いまして、いろいろと身近な話題というのを発信しています。こちらに閲覧数等も記載させていただいていますけれども、例えばピコ太郎の動画というのは閲覧数4万2,000件という外務省では異常に高い数値を、通常の外交案件に比べるとものすごく高い関心度がうかがえる数字が出ています。こういった外務省としてはいろいろなソーシャルメディアも活用しまして、若い世代、こういった方たちにもいろいろと働きかけていく、啓発をしていく、こういったことを取組みとしてやっているところでございます。

そして、これから、2019年には国連でSDGsに関する首脳級のレビュー会合もございまして、また2020年の東京オリンピックあるいはパラリンピック、そして2025年の万博の開催、こういったものも見据えながら、いろいろと連動して広報活動にますます力を入れていきたいと思っております。

以上、簡単でございまして、外務省のSDGsに関する広報の取組みについてご紹介させていただきました。

【渡部】 岡垣様、ありがとうございました。

すみません、最後に、私、自分のことを少し申し上げますと、私はUNAFEIの教官をしております。UNAFEIは皆さん、ご存じのものとして進めてよろしいでしょうか。机上にパンフレットも置かせていただきましたが、国連と日本政府との協定に基づいて運営されている機関でありまして、刑事司法実務家——刑事司法実務家という言葉自体、業

界人しか使わない言葉なのかもしれませんが、警察官や検察官、裁判官、刑務所職員、保護観察官などに対する研修を行っております。まさに今、隣の部屋でも168回高官セミナーというものを行ってございまして、そのテーマがルール・オブ・ローをどうやって促進していくかというテーマで、非常に大きなテーマで現在セミナーを行っているところでございます。

そして、なぜUNAFEIの教官の私がここに座っているかと申しますと、一つにはUNAFEIとICDとがこの新しい建物で仕事を始め、これから日本の司法外交と大臣がおっしゃいます法制度整備支援についても、何か協働してやっていけるのではないかという考えに基づくことが一つ。

あともう一つは、私、UNAFEIで研修を行う中で、時間を守らせることに非常に厳しいということで有名でございます。なので、最後のセッションを後のレセプションに影響のないようにきっちり終了させることが私の仕事だと思って、ここに座っております。

もう少し真面目なふうに申し上げますと、先ほどのパネルディスカッションの中で、柴田検事が2つのアプローチについて説明をされました。日本のアプローチは、まず現地に寄り添って、そこから支援をしていく中で国際的な標準に近づくようなアプローチだと。他方、UNのアプローチはまず、マンドートがあり、そこを少し現地にどうやって合わせていくかという形でのアプローチだというふうに説明をされておりました。UNAFEIはUNの関連機関でございますので、もちろん、UNのStandard Norms、基準規則についても研修生に対して説明をいたします。それをみんなに知ってもらおうということも一つの大事な仕事にしておりますが、ただそれをやりなさいというのではなくて、日本の例を挙げながら、こういう方法もあるよという形での研修を行っております。決して日本のやり方を押しつけるということはやっておりません。これがベストだとは我々もなかなか言えないところですから。そうすると、ICDのほうでやっている法制度整備支援と

UNのアプローチとのちょうど中間のようなアプローチなのではないかと思っております、それに携わっているという立場から、この最後の大事なセッションについて、司会を任されたのではないかと思っております。

さて、皆さん、自己紹介いただき、私も十分自分の紹介をいたしました。早速議論に入りたいと思うんですが、このセッションでは先ほどの森永部長によりますセッション、法制度整備支援はどのようなメッセージを持つのかということから引き続きまして、お手元の資料によりますと、日本の法制度整備支援を誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきかというテーマを与えられております。お気づきのとおり、日本語では発信という言葉を使っており、英語では Sharing という言葉を使っております。さらに、午前中のアナさんの発表の中では、コミュニケーションというキーワードも出たように思います。さて、この中のどれにフォーカスして話をしようかと考えるところですが、まずは1つ目のパネルディスカッションでのメッセージというところを受けて、そのようなメッセージをなぜ伝えるのかということから始められればと思います。このなぜということは、誰に、またどのように、何をということにもつながっていくのではないかと思います。

この枠組みの上で、まずは伊藤副部長から、ラオスで長期専門家として、現地専門家として活動されたご経験、それから、現在ICDで多数国に対する法制度整備支援をされているというお立場から、現状と課題について問題提起をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【伊藤】 まず、法制度整備支援の現場の話をさせていただきます。非常に多次元の話なので、話があっち行ったり、こっち行ったりするかもしれないんですけどもご容赦ください。

まず、先ほどありましたように、支援をしている、協力している相手国との関係についてです。法制度整備支援をやっている現場で、私も長期専門家として派遣されていて、現地での発信としてまず思い浮かぶのは、私たちは法令をつくる支援をしたり、あ

るいは執務参考資料をつくったり、それから教材をつくったりという活動も多くあります。そういったものを普及する、配布する、現地で使ってもらおうと。そこにはJICAのロゴが入っていたりしますけれども、そういった形での普及というのがあります。それから、そういった活動をする中でセミナーを行います、大きな会合をやりますというときに、現地のマスメディアに案内をして新聞やテレビの取材に来ていただいて報道されると、こういったこともあるなと思います。また、ウェブサイトでそういったニュースが広報されるということも当然あると思います。

ですが、やはり現地において、一般の人というのは余りそういったことについて関心がないし、知らないと思います。私たちが日々相手として活動している機関、裁判所なり検察なり司法省なり、そういった機関の人でも活動に参加している人以外の人というのは必ずしも私たちの活動について知らないということは決して珍しくないと思っております。

そういう現状ですので、じゃ、もっと日本はこういう支援をしているんですよというふうに宣伝をして、プレゼンスを示すべきなのか。それもいいかもしれませんが、私はそこが本質、一番重要なことでは必ずしもないというふうに思っています。これは、私ども、プロジェクトで支援することが多いですけども、プロジェクトにおけるターゲット、その裨益者は誰なのかということにも関連すると私は思っております。それはその国の法曹の人なのか、あるいは市民の方なのか、どういった方がそのメリットを受け取るのかということにかかわると思いますし、そのプロジェクトのゴールそのものというよりも、そのさらに先にあるオーバーオールゴールであったり、スーパーゴールであったりという、そのさらに先にあるゴール、こういったものというのが実はメッセージになってくるのではないかと思います。また、そのプロジェクトでは必ずしも意識していなかった日本の経験などもメッセージになっているという話が先ほどのパネルでもありました。アナさんの話の中でも、そういった人々のコ

コミュニティーに対してのメッセージの発信が大事だというお話があったと思います。そうすると、今、日本がやっている支援というのはそういうメッセージを発していると言っているのか、発していないと言すべきなのか。直接的には発していないけれども間接的には発していると言すべきなのか。こういったことも色々な考え方があのかなというふうに思っています。

その上で、対象国に関する私のコメントの最後の部分は、これは決して支援をしているということを示す、発信することが大事なのではなくて、その相手国の人たちがその国を発展させるために今こういう取組みをしているんだと。一つの例でいえば、司法改革をしているんだと、そういうその国の人たちの取組んでいる姿勢を示すということが重要な意味があるのではないかと考えています。それがその国における司法への信頼の向上とか司法アクセスというものへの市民の認識の向上とかそういったものにつながってきて、またそれが実際に活動している人たちのところに戻ってきて、その人たちのモチベーションになると。自分たちはこういう取組みをもっと頑張らなきゃいけないんだというモチベーションにもなるのではないかと個人的には思っています。

2番目が、国際社会あるいは国際機関などのいわゆるドナーと言われるところの関係です。国際社会と国際機関も必ずしも一緒ではないと、別々に考えることもできるかとは思っています。現状としまして、ICDとして、法整備の支援の活動の発信をどうしているかという、まずはウェブサイトでももちろん英語でも発信はしています。それから、「ICD ニュース」という私どもの部署の機関紙を発行しております。これも英語でも発信をしています。ただ残念ながら、情けないことにまだ余りよく知られていないと。なかなかこういったものにとどり着ける海外、国外の方は多くないというふうに認識をしております。

また次に、私どももできるだけ国際会議に出席する。あるいは今回、UNDPからお招きしたように、そういった機関から来ていただくということにも取

組んでいます。また、UNDPやワールドバンクの国際会議にも、近年はJICAさんあるいは名古屋大学さんと一緒に出席をさせていただいたりもしています。それから、先日、国際知財司法シンポジウムということで、ASEAN+3の国々を対象にした国際会議というのを日本で開催する機会もありました。ただ、そういった会議に出て、やはりまだ日本を含むアジアのプレゼンスというのは非常に低いというふうに感じております。

それから、法制度整備支援の現場では、現地に来ますと、現地に来ているドナーの人と情報交換というのはその時々で行っています。現地にいる現地のUNDP事務所であったり、あるいはほかの国のドナー機関であるGIZ、USAIDとか、いろんな国の機関との情報交換をしています。なぜそういう情報交換をしているのかというと、まず一つは、重複を避けて効率的に行うということがあると思います。また、それから、もちろん経験や教訓を共有するということもありますし、日本のやっていることのプレゼンスを示すということもあると思います。

ただ、これは、私は時間があればアナさんにお聞きしたいなと思っているんですけども、先ほどから出ていますように、日本の支援というのは幾つの特徴があります。相手の自主性を尊重する寄り添い方というのがありますし、多様なリソースを用いている、人材育成を重視している、それから、日本の法制度整備支援をしてきた経験というのがユニークであるというようなものがあります。こういったものというのは、それを発信することでほかの潜在的なパートナーとなる国へのメッセージになり得るのか、こういったところも考えることができるのかなと思っています。

最後、国内に対する発信ですけれども、これもまた詳しく話すちょっと私ばかり時間をとってしまうので、これはこの後時間が別にとればということで、やはり国内向けも同じように広報誌を出したり、ウェブサイトで広報したり、こういったシンポジウムを開いたり、外部に行って講義をしたりと、こういうことでやってはおりますが、まだ十分では

ないのかなど。こういったところについても、船木さんを始め、皆さんからご意見いただければと思います。

【渡部】 伊藤副部長、ありがとうございました。

ただいまは対象国と、それからドナーに対してどのような発信をしているか、発信と今区切って申し上げますけれども、それとそこでの狙いについてお話をいただきました。長期専門家として過ごされたならでは心の叫びが聞こえたように思います。

では、次に、JICAの視点からこの点について現状と課題、JICAとしてはどのようなことを考えていらっしゃるか、佐藤さんからお願いできますでしょうか。

【佐藤】 現状分析と問題意識につきましては、今、伊藤副部長が詳しくお伝えしていただきましたので、私から2点ほど、日本の法制度整備支援の発信について足りない部分を申し上げます。

1つは言葉の使い方です。相手に合わせたわかりやすい共通言語を使うこと、これがこれまでは十分ではなかった、そのように考えております。2点目は、ネットワーキングです。これまで様々なこうした国際会議の開催、あるいは国際会議への参加など行ってまいりましたけれども、その場限りの発信になってしまっているのではないかと、その問題意識です。

まず、1つ目から申し上げます。この相手に合わせたわかりやすい言葉ということにつきましては、船木さんからご指摘をいただいたところではありますが、カウンターパート、すなわち、私たちが直接、支援活動を行うときのパートナーとなる相手国の機関または人々と一緒に作業をするときの言葉、それから国際社会で、国際場裏で私たちの活動をシェアするときの言葉、それから相手国の国民の皆さんに対して私たちの活動を説明するときの言葉、これらは状況に応じて使い分けなければいけません。この部分がこれまでは十分ではなかったと申し上げます。

私たちはどうしても法制度整備支援を行う人間が法律家であり、カウンターパートが法律家ですので、

つい法律家同士の言葉で、限られたサークルの中で会話をしてきてしまいました。これを私は「法律家の法律家による法律家のための法制度整備支援」と呼びますが、もちろん私たちのカウンターパートの利益を考え活動をするのは重要ですが、この法律家の法律家による法律家のための法制度整備支援を超えてメッセージを発信しなければならない。それが今回のこの会議のテーマである。そのためにはどのような言葉を使うべきか。船木さんからご指摘ありましたけれども、一般の方々には法律があるとどんなにいいことがあるのか、それを伝えること。それから、例えば国際社会においては、現在、国際社会で使われている言葉、それはルール・オブ・ローでしたり、SDGsでありましたり、アクセス・トゥ・ジャスティスでありましたり、ヒューマンライツあるいはピースビルディング、そうしたキーワードをしっかりと使って相手に説明することが重要であると認識しております。

ただ、このキーワードの使い方也非常に注意しなければならない面がございます。例えば基本的人権という言葉について、これはこの言葉は日本政府の法制度整備支援の基本方針の中でも目標の一つとして掲げられている言葉ですが、実は国際社会において、日本の法制度整備支援がヒューマンライツプロモーションに直接的には取組んでいないのではないかと、そのような捉え方がされていたことがあります。これはとんでもない誤解なのです。例えばJICAの法制度整備支援で、多くの先生方、関係者の皆さんのご協力を得ながら進めてまいりました民法や民事訴訟法、こうした法律はまさに人々の権利を守るためのものでありまして、直接ヒューマンライツプロモーションに取組んでいたのです。ところが、このヒューマンライツという言葉を使わずにJICAの法制度整備支援を説明してしまったがゆえに、国際社会では、日本の法制度整備支援は人権とは関係がないといったような誤解をされたことがございます。こうした教訓を踏まえて、私たちはそのコミュニティーの共通言語をしっかりと理解した上で、我々の活動を伝えていかなければならない、そのように

認識をしております。

加えて、このヒューマンライツという言葉は今、JICAとしても積極的に行っていますビジネス環境整備とも密接な関係がございます。先ほど岡垣さんから経団連の企業行動憲章の話がございましたけれども、ビジネスをするに当たって、ヒューマンライツに配慮していく。これは最近、国連が「Guiding Principles on Business and Human Rights」というものを出しておりますけれども、こうした国際場裏の議論を踏まえて、私たちは法制度整備支援を行っていかねばなりません。ビジネス環境整備を目指す法制度整備支援でも十分に留意しているということをしっかりそのコミュニティーの言葉で伝えていかねばならないのです。

正直、このようなことを申し上げますと、そんなことは当たり前だと先生方からお叱りを受けると思っています。法律づくりのプロセスの中で、ヒューマンライツ、人権に配慮する、そんなことは当たり前だ。もちろん私はつぶさに近くで拝見させていただき、また自分自身も担当させていただき、日本の支援がしっかり配慮したものである、そこは十分に認識をしているのですが、このことをしっかり言葉にして伝えていく。その社会の、そのコミュニティーの言葉として伝えていく。それは非常に重要なことであると認識をしております。また、ヒューマンライツということは、最終的には人々が安全で安心して暮らしていく、そして、人々が幸福になっていくための前提でございます。これを目指しているということとを文脈、それから相手に合わせて相手の言語で、相手にわかる言語で伝えていく、これが必要なことになってまいります。

2点目です。ネットワーキングと申しました。ネットワーキング、これはその場限りのものではなく、継続的にということをお願いしたいと考えております。より多くの場で直接、継続的にコミュニケーションをとること、これが情報の共有、発信においては非常に重要であると認識しております。これも船木さんにご説明いただきましたけれども、インフォメーションでは意味がないと。しっかりコミュニ

ケーション、これは双方向的にコミュニケーションをとること、これが非常に重要でありまして、実はこういった会議では、結局、この場限りの議論にとどまってしまうのではないかと、そういったことを危惧いたします。これを継続的にネットワークを通じて、いろいろな関係者の方々とコミュニケーションをとっていくこと、これが非常に重要なことになってまいりたいと思います。

そして、その場合のネットワーキングの相手でございますが、これは例えばカウンターパートの皆さんとは当然のことといたしまして、それだけでは十分でない場合もございます。これもアナさんから先ほどご説明いただきましたが、様々な関係者あるいは様々な条件、様々な背景、そういったものを考慮しつつ、法制度整備支援を進めていかねばなりません。その場合にやはりできるだけ広くネットワークの輪を広げて、情報をしっかり集約していくこと、これが非常に重要になってまいります。もちろん言うまでもなく、カウンターパートとの合意内容をしっかり果たしていくこと、これは当然のことではございますが、こうした最終的な裨益者に対してどのようなアプローチをとっていくのか。つまり、ネットワークの相手はカウンターパートだけではないと申しました。その先にある相手国の国民の方々とも十分にコミュニケーションをとれるようにしていく。もちろん簡単ではございませんけれども、この部分、これまで十分にできていなかった、そのような反省もあろうかと思っております。

そして、カウンターパートの皆さんにはそうしたネットワーク、そして、広い関係者とコミュニケーションをとることが、カウンターパートが目指す大きな目標に向けた非常に重要な関心事であるということ、カウンターパートと認識をしっかりと共有することも重要になってまいります。カウンターパートの方々をないがしろにして、ほかの人たちとコミュニケーションをとることがいいと申しているわけでは決してございません。ただ、カウンターパートの方々にとっても、最終的な裨益者へのアウトリーチ、これを重大な関心事としており、そこに役

に立つ、そうした活動になっていくと。そのようにカウンターパートの方々と合意した上で、ネットワークを進めていかなければならない。これは、繰り返しですが、継続的なものであり、直接的なものであり、双方向的なものでなければならぬ、そのように考えております。

以上、2点お伝えいたしました。

【渡部】 佐藤様がJICAで活動されていらっしゃる中でお持ちの問題意識について語っていただき、またコミュニケーションというキーワードも出てきたように思います。

そこで、岡垣様に少しお伺いしたいんですけども、SDGsとは非常に抽象的な概念ですが、これを発信することにどういう意義があるのかについてお伺いをできればと思います。そして、その後、コミュニケーションというキーワードが出ましたので、午前中にコミュニケーションの重要性、それからパートナーシップの重要性についてお話いただきましたアナさんにもコメントをいただき、その後、船木様、コミュニケーション部門、広報、広告代理店でご専門でいらっしゃいます船木様にもコメントをいただければと思います。まず、岡垣様、お願いいたします。

【岡垣】 簡単に申し上げますと、まずSDGsについて、国民に発信していくことがどうして重要なのかというのは、やはりSDGsというのは先進国のみの目標ではなくて、先進国及び途上国の目標、全ての人の目標であると。あと、関わってくる人々というのもNGOであったり、あるいは民間セクターであったり、政府であったり、ありとあらゆるアクター、ステークホルダーがかかわってくると。こういう人たちが自分の問題であるとそういう意識を持って取組んでいくこと、あるいは日々生活していることの中にSDGsに関わることがあると。そういうことによって、自分たちの行動意識が変わってくる、そういうことを促すことが目的です。

そして、そのためにはどういうふうにしてわかしてもらおうか。まず、SDGs、SDGsと言って名前を覚えてもらうだけではだめでして、そこをさら

に一步SDGsという言葉になれてきたら、例えば目標の1というのは貧困削減なんですけど、我々の身近な問題として今、日本では子供の貧困というのが問題になっています。こういった子供の貧困、身近な問題、これもSDGsの一つですよ。あるいは食事をする前に手を洗います。これは水と衛生の問題、SDGsの目標の6にかかわってきます。例えば目標の8についても、ディーセント・ワークというのは今まさに官民挙げて働き方改革をやっているところですので、こういった問題というのが自分たちが少しずつ改善することというのが実はSDGsの達成に貢献しているんだと。こういうふうに一人一人の国民の方あるいは企業の方が自分の問題としてこれを捉えて、行動をとる、そういうことを促したいと、そういう思いから、私どもは国民にわかりやすく発信すると、こういうことに取組んできております。

【渡部】 では、アナさん、コメントいただけますか。

【グラッサ】 この機会を捉えまして、大臣に感謝をしたいと思います。法務省及び法務大臣にはお招きいただきましたことを感謝いたします。私及びアレハンドロをお招きいただきましてありがとうございました。

今までの議論の中でメッセージを伝える、コミュニケーションの話をしてきましたけれども、UNDPの経験から申し上げますと、特に国のレベルにおきまして、課題というのは必ずしもメッセージを伝えるということだけではないんです。といいますのも、メッセージを伝えるというのは私たちの主要な目標じゃないんです。私たちが仕事をするときにはパートナーとその国で仕事をするときはそれが目的じゃない。課題は多くの場合、何かといいますと、実際にインセンティブを提供して、正当性を提供して、国のカウンターパートに対して、もしくは国の当局に対して、例えば司法部門にいる人たちに対して説明をすることなのです。つまり、その国は確かに今、長期の改正、改革を行っている。これはしばしば、市民にとってはなかなか具体的に見えてこないわけです。何が起きているか、ちゃんと理解し

てもらえないわけです。私たちの法の実務家以外はなかなかわからないわけです。改革が進んでいる間には、特に、例えば危機の文脈の中で、そのような国々において、移行している国々、今までの体制が独裁主義だったのが民主主義に変わろうとしている中でちゃんと伝えていくと、情報を共有すると。それもその市民と情報を共有する。どういう改革が進んでいるかということ伝えるというのが一番重要なんだと思います。これは一緒に協力ができるのではないかと思います。

多くの場合、私たちはUNDPとしては、私たちは長期の開発機関でありますので、私たちの仕事の内容というのは当然ながら、当国政府やその他のパートナーと協力をして、その中で一緒に公共発信戦略というのをつくって、当然ながら人々というのは司法を求めている、説明責任を求めているわけですから、小さな前進があれば、それを見ることができるところです、その改革が進んでいる中で。これが私たちが考えている重要なエンゲージメントです。コミュニケーションというのは当然ながら、私たちは人間であるわけですから、夢があるわけです。これらの国々においては、人々は進展を見たいわけですから、どのような、指導者がどんなことをしてくれているかということを知りたいわけですから、そういう意味ではその分野で私たちはカウンターパートと一緒に協力をして、そのようなパブリックインフォメーションのキャンペーンを国民のためにしています。

また、国のレベルにおいて、私たちにとっても身近で重要だと思っているのは、例えば私たちがプロジェクトを作成する際に最も重要なのは、実際に一体国民が何を必要としているのか、何を求めているのか、その国の市民の夢は何かということを知ることです。評価もしくは人々の認識の調査をすることによって、司法が例えば女性にとって、例えば農村に住んでいる女性もしくは山岳部に住む女性にとっての意味は何か。もしくは都市に住んでいて、アクセスがある人たちにとっては、認識は違う、イメージも違うでしょう、概念も違うかもしれません。

ですから、その中で測定をしようとしています。評価をしようとしているんです。その上でプロジェクトの目標設定をするわけです。一緒に達成したい目標を設定して、そして、戻ってきてフィードバックを得たいと思います。といいますのも、人々と関与しますと、人々の期待も高まります。ということは常に対話をしてフィードバックをもらわなければいけません。

国際レベルにおきましては、私が共有したいと思っておりますのは、私たちの声というのがよりパワフルになるのは私たちの声が高まったときです。ですから、こういうふうなシンポジウム、例えば法遵守文化のシンポジウムは、JICAと、それから去年、ニューヨークで司法省と法務省と一緒にやったのも一つの例です。これによりまして、やっぱり人々のこのトピックに関する関心が高まります。ニューヨークにおきましても、政治のコミュニティにおきましても、なじみのないトピックであって、当然そうでしょう。これは日本の力であると思います。日本の非常に大きな特徴だと思うのです。この法と社会の関連というのは日本にとっても特徴のあるものでありますから、ぜひ喜んで日本と一緒にやっていきたいと思っている一つの例です。これは国際レベルでもやっていきたいと考えているものです。

同僚もここに来ていますがけれども、例えば年間の法の支配の会議、これはUNDPのミーティングじゃなくて、国連と加盟国と市民社会の会議なんです。一緒に集まって1週間かけて議論をするんです。どんな課題に私たちが直面しているかという議論をする。結果についてじゃないです。自分の自己評価を高めるためとか、自分を高めるために、自分をアピールするためにやるんじゃないで、どのようなチャレンジ、どんな課題に国々が直面して、法の支配を確立するためにどういうことをやっていて、どういう支援が必要なのかという議論をするんです。こうやって議論を国際レベルですることによって、重要な政策問題についての議論をするということが我々にとってもとても重要だと考えています。

コミュニケーションとはいいませんけれども、パートナーシップづくりですね。経験を共有することによって、パートナーシップづくりをするということです。一緒に成長をしていくということです、我々の仕事の中で。

それから、ここに招かれましたのは、幾つかの提案もしてほしいということだったと思います。参考になりそうな勧告をすると。例えば日本が法制度整備支援をする上でどういうメッセージを発信するかということですが、現場において、日本や日本の専門性や技術の専門家がどんな形で地元になじんで、地元の言語を学びながらつながっていくことや、一緒に仕事をしている地元の人たちとつながっていくということを見てきました。ほかの国々よりもよくなじんでやっていくというのは日本の力だと思いますし、私にとりまして、これはやはり法遵守文化に関連していると思います。相互の交換、相互の学習、交流を通じての学習です。そういったことをなさっていらっしゃったと理解をしています。日本が活動するコミュニティではそのようなことをなさっていらっしゃったと。

それから、今日も、いかに日本が国際会議に参加をしているかという話も聞いておりますけれども、日本というのは非常に強い招集力を持っていると思います。日本が開催をした大きな国際会議、TICADというのがあります。それから、女性のWAW!という会議があります。これも法制度整備支援に関連しているものでありまして、非常に大きな成功をいらっしゃいます。ですから、日本が持っている招集力、日本の能力、国々を集めてまとめていく力というのも日本の力だと思ひまして、これからさらに強化していただきたいと思ひます。

それから、最後、SDGsの話がありました。首相が強いSDGsのプロモーションを日本で進めていらっしゃると伺いました。これも法遵守文化に関連していると思ひます。アレハンドロが今朝仰いましたけれども、日本が持っているユニークな力、日本の持っているアプローチを法遵守文化とつなげてSDGsにつなげていくと。16番の目標が特にそ

うですけれども、どのように平和と公正な、包摂的な社会づくりにつなげていくかというのは一つのチャンスだと思いますし、これはぜひ強化していただきたい日本の力です。

それから、最後に一言申し上げさせてください。ちょっと思っていたんですけども、本日車でホテルからこの連絡会の会場に向かって行く途中で、オリンピックのパンフレットを見ました。そういうようなメッセージをつくると、ユニティーとダイバーシティ、統一性と多様性、非常にパワフルなメッセージだと思います。UNDP、国連におきましても、これは標準的なメッセージ、いつも私たちはそこに参照してスピーチでも使うようにしています。我々の活動でもいつでも使っている標準型のメッセージがありますけれども、2020年オリンピックの統一性と多様性というメッセージというのは非常にパワフルなメッセージだと思いますので。ありがとうございました。

【渡部】 船木様、コメントいただけますでしょうか。

【船木】 今の、アナのすごい、すばらしいトークでした。感激しました。というか、皆さん、かたいですね。今、アナが言って大事だったことは対話とか学習とか学びとかと言っていたじゃないですか。今日一日ダイアログできているのかというのが、ごめんなさい、僕、すごく乱暴な言い方をしますけれど。僕、ファシリテーションとか場づくりとか案外やるんですよ。今日、一日ずっとお聞きして、僕のトークもそうでしたけれども、基本的には自分の思っていることを言いつ放しに近くて、それをどう思ったかとか、そこからどうインスパイアされてこう感じたよというふうなことが実は余りなかったなという気がしています。少し乱暴なことを申し上げます。ただ、僕はこういう国際会議的な、ある種こういうパブリックでオフィシャルな国の会議は久しぶりに僕来ているのであれですけども、もう少しインタラクティブであってもいいんじゃないだろうかと。

実は日本の法制度整備支援のすごく大事なことは寄り添い型だと。今、アナもおっしゃったように、

外国の現地へ行って、一緒になってなじんで相手の方と対話して、コミュニケーションして、その国のイメージ、ゴールを手にするということに対して一緒になってやっていく。しかも、そこに法遵守の精神があるからこそ、日本がそういうことにおいてリードできるんじゃないかというふうにお話をいただいたんだなというふうに思って、そうだよな、俺たち良いよなというふうに皆さん、思っている場合じゃないですよということなんです。それがこの場で実現できていないということはどうなんですかという話も、実は申し上げたいなというふうに思っています。すみません、びっくり水の役なので、わざとこういうことを言っていますけれども、後で批判しないでくださいね。そんなことを、ちょっと問いを立てるのが僕の仕事だということでお許しをいただきたいと思っています。

実はコミュニケーションのお話も、話すと1時間とか2時間しゃべらないといけない領域でありまして、例えばSDGsの件に関して言うと、基本的にアウェアネス、ようやくまず社会の認知を得ましたという段階なので、この後、僕の専門でいくと行動変容、態度変容まで行くまでは、実は中間目標をまだあと幾つも置かなきゃいけないんですね。そういうことの中でどういうふうにやっていくかみたいな話が当然あるわけでありまして。それは一人の力ではできなくて、逆に言うと、社会全体の物語をどうデザインするかという話に今度なってくるわけですね。一人一人の物語をどういうふうにデザインするか。

リーダーシップということを皆さんはどういうふうにお感じになりますかということに裏返すとなります。誰かが何かを決めてくれるリーダーシップではなくて、これから今、協働、パートナーシップの時代、17番、16番もそうかもしれませんが、これをなし遂げたのは私たち自身であると、我々だと。一人一人がこれをなし遂げたということに対してコミットメントできるような物語がつかれるかという話であります。これをグローバルの観点で見ると、あるコミュニティーの中で考えるか、それは

縮尺が変わります。オリンピックがあると突然、みんな日本人になったりしますからね。隣町の隣村とえらい喧嘩ばかりしているのに、長野県も隣と仲いいか悪いか余りわかりませんが、でも、オリンピックになればとか。あと、ワールドカップで、この間ラグビーもね。ラグビーなんか別に日本人じゃなくてもとか、日本国籍であるかどうかは別としても、ジャパンにかかわっていただいていると、ある種3年とかでしたっけね、ちょっと僕余り詳しくないんですけども、であれば桜のジャージを着てくれて、一緒になって涙が流せるという物語じゃないですか。実はそういうふうにコミュニティーだったり、コミュニケーションをとろうとする集団としての、グループとしての縮尺は幾らでも変えられるんですね。何か一つのメッセージで一つの色に全体を染めようなんてことではなくて、相手の状況、自分の状況、それをお互いで持ち寄って対話して理解し合った上で、ゴールに向かってそれぞれ今何ができるだろうかと、これこそコミュニケーションであります。

実は僕、今日のこのチラシも含めて、日本語の中の「発信」という言葉はやめたほうがいいよと何度か僕言っているんですけども、結局発信になっちゃっている。発信というのは自分は変わらないまま、ただ出すというイメージがどうしても日本語上強いんですね。

今日、キーワードで僕、実は学習とか学びとか振り返りと出ていたと思うんです。これから、本当に日本社会で今一番、世界で一番大事なのは実は学びとか学習なんだと思うんです。社会教育という領域があって、経験学習という概念をここでお話して理解いただけるかどうかちょっとわからないんですけども、学びというプロセスをぜひ本当の意味で皆さんの手で手にしていただきたい。今日は実は語られたのは学びの話なんです。日本型の寄り添い方の法制度整備支援というのは、一方的な押しつけではなくて、恐らく両者の関係性の中から生み出されていくものだと。実は支援という言葉に僕ちょっとかみついたというか、ひっかかったのは、どうし

でも自分たちは変わらないんですよ、支援している側は。違うんですよ。関係性の中から自分たちの意味をリフレクションして、自分たちもこの経験を通じて何かを学んだ、経験したということこそが、相手国を含めて、伝えるべきことなんじゃないかと僕自身は思うんです。自分たちがこの経験を通じて変わった、変わってきた、ないしはこれからも変わっていくんだと。その結果として、こういう経験を我が国はしているから、皆さんにこの思いをシェアしたいんだと。多分そういうたたずまいが必要なんじゃないだろうかというふうに思います。実はこれ法制度整備支援の話じゃなくて、日常の夫婦間の会話かもしれませんけれども。実はこういうことのたたずまいがコミュニケーションという領域にはちょっと必要だということでもあります。ちょっと僕、法の分野でそんなテクニカルな話の領域において、そうかどうかは僕ちょっとわからないので、ここは大分アウトで逃げますけれども、コミュニケーションというのは実はそういうことでもあります。

僕も、地球環境パートナーシッププラザという、環境省さんと国連の大学さんと一緒にやっているアウトリーチの団体の運営委員をずっとやっているの、実はSDGsもずっとかかわってはきているんですね。幾つかの自治体もSDGsは総合計画に書いて、長野県も来年度から始まる総合計画に基本的に入れていくんですけども、まだなかなかマークとシールしか貼れていなくて、その本当の意味のリアリティーがまだ生み出されていないので、これからかなとは思いますが、やはりグローバルに社会がどうあるべきかという一つの大きな物語に対しての一つのフラグであることは間違いがないと思います。そういうことに対して、ルール・オブ・ローといいますか、法がどのような機能、役割を果たせるのかというのは、実はすごく大きな物語の重要なポイントかなと思っています。

そのときに、法の業界の人たちは、法に関わっている人たちは、ルール・オブ・ローで多分通じるんだろうというふうに思うんですが、それをどういうふうに伝えるべきことなのかというのは僕にはわか

りません。ガバナンス・オブ・ローという概念かなとかとちょっと、英語が得意じゃないんで、それが正しい言葉かどうかわかりませんが、自らが何かによって、ないしは何かを信じていると。それによって自らが律されていくというのかな。何かそういう感覚もありながらも権力を縛るという観点の意味においては、ルール・オブ・ローという概念があるんだという、多分そういうような捉え方なのかなと思っています。

最後に、僕自身の経験で申し上げると、尼崎市役所で5年間、1・17なので、阪神・淡路の大震災があったばかりの日にちの追悼みたいな話もついあったばかりですし、3・11もそうですが、避難所の支援とかやっぱりするわけですよ、自治体でありますとですね。そこでやっぱり起きて、経験したことは何かというと、避難所の運営に関して色々なことが起きます。本当に緊急時で大変なことが起きます。でも、うまく行っている避難所と、大変なことになって要求ばかりしている人たちが集まっている避難所の違いは何かというと、ちゃんと自分たちでその避難所運営のルールを自らが作っていく避難所はすごく穏やかで、全然問題も起きなかったり、ないしはそういう芽があるとちゃんと摘むようなことになったりするという経験をしてきました。自分たちで作ったルールは自らが守るということがやっぱりすごく重要なことのベーシックなものかなと。このコミュニティー、自分の所属しているところのルールは何だろうと、それを一緒になって作られて、それを信じて守っていきこうよって、多分そういうことなんじゃないだろうかなと。まさに今、自治とか学習とか学びとか協働とかパートナーシップとかというのが、本当の意味で重要な時代になってきているというのが、今の社会の、世界のこの状況を見て、すごく感じることであります。

その意味において、安全保障の根本である法という概念をお持ちである皆様こそが、社会に対して、世界に対してメッセージすべきことというのはきっと沢山あるんだろうなというのが今日改めてここに来て感じたことであります。

【渡部】 ダイアログということに関しては、これから、約15分間で皆様の質問を受けながら、できる限りダイアログをしていきたいと思っております。

また、ルール・オブ・ローについて、この部屋は皆、共通認識があるだろうとおっしゃいましたけれども、果たしてそうなのかということについても疑問なしではないように思います。

時間管理が得意だと言いながら、なかなか時間がなくなってまいりましたが、質問を、あるいはコメントをいただきたいと思っております。まずは、大阪会場にお願いいたします。

【司会（東尾）】 大阪会場です。では、こちらからお願いたします。

【身玉山】 大阪会場の身玉山宗三郎と申します。大阪観光大学で准教授をしています。インドネシアの法制度整備支援にかかわったことがあります。外務省で専門調査員、JICAでインドネシアの司法改革支援企画調査員として務めさせていただきました。幾つか、二、三点簡単にコメントなんですけれども申し上げたいと思っております。

まず第1点は、いただいた資料で重大な誤植というか、誤訳があるので指摘します。今の後半の日本の法制度整備支援を誰に、何を、どう発信すべきかという点なんですけれども、これは僕は誤植だと思っていて、今回の趣旨から言うと、日本の法制度整備支援が持っているメッセージを誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきかとすべきだったと思っております。その点、英語が正しくなっています。ですので、先ほどの伊藤副部長は、あたかも日本が法制度整備支援をやっていますよという事実が知られているか、いないかということの問題にされていましたが、そういうことではないと思っております。

次に、中身の話で、私のほうからちょっとミクロの指摘をさせていただきたいと思っております。日本の法制度整備支援が持っているメッセージを日本語に言いかえると、日本の法制度整備支援の狙いと言いかえることができるのではないかと思います。その狙いというのは各プロジェクトによって違うわけです

ので、誰に、なぜ、何をという部分はその狙いによって変数として変わっていくものだから一言では言えないと思っております。私の場合は、インドネシアで、和解調停制度整備支援とか知的財産の制度整備支援をしております。先ほど佐藤先生がメッセージのお話をなさっていて、隔世の感があるなど思ったんですけれども、2007年から2009年の2年間で終わった和解調停制度支援というものがあまして、その後段でインドネシア側もプロジェクトチームをソシアリザシーとって周知することが必要なのだということを強く申し上げたんですけれども、その2年のプロジェクトはうまく行ったから、そんなものはしなくていいのだというふうにおっしゃったのはまさに佐藤先生だったので、隔世の感があるなど思いました。そのときもDVDなどで動画などをつくったんですが、余り普及する機会を持つことはできませんでした。ですので、どのように何を発信すべきかという点については、どう制度がよくなったのか、何が改革されたのかという点、そういうことを制度の、我々がかかわった制度改革された制度のユーザーに対して発信していくというのが必要で、本日、上川大臣が来ておられますので、上川大臣は国会議員でもあられますから申し上げますと、ぜひ予算化してほしいと。プロジェクトにこの発想を必ず組み込み、発信するところまでプロジェクトで持つということを申し上げたいと思っております。

最後、さっき学びという言葉があったんですけれども、それはおっしゃるとおりで、最近私、観光大学ということで、日本の観光政策がインドネシアの観光政策にどう役立つかという観点から論文を書き始めたんですが、最終的にはどういう論文になったかという、日本の観光立国推進基本法には観光についての法的な定義はほぼない一方で、インドネシアの観光法、タンゲーパリシタタンというものは、観光というものの法的定義が3つの言葉に分解されて詳しく定義されていると。そういったことを日本のほうが学ぶ必要があるのではないかというような結論の論文になったところでもありますので、これは私がインドネシアの法制度整備支援に携わったとい

うこととかかわりますので、お互いの学びという言葉は非常に大事だと思いました。

【渡部】 実際のご経験に基づくコメントをいただき、ありがとうございました。では、東京会場のほうで、原先生、お願いいたします。

【原】 ありがとうございます。私、弁護士の原と申します。2014年12月から西アフリカのコートジボワールに現地専門家として赴任しておりました、昨年4月に戻りました。これは副理事長からご紹介いただいた案件でございます。

それで、日本の法制度整備支援のメッセージということでいろいろお話も出て、それからSDGsのお話も出たのだと思ったんですけども、私、なぜそもそもアフリカに行ったか。アフリカに対する本格的な法制度整備支援の専門家として送られるのは私が1人目だったんですが、それは先ほどアナさんからもご紹介のあった2013年のTICAD5で、平和と安定した社会を構築するということが柱の一つというふうに新たに決まったと。そのことで、その流れで私がコートジボワールに司法アドバイザーとして行くことになりました。現地で最初にドナー会合に出たときに大変好意的に迎えられました。どのドナー、フランス、米国、それからEU、それから数々の国連機関、UNDPからも大変歓迎していただきました。ただ、私、2年4カ月の間、支援の現場にいながら、毎日、なぜ日本がここでこういう支援をするんだろうということをずっと頭の片隅で考えている、そういうこともありました。要するに非常に遠いんですね。なぜ、ここでこういう支援を自分がやる、このことの意味があるかと。それから、ここに来てこういう支援をしているからには、日本が支援してよかったという形にしたいと思ひ、色々工夫を凝らして、一応形になったとは思っておりますけれども、その中で米国でもない、フランスでもない、それからEUでもない、国連機関でもない、日本だからできる支援とは何だろうということはずっと考え続けるわけでございます。

それで、今日、日本の支援については大分いろいろ深い議論がなされましたが、やはり経験共有、そ

れから、人づくりというところにつながる支援、これは恐らくコアだと思っております。私もそこには気をつけながらやっておりました。それで、こういう日本の支援をするということは恐らく良いことなんだと思うんですよ。ただ、世界中の全ての国にこの支援をすることもできないし、それから、いわゆる選択と集中というのはどうしても必要になると思います。それで、私は現場でいたときには、いつも自分が今ここにいて、この支援をしているということ自体がいわばメッセージであるような、そういう印象というのを受けておりました。ですので、恐らく今も当然ですけれども、沢山のアジアを中心とする国々でそれぞれのプロジェクトが行われているわけですけれども、プロジェクトが行われているという、プロジェクトを行っているということ自体が我々から送っているメッセージという見方というのが一つできるんだろうと思っております。ちょっとこの点は言及しなかったところです。

それから、持続可能な開発目標、今日はずっと紹介されておりますけれども、この16.3にあらゆる人への平等な司法アクセスの実現というのがあります。私がかかわらせていただきました司法アクセス改善支援のためのコールセンターの設置というのをいたしましたけれども、これはこの16.3の恐らくど真ん中ストレートだろうと自分のほうでも思っております。これはちょうど先週土曜日に、持続可能な開発目標16.3を実現する効率化の国際協力というお題で、ある団体のために私が話をさせていただきました。参加されたのはほとんどが大学生の方でしたけれども、後でいただいたアンケートを見ましたら、SDGsに関心があったから参加したという方もいらっしゃいました。

この16.3ですけれども、気をつけて見てみましたけれども、なかなか例えば新聞などでこの16.3について紹介されている一般的な記事というのは余りというか、ほとんど見たことがないと思いますが、法制度整備支援の関係などでこれとリンクづけなどが今後なされてもよいのではないかなというふうに思っております。

【渡部】 先ほど物語という話が船木さんから出ましたが、恐らく原先生はコートジボワールで活動なされる中で非常に大きな物語をお持ちなのではないかと思っておるところです。ぜひ機会がありましたら、それを皆にシェアしていただければと思います。

【佐藤】 申し訳ありません。その物語のシェアにつきましては、今、原さんのコートジボワールの活動も含め、本当に先生方、関係者の皆様はずっと支援いただいて、沢山のエピソードがございますので、それをまとめた書籍を現在つくっております、今年4月に「世界を変える日本式「法づくり」」というタイトルで発刊される予定でございますので、ぜひその物語を皆さんのお手元で確認をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【渡部】 そうしましたら、終わりの時間も迫ってまいりましたので、今日のパネルに出ていただいた皆様から、皆様1人1分をお願いできますでしょうか。岡垣様からお願いいたします。

【岡垣】 ありがとうございます。

私はSDGsの広報という観点から、今日はお話をさせていただきました。SDGsというのはまさにふわっとした、一般の方にはなかなかわかりにくいもので自分自身に関係ないと。余り自分と結びつけて考えないような国際的な課題であると思っております。法制度整備支援、日本がこれまでやってきた支援、協力というのは非常に現地で評価され、なおかつ非常に素晴らしいことをやっている。これをまさに本日の議論を踏まえて、どんどん発信していく。メッセージをいかに、どういった対象に伝えていくか、こういったことを今後また皆様と一緒に考えていければよいと思っております。

【佐藤】 法制度整備支援の特徴といいますのは、私はその一つは関係者の多さにあると思っております。余りにも沢山の方々に支援頂いて、支援というのはこの活動を支えていただいておりますので、確かにこれまでダイアログあるいはコミュニケーションというものが十分にとれたのかというところは、大きな反省ないし教訓として残しておきたいと思っております。今日、指摘いただいたことを含めて、今後改

善をしていかなければならないところだと思っております。ただ、関係者が多いからこそ、そのパートナーシップによって大きなインパクトが生じるのであろうと、そのように信じております。それがいかに難しいことであれ、我々はそこに向かって努力していく。それがひいては途上国の人たちの幸せ、そして我々の幸せにつながっていくだろうと思っております。ありがとうございます。

【船木】 いろいろ失言や暴言、心からおわびを申し上げます。人生で初めてこんなに法のことを考える3カ月をいただいて、僕としてはすごい良い経験を頂きました。法のあり方とか、改めて自分自身の生活が法によって守られている、支えられているというようなことに普通の人、一市民として感じる機会となりました。失礼な申し上げ方をしたのは本当に問いを立てるとというのが私の仕事であるということにおいて免じていただいて、今後ともよろしくお願ひしたい。また皆様のお仕事、ご活動がより発展することを心より願って、今日はよい機会をいただきました。どうもありがとうございました。

【グラスサ】 1点、最後に私の印象です。非常に豊かな議論をしました。充実した議論でした。最後になって、結局我々法律家であり、法律専門家であり、検事であり、弁護士であり、決してコミュニケーションの専門家でもなく、ベストな形で物語を語る専門家でもありません。ですから、やはりそういった物語を語るという力に頼らなくてはならない。しかも、それがすごいインパクトを及ぼすんだ、人の心、人の考え方に影響を及ぼすんだということを実際に目の当たりにしているわけです。ですので、日本発信のもっと沢山の物語、法制度整備支援の物語をこれからもいろいろ聞きたいと思っております。改めてご招待ありがとうございます。

【伊藤】 本当にここまで、今日の法整備支援連絡会も無事に来れてほっとしております。ちょっと変わったテーマではありましたがけれども、本当に多くの皆様からいろいろなご示唆をいただいたということで、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

本日のキーワードの一つ、コミュニケーションで

あったと思いますけれども、こういったコミュニケーションの場があって、皆さんからいろいろなご示唆をいただくということで、その重要性を改めて感じているところでございます。私どもとしまして、引き続き法制度整備支援について、皆様のご協力を頂きながら、今日、これでこのテーマのシンポジウムは終わりですけれども、今回のこのことをまた次につなげていけるように頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【渡部】一つ申し上げます。アナとアルバレスが早速今日の連絡会の様子を写真入りでツイッターにツイートしてくれました。非常に早い発信だと考えております。ありがとうございます。発信の早さというのも一つのポイントにはなるのかもしれませんが。

長時間にわたり、皆様ありがとうございました。こうやってこの場を持ったことが、日本の法制度整備支援において物語の一部になればいいなと思っております。長時間、パネリストの皆様どうもありがとうございました。会場の皆様もどうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】

パネリスト、モデレーターの皆様、ありがとうございました。

それでは、ここでJICA理事の前田秀様より、本連絡会の総括をいただきます。

前田秀 JICA 理事 総括

【前田】本日は上川法務大臣のご臨席も得まして、終日、日本の法制度整備支援の発信力をテーマに沢山の方々にご議論いただきました。最後までご出席いただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

午前中は私ども JICA の副理事長の越川、また国連事務総長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス様の基調講演がございました。また、午後におきましては、UNDP のグラスサ様、それと博報堂の船木様のプレゼンテーションに引き続きまして、2部に分けて、法制度整備支援の持つ価値、またそれをどのように伝えていくのかという論点に

分けまして、パネリストの皆様にご議論をいただいたところです。会場の皆様のご参加も得まして、活発なご議論をいただいたことにつきましても重ねて感謝いたします。

第1部におきましては、アルバレス様より、法の支配に関する30年間の協力を踏まえて、我々の経験と法の支配に関する支援の効果について学ぶことにもっと努力しなければいけないと。SDGsは逃すことのできない機会であるといったことのご講演をいただきました。法制度整備支援が国際的な視点でSDGs 16の達成に貢献する事業であること、また人間の安全保障の具体化と法遵守の文化の浸透の重要性、さらには政治的リーダーシップの必要性も強調されたところであります。

また、よく指摘をされますけれども、日本がアジアにございます非欧米国として、欧米の法制度を取り入れたという経験に基づきまして、各国固有の文化、社会的背景を考慮に入れた上で長期的な変化を促すアプローチをとっていることの価値が改めて確認できたと思っております。

さらに、日本から検察官、裁判官、弁護士出身の法律家の方々が長期専門家として派遣されまして、日常ベースでの関係を構築することによりまして、当初期待していなかったメッセージが伝わった。あるいは予想外の価値を一緒に見出したといったことなどの日本流の協力のよい点も実際の事例をもとにご指摘いただいたとおりであります。

それから、UNDP のグラスサ様からは、各国での支援の実例をご紹介いただくとともに、持続可能開発は平和をサポートし、その逆も成り立つと。そして、司法制度が個人生活と社会の質を向上させるために存在すると信ずること、これが日本が見本でありますけれども、法律を遵守する文化の本質であるというお話がございました。

一方、博報堂の船木様からは、本日のテーマである発信力に関連いたしまして、法によって実現しようとするもの、これは平和な社会ということでございますけれども、これをよく考えて、対話をする相手の文脈を理解して共同作業としてわかり合うとい

うことの大事さをご指摘いただきました。上から目線でない言葉も大事ということも言ってくださいましたけれども、我々といたしましては、法制度整備支援がコンテキストも含めて物語として伝わってほしいということで受けとめていきたいと考えております。

また、それを受けまして、パネリストの方々为抓手と船木様の言葉を受けとめて議論が進んだというのは非常によかったというふうに思います。もちろん、課題は多々ございますが、現場ではコミュニケーションもよくできているように思いましたし、むしろ日本の中あるいは相手国の専門外の方々にこの価値に気づいてもらうということ、継続的なアウトリーチを行って、沢山の関係者をインボルブしていくということが課題なのではないかと思われました。外務省さんも非常に頑張って、ピコ太郎まで担ぎ出して頑張ってください非常にいいんですけども、大事なの中身のだろうというふうに思います。

また、共通言語を使うということも忘れてはならない重要な視点だろうと感じました。

私ども JICA は一昨年 12 月に、当時 UNDP にいらっしゃいましたアルバレス様と、グラッサ様を初めとする UNDP の法の支配チームの皆様と一緒に、ニューヨークで法遵守の文化をテーマとした共同のシンポジウムを開催したところであります。本日の皆様からのご発表におきまして、この共同シンポジウムでの議論を受けて、国際的に法遵守の文化を育む必要があるというご指摘がありましたけれども、法制度整備支援が持つ価値の一つとして情報発信できるものだと私どもとしては考えております。その点が確認できたということは本日の成果だろうと思えます。

先日、JICA 理事長の北岡が上川大臣を表敬させていただきましたけれども、その際にも日本の法制度整備支援につきまして、国際場裏での情報発信の重要性が確認された次第であります。今日の充実した議論を JICA としても、法務省、それとほかの関係機関の皆様、さらには相手国のパートナーと

ともに、今後の我々の仕事に反映させていただきたいと思っております。

改めまして、本日は大変ありがとうございました。
(拍手)

【司会 (梅本)】 続きまして、上川陽子法務大臣から皆様にご挨拶を申し上げます。

上川陽子法務大臣挨拶

【上川】 皆様、本日は午前、午後と長時間にわたりまして、法整備支援連絡会、このシンポジウムにご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。私は途中からの出席でございましたが、ただいまの最後のパネルにおいて、午前中のご議論も踏まえた形で大変密度の濃いダイアログが行われたものというふうに思っております。最後のこの場面に間に合ってよかったなど、こんな思いで今聞かせていただいたところでございます。

国際連合の事務総長室のアルバレス様の基調講演については、残念ながら伺うことができませんでしたけれども、後ほどまた内容につきまして拝見させていただきたいと思えます。

また、国連の開発計画のアナ・グラッサ様におかれましてはプレゼンテーションをしていただき、ただ今は大変角度の鋭いご指摘をいただきまして、大変ありがとうございました。

この会場は東京の会場であります。大阪の会場にもご参加をいただいております。恐らく時間が許せば、もっともってご質問もご意見もいただけたのではないかと思います。これはスタートだという位置づけで、また更にこうした機会を多く持ちたいと思っております。主催者の一機関といたしまして、法務省としても心から御礼を申し上げたいと存じます。

今回は 19 回目の法整備支援連絡会ということでありまして、先ほどテーマの設定について、船木さんから、発信という言葉については違和感を覚えるという鋭いご指摘もございましたけれども、日本の法制度整備支援のメッセージをいかに共有し、そしてコミュニケーションしていくのかというのが本論の中

で打ち出されたのではないかというふうに思っております。

私どもも、我が国の法制度整備支援の特徴ということについては、様々な皆様のご指摘もございまして、寄り添い型の支援であるというところについては、自信を持ってこうした方針を貫いてまいりました。そして、そのことの意味ということについては、しっかりとしたメッセージとして、いろんな方々にお伝えをしていくということについては、まだまだ努力が足りないなと思っております、その意味で、今日のシンポジウムを含めまして、大変有意義な貴重なご意見を沢山いただくことができました。

私は今、法務大臣を務めておりますが、SDGsの国連での取組みにつきましては、先進国、途上国全ての、政治もそうありますが、企業も一般市民の皆さんも同じプラットフォームで活動していくコミュニティであると思っております、こういった共有感の中で法制度整備支援そのものも、SDGsで言いますとゴール16にかかわるところであります、先ほど来お話がありました人権、ヒューマンライツというところの部分も私どものカバレッジになっておりまして、このヒューマンライツの部分はゴール5の女性の活躍でありますとか、ゴール10にかかわる部分も不平等な状態を改善していくという意味でかかわっておりますので、SDGsのゴールを16にとどまらず、ほかの部分についても私ども法務省の政策の中にしっかりと取り込んでいくということが自分自身の組織そのものの、今行われている業務そのものを改革していくことにもつながるのではないかと思っております、その意味でSDGsの重みというものについては深く追求をしてみたいと、こう思っているところであります。

我が国におきましても、先ほどお話が多分あったかと思いますが、SDGsを達成するために内閣に総理大臣をトップといたしますSDGs推進本部を設置しておりまして、昨年12月26日ではありますが、クリスマスの次の日ということではありますが、推進本部を開催いたしまして、SDGsアクションプラン2018とするアクション、具体的な行動計

画につきまして、関係閣僚の参加のもとで決定をさせていただきました。当然、この中に法務省も含まれるわけでありますので、私どもの今推進している、国内においては再犯防止、二度と再び犯罪を犯さないための地域社会における様々な取組みということについて、法律と計画をつくって取組んでいるということ、このことについてもSDGsの取組みのアクションプランにも含ませていただいたところでございます。

これは2020年に第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議、京都で開催することになりましたが、コンGRESSが開催されることになりまして、まさにSDGsの達成に向けた議論を予定しているところでありますので、これに向けて、こうした1つずつのアクションプランも十分に実現をすることによって、大きな成果を上げてまいりたいというふうに思っております。

今日のテーマにつきましては、SDGsと法の支配を国際的に各国にも浸透させていくために、私どもの日本型の司法制度、このものの持つメッセージあるいはパワーをソフト外交、ソフトパワーとして位置づけて司法外交として展開しようと、こうした大きな旗を立てながら、今進んでいるところでございます。

しかし、いかに旗を立てようと、今日の議論のとおり、様々なステークホルダーの皆様あるいは様々な階層の中で、国民の皆様にも、日本もそうですし、また相手国の国民の皆様にも理解していただかなければいけない。いろんな形で一人でも取り残さない社会をつくるためには、こうしたコミュニケーションのあり方については追求してもし切れない大きな課題を抱えているものというふうに思っております。その意味では今日のご議論、多くの示唆に富んだご議論をいただきましたので、やっていることは何のために、そして誰にこのことが、公益が均てんするののかということについても十分に検討をしながら、的確な正しいメッセージを皆様にお伝えすることができるよう、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

私は昨年8月3日、法務大臣を務めることになりましたが、自民党の司法制度調査会長を務めた折に、この問題につきまして提言をまとめさせていただきまして、提言した5つの方針の中の一つに、日本の司法外交を国内外に発信するための総合的な情報戦略を策定するという一文を入れさせていただきました。今日のご議論でも大変熱心にご指摘をいただきましたけれども、効果的な情報発信というキーワードの中に込められる意味というのは単なる事実を伝達するというだけではとどまらず、コミュニケーションし、そのメッセージをストーリーとしてつなげていくということ、そして、それをしっかりとコミュニケーションしていくということ、そして、相互に学び合っていくということ、このことにつきましては、船木さんの厳しい鋭いご指摘をしっかりと踏まえた上で、今後にも生かしていきたいというふうに思っております。

実は、一昨日までタイとマレーシアを訪問してまいりました。昨年はベトナムとミャンマー、そしてインドネシアを訪問させていただきました。いずれの国々におきましても、UNAF E Iの実施する国際研修を含めまして、我が国の法制度整備支援に対しまして高い評価をいただいているということを確認したところでございますし、また今後の期待も大きなものがあるということも実感した次第でございます。そして、そのご期待の中にあるものは何なのかということ深く考えてみますと、やはり我が国の取組みが互いを尊重し合う、そして協力をしながら法の支配を実現することによって、我が国もそうでありますが、相手国もそうでありますが、我が国におきましても、双方の法の支配を均てんすることによってメリットがある。発展をし、また成長することができる。また、それはひいては平和と、そして安定につながっていくと、こういうある意味では考え方あるいは理念そのものが理解をいただいたからこそ、このことが長い間可能になったものではないか。その意味ではパートナーシップの芽というのは確実にこの取組みの中に均てんしていると感じているところでございます。ただ、船木さんのご

指摘のとおり、評価されているからこれでいいというものでは全くございませんので、お互いに学び合い、また振り返りをしながら、更に進化をしていくということも大切ではないかと思っております。

今後、グローバル社会になりますので、企業活動はもとより、人の移動も含めまして、多くの方がボーダーレスで活動をする時代でございます。そのときに自分の目線のみならず、相手国の立場あるいは相手国の目線に立った形でこの法制度整備支援が役に立つことができるようにしていくということも、今後の大きな目標になろうかと思っておりますので、その際もSDGsの考え方にしっかりとリンクしながら取組んでまいりたいと、私のほうの決意もあわせて、表明をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、今日は一日、大変密度の濃いご議論をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。産学官、国際社会の皆様も含めまして、様々なステークホルダーの方々にお越しをいただいでディスカッションでございました。皆様のそれぞれの役割、そして持ち味をしっかりと Networkingしながら、その総力を結集して、これからも法制度整備支援の活動をさらに進化させてまいりたいというふうに思っております。

私どもも今後、4月からは官房国際課ということで法務省の中にこの分野につきましての司令塔機能をつくるべく、今新設の予定で準備をしているところでございます。様々なステークホルダーとネットワークをしっかりと結びながら司令塔の役割を果たし、またスタートダッシュでしっかりと取組んでまいりたい。スピード感も要請されるということでもありますので、しっかりと取組んでまいりたいというふうに思っております。

最後であります。この機会をおかりいたしまして、今日の会議場になりましたこの場所ですが、実はこれまで法務総合研究所の国際協力部、これは大阪市を拠点として活動をしてまいりました。また、国連のアジア極東犯罪防止研修所、UNAF E Iのほうは東京都の府中市を拠点としてまいりました。昨年10月にこの国際法務総合センターの国際

棟に2つの組織が合流をしまして、そして業務を開始しているところでございます。

今回、国際棟をメイン会場として開催するわけでしたが、法制度整備支援連絡会、これはメイン会場を一番初めに使っていただくということで大変記念すべき会になったと思っております。一層この2つの部署が同じ建物で連携をしながら、ネットワークをありながら、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますし、また官房国際課の新設ということでありますので、こういったところも十分に連携をしながら、法務省外の様々な機関とよりネットワークを深くしながら国際協力を展開してまいりたいと思っております。どうか今後とも、とりわけ若い世代の皆さんに大きく貢献をしていただくことができるような、そうしたユースの取組みということについても力を入れてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ、今日の機会を通じて様々なチャネルを通しダイアログをしていただきまして、この分野におきまして、更に大きな発展ができるように皆様のご尽力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私はこの後の懇談のセッションに出席ができませんで大変残念ではありますが、ちょっと私のほうから一方的な、今聞かせていただいた思いも、メッセージも込めて思いをお話しさせていただくことができましたこと、とてもありがたく感謝申し上げます。後ほどの大きな話合いというか、様々なダイアログが発展できるように心から期待し、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 それでは、公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野恒太郎様、閉会のご挨拶をいただきたいと思っております。

大野恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター理事長 挨拶

【大野】 それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶をいたします。

今日は法制度整備支援における発信力をテーマ

に、長時間にわたり、大変刺激的で充実した会議が行われました。また、お忙しい中、現職の大臣としてはこの連絡会に初めてご出席になり、大変ありがたいご挨拶をされました上川法務大臣、はるばる国連、ニューヨークからお越しになりましたアルバレスさん、グラッサさん、そして熱心に会議に参加された東京会場と大阪会場の皆様、本当にありがとうございました。

法制度整備支援は、この会議は今回で19回目を迎えるということですが、その間の状況の変化を受けまして、法制度整備支援も相手国の実情に寄り添いながら着実に実効性のある支援を行うというその基本姿勢を堅持する一方で、基本的な法制や司法制度の構築だけではなく、急激に発展しつつある情報通信の関連等も含めまして、より実務的、今日的なテーマに対しても積極的に取り組むことが求められております。

また、我が国と相手国との関係につきましても、先進的な日本から発展途上国に教えるというあり方から脱却して、不断に発生する様々な法的な問題に対してどう対処すべきかをともに検討し、研究し、学んでいくという、そうした方向に徐々に変わっていくのではないかと考えております。

そして、当財団の会員の多くを占める企業の側から、これらの国との間で日々生じる法的な問題に対して、迅速かつ適切に対応し得る体制を整備することについて強い期待が寄せられております。財団としましては、引き続き法務省、JICAを初めとする関係諸機関、弁護士の方々、学者の方々、諸外国関係機関等と協力いたしまして、これら多数のステークホルダーの間でいわば触媒のような役割を果たしてまいる所存でございます。

それでは、大切なことはこの会議を今回限り、会議をやったということで終わらせるのではなく、その成果をそしゃくして、今後の法制度整備支援の活動に生かしていくことだろうというふうに考えております。我が国の法制度整備支援のますますの発展と皆様のご活躍をお祈り申し上げて、閉会の挨拶いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（梅本）】最後に、来年度の法整備支援連絡会のご案内をいたします。第20回法整備支援連絡会は平成31年2月1日金曜日の開催を予定しております。どうぞ次回もよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第19回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、本日は長時間にわたり、ご参加ありがとうございました。大阪会場の皆様も本日はありがとうございました。（拍手）

【国際研修・共同研究】

平成29年度東ティモール共同法制研究 (土地関連法、特に不動産登記制度について)

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法分野戦略計画2011－2030」（以下「戦略計画」という。）等に基づき、東ティモール司法省を中心として、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいる。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

我が国としても、平成21年（2009年）頃から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は当部の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきた。支援の内容としては、東ティモール司法省法律諮問立法局（以下「立法局」という。）の幹部職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法等を取り上げてきた。その結果として、起草の対象とした法令の一部が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっている。現在も、当部による支援が継続され、平成29年（2017年）8月の現地出張においては、東ティモール司法省から、引き続き我が国による支援を実施してほしい旨の要望が示された。

第2 趣旨

東ティモールにおいては、土地に関する権利関係が不透明な状況で、土地紛争が全国的に深刻な問題であり、戦略計画においても、土地の登記、収用等に関する土地関連法の整備が目指されている。我が国により継続して支援してきた調停法の目的の一つも、土地紛争の解決手段の整備にある。

そのような状況の下、平成29年（2017年）6月、長年の懸案であった国民に土地の所有権を認める不動産所有権の定義のための特別措置法及び公共収用法（以下併せて「土地法」という。）が成立し、同年9月に施行され、立法局は、司法省土地財産地籍局と共に、

土地関連法の整備を急いでいる。他の省庁、支援機関、NGO等の関係機関からも、土地及び建物の登記、収用、評価等に関する法令の整備について、要望が示されている。今回、東ティモール司法省からは、当省に対し、土地及び建物の登記、地籍調査、土地評価、土地政策に関する行政機関等を題材とした共同法制研究を実施してほしい旨の要望が示された。

これまで継続的に行ってきた支援に一定の成果が上がりつつある中で、東ティモール側から、今後、土地関連法に係る支援を実施してほしい旨の要望が示されている。そして、東ティモールにとって、土地関連法が、国家の基礎的な基盤に当たり、経済発展及び開発を推進するためにも重要な法制度であり、土地法が施行されたことを踏まえ、その関連法の整備が喫緊の課題となっている。また、当部にとって、土地関連法に係る我が国の法制度を研究するとともに、東ティモールの法令及び司法制度の状況を把握し、東ティモール司法省関係者と意見交換することは、今後、我が国による東ティモールに対する法制度整備支援の方向性として、本格的に土地関連法を題材とすることができるかを検討する上で必要であると思われる。したがって、今回、土地関連法に係る共同法制研究を実施することは、東ティモール及び我が国双方にとって、有意義である。

以上より、東ティモール司法省の要望に応じることとし、本共同法制研究を実施することとした。

以下、本共同法制研究の概要を簡単に報告する。

第3 概要

1 全体の概要

本共同法制研究は、平成30年(2018年)1月29日(月)から同年2月5日(月)までの間、東ティモール司法省の職員8名を我が国に招へいし、東京及び名古屋において、東ティモールにおける喫緊の立法課題である土地関連法、特に不動産登記制度について、我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、同機関職員との意見交換等を実施するとともに、東ティモールの法令及び司法制度に係る情報を収集するものである。

2 東ティモール側研究員による発表

研究員から、東ティモールにおける土地関係法制の歴史、地籍調査の状況等について発表を受け、研究員と当部教官らとで意見交換を実施した。東ティモールにおいて、過去の紛争を経て、土地の権利関係が不透明な状況である中、東ティモール司法省が地籍調査に取り組んでいることのほか、土地問題、土地関連法の整備等の状況を共有することができた。

3 講義

(1) 「比較法的観点からの登記法制」

慶應義塾大学大学院法学研究科の松尾弘教授から、比較法的な観点を踏まえた不動産登記の方式等について、フランス、アメリカ、ドイツ、イギリス、オーストラリア

等の諸外国及び我が国の登記簿，登記の効力等を題材とした講義を受けるとともに，研究員と教授とで東ティモールの不動産登記に関する民法の考え方等について意見交換を実施した。

(2) 「日本における土地権利関係確定の歴史」

元法務局職員で都城市代表監査委員の新井克美氏から，東ティモールにおいて土地の権利主体の確定が困難である状況を踏まえ，我が国の不動産登記制度の歴史，第二次世界大戦後の沖縄の土地所有者の認定と登記簿の整備の歴史等について講義を受け，東ティモールの現状に照らして我が国の経験を共有した。

(3) 「物権法」

名古屋大学大学院法学研究科の池田雅則教授から，不動産登記に関する民法の物権法の概要等について，特に，所有権，共有権，用益物権，担保物権等の権利，物権法定主義等を題材として講義を受け，不動産登記制度を構築するに当たって，その基礎となる実体法上の意義，考え方等について研究することができた。

(4) その他

その他，国土交通省土地・建設産業局地籍整備課，法務省民事局民事第二課等の担当官から，我が国の土地政策の概観，地籍調査の概要，不動産登記制度の概観，表示に関する登記等について講義を受けた。

4 訪問・見学

(1) 「日本の不動産鑑定評価の概要」公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

土地評価制度の関連機関として，日本不動産鑑定士協会連合会を訪問し，鑑定評価制度，地価公示制度，公的土地評価制度及び固定資産税評価について講義ビデオを視聴するとともに，藤野裕三同連合会国際委員会委員長から，鑑定評価制度の概要及び公共用地の取得のための土地評価の実務について説明を受け，用地買収及び土地収用を実施するに当たって不可欠な不動産評価の制度の検討に役立てることができた。

(2) 「土地の測量，境界特定，図面作成等」日本土地家屋調査士会連合会

地籍調査，表示に関する登記に関する関係機関として，日本土地家屋調査士会連合会を訪問し，土地家屋調査士の役割を始めとした我が国の不動産表示登記制度の概要，地図及び土地登記簿表題部の作成等について説明を受けるとともに，東ティモールの現状を踏まえ，効率的かつ効果的な地籍調査の実施方法の提案を受けた。

(3) 「不動産登記の事務処理」名古屋法務局民事行政部不動産登記部門

不動産登記事務に関する関係機関として，名古屋法務局を訪問し，法務局の業務概要，不動産登記に係る法務局の役割，表示及び権利に関する登記の一連の手続の概要の説明を受け，登記の処理の現場を見学し，保存されている古い登記簿，地図，図面等を閲覧するとともに，研究員と法務局職員とで意見交換を実施し，不動産登記の事務処理の現場の様子を知ることができた。

5 意見交換

研究員から，本共同法制研究において参考となった点等について発表を受け，研究員

と当部教官らとで意見交換を実施した。意見交換では、研究員から、東ティモールと我が国とで不動産登記に関する法制度に類似点があることなどの指摘があり、当部教官らから、実体的に誰に所有権が帰属しているかの問題とそれを実際にどのように認定していくかの問題は区別して議論すべきなどの指摘があったほか、東ティモール民法の下での所有権の移転と登記の役割に対する考え方等について議論した。

第4 おわりに

本共同法制研究において、東ティモールの土地関連法を所管する司法省職員である研究員は、我が国の不動産登記、地籍調査等に関する講義、不動産鑑定士及び土地家屋調査士の団体並びに法務局の訪問及び見学、意見交換等を実施することにより、法制度の具体的な仕組みについて知見を得て、法案起草能力の向上が図られ、我が国も、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができた。

研究員にとって、我が国の不動産登記及び地籍調査に係る法制度及び実務は、東ティモールと類似する点がある上、それらを体系的に整理している点において参考となり、東ティモールにおける制度構築及び法令解釈の検討に資するものであったとのことである。また、実体法的及び比較法的観点から不動産登記制度の在り方について研究することにより、今後の制度設計の方針について示唆を得ることができたようである。

東ティモールに対する法制度整備支援の在り方として、東ティモールの持続的かつ効果的な発展を確保し、東ティモール及び我が国双方にとって継続的かつ緊密的で有意義な協力関係を構築するためには、基本的で重要な基盤となる法令について、計画の段階から共同法制研究、現地セミナー等で取り扱い、長期的視野に立った活動を実施することが重要であると考えられる。また、法律が成立した後においても、その運用が適切に行われるよう支援することが重要である。

土地関連法は、民法等の基本法の実施のための基本的で重要な基盤となる法令であり、東ティモールにおいて検討が開始されたばかりの法令である。また、土地関連法は、成立後の運用を見据えた支援が重要な法令である。特に、不動産登記に関する法制度は、国民の権利の保護、取引の安全を確保する土地関連法の中でも基本的で重要な基盤となる法令であり、土地法が既に施行されたことを踏まえると早急に整備しなければならない。司法省を始めとする東ティモールの各方面から、この法令の立案を支援してほしい旨の要望が示されている。さらに、不動産登記法は、我が国でも法務省が所管しており、他の土地関連法と比較すると、当部として、運用の関係も含めて効果的な支援をすることができる可能性が高い。

このため、土地法関連法、特に不動産登記法を題材として活動することは有意義であり、その最初のきっかけとしての本共同法制研究は成功であったと考えられる。

今回は、当部による東ティモールとの共同法制研究としては比較的長い移動日を含め12日間の期間及び比較的多い8名の研究員で実施した。全体を通じて、内容は充実し、研究員からの評価も高く、東ティモール司法省の法案起草能力の向上が図られ、東ティモー

ルの法令及び司法制度に関する情報を収集することができことから、有意義な共同法制研究であった。引き続き、東ティモールに対する法整備支援を拡大してまいりたい。

最後に、御多忙の中、本共同法制研究に協力していただいた松尾教授、池田教授、新井代表監査役その他の各講師及び各訪問先関係者の方々、通訳の呼子紀子氏、在日本東ティモール大使館その他の関係者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げたい。

平成29年度東ティモール共同法制研究 研究員

Joint Study of the Legal Systems of Timor-Leste and Japan (FY2017)

1	ネリンホ・ヴィタル	39 歳
	Mr. Nelinho Vital	
	Director, National Directorate of Legal Advice and Legislation, Ministry of Justice 司法省法律諮問立法局長	
2	ロマーオ・グテレス	55 歳
	Mr. Romao Guterres	
	Director, National Directorate of Lands, Properties and Cadastral Service, Ministry of Justice 司法省土地財産地籍局長	
3	ジョアン・フェルナンド・マルティンス・ボージェス	43 歳
	Mr. Joao Fernando Martins Borges	
	Director, National Directorate of Registries and Notaries, Ministry of Justice 司法省登録公証局長	
4	オノリオ・アウレリアノ・ソアレス・マガリャエス	42 歳
	Mr. Honorio Aureliano Soares Magalhaes	
	Senior Legal Drafter, National Directorate of Legal Advice and Legislation, Ministry of Justice 司法省法律諮問立法局上級リーガルアドバイザー	
5	シダリア・ド・ロサリオ・ダ・クルス	29 歳
	Ms. Cidalia do Rosario da Cruz	
	Chief of Legal Translation, National Directorate of Legal Advice and Legislation, Ministry of Justice 司法省法律諮問立法局法律翻訳課長	
6	ガブリエル・カルバツリョ・デ・アラウジヨ	40 歳
	Mr. Gabriel Carvalho de Araujo	
	Chief of Registration Information and Evaluation, National Directorate of Lands, Properties and Cadastral Service, Ministry of Justice 司法省土地財産地籍局登記情報評価課長	
7	カイトノ・ダ・コスタ・ボボ	32 歳
	Mr. Caetano da Costa Bobo	
	Judicial Translator, Ministry of Justice 司法省司法翻訳者	
8	エレナ・バジリア・マルセリナ・マグノ・ディアス・シメネス	23 歳
	Ms. Helena Basilia Marcelina Magno Dias Ximenes	
	Secretary of the Minister of Justice 司法大臣秘書	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 大西 宏道 (ONISHI Hiromichi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 鎌田 真梨子 (KAMADA Mariko)

平成29年度東ティモール共同法制研究日程表

(土地関連法, 特に不動産登記制度について)

【平成30年1月27日(土)～2月7日(水)(移動日を含む。)]

[担当教官: 大西教官, 担当専門官: 鎌田事務官]

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考		
1	土	【移動】 (MI295 デリ15:25発—シンガポール18:00着)				機中泊		
1	日	【入国】 (SQ636 シンガポール22:45発—羽田6:20着)				東京泊		
28		【入寮手続, オリエンテーション】 IJC 会議室1a						
1	月	9:30	12:00	14:30	17:00	東京泊		
29		【意見交換】 東ティモール側研究員からの発表及び意見交換 「土地問題, 土地関連法の現状等」 IJC 会議室1a		【講義】 「日本の土地政策の概観」 国際協力部大西教官 IJC 会議室1a				
1	火	10:00	12:30	14:45	17:00	東京泊		
30		【講義及び意見交換】 「比較法的観点からの登記法制(仮)」 慶應義塾大学松尾弘教授 赤れんが棟 共用会議室		【訪問】 日本不動産鑑定士協会連合会 「日本の不動産鑑定評価の概要(仮)」 日本不動産鑑定士協会連合会				
1	水	9:30	12:00	14:30	17:00	東京泊		
31		【講義】 「日本の不動産登記制度の概観」 国際協力部大西教官 IJC 会議室1a		【講義】 「地籍調査(仮)」 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課山内一企画係長 赤れんが棟 共用会議室				
2	木	10:00	12:00	13:45	14:15	14:30	17:00	東京泊
1		【訪問】 日本土地家屋調査士会連合会 「土地の測量, 境界特定, 図面作成等(仮)」 日本土地家屋調査士会連合会	【表敬】 法務総合研究所長 法務総合研究所長室	【講義】 「表示に関する登記(仮)」 法務省民事局民事第二課 三枝稔宗法務専門官 赤れんが棟 共用会議室				
2	金	10:00	12:30	12:45	14:00	14:30	17:00	東京泊
2		【講義】 「日本における土地権利関係確定の歴史(仮)」 都城市代表監査委員新井克美氏 IJC セミナー室2ab	【部長主催意見交換会】 【写真撮影】	【講義及び意見交換】 「不動産登記制度の構築に当たって(仮)」 新井克美氏, 国際協力部大西教官 IJC セミナー室2ab				
2	土			【移動】 東京12:10発—名古屋13:48着(のぞみ31号)		名古屋泊		
2	日					名古屋泊		
2	月	9:30	12:30	15:00	17:00	名古屋泊		
5		【訪問及び講義】 名古屋大学法政国際協力教育研究センター 「物権法(仮)」 名古屋大学池田雅則教授 名古屋大学		【訪問】 名古屋法務局民事行政部不動産登記部門 「不動産登記の事務処理(仮)」 名古屋法務局				
2	火	【出国】 (SQ671名古屋10:30発—シンガポール16:50着)				シンガポール泊		
2	水	【移動】 (MI296 シンガポール09:25発—デリ13:55着)						
7								

シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」

国際協力部教官

福岡文恵

第1 本シンポジウム開催の経緯

法務省法務総合研究所国際協力部は、平成30年（2018年）3月8日、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催し、JICA本部会議室において、シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」を開催しました。

このシンポジウムは、平成24年（2012年）以降、日本が起草支援を行ってきたラオス新民法典¹が、本年10月頃にラオスの国会で審議され、成立する見込みであることを踏まえ、新民法典の適切な運用や関連法の整備に向けた取組み等について、関係者間で情報共有を図ることを目的として開催しました。

本シンポジウムでは、ラオス新民法典起草を指導してきたラオス司法省元副大臣のほか、ラオスにおける立法過程に詳しい元ラオス国会法務委員会委員長、現ラオス国会法務委員会副委員長をゲストにお迎えし、講演やパネルディスカッションを行いました。

本シンポジウムには、同時期に実施していたラオス本邦研修²の研修員21名が参加したほか、ラオスとの関わりの深い関係者の皆様に御参加いただきました。

本稿では、各講演やパネルディスカッションの概要についてご紹介いたします。

詳細については、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）のホームページ（<http://www.icclc.or.jp/>）内の”ICCLC NEWS”に全文が掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

なお、本稿の意見にわたる部分は、いずれも小職の私見です。

第2 本シンポジウムの概要

1 元ラオス司法省副大臣による講演

本シンポジウムでは、まず、JICA産業開発・公共政策部中村俊之部長の開会挨拶、ダウォン・ワンウィット国会法務委員会アドバイザー、元ラオス国民議会議員、元国会法務委員会委員長の挨拶に続き、ケート・ケティサック元ラオス司法省副大臣、民法典刑法典起草委員会委員長に「ラオス新民法典」と題した講演をいただきました。

ケート氏からは、①市場経済促進のための法的発展の状況、②民法典制定の必要性、③ラオスの民法典の制定及び民事法制度の発展に向けた方針という三つのテーマについて

¹ ラオス民法典制定に関する詳細は、ICD NEWS 第71号（2017.6）58頁「ラオス民法典制定」、同170頁「ラオス民法典制定と実務上の課題」をご参照ください。

² 松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、野澤正充立教大学大学院法務研究科教授、南方暁創価大学法学部教授、大川謙蔵摂南大学法学部法律学科講師を講師としてお迎えし、ラオスの民法典起草サブワーキンググループメンバーを対象に、ラオス新民法典最終草案確定及び条文の趣旨・内容等を解説したリサーチペーパー作成に向け、2018年3月4日から同月17日までの間実施しました。

て、具体例を踏まえてお話しいただきました。

現在、ラオスには約22の民事関連法令が存在（憲法及び数個の首相令を含む）して
います。しかし、これらの法律間で整合がとれておらず、また、経済発展の加速が進み、
新たな紛争が生じることとなりましたが、それらの紛争を解決するための法の規定がな
く、仮にあったとしても、実務に適してはいませんでした。そこで、現行法の整合性を
確保し、法律の隙間を埋め、法律適用における予測可能性、透明性及び正当性を実現す
ることを目的として、民法典の制定に取り組むこととなったのです。

ケート氏は、特定の国の法律だけを学んでコピーするではなく、多くの国々の法律の
良い制度を多く学び、総合して導入する方針であり、慌てず、ゆっくりとであるが、確
実に歩むことが重要である旨述べられました。

ケート氏の講演では、明治維新以降、西欧法や英米法等の長所・短所を踏まえて法制
度を整備してきた歴史を持つ日本が、対象国の社会情勢、法制度、慣習、文化等様々な
事情を把握した上で、その国にふさわしい法制度を確立する支援をすることの意義を、
改めて認識することとなりました。



【講演中のケート氏】

2 ラオス国民議会議員による講演

続いて、ラオス国民議会議員・国会法務委員会副委員長のブンポン・ファンマニー氏
から、「ラオスの立法手続」と題する講演をいただきました。

ブンポン氏からは、まず、ラオスの人口、男女比等ラオスの概要に関する説明に続き、
ラオス国会の構成に関して具体的に説明がなされました。

引き続き、ラオス憲法やラオスの立法手続につき規定した法律制定に関する法律を参
照しながら、ラオスにおける立法手続の流れについて段階毎に詳細な説明がなされまし
た。

ここでは簡単に説明しますと、ラオスの法律の制定は、①法律の制定と改正計画の立

案，②法律の草案起草，③司法省による草案の整合性審査，④内閣による草案の検討，⑤国会による草案の検討と承認，⑥国家主席による法律の公布という手順で実施され(法律制に関する法律19条)³，新民法典は現在5つ目の段階にあります。

ブンポン氏の講演は，ラオスの立法手続の流れや各手続におけるチェック項目を知る上で，非常に貴重なものとなりました。



【講演中のブンポン氏】

3 パネルディスカッション

本パネルディスカッションは，ラオス側パネリストとして，ダウオン・ワンウィチット元国会法務委員会委員長，ケート元ラオス司法省副大臣及びブンポン国会法務委員会副委員長に，日本側パネリストとして，元JICA国際協力専門員・弁護士であり，平成29年（2017年）6月からJICA長期派遣専門家としてラオスに赴任されている入江克典氏にご登壇いただき，モデレーターを伊藤浩之当部副部長（元ラオスJICA長期派遣専門家）が務めました。

本パネルディスカッションでは，国会を補佐する8つの委員会のうち，法務委員会と司法委員会の役割の違い，法の適用・運用を監査する国会の権能に関する具体的事例，国会常務委員会の法律解釈権，司法省における草案の整合性審査と国会法務委員会の法案審査の重点の置き方の違い等について，質疑応答がなされました。

これらの問いに対する回答については，是非ICCLC NEWSをご覧ください，ご確認いただければと思います。

また，本パネルディスカッションでは，ラオス新民法典の現状についても確認がなされました。

ラオス新民法典は，昨年（2017年）1月にラオス司法省から内閣に提出され，同

³ 法律制定に関する法律の詳細については，ICD NEWS 65号（2015.12）129頁の「ラオス法律人材育成の課題と展望－立法過程に着目して－」をご覧ください。

年2月に内閣から国会常務委員会に提出され、国会にて審議されたところ、国会議員から様々なコメントを受けたことから、起草委員会において再検討し、修正作業等がなされているところです。

今後は、国会会議に提出される前に、国会法務委員会に新民法典の修正草案を提出し、以前国会議員から出されたコメントに対する説明がきちんとなされるか厳しいチェックを受けることとなります。

その後、会場から、昨年の日本における民法改正で変更された制度等が、ラオス新民法典起草の中で何らかの形で反映されているかについて、質問がなされました。

この点については、ラオス新民法典起草にあたっては、日本の法律だけでなく他国の法律を分析し、ラオスに合うものを取捨選択していることを前提に、民法改正で変更された事項について、本邦研修の中で適宜説明を加えているとの回答がなされました。

また、日本の民法典制定時、家族法に関して、日本の古き良き伝統が崩されるのではないかとの議論があったことを踏まえ、ラオスでも同様の議論があるかにつき質問がなされました。

この質問に対しては、ケート氏から、ラオスの起草メンバーは、民法典だけでなく、法律を制定する上では文化に抵触したり取り壊すことがないように厳格に気を付けていること、新民法典のうち、国民の関心の高い家族関係に関する事項については、現行法の要素を多くの割合で維持しており、反対意見は出されていないこと、そして、ラオス国民は、新民法典によって民事法が統合されて整合性が実現され、より生活しやすい社会になることを求めており、国民待望の法典であることが述べられました。

本パネルディスカッション後、JICA調達部次長であり、2007年から2010年、2013年から2015年の約5年間、JICAラオス事務所次長及び同所長を務められた武井耕一氏から、新民法典がラオス国内で理解され、周知されることを期待する旨の御言葉を頂戴しました。



【パネルディスカッションの様子】

第3 本シンポジウムを終えて

本シンポジウムは、佐久間達哉法務省法務総合研究所所長の閉会挨拶で盛況のうちに終了しました。

閉会挨拶では、「ラオス新民法典は、他国の法律をそのまま持ってきたものでも、モデル民法典でもなく、まさにラオスの皆様がラオスの社会に合った納得のできるものを起草した民法典である」という、石岡修前JICA長期派遣専門家⁴の言葉が紹介され、ラオスの新民法典がまさにラオスの実情を真に反映した民法典であることが確認されました。

ラオス民法典起草支援は、準備期間を含めると15年近くかけて続けられています。その間、ラオスの社会に合った新民法典制定に向けて、アドバイザーグループの先生方を始め、JICAの皆様、ICCLC等の各機関の皆様、本シンポジウムに御参加いただいた皆様等、多くの皆様に御支援・御協力をいただいております。皆様の熱い御支援・御協力に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

⁴ 弁護士であり、平成22年（2010年）7月から平成29年（2017年）6月までの間、JICA長期派遣専門家としてラオスに赴任され、ラオス民法典起草支援や人材育成支援にご尽力されました。

【講義・講演】

2018年2月から同年4月までの間、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

トルコ政府機関被招へい者に対する講義

日 時 2018年2月15日（木）

場 所 国際法務総合センター

対 象 トルコ政府機関職員

テーマ 国際協力部の業務と日本の刑事司法制度

担 当 国際協力部教官 横山栄作

【研修等実施履歴】

2018年1月から同年4月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

- (1) W I P O ジャパンファンド・ラオス裁判官知財制度研修
日 時 2018年1月29日（月）から2月1日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ ラオスの裁判官に対する知的財産関連紛争の解決能力向上
担 当 国際協力部教官 横山栄作，国際協力専門官 佐藤励仁

- (2) 第7回インドネシア本邦研修（最高裁判所）
日 時 2018年2月12日（月）から同月24日（土）まで
場 所 法務省赤れんが棟，J I C A 東京ほか
テーマ 知的財産事件処理
担 当 国際協力部教官 東尾和幸，国際協力専門官 井倉美耶子

- (3) 第12回ミャンマー本邦研修
日 時 2018年3月4日（日）から同月17日（土）まで
場 所 法務省赤れんが棟，J I C A 東京ほか
テーマ 新しいタイプの証拠
担 当 国際協力部教官 岩井具之，国際協力専門官 松波宏幸

- (4) ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）第13回本邦研修
日 時 2018年3月4日（日）から同月17日（土）まで
場 所 J I C A 横浜ほか
テーマ ラオス民法典案に関する検討
担 当 国際協力部教官 前田澄子，国際協力専門官 稲本実穂

2 共同研究

- (1) 東ティモール共同法制研究
日 時 2018年1月27日（土）から2月7日（水）まで
場 所 法務省赤れんが棟，国際法務総合センターほか
テーマ 土地関連法，特に不動産登記制度について

担 当 国際協力部教官 大西宏道, 国際協力専門官 鎌田真梨子

(2) ウズベキスタン行政法共同研究

日 時 2018年3月18日(日)から3月24日(土)まで

場 所 法務省赤れんが棟, 国際法務総合センターほか

テーマ 行政手続法及び行政訴訟法の内容の理解について

担 当 国際協力部教官 岩井具之, 国際協力専門官 三浦寛史

3 シンポジウム

(1) 第19回法整備支援連絡会

日 時 2018年1月19日(金)

場 所 東京会場: 法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

大阪会場: 大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

(各会場をTV会議システムで接続)

テーマ 日本の法制度整備支援の発信カードんな「メッセージ」を伝えられるか

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之, 石田正範, 横山栄作, 福岡文恵, 岩井具之,
大西宏道, 国際協力専門官 赤井隆志, 松波宏幸, 井倉美耶子

(2) シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」

日 時 2018年3月8日(木)

場 所 JICA本部

担 当 国際協力部教官 福岡文恵, 国際協力専門官 遠藤裕貴

4 国連アジア極東犯罪防止研修所において実施した研修等

(1) ベトナム法整備支援研修

日 時 2018年3月12日(月)から同月23日(金)まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ ベトナム改正刑事訴訟法運用上の諸問題

担 当 国連アジア極東犯罪防止研修所教官 渡部亜由子, 国際研修専門官 大野
邦明, 織田美千絵

(2) 日本・ネパール司法制度比較共同研究

日 時 2018年3月5日(月)から同月16日(金)まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ ネパール改正法における刑事手続上の諸問題

担 当 国連アジア極東犯罪防止研修所教官 平野望, 国際研修専門官 廣瀬健太
郎, 羽田純

(3) 日越司法制度共同研究

日 時 2018年3月12日（月）から同月17日（土）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 2015年ベトナム改正刑事訴訟法の重要論点

担 当 国連アジア極東犯罪防止研修所教官 渡部亜由子，国際研修専門官 織田
美千絵

【活動予定】

2018年7月から同年9月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

(1) 第13回ミャンマー本邦研修

日 時 2018年7月1日（日）から同月14日（土）まで（予定）

場 所 法務省赤れんが棟，大阪中之島合同庁舎ほか（予定）

テーマ 効率的な紛争解決—国際的な契約関係と紛争解決（仮題）

担 当 国際協力部教官 岩井具之，国際協力専門官 村里しおり

(2) インターンシップ研修

日 時 2018年8月下旬（1週間程度）

場 所 国際法務総合センター（予定）

テーマ 国際研修実施業務及びそれに付随する業務（仮題）

担 当 国際協力部教官 岩井具之，国際協力専門官 村里しおり

2 共同研究

モンゴル共同研究

日 時 2018年8月下旬（7日間程度）

場 所 国際法務総合センター（予定）

担 当 国際協力部教官 小島麻友子，国際協力専門官 松波宏幸

3 シンポジウム

国際民商事法金沢セミナー

日 時 2018年7月7日（土）（予定）

場 所 北國新聞交流ホール

（石川県金沢市南町2番1号 北國新聞赤羽ホール1階）（予定）

担 当 国際協力部教官 大西宏道，国際協力専門官 松波宏幸

主任国際協力専門官

佐藤 励 仁

1 はじめに

私は、元々「法務局」という官公庁に採用され、12年間勤務していました。御存じの方もいらっしゃると思いますが、法務局は、登記のほか、供託や国籍・戸籍、人権擁護事務など幅広く所掌しています。私は、幸運にも？経験としては薄くはありますが、それらの業務を一通り経験することができました。そして、平成29年4月から国際協力部に配置され、1年3か月が経過しようとしています。協力部ではまだまだ新米ではありますが、配置されてからを振り返り、国際協力専門官として経験したことを以下紹介いたします。

2 担当業務について

まず配置された最初の年の担当業務は、「庶務」でした。「国際協力部」とは言いつつ、もちろん庶務的なお仕事が存在するわけで、当部職員の旅費、勤務時間管理、各種照会・回答など、非常に幅広く、そして留めなくお仕事が舞い込んでくる日常に驚きました。特に、国内・国外を問わない出張の多さです。ICカードを使用する近隣へのお出張から、数か国をまたいで海外出張まで、全ての種類の旅費業務を経験できるのではないかとはいくらかの量が多く、そして割り当てられている予算も大きいのが当部の特徴です。初めて当部へ配置される方は、驚くのではないのでしょうか。

そして、2年目を迎えた今年度は、「経理」を担当しています。国際協力部の予算管理・予算要求を行う、金庫番？的な存在になっています（業務に慣れないせいか、他人事のような言い方ですが）。まだまだ今年度が始まって間もないとはいえ、一つの部署の予算要求事務を任されることにやりがいを感じているとともに同時に不安を感じているところです。

3 担当業務外の経験について

「国際協力部」の業務は、私が経験している庶務・経理事務のほか、「研修（教務）事務」と「企画事務」とに分けられると思います。「研修（教務）事務」とは、国際研修、シンポジウム等を企画し、その運営・実施をしていくもの、「企画事務」とは、国会での質疑のほか、政府の渉外に関する問合せ等に対応していくものと説明できるかと思えます。

せっかく国際色がある部署に来たのに、庶務と経理しかやってないの？と言われるとそれまでなのですが、だからと言って、外国の方と接する機会が全くないと言われると、そうではありません。

(1) 研修を担当

昨年度は、庶務担当ではありましたが、一つの研修（「平成29年度WIPOジャパンファンド・ラオス裁判官知財制度研修」，ラオスから裁判官10名が参加）を担当させていただくことになりました。研修事務自体初めてである上に、WIPO（世界知的所有権機関）日本事務所が主催するもので、当部は協力要請を受けて実施するという、通常のJICA（独立行政法人国際協力機構）と実施する本邦研修とはまた違う種類のものでした。全てが初めてで、裁判所や税関を研修参加者とともに訪問・見学する際も事前にどういった手続が必要なのか、当日の動きはどうしたらいいのか、など戸惑いの連続でしたが、主担当の教官や研修担当のほかの専門官に助けをもらい、何とか乗り切ることができたと思っています。研修参加者と非公式に渋谷の楽器屋さんに行ったり（その後はサイズ〇ヤで食事）、いつの間にかFacebookで友達になったりと、法務局にいたままでは経験できない素晴らしい体験ができました。ちなみにFacebookで友達になったのは嬉しいのですが、彼らの書き込みが全てラオ語なので、何が書いてあるかよく分からない状況が続いており、しばしばGoogle翻訳先生に頼って、おぼろげな意味を把握するにとどまっていますが、Messageをもらったときは嬉しく思いました。



(開講式)



(講義風景)

(2) 海外（ミャンマー）出張

本年2月にミャンマー出張を経験しました。「庶務」担当であったため、担当国はなく、海外に行く機会もないだろうと思っていたので、統括から出張のことを伝えられたときは緊張しました。そして、出張が決まると、フライトの確定、公用旅券の申請、外国旅費の計算などの業務が始まりました。ほかの専門官の助けもあり、無事に形式上の準備は乗り切れたと思っていたものの、現地に必要な物品、例えばパソコンやICレコーダーの準備など、海外出張に何を持って行けばいいのかわからず、経験豊富な専門官に教えてもらいながら、準備を進めることになりました。

さて、ミャンマーに何をしに行ったかというところに触れたいと思います。

出張目的は、ミャンマーの不動産法制に係る調査研究の一環として、調査研究受託者とともに関係省庁等を訪問し、調査内容を確認し、土地に関する登録及び管理の実態を把握するほか、引き続きの調査の協力を依頼することにより、調査研究の円滑な実施を図ることでした…出張報告書のものを転載しましたが、難しいですね。要するに、ミャンマーの不動産法令のことがよく分からないので、現地調査に行きます！という理解でいました（O教官、すいません）。

ミャンマーにおいては、英国植民地及び軍政統治の時代があったこと等の歴史的な事情のほか、土地に関する法規範及び所管庁が多数あること、管理形態が多様であること、法令どおりに運用されていないこと、手続きが公開されていないこと等の事情により、不動産法制が複雑かつ理解困難なものとなっています。現地では、JICA長期派遣専門家（元当部の教官もいらっしゃいます。）とお会いし、JICA法整備支援プロジェクトオフィスを始め、農業灌漑畜産省タンリン事務所、ヤンゴン市開発委員会事務所などを訪問し、それぞれの官公庁の方と協議を行いました。今回の訪問では、土地の登録制度の概要を知ることができましたが、実態の解明にはまだまだ時間を要することになりそうです。

私は、法務局で数年ではありますが、不動産登記事務に従事していたことがあり、日本の登記事務を少しは知っていますが、ミャンマーの土地の登録事務は、一つの官



(ヤンゴン市開発委員会事務所が入っている建物)



(農業灌漑畜産省タンリン事務所にて登録事務の説明を受ける)

公庁にとどまらず、土地の態様によって所管の官公庁が分かれていることが日本と大きく違うことの一つで、印象的でした。

ミャンマーでの食事についても簡単に触れたいと思います。ミャンマー料理って、どんな感じなんだろうと淡い期待を抱いていたところがあるのですが、残念ながら、「辛くて、油っぽい。」という感想に尽きます。もちろん物価は日本より安いので、その点ではありがたいのですが…。現地の専門家に御案内いただいたドイツ料理がとても美味しく、忘れられない味となりました！



(辛かったミャンマー料理)

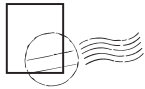
4 これから

前号の「専門官の眼」(ICD NEWS第74号P199～)において、伊地知前統括が末尾に触れられていることに関しての続きになります。

平成29年10月から東京都昭島市へ移転し、国連アジア極東犯罪防止研修所(アジ研, UNAFEI)と同じ建物で業務を開始しました。その後、庶務・経理の業務については合理化を図ることになり、本年4月からはICDの私もアジ研の出張関係の業務に携わることになりました。戸惑いが多く、慣れない経理事務と平行して行うことで、苦労もありますが、何よりアジ研の専門官の方との会話が格段に増え、人見知りをしない私にとっては、親しい仲間が増えたような形でとても楽しい日々を過ごしています。

まだお互いの今までのやり方が違う面があり、「へ～そうなんや。」(←関西チックに)と感じることが多々ありますが、お互いのやり方で吸収できることは吸収し、より良い事務手法を取り入れることは可能だと思います。

昭島という霞ヶ関から離れた地域ならではの交流をもっと楽しみたいと思っています。



各国プロジェクトオフィスから



ご報告が遅れましたが、当プロジェクトでは、昨年11月末に退職した Nguyen Thu Ha さんに代わり、12月より Vu Thanh Thuy さんに臨時職員として働いてもらっています。

Thuy さんは、当プロジェクトで週に1回語学アドバイザーを務めてくれ、通訳・翻訳も担当してくれている Nguyen Duc Viet さんの奥さんです。そして、Thuy さんと Viet さんは共に、Ha さんの1学年先輩にあたるベトナム日本法教育研究センター（CJLV）卒業生で名古屋大学への留学経験もある極めて優秀な人材です。

こうしてみると、当プロジェクトがCJLVの卒業生の活躍に支えられていることに改めて気付かされます。

Thuy さんは、昨年6月に第一子を出産したばかりですが、その半年後にはこうして仕事に就き、育児と仕事の両方を頑張っています。このようにベトナムの女性は、出産してもすぐに仕事復帰する人が大変多く、家族を大切にしながら親族との同居率が高いベトナムにおいては、育児に関して親族の支援を得やすいという環境もあると思うのですが、ベトナム女性の逞しさも大きな要因だと思われます。朝から晩まで街角のカフェには、何をしているのか分からない男性の姿が目立つのですが、それに比べて女性は、大きなお腹をかかえて出産間近まで仕事をしている人を多く見かけます。

今後、Thuy さんが当プロジェクトでの勤務を経てどのような道を目指すのか分かりませんが、当プロジェクトでの経験が次のステップへつながるような環境を提供できればと思っています。

(ベトナム長期派遣専門家 塚部貴子)



1月末（1月31日）、カンボジアでも皆既月食を見ることができました。日本でも多くの人が見たかもしれません。

また、このときの満月は、「スーパー・ブルー・ブラッド・ムーン」という珍しい満月とのことです（諸説あるようですが）。

さらに、この日は、「万仏節」という仏教上重要な日で、仏教が国教のカンボジアでは祝日でしたので、寺院にお参りに行く人も多くいました。

仏教上の重要な日に、珍しい満月で、皆既月食。見慣れた月が特別なものに見えてくるから不思議です。

暑さが和らぐ夕方には、たくさんの方がメコン川沿いの遊歩道に集まり、思い思いに過ごしていました。カップルの姿もちらほら。

でも、夜空に輝く月を見上げて、天体ショーを楽しむカップルよりも、お互いの輝く瞳を見つめて、甘いひとときを楽しむカップルの方が多かったようです。

私ですか？

もちろん、単身赴任の私は、独りで、天空に浮かぶ月を眺めて、阿倍仲麻呂のように、遠く故郷を想っていました。

天の原 ふりさけ見れば 春日なる 三笠の山に 出でし月かも

ちなみに、急に世俗的になりますが、2月には、バレンタインデーがありました。

カンボジアでは、男性が女性に花やぬいぐるみをプレゼントするそうです。もちろん、女性が男性にチョコレートあげる習慣はありません。しかも、ホワイトデーありません。

道端には、その日限りの急造の花屋さん（屋台）が出店します。カノジョにあげる花束を買い求める男

性の姿もちらほら。

私ですか？

もちろん、単身赴任の私は、独りで、まっすぐ家に帰り、日本から直行便で届くかもしれない空輸のチョコレートを待っていました。

天の原 ふりさけ見れば 春日なる 三笠の山ほど 届くチョコかも
しかし、残念ながら、チョコも「皆既月食」になったようで、その形は見えませんでした。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)



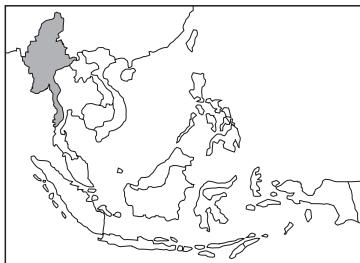
当プロジェクトのチーフアドバイザーの須田大（すだひろし）専門家（検事）が、本年3月30日付けをもって任期満了にともない多くの関係者に惜しまれつつ帰国されました。

皆様もご存じのとおり、須田専門家は、約2年9か月間の任期中、主な担当である刑事法分野及び教育研修分野では「捜査段階Q & A集」の作成・普及、「模擬事件記録（民事・刑事）」の作成等を通じての人材育成にそれぞれご尽力されました。また、チーフとして現プロジェクトを力強くけん引するとともに新プロジェクト（2018年7月に現プロジェクトが終了すると同時に開始する予定です。）の道筋

を立てていただきました。須田専門家の仕事に対する熱き思いはラオス側にも伝わり、新プロジェクトのRD調印式では、同専門家に対する表彰も行われました。

須田専門家が離任され、プロジェクトの体制が変わりましたが、皆様におかれましては従前同様、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

(ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳)



当プロジェクトは、5月末でフェーズ1を終え、6月1日からフェーズ2に切り替わります。その関係で、小官らの公用旅券を切り替える必要がありました。ご案内のとおり、旅券法上、一般旅券については代理申請等の規定があるのですが、公用旅券については該当する規定がないことから、公用旅券申請と発給（発行+交付の概念です）については本人が在ミャンマー大に赴く必要があります。この話の中で、その国が首都としている町と、大使館が置かれている町とが異なる国はどこかという話になり、小官がしたり顔で「ハーグ、ヤンゴン、テルアビブの三ヶ所ではないか」と話したところ、ネピドー在留の日本人の方（ざっくり言うとネピドーは、省庁等派遣のJICA専門家、商社、コンサルの方で成り立っています）から、コートジボワール（旧名：象牙海岸共和国）も首都は、大使館のあるアビジャンではなくヤムスクロだし、ボリビアも憲法上の首都はスクレでありラパスではないし、タンザニアもダルエスサラームからドドマに首都移転していると指摘を受けました。

取り留めのない話になりましたが、フェーズ2が始まった後も、引き続きよろしくお願いいたします。

(ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範)



横幕孝介専門家の後任として平成30年3月に着任いたしました。
平成18年に検察官に任官し、これまで東京地検、横浜地検、福岡地検、津地検、大分地検等で勤務してきました。

当職がジャカルタに住むのはこれで2度目になります。幼い頃、父の仕事の関係で、ジャカルタに約3年半生活し、小学校もジャカルタ日本人学校を卒業しております。

このため、ICDに所属した所属した際から、インドネシアへの赴任を希望し、その念願かなって、今回インドネシアに赴任することができました。インドネシアは今でも魅力あふれる素晴らしい国ですが、

今後、より素晴らしい国になるよう、業務に邁進していく所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂)

法整備支援活動年表

「法整備支援活動年表」は、法務総合研究所国際協力部において、法務総合研究所が把握している活動内容を中心に、各国ごとに法整備支援の活動状況を整理したものです。

本年表には、2018年3月までの活動内容を掲載しています。これまでの各国の活動状況が一覧できますので、ぜひご覧ください。

法整備支援活動年表
(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2018年3月31日現在

年度	ベトナム
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請
1992	
1993	・森島昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(1996年まで年1回)
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施
1996	・JICA法整備支援プロジェクトフェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)
1998	・前年と同様
1999	・日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身検事)派遣
2003	・法整備支援フェーズ3開始 (2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例) ・民事訴訟法成立(6月15日) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) (法曹養成、民法改正共同研究)
2005	・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家1名(裁判官出身検事)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行法、法曹養成) ・改正民法成立(6月14日) ・本邦研修実施(9月、2月) (判決書標準化、法曹養成)

年度	ベトナム
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名(業務調整員)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例) ・日越司法制度研修及び共同研究実施(10月,判決書・判例,最高人民裁判所から4名招へい)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(9月,国賠法) ・本邦研修実施(11月,国賠法起草)
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(6月:犯罪学研究,8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策,3月:刑訴法改正) ・民事判決執行法成立(11月14日)
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草,10月:日弁連の組織,活動,12月:改正刑事訴訟法起草,民事判決執行法運用指導,2月:行政訴訟法起草) ・国家賠償法成立(6月) ・現地セミナーを開催(行政訴訟法,弁護士連合会の組織・運営方法等)
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・JICA調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究(6月) ・現地セミナーを開催(8月) ・司法省次官招へい(10月) ・本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位会の役割等,11月:戸籍法起草,12月:改正刑事訴訟法起草,1月:改正民事訴訟法起草) ・行政訴訟法成立(11月) ・改正民事訴訟法成立(3月)
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2015年3月) ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策,2月:民法改正,3月:裁判所組織法改正)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:刑事司法における弁護人の権利の確立,2月:民法改正,3月:裁判所組織法改正)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士1名,業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(8月。最高人民検察院長官招へいも同時に実施) ・本邦研修実施(10月:破産法,地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治,3月:民法改正～国際私法分野の改正について)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2015年3月まで) ・民法共同研究会,裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名,弁護士,業務調整員各1名)継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月:刑法改正,7月:検察官養成) ・本邦研修実施(12月:検察官養成,3月:民法改正) ・現地セミナーを開催(簡易手続,上訴制度,刑訴法改正等) ・JICA調査団派遣(8月:終了時評価,9月:詳細計画策定プレ調査,11月:詳細計画策定調査,12月:第三次詳細計画策定調査,1月:JCC) ・刑法改正支援現地ワークショップ(9月,11月,2月)

年度	ベトナム
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始(2015年4月～2020年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家1名(検事)を増員し5名に(10月:裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・日越司法制度共同研究実施(6月:刑事政策研究等) ・本邦研修実施(9月:法令の整合性, 11月:法令の整合性, 12月:検察官養成) ・JICA調査団派遣(10月:JCC)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名(裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA調査団派遣(4月:JCC, 11月:財産登録法) ・本邦研修実施(7月:法令の整合性, 検察官養成, 9月:財産登録法, 11月:裁判官養成) ・現地調査実施(11月:財産登録法) ・現地セミナー(2月:財産登録法等)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名(裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・現地調査実施(4月:財産登録法) ・本邦研修実施(5月:判例制度等, 7月:財産登録法, 11月:民事執行制度・登記制度) ・JICA調査団派遣(1月:中間レビュー) ・現地セミナー(9月:判例制度, 10月:家庭裁判所)

年度	カンボジア
1993	
1994	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催
1995	
1996	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)
1997	・上記本邦研修継続
1998	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意
1999	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始(1999年3月～2003年3月) ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催
2000	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催
2001	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発 パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催 (なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)
2002	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)
2003	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事)
2004	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2004年4月～2007年4月) 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴法)
2005	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・現地セミナーを開催(模擬裁判) ・本邦研修実施(2月) (民法・民訴法) ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は検事) ・本邦研修実施(10月)(法曹養成) ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了

年度	カンボジア
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省へ長期専門家2名派遣継続 ・民事訴訟法成立(6月)・公布(7月) ・短期専門家派遣(8月) ・現地セミナーを開催(8月: 民法特別講義, 3月: 民訴法) ・遠隔セミナーを開催(12月) ・法総研, (財)国際民事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) ・JICA-Netセミナーを開催(4月, 12月) ・本邦研修実施(2月)(法曹養成)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省へ長期専門家1名(弁護士)を追加派遣, 合計3名 ・民事訴訟法適用(7月) ・民法成立(11月)・公布(12月) ・遠隔セミナーを開催(8月: 民訴法) ・現地セミナーを開催(1月: 民訴法) ・JICA調査団派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(5月, 9月) ・本邦研修実施(7月, 法曹養成, 民訴法) ・現地セミナーを開催(11月: 民法, 12月: 民事模擬裁判) ・JICA調査団派遣 ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月)
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始(2008年4月~2012年3月) 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省へ長期専門家3名派遣継続 ・遠隔セミナーを開催(12月: 民訴法関係) ・現地セミナーを開催(12月: 民法) ・本邦研修実施(2月: 不動産登記法) ・JICA調査団派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始(2008年4月~2012年3月) ・法曹養成アドバイザー・グループ開始 ・裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(9月) ・本邦研修実施(10月, 3月) ・現地セミナーを開催(12月, 2月) ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省への長期専門家3名派遣継続 ・現地セミナーを開催(12月: 民訴法関係) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(5月) ・本邦研修実施(10月, 11月) ・現地セミナーを開催(6月, 8月, 12月) ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続

年度	カンボジア
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・JICA-Netセミナー開催(12月: 法人登記) ・本邦研修実施(2月: 不動産登記) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザーグループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続, 新たに1名(裁判官出身)を派遣 ・JICA-Netセミナーを開催(5月: 民事訴訟法) ・現地セミナー開催(9月: 民法) ・本邦研修実施(10月: 法曹養成) ・現地セミナー開催(3月: 民法) ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) ・法総研が現地調査実施(5月: ニーズ調査)
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(2012年3月まで) 附属法令起草支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法省への長期専門家3名派遣継続 ・民法適用法公布(6月) ・現地セミナー開催(8月, 9月, 11月: 民法) ・JICA調査団派遣(9月: 終了時評価) ・民法適用, 同記念式典(12月) ・現地セミナー開催(12月: 民法普及) ・本邦研修実施(2月: 法人登記) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(2012年3月まで) ・法曹養成アドバイザーグループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続 ・本邦研修実施(6月, 10月: 法曹養成) ・JICA調査団派遣(9月: 終了時評価) ・現地セミナー開催(1月: 民法) ・JICA調査団派遣(10月: 次期案件詳細計画策定)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始(2012年4月～2017年3月) 不動産登記共同省令起草支援 ・司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事・弁護士等)派遣 ・現地セミナー開催(9月, 12月: 不動産登記) ・現地セミナー開催(2月: 親族相続法) ・本邦研修実施(2月: 人材育成) ・JICA調査団派遣(11月: JCC参加)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 ただし、法令起草支援の分野は終了(～3月) ・司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名派遣継続, 1名は派遣終了 ・現地セミナー(9月, 12月: 民事訴訟法 3月: 民法) ・本邦研修(10月, 2月: 人材育成) ・JICA調査団派遣(9月: 運営指導調査, 12月: JCC)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・本邦研修実施(6月, 10月, 2月) ・長期専門家1名(検事)派遣, 1名派遣終了(9月) ・JICA調査団派遣(8月: 中間レビュー, 12月: JCC) ・現地セミナー開催(12月: 判決公開, 3月: 不動産登記共同省令)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名は派遣継続(裁判官・弁護士各1名は、3月で派遣終了) ・本邦研修実施(9月, 3月) ・JICA調査団派遣(12月: JCC及び次期プロジェクト協議) ・現地セミナー開催(7月: 不動産登記共同省令, 1月: 民事保全)

年度	カンボジア
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2017年3月まで) ・司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家2名(検事, 弁護士)は派遣継続(弁護士1名は9月で派遣終了, 検事1名は3月で派遣終了), 1名(弁護士)新規派遣 ・本邦研修実施(10月) ・JICA調査団派遣(8月:終了時評価, 9月:次期プロジェクト詳細計画策定調査, 1月:JCC) ・短期専門家1名派遣(10~3月) ・現地セミナー開催(8月:民事実務上の諸問題-訴状の不備等, 1月:民事実務上の諸問題-再審等, 2月:民事実務上の諸問題-強制執行等)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始(2017年4月~2022年3月) ・民法作業部会終了(~8月), 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名(裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名)の派遣継続 ・現地セミナー(8月:実務上の諸問題) ・日弁連・BAKC・ICDセミナー(1月:遺産分割, 3月:離婚等) ・RULE・ICDセミナー(3月:離婚)

年度	ラオス
1995	
1996	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請
1997	
1998	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査(12月), 本邦研修(2月)を実施
1999	・本邦研修(11月), 現地セミナー(2月)を実施
2000	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・現地セミナー(6月), 本邦研修(11月)を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣(12月) ・日弁連が司法調査団を派遣(4月)
2001	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修(10月・3月) ・現地セミナー(2回)
2002	・長期専門家1名を派遣(検事) ・現地セミナー(4回) ・本邦研修(10月・3月)
2003	・JICAプロジェクト開始(2005年5月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11月・2月)
2004	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー
2005	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(2回) ・現地セミナー(民法教科書, 判決書マニュアル, 検察マニュアル) ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 (判決書マニュアル, 検察マニュアル, 民法教科書) ・本邦研修(11月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容)
2007	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各CPによる普及ワークショップ, JICA現地事務所でのモニタリング(5~12月)
2008	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月) ・現地調査(1月)
2009	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 (5月, 6月, 11月, 2月) ・現地調査(5月, 9月, 3月) ・現地セミナー(9月)
2010	・法総研による現地調査を実施(7,8月:司法制度) ・JICA-Netセミナーを実施(5月,7月,10月,12月:民法) ・法律人材育成強化プロジェクト開始(2010年7月~2014年7月) ・長期専門家3名(検事,弁護士,業務調整員各1名)を派遣(7月) ・国内アドバイザーグループを設置(民法,民事訴訟法,刑事訴訟法) ・現地セミナー(2月) ・本邦研修実施(3月:民法)

年度	ラオス
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(6月:刑事訴訟法, 7月:民法・民事訴訟法) ・現地セミナー実施(8月:民法, 9月:民事訴訟法, 3月:刑事訴訟法) ・本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 1月:民事訴訟法) ・JICAによる各CP(司法省, 最高裁, 最高検, ラオス国立大学)副大臣級招へい
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(10月:刑事訴訟法) ・現地セミナー実施(6月・8月・3月:民法, 2月:刑事訴訟法, 民事訴訟法) ・本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 11月:民事訴訟法, 2月・3月:民法) ・JICA調査団派遣(7月:中間評価) ※民法起草支援をプロジェクトに追加
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家(検事)1名増員し4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・7月・11月・3月:刑事訴訟法, 5月・7月・10月・11月・12月・1月:民法) ・現地セミナー実施(8月・11月:民法, 12月:刑事訴訟法等, 3月:民事訴訟法) ・本邦研修実施(7月:刑事訴訟法, 10月:民事訴訟法, 2月・3月:民法) ・JICA調査団派遣(5月:運営指導調査, 2月:終了時評価, 3月:詳細計画策定調査)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続(7月まで) ・長期専門家4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・5月・6月:民法) ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始(2014年7月～2018年7月) ・10月までは長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名), 10月から1名(弁護士)増員 ・JICA-Netセミナー開催(7月・9月・10月・1月・2月・3月:民法) ・現地セミナー実施(7月:法曹人材育成, 8月:民法, 3月:刑事訴訟法等) ・本邦研修実施(11月・2月:民法) ・JICA調査団派遣(10月:第1回JCC参加等)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名(検事1名, 弁護士2名, 業務調整員1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(4月:民法) ・本邦研修実施(9月:法曹人材育成, 11月:刑事訴訟法等, 12月:民事経済法) ・司法大臣招へい(8月) ・現地セミナー実施(3月:法曹人材育成, 2月:刑事訴訟法等)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名(検事1名, 弁護士2名, 業務調整員1名)継続 ・JICA調査団派遣(5月:第1回JCC参加) ・本邦研修実施(9月:民事経済法, 11月:刑事訴訟法等, 2月:法曹人材育成) ・JICA調査団派遣(11月:第2回JCC参加) ・現地セミナー実施(12月:法曹人材育成, 2月:刑事訴訟法, 3月:民事経済) ・日本・ラオス共同研究実施(民法典), シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」開催(2月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名(検事2名, 弁護士2名(6月に弁護士の長期専門家1名が交代, 10月に1名が離任。), 業務調整員1名) ・JICA調査団派遣(5月:JCC, 11月:第1回詳細計画策定調査, 1月:第2回詳細計画策定調査) ・本邦研修(8月:民事経済, 12月:教育研修改善, 3月:民法) ・現地セミナー実施(6月:教育研修改善, 8月:民法, 2月:刑事法) ・WIPOジャパンファンド・ラオス裁判官知財制度研修実施(1月) ・国会法務委員会アドバイザー等招へい, シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」開催(3月)

年度	インドネシア
1997	
1998	・経済法研修
1999	
2000	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・JICA調査団派遣(2月)
2002	・本邦研修(7月) ・現地セミナー(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・本邦研修(6月) ・企画調査員として長期専門家派遣(弁護士) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修・10月)
2004	・本邦研修(6月) ・インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会, 2006年7月まで) ・企画調査員1名を派遣
2005	・本邦研修(12月) ・アチェに対するADR現地セミナー(JICA・日弁連)
2006	・アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) ・本邦研修(7月) ・JICA調査団派遣, M/M締結(9月) ・JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始, 長期専門家(弁護士)を派遣(3月)
2007	・アドバイザー・グループ会合(6月, 7月, 9月, 12月, 2月) ・現地セミナー(8月, 3月) ・本邦研修(10月)
2008	・アドバイザー・グループ会合(5月, 6月, 9月, 12月, 3月) ・第2回本邦研修(7月) ・インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号(裁判所が行う和解 調停手続に関する規則)が施行(7月) ・現地セミナー(11月) ・JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月)
2009	・アドバイザー・グループ会合(6月, 8月, 10月, 12月) ・現地調査(9月) ・JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」(11月) ・インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(3月)
2010	・現地調査(8月) ・第1回裁判官人材育成強化支援研修(本邦研修・11月) ・最高裁副長官等招へい(12月) ・JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査(8月) ・インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(11月)
2012	・現地調査(8月) ・第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(11月)
2013	・現地調査(5月) ・JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査(11月) ・第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(2月)
2014	・現地調査(4月) ・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等(10月) ・インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究(12月) ・JICA調査団派遣(2月, 3月) ・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(2月)

年度	インドネシア
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAとインドネシア最高裁判所(7月)及び同法務人権省(8月)との間で、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に関する実施合意文書締結 ・JICA調査団派遣(8月, 10月, 12月) ・JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始(2015年12月～2020年12月) ・長期専門家2名(検事2名, うち1名は裁判官出身)を派遣(2月) ・現地調査(3月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続 ・長期専門家2名(検事2名, うち1名は裁判官出身)継続 ・現地調査(4月～5月) ・法務大臣等現地訪問, 日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典(5月) ・共同研究(5月: 法務人権省法規総局) ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合(6月, 10月, 2月) ・本邦研修(7月: 3機関合同, 10月: 最高裁判所・法務人権省法規総局, 2月: 法務人権省法規総局) ・JICA調査団派遣(6月, 8月: 国際シンポジウム出席等, 9月: 第1回JCC参加等) ・現地セミナー(3月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続 ・長期専門家2名(検事2名, うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。)継続 ・JICA調査団派遣(4月, 5月: 第2回JCC参加等, 8月) ・法務大臣等現地訪問(9月) ・本邦研修(7月・11月: 法務人権省法規総局, 2月: 最高裁判所) ・現地セミナー(6月, 1月) ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合(11月)

年度	モンゴル
1993	
1994	・森脇昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言
1995	
1996	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
1997	
1998	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)
1999	・前年と同様(モンゴル)
2000	
2001	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
2002	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施
2003	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)
2004	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)
2005	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学)
2006	・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006年9月～2008年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)
2007	・弁護士会強化計画プロジェクト継続
2008	・弁護士会強化計画プロジェクト終了(～11月)
2009	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催
2010	・調停制度強化プロジェクト開始(2010年5月～2012年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連)
2011	・調停制度強化プロジェクト継続
2012	・調停制度強化プロジェクト終了(～11月) ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣
2013	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始(2013年1月～2015年7月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・短期専門家2名を派遣
2014	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続
2015	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了(～12月) ・長期専門家(弁護士)派遣終了(～12月)
2016	・現地調査実施(3月)
2017	・現地調査実施(9月)

年度	中央アジア
1999	
2000	[ウズベキスタン] ・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催
2001	[ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣
2002	[ウズベキスタン] ・本邦研修実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タシケント法科大学に専門家1名派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウム開催(名古屋大学) ・現地調査実施(日弁連) ・現地セミナー開催(法総研・名古屋大学)
2003	[ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣 ・現地調査, 現地シンポジウム開催(名古屋大学) ・専門家1名派遣(北海学園大学) ・本邦研修実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし, 名古屋大学でシンポジウム開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し, 本邦研修のフォローアップセミナー開催
2004	・JICA調査団派遣 M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウム開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナー開催(法務省)
2005	[ウズベキスタン] ・本邦研修実施(5月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(8月, 3月) (法務省, 大阪大学等) ・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで) ・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始(司法省-名古屋大学)(11月~2008年10月まで) (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース) ・長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・タシケント法科大学に日本法教育研究センター設立(名古屋大学) ・現地シンポジウム開催(名古屋大学) [その他] ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学)
2006	[ウズベキスタン] ・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで) ・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007年9月まで) ・本邦研修(5月, 8月, 9月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月, 2月) (法務省, 弁護士) ・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊 (3月) ・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学)
2007	[ウズベキスタン] ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナー開催(7月, 12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) [その他] ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2008	[ウズベキスタン] ・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了(名古屋大学) (12月) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)

年度	中央アジア
2009	[ウズベキスタン] ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団派遣(11月) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)
2010	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始(名古屋大学)(4月～2012年4月まで) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(12月)
2011	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続(司法省-名古屋大学) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(12月)
2012	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了(名古屋大学)(5月) [その他] ・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, ウズベキスタン, タジキスタン)(11月)
2013	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(11月)
2017	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法(行政手続法, 行政訴訟法)セミナー開催(3月)

年度	中国
1995	
1996	・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回)
1997	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
1998	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
1999	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2000	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2001	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2002	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2003	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催
2004	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東京, 大阪)
2005	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催
2006	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催
2007	・JICA調査団派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催
2008	・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年間) ・本邦研修実施(5月, 11月) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催
2009	・中国現地セミナー開催(5月, 7月, 3月) ・中国国際私法, 国際民事訴訟法講演会(清華大学副教授招へい) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催
2010	・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月) ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」(7月) ・国別研修 中国「司法人材育成研修」(7月) ・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修(10月) ・涉外民事関係法律適用法成立(10月) ・中国行政訴訟法現地セミナー(11月) ・長期専門家派遣(弁護士) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー(3月)
2011	・本邦研修実施(11月:司法人材育成) ・現地セミナー開催(11月:民事訴訟法) ・本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法) ・石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催(10月)
2012	・現地セミナー開催(6月:相続法) ・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月) ・本邦研修実施(7月:「行政訴訟法及び行政関連法」, 1月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権益保護法)」) ・中国民事訴訟法改正(8月) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催(10月)
2013	・本邦研修実施(5月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権益保護法)」, 10月:「同(著作権法)」) ・現地セミナー開催(8月:相続法) ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了(10月) ・消費者権益保護法改正(10月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催(12月) ・JICA調査団(12月:詳細計画策定調査)
2014	・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始(2014年6月～2017年6月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・JICA調査団(5月:第1回JCC) ・本邦研修(10月:立法法, 11月:行政訴訟法・行政関連法(教育法・食品安全法), 1月:インターネット安全法) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催(1月) ・JICA調査団(2月:第2回JCC)

年度	中国
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名(弁護士:日弁連派遣)継続 ・本邦研修(10月及び11月:犯罪被害者権利保障立法, 1月:業界協会・商會法、労災保険法) ・JICA調査団(10月:JCC) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催(2月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名(弁護士:日弁連派遣)継続 ・JICA調査団(4月:JCC) ・本邦研修(9月:特許法, 9月:民法, 11月:行政手続法) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催(11月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続(2020年6月まで期間延長) ・JICA調査団派遣(6月:JCC) ・現地セミナー実施(11月:民法)

年度	ネパール
2007	
2008	・刑事法比較研究現地セミナー(2回)
2009	
2010	・本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(7月) ・本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月) ・現地調査実施(2月)
2011	・「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施(9月) ・現地調査実施(11月)
2012	・「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施(7月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) ・本邦研修実施(「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月) ・現地調査実施(11月)
2013	・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(9月) ・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(2013年9月～2018年3月) ・同プロジェクト長期専門家派遣(弁護士)(9月) ・同プロジェクト第1回本邦研修実施(12月) ・現地調査実施(3月)
2014	・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・JICA調査団派遣(6月:運営指導調査) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(9月) ・同プロジェクト第2・3回本邦研修実施(9月「調停」、12月「事件管理」) ・現地調査実施(11月, 2月)
2015	・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・同プロジェクト長期派遣専門家任期満了(弁護士),新規派遣(弁護士)(9月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了(弁護士),新規派遣(弁護士)(9月) ・現地セミナー実施(10月) ・同プロジェクト第4回本邦研修(12月) ・現地調査実施(12月, 2月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月)
2016	・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・「ネパール民法の制定,普及及び施行支援のための招聘」実施(4月) ・同プロジェクト第5・6回本邦研修実施(7月, 11月) ・JICA調査団派遣(9月:終了時評価) ・現地調査実施(12月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月)
2017	・現地調査実施(11月) ・裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー(2月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月) ・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了(3月)

年度	東ティモール
2008	
2009	・法案作成能力向上研修実施(7月)
2010	・法案作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:逃亡犯罪人引渡法, 仲裁法)
2011	・現地調査及び現地セミナー実施(3月:麻薬取締法, 法案起草作業)
2012	・法制共同研究実施(9月:薬物犯罪取締法, 調停・仲裁法) ・現地セミナー及び現地調査実施(12月:薬物犯罪取締法, 調停・仲裁法)
2013	・東ティモール法制度アドバイザー(2013年4月~2014年3月)(活動内容~法案起草能力向上) ・現地調査及び現地セミナー実施(6月:調停法) ・現地調査及び現地セミナー実施(9月:調停法) ・JICA-Netセミナー実施(12月:調停法) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:調停法)
2014	・現地調査実施(7月) ・共同法制研究実施(12月:少年法, 国際法) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:少年法)
2015	・共同法制研究実施(7月:調停法, 婚姻・家族法) ・現地調査及び現地セミナー実施(12月:調停法) ・共同法制研究実施(3月:調停法, 国籍法)
2016	・現地調査実施(8月) ・共同法制研究実施(2月:市民登録法, 婚姻・家族法) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:少年法)
2017	・現地調査実施(8月) ・現地調査及び現地セミナー実施(11月:不動産登記法) ・共同法制研究実施(1月:土地関連法) ・現地調査実施(3月)

年度	ミャンマー
2011	
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施(7月)ー元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい(法総研) ・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結(8月) ・現地セミナー開催(8月, JICA・UAGO:「公開会社の法制度及び企業統治の改革」) ・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施(11月)ー連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい(法総研・慶應義塾大学) ・現地セミナー開催(12月, JICA・UAGO:「国営企業の民営化にかかる法的側面」) ・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施(2月, 法総研・JICA)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催(4月, JICA・UAGO:「商事仲裁」) ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施(6月)ー連邦法務長官及び連邦議会(下院)法案委員会委員長ら6名を招へい(法総研・JICA・ICCLC) ・現地小規模セミナー実施(7月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 法曹養成」) ・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立(7月) ・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結(8月22日) ・現地小規模セミナー実施(9月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 倒産法, 法曹養成」) ・現地調査実施(10月, 法総研・JICA, 刑務所・少年院等を訪問し, 矯正局と協議) ・現地小規模セミナー実施(11月, 法総研・JICA・特許庁, UAGO・SC対象「知財法」) ・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始(11月20日～, 3年間) ・JICA長期専門家(弁護士)派遣(1月) ・現地小規模セミナー実施(2月以降, 複数回。長期専門家:UAGO・SC対象「会社法」) ・現地小規模セミナー実施(2月, 長期専門家:UAGO・SC対象「著作権法」) ・現地調査, 小規模セミナー実施(3月, 法総研:UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」, 「知的財産事件の捜査方法」)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地小規模セミナー実施(4月, 長期専門家:UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」) ・現地小規模セミナー実施(4月～5月, 法総研:UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」) ・JICA長期専門家(業務調整)派遣(5月) ・JICA長期専門家(検事)派遣(5月) ・現地小規模セミナー実施(5月, 日本取引所:UAGO・SC対象「証券市場, 資本市場の概要等」) ・第1回本邦研修(5月「日本の法・司法制度, 機関の紹介」) ・ワーキンググループ活動実施(6月以降, 随時開催) ・第1回合同調整委員会(7月) ・現地セミナー実施(7月, JICA・特許庁:UAGO・SC対象「知財法」) ・現地セミナー実施(8月, JICA:UAGO・SC対象「仲裁法」) ・会社法アドバイザーグループ開催(10月) ・第2回本邦研修(11月「人材育成」) ・第2回合同調整委員会(2月) ・第3回本邦研修(3月「立法過程の効率化」)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地セミナー実施(SC対象「事実認定」) ・第4回本邦研修(6月「会社法」) ・中間評価, 第3回合同調整委員会(7月) ・第5回本邦研修(11月「研修手法, 知財関係」) ・現地セミナー実施(11月「知財裁判制度」) ・現地セミナー実施(2月「知財裁判制度」日弁連「知財ネット等と共催」) ・第6回本邦研修(2月, SC,UAGO,MOST, 警察, 税関対象「知財裁判制度」) ・第4回合同調整委員会(3月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続(延長～2018.5) ・小規模セミナー実施(5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催) ・第7回本邦研修(6月, SC,UAGO,DICA, 国会議員対象「倒産法」) ・現地セミナー実施(7月 SC対象「和解, 調停を含む紛争解決制度」) ・現地セミナー実施(8月 SC対象, これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始) ・運営指導調査(10月 JICA 次期プロジェクト協議) ・小規模セミナー実施(11月「倒産法」) ・第8回本邦研修実施(11月 SC,UAGO,労働省, 国会議員「和解, 調停を含む紛争解決制度」) ・JICA長期専門家(検事)交代(12月) ・現地セミナー実施(2月「知財裁判制度」) ・第9回本邦研修(2月, SC,UAGO,中央銀行, MOPF, 会計検査院対象「倒産法」) ・第5回合同調整委員会(3月) ・現地セミナー実施(3月「調停制度」)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・JICA長期専門家(弁護士)交代(5月) ・現地調査実施(6月「不動産法制」) ・第10回本邦研修(6月, SC,UAGO,MOPF,MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」) ・共同法制研究実施(8月, 「不動産法制」) ・現地セミナー実施(10月, SC対象「新任裁判官用知的財産法教材の作成」) ・第11回本邦研修(10月, SC,UAGO,MOE対象「知的財産制度」) ・現地調査実施(2月「不動産法制」) ・現地セミナー実施(2月, SC,UAGO,MOE,警察, 税関「知的財産制度」) ・第12回本邦研修(3月, SC,UAGO,警察対象「新しいタイプの証拠」)

	Bangladesh
2015	・現地調査実施(6月, 12月) ・共同研究実施(3月)
2016	・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施(10月)
2017	・第1回本邦研修実施(12月:ADR等)

年度	その他
1995	
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル, ミャンマー, ベトナム)
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研, ICCLC, アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア, 中国, ラオス, モンゴル, ミャンマー, ベトナム)
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民商事法シンポジウム(第2回)(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・日韓パートナーシップ研修実施(登記制度比較研究を中心)
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第1回, 第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施(第2回)
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研に国際協力部新設, 同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・法総研・ICCLC共催による国際民商事法シンポジウム(第3回)「ADRシンポジウム」開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・日韓パートナーシップ研修実施(第3回)
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア, 中国, カザフスタン, ラオス, モンゴル, ミャンマー, タイ) ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施(第4回)
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京, 大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民商事法シンポジウム(第4回)「知的財産権シンポジウム」開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・日韓パートナーシップ研修実施(第5回)
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・日韓パートナーシップ研修実施(第6回)
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第7回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民商事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催 ・日韓パートナーシップ研修実施(第7回)
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・日韓パートナーシップ研修実施(第8回)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第9回)
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第10回)

年度	その他
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICCLC・JICA共催による「『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウム」を開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第11回)
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第12回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」を開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第12回) ・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月)
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催(9月) ・法総研・ICCLC共催による第7回国際民商事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第13回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(9月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第14回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」を開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第13回)(6月, 10月)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第15回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第14回)(6月, 11月)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC共催による第8回国際民商事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催(9月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第16回)(1月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第15回)(6月, 10月)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催(5月, 8月, 11月) ・法整備支援連絡会開催(第17回)(1月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第16回)(9月, 10月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(6月, 8月, 12月) ・法整備支援連絡会開催(第18回)(1月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第17回)(6月, 10月) ・第69期司法修習生選択型司法修習実施(9月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(6月, 8月, 12月) ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(6月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第18回)(6月, 11月) ・霞が関インターンシップ, 第70期司法修習生選択型司法修習実施(8月) ・法総研・ICCLC主催による第9回国産民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア～」開催(9月) ・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催(11月) ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催(10月～11月) ・法整備支援連絡会開催(第19回)(1月)

－ 編 集 後 記 －

本号が刊行される頃には、じめじめとした梅雨が終わり、灼熱の太陽が顔を出す過酷な夏が始まっていることでしょう。今年の夏も暑いと思いますが、本号で掲載されている記事の内容も皆様に熱く伝わるものとなっているものと思います。

さて、それでは本号で掲載している記事のラインナップを紹介させていただきます。

まず、本号の「巻頭言」は、公益財団法人国際民商事法センター（以下、「ICCLC」と言います。）の大野恒太郎理事長に「法整備支援のその先」と題して、ICCLCが設立から現在に至るまでに行ってきた具体的な活動をご紹介いただき、20年以上にもわたる期間の経過により支援対象国が求める支援内容に変化が生じてきていること、その変化を踏まえ、ICCLCが行っていくべき役割について述べていただいています。

次に、「寄稿」では、ICCLCの長屋寿研究員に「議事録係として法整備支援に携わって」と題して、議事録を作成することを通じて、日本が行っている法整備支援に携わったことで得られたご経験への率直な感想を述べていただいております。個人的には、AG会合と本邦研修で求められる議事録の作成形式が異なるといった事実を知ることができたことは大変参考になりました。

また、カンボジア長期派遣専門家の内山淳専門家には、72号から続いている連載記事の第3弾「プノンペンの平日（3）～カンボジア法整備支援の日常～」を御執筆いただいております。今回の内容は、前号までで述べられていた「普通の平日」ではなく、現地で長期派遣専門家として過ごす「特別な平日」について述べられております。長期派遣専門家が現地で何をを行うべきで、何を求められているかの疑問に対する一つの答えが明示された大変分かりやすい記事となっております。

「特集」では、ウズベキスタンの行政法改革を取り上げました。

まず、今号で特集を組むに至った経緯を当部岩井教官から日本とウズベキスタンの今までの関係性に触れつつ、説明をしていただきました。

次に、名古屋大学大学院法学研究科の市橋克哉教授に「ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性」と題して、JICAが2005年からウズベキスタンに対して行ってきた法整備支援の成果である、今年の1月に制定された行政手続法及び行政訴訟法典についてご説明いただき、さらに、来年1月に施行される行政手続法を適切に運用するために必要となる課題についても見解を述べていただいています。

また、ウズベキスタン最高検察庁アカデミー准教授のネマトフ・ジュラベック氏に「ウズベキスタン行政法における新改革：課題とその解決」と題して、ソ連からの独立前後で相違するウズベキスタンにおける行政法の働きについて紹介していただき、今後ウズベキスタンで行政法が発展していくために必要な見解を述べていただいております。

「外国法制・実務」では、カンボジア及び中国の長期派遣専門家にそれぞれ執筆いただいた「カンボジアの司法 ～未登記土地に関する紛争～」，「中国立法法の改正について（2）」を掲載しました。現地で活躍されている長期派遣専門家から重要な情報を提供いただいております。

「活動報告」の「会合」では、「第19回法整備支援連絡会」を掲載しました。「国際研修・共同研究」では、「平成29年度東ティモール共同法制研究（土地関連法，特に不動産登記制度について）」，及び「シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」」を掲載しました。

佐藤専門官による「専門官の眼」では、佐藤専門官自身が当部で担当した業務はもちろんのこと、担当業務以外で経験した研修及び海外出張について、経験したからこそ分かる苦労や率直な感想が佐藤専門官自身の言葉で述べられており、当部の業務に関心のある方には大変興味深い記事となっております。

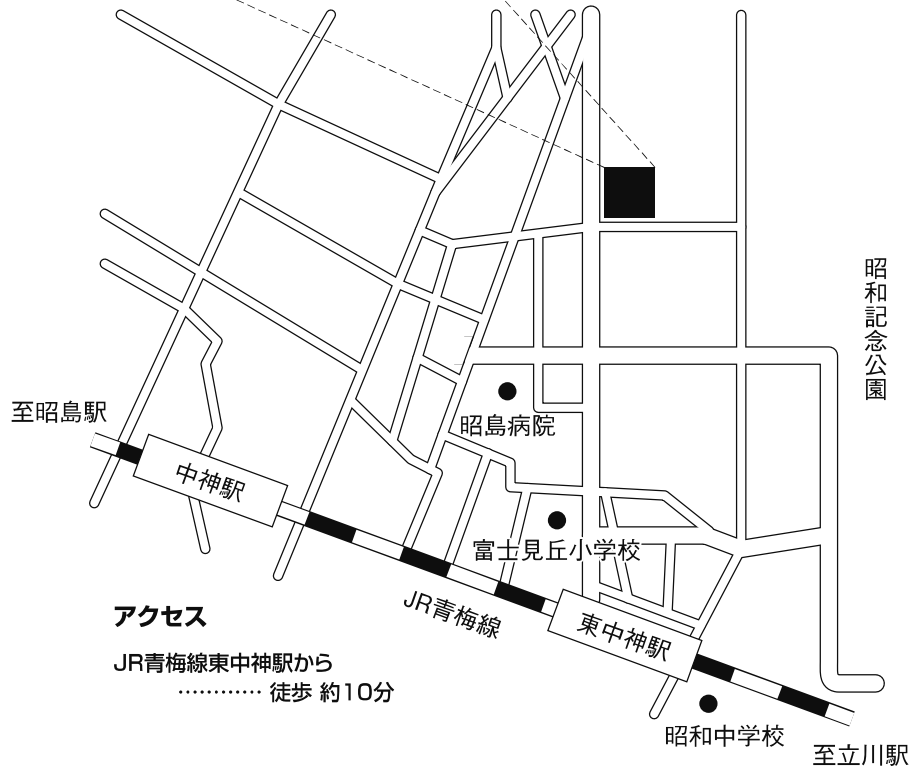
本号で初めて掲載することとなった「法整備支援活動年表」は、当部が把握している支援対象国への支援開始から昨年度までに行った支援活動を掲載しております。今後は毎年度更新の上、ICD NEWSでお知らせしていく予定です。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。また、関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

主任国際協力専門官 松波 宏幸



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp (2016年9月 メールアドレス変更)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2018年6月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。